岩波講座

日本語 3

国語国字問題

岩波書店

岩波講座
日本語
月報
3
1977年1月
第3巻付録

政治のことば

京極純一

政治的な場面でよく使われるいい方に、「君たちの気持はよくわかる」という台詞がある。「わかる」という言葉には、「わかる英語」、「わかる数学」などの受験参考書の表題にみられるような、知的理解を指す用例もある。しかし、「気持はわかる」というときの「わかる」は、英語や数学がわかるときの「わかる」と同じ意味ではない。同感や同情という情の世界の意味である。

* * *

「君の気持はよくわかる」という台詞を観察できる日常的な場所は、赤提燈である。「アノ課長ノヤロウ」と荒れているサラリーマンのとなりで、同僚が、この台詞を使って、相槌をうっている情景である。この場合、「オレモ　ブンナグッテヤロウ　トオモッタ」と続けば、一体感の表明である。ここでは、「わかる」は、同感、共感を意味する。同僚は職場の同輩であるだけでなく、人間として仲間になり、仲間として、失意の友の挫折感を慰撫する資格を保証される。

職場のメンバーの慰撫は、しかし、職場外の職務行為ないし準職務行為である。「君の気持はよくわかる」という台詞は、慰撫の資格を保証するものとして、同感、共感ではなく、同情の意味をもってくる。そして、盃をかわす同僚が上司や下僚となれば、「気持はわかる」といいながらも、人間らしい同情よりも、職務上の慰撫に重心が移ることもやむをえない。

モラリスト風にいえば、自分の側における不幸の欠如の自己確認と、他人の不幸に同情できる感受性の豊かさの自己満足が、同情の背景である。職務上の慰撫を受ける側に、この背景がわからないはずはない。「君の気持はわかる、ナンテイッタッテ、オレノ気持ガワカルモノカ」。しかし、この反発を爆発させることは勤め人の作法に反する。「人間ハ孤独ダヨナア」と胸のなかで反芻するほかない。

「君の気持はよくわかる」という台詞は、一方の極では、同感、共感を意味する。しかし、この台詞は同情、やがて制度的な同情を意味するものであり、他方の極では、空洞の台詞、作法上の挨拶となる。ヤキトリの煙のなかで、数々の酔客に対して、ひと晩に何回となく、オバサンが「アンタノ気持、ヨクワ

目次

岩波書店
東京都千代田区
一ツ橋 2-5-5

カルワ」とくりかえしながら、個別の具体的事情を知ることもないし、また、知ることを期待されてもいない。「気持」という言葉が夜の路地に消えていくだけである。

こうして、「君の気持はよくわかる」という台詞はきまり文句であり、事務通信文の冒頭におかれる挨拶である。「君の気持はよくわかるが、コノ件ハ指示通リ処置スルヨウニ」。「ガ」「シカシ」のあとに続く文章が本来の通信文であり、作法上の挨拶のなかの「君の気持」は、上司から下僚へわたる指令のなかで、無視されたままである。

実質的な共感、人間的な一体感の表明から、作法上の挨拶まで、広い範囲にわたって意味をもつのが、「君の気持はよくわかる」という台詞の日常的な用例である。

* * *

法律や経済の専門語のように、政治的な場面でだけ使われる言葉も少なくない。しかし、政治の世界では、日常的な言葉も数多く用いられている。この「君の気持はよくわかる」という台詞も、政治的な場面で、よく使われる。もっとも、単数でなく、複数で、「君たちの気持はよくわかる」という台詞になる。

ある政治的な要求を提示されたとき、拒否回答する場合がある。この拒否文の冒頭におかれるのが、この台詞である。「君たちの気持はよくわかるが、答ハ「ノー」ダ」。ここで、上司から下僚への事務通信文が、政治の世界に転用された、と解釈すれば、冒頭の挨拶は、話を始める前の「エー」という音声と同様に、無内容となる。しかし、政治的な要求を間にした人間関係は、政治的な関係、相対的な優位・劣位のなかで、劣位の側が少なくとも対等を志向する関係である。規律を前提とした職場の上司、下僚の官僚制的な関係ではない。その限りで、「君たちの気持はよくわかる」という台詞は、職場の作法上の挨拶にとどまらず、政治的に実質的な意味をもつことがあると考えなければならない。

「気持はわかる」という台詞の用例が、日常的な場合、挨拶から、同情ないし共感の表明という範囲にわたるとすれば、政治的な用例もこの範囲と無関係ではありえない。まず作法上の挨拶であるが、交渉の場面で、この台詞を単純に無視してしまえば、あとには政治的な交渉だけが残る。「ナゼ拒否スルカ」。「法令ニ反スル」、「予算ガナイ」、「何トカ省が反対シテイル」。「法令ヲ変エル計画ガアルカ」、「予算ヲ要求スル予定デアルカ」、「何トカ省ニモット説明スルツモリカ」。

しかし、「君たちの気持はよくわかる」という台詞が、たとえ挨拶としてでも、保存されているには、それなりの由来がある。外交交渉を扱うとき、マス・メディアが使う台詞に「国民感情が許さない」といういい方がある。内政上の問題についても、マス・メディアは「県民感情」、「住民感情」という言葉をよく使う。マス・メディアの表現は、日本語が画く秩序像の範囲内にある。日本語が整理した秩序のなかで、「感情」、「気持」は、政治的に実質的な意味を与えられている。

日本語の世界、つまり、日本の政治では、「感情」、「気持」は、第一に政治的要求を提示すること自体について、第二にその要求内容について、正統性根拠となる。「和」の秩序のなかの自己抑制ないし滅私奉公が臨界量に達したとき、弱者のワタクシ

が復権の訴えに踏みきる。「一寸の虫にも五分の魂」である。零落して「一寸の虫」であっても、元来は、和の共同体に平等な資格で参加する霊力・呪力の担い手であり、その声、「五分の魂」の声は、共同体を担う霊力・呪力の声である。とすれば、臨界量をこえて爆発する「感情」は、理の秩序、筋の秩序に対峙する、より根源的な正統性根拠である。

したがって、「君たちの気持はよくわかる」という台詞は、拒否された要求の提示者に対して、(ア)要求自体は秩序の「理」、「筋」によって拒否されたこと、しかし、(イ)要求を提示したこと自体は和の秩序に反したものでなく、止むをえない切実感による正統な行動であると承認すること、さらに、(ウ)要求内容について、たとえ理に反し、筋の立たないものであるにしても、止むをえない切実感に裏付けられた正統な内容であると承認すること、以上三点を伝達する、という意味を暗黙にもつことになる。こうして、拒否された相手方に理の秩序以前の正統性を承認することは、「君たちの気持」に対して、政治的に同情を表現することであり、同情の表明によって、慰撫の資格を保証されることである。「君たちの気持はよくわかる」という台詞は、正統性を保証された、政治的な慰撫の台詞である。

「和」の世界の秩序感覚を守る人々の間では、こうして、「君たちの気持はよくわかる」という台詞は、同情と政治的な慰撫の意味を完全に失うことがむつかしい。そして、この台詞が作法上の挨拶につきない意味をもつ限り、「オレタチノ要求ハ通ラナカッタガ、オレタチノ気持ハワカッテ貰エタ」という形で、「和」の秩序が再建され、次の臨界点まで平穏が持続する。

日本語が作る秩序像のなかで、「一寸の虫にも五分の魂」と「君たちの気持はよくわかる」とが、ひとつの循環を構成するとすれば、循環自体が秩序であり、秩序には作法と挨拶が附け加わる。「君たちの気持はよくわかる」という台詞は、政治の世界で、作法上の挨拶となる。「国民感情を十分に理解して」、「住民感情を十分に尊重して」などの挨拶は、投票の政治のなかで、必須の心得となる。

しかし、秩序は、作法と挨拶は、ついに、局所的である。大学紛争のなかで、理事者側が「君たちの気持はよくわかるが」といったところ、学生側に「オレタチノ気持ガワカルナラ、(ツマリ、オレタチト共感スルナラ、オレタチト一体ニナリ、)オレタチノ要求ヲノメ」と答えられ、閉口した、という伝説がある。そして、「日本国民の気持はわかるが、答ハ「ノー」ダ」といって同情を表明した上で、政治的に慰撫してくれる外国政府もない。日本語が作る秩序像もまた、他の言語が作る秩序像と同様に、局所的である。

(きょうごく じゅんいち 東京大学教授)

オセアニアの「ことば」

畑中幸子

海外での研究生活をおえて、久しぶりに帰国となったとき、「これから、ことばに苦労しなくてもよい」とわたしは安堵に似た気持を抱いた。正直いってわたしは、外国語に苦労したに

もかかわらず「ことば」についてあまり考えたことがなかった。ところが教職につくや学生のことばづかいと日本語の表現から「ことば」について考えさせられた。

日本語は実にむつかしいことばである。敬語がやたら多い。それであって、相手に意味をはっきり伝える「ことば」をはばかるのなら雰囲気を伝えるだけでよい。日本文化には以心伝心というものがあり、相手方がどうにでも解釈できる答えをおくることも認められている。これは日本文化だけではなさそうである。わたしはオセアニア(ミクロネシア、ポリネシア、メラネシア)で経験したのである。

外国の研究機関で働くようになったとき、ことばの違いによっておこされる気苦労は大変であった。まず日本語的敬語を始末しなければならない。親しい間柄とはいえ、自分の上司にあたる教授の名前を呼びすてできるようになるまで少々時間がかかったように記憶している。

しゃべる「ことば」はともかく、論文になると英語では主語と述語をはっきりさせ、誰が読んでもわかる表現をしなければ通らない。日本語の論文を読んでいて、はなはだしいのは主語・述語がわからない。日本語世界に戻ってきたとき、今まで気付かなかった日本語に許されている曖昧な表現法にいらいらさせられた。暫くの間、わたしは日常会話に英語の表現法が出がちとなった。ものごとを曖昧にぼかさないではっきりいったり、相手のいうことをそのまま受けとりwhy?(どうして?)ということばが直ぐ出てきた。相手を戸惑わせ傷つけたのではと今にして感じている。

わたしはオセアニアをフィールドに調査をおこなってき、印欧語を除いて七種類の異ったことばを耳に入れてきた。いずれのことばもオーストロネシア語系かパプア語系である。オーストロネシア語はことばの種類と地理的版図にかけて、世界の言語の中でももっとも大きな語族の一つである。われわれ日本人には発音といい、ことばの構成といいなじみやすい。半年前にわたしは一三年ぶりに戻った東ポリネシアで、昔習得したことばが戻ってくるのに時間を必要としなかった。

東ポリネシアのツアモツ群島では、五つの母音a・e・i・o・uとf・g・h・k・m・n・p・r・vの子音でことばが綴られている。耳から入る日本語で、橋、箸、端などは抑揚のちがいで同じ発音でも全然意味の異るものになるように、ポリネシアのことばも抑揚の仕方でとんでもない意味に転じてしまう。日本語の方は文字が表意文字だからわかるがポリネシア語の方はそうはいかない。

オーストロネシア語族の中には、ミクロネシアのポナペやポリネシアの西サモアなど敬語をもつところもある。敬語の存在は、気持の問題や行為が伴うため、「ことば」だけの問題でないかもしれない。ポナペや西サモアでは敬語は長老や資格保持者に話しかけるとき使用されてきた。今日では、敬語の影がうすくなって老人たちを歎かせている。

二年ほど前になるが、わたしは「旧日本信託統治領ミクロネシアにおける文化変容の研究」のため南洋庁の支庁のあった六つの島を訪れた。日本語教育をうけた世代の五〇歳前後の人びとのインタヴューが主であった。コミュニケーションが日本

語でできるので、朝から晩まで四—五人の人に会うつまった計画をたてた。彼らに日本行政下で経験したことや日本文化について語ってもらう。わたしは今までオセアニアにおけるフィールド・ワークで「ああ、日本語が使えたらどんなに楽であろうか」としばしば感じていた。ミクロネシアはまだ日本語が通じるというので大変くつろいだ気持でいた。ところが実際は逆で、ミクロネシアのフィールド・ワークほど疲れたものはなかった。ミクロネシアの日本語世代の間では、敬語も日本の礼儀作法もまだ生きていたのである。三〇年余り前のスパルタ式の日本語教育のせいか、それとも日本語や日本文化への彼らの順応性がよかったのか、彼らの文化と相まってか、彼らから日本語の敬語も自然に出てくれば、作法も出てくる。戦前の日本女性が彼らのイメージにあるだけに、わたしは応対に一苦労したのである。ことばづかいや立居振舞に神経をつかわねばならない。挨拶の頭の下げ方一つにしても気がかりになる。外国語でのインタヴューや西欧人との応答よりはるかに疲れ、母国語を話していながら、夕方宿にもどるとぐったりしていたのである。今日の日本の若ものに比べて彼らの方が〝正しい〟日本語を話していたことが忘れられない。

日本語の遠まわしな表現法から思い出されることがある。ニューギニア高地の部族社会の話である。ニューギニア高地では、部族間でおこなわれる取引が重要な役割を演じ、勢力の均衡もこの取引の上に成立っている。交易、結婚の交渉、同盟などすべて取引である。この取引にはそれぞれの集団の男子メンバーのほとんどが参加、代表者がスピーチをおこなう。いかにして自分たちの部族に有利な取引を相手方に納得させるかはスピーチにかかっているわけである。相手方が根負けしてしまうのではと思われるほど長いスピーチもある。肝心のことよりも、前おきが長いのが普通である。朝から始まって日が暮れるまで続く。肝心のことをそのものずばりでやるとすぐ破談となる。常に遠まわしにいわなければならない。取引が成功した場合、スピーチをおこなった男の名声はいやが上にも上り、部族のリーダーへの道を歩む。リーダーにならんとする者はこうして社会的地位を徐々にきずいていくのである。

似たことがポリネシアのサモア人社会でもみられた。長老や資格をもつ人に何かねだりたいとき、一度にいってはいけない。気長に辛抱強く、あれこれ別のことを話し、相手が自分に関心を抱きだしたことが確かめられたとき、やおら頼みごとを話すというやり方である。ポリネシア人社会ではサモアに限らず時間は問題にならない。日本でも単刀直入にいってひんしゅくをかったり、逆効果を生むことが思いうかぶ。

またフオノという長老たちの会議は、首長の代弁者が司会するのであるが、そのスピーチは肝心のことを話すに至るまで長い長い前おきがある。わたしはフオノに何度か列席したが何のための会合か全然わからなかったこともある。ポリネシアやメラネシア社会では首長がしゃべらないで代弁者がしゃべるところが多い。首長は黙っていることによって、より威厳を高めるということになっている。西欧人が村にやってきて首長に交渉しても、首長から直接返事が聞けないでやきもきしているのをしばしばみかけた。文化を理解しないでとびこんでいくとこう

いうことになるのである。

オセアニアでは、ことばの発音から日本語を連想させられることばが多い。わたしがニューギニア高地のチンブー地方で調査していたとき、部族の人びとの名前が日本語にもあることばがあったので、名前をなかなか覚えられないわたしにとって大変幸いであった。男性の名にカバ、サル、クマ、モウといろいろ動物の名が出揃った。女性の名は植物の名が多くきれいな音であるが、わたしのお手伝いの少女はブウという名であった。わたしは彼らの習慣に従って大声で名前を呼びすてにする。日本からやってきたテレビ報道班の中の一人が半ば抗議調で「どの人もどの人もすごい名前がつけられましたね」という。彼らはてっきり、口の悪いわたしが動物の名をニックネームにつけたと思いこんだのである。これらが皆本名であることを説明すると、一同は驚くと共に「こりゃ覚えるのがらくだ」と大へん喜んだ。それでも日本人的感覚から、呼びすてができず、ミスター・カバとかミスター・クマと敬称つきで呼んでいた。わたしのお手伝いは「ぶう子さん」になった。彼女に「さん」の意味を説明したら、敬称には御機嫌で、命名した若いスタッフに、食事のときおかずの盛りをよくするなどサービスに出た。

オーストロネジア語系やパプア語系のことばを話す人たちに日本語はどう受けとられるか。教えてみたところ、西欧人よりはるかに正しい発音をするばかりか、習得が早い。わたしが、彼らのことばの方を印欧語より容易に習得したごとく、彼らも日本語の方を容易に習得することに興味をもたされたのであった。

(はたなか　さちこ　金沢大学助教授)

古代日本語と朝鮮語

金　達　寿

私はこの数年、日本各地を歩きまわって、『日本の中の朝鮮文化』という古代遺跡紀行を書きつづけている。そのような古代遺跡は全国いたるところにあるが、しかしそれがどういうものであり、いつごろできたものであるかを知るためには、当然、それにかかわるいろいろな文献などにもあたってみなくてはならない。

その文献としては、『古事記』『日本書紀』『風土記』などもちろんであるが、全国の各市町村で発行されている「文化財案内」といったものや、それから神社・仏寺などでだしている「由緒書」なども必要なものであることはいうまでもない。それからまた、案外油断ならないものに、毎日、全国各地で発行されている新聞の記事がある。

要するに、古代の日本と朝鮮とに関係あるものなら何でも、というわけであるが、私がいま住んでいる東京のそれならまだしも、各地方の新聞となると、これはもうとても、――という よりほかない。だから、地方の新聞については、前記の『日本の中の朝鮮文化』を読んでくれている読者が切抜いて送ってくれるそれにたよるよりほかないのであるが、しかしそれだけでも、たいへんおもしろいものが少なくない。

ここでは「ことば」にかかわるそれだけとりあげるけれども、

たとえば九州・熊本市坪井在住の野口照雄氏が送ってくれた、一九七六年九月二七日付けと一〇月一二日付け『熊本日日新聞』の切抜きにこういうのがある。九月二七日付けは「私が考えたトンカラリン」という見出しで、これは熊本市島崎に住む主婦の大蔵尚子さん(三三歳)による同紙「読者のひろば」への投書である。

──私、近ごろトンカラリンという名前の追究に凝りだしました。これも私の一種の遊びとしてお受け取り願えれば幸いに存じます。

「トンカラリン」はなにかの言葉のなまったものと仮定しました。どうみても韓国あたりからきたのではないかと推定しました。トンは韓国語のトルから複数。同じようにカラ→クール=窟(いわと)。リン→キル=道。意味をつなげば「たくさんつないだいわとの道」ということになります。

もう一つは、トン→トール=野原。カラ→カーンダ=耕す。リン→ダリ=足・橋。意味をつなげば「野原を耕す水の橋」となります。「農民のために造られた長い窟の道」だとは、通じるような気がいたします。

ちなみに、ハナタレ小僧も、ハナ→ハナ=ひとつ。タレ→タル=月(つき)。コゾウ→コウジダ=消える、となり、鼻汁をすすったらなにもかもなくなった(ひと月働いて消えた)という伝説があり、なぞめいた言葉がわかるような気がしました。

この文章はまだつづいているが、私は、ここにみられる朝鮮語を大蔵さんはいつ、どのようにして習得したか知らないけれども、「ハナタレ小僧」までがそれであろうとはおどろきであった。ついで一〇月一二日付けの切抜きは、「神の里への洞窟の道/トンカラリン/朝鮮語のなまり?」という見出しとなっている。これはいまみた大蔵さんの一文に対し、菊池川流域古代史研究会の古閑三博氏が寄せたもので、こう書かれている。

──大蔵さんを訪ね、その発想を感謝し、さらに裏づけるべく福岡の韓国文化センターの高元貺氏に意見を求めたところ、「こぶし大の石でできた岩で囲まれた洞窟(くつ)の道」と考えられるし、済州島には今なお〝トンガアリ〟といわれる地域があり、信仰の対象となっているとのことであった。……昨年、松本清張氏が現地を訪れられたとき、「短絡的な推測は許されないが、古代朝鮮の信仰と関連があるのではないか」と指摘されたことがある。……

船山古墳は、トンカラリンと同じ丘陵台地の上にある。その出土品は新羅の都・慶州における一九八号、一五五号古墳出土品と類似していると、この道の学者も指摘している。

かつて九州を制圧した大和朝廷と交流の深かったのは百済である。筑後の磐井をはじめ九州の豪族と誼(よしみ)を結ぶ国は新羅であったと歴史は記している。

若い一主婦の朝鮮語への関心からした投書が、はからずも古代九州全体の歴史までうかびあがらせたわけであるが、そのような新聞記事はこれだけではない。次は、『朝日新聞』の和歌山版である。これは一九七六年八月、朝日新聞白浜分局の重岡美也氏から提供されたものであるが、この記事は「恋歌ではなく雄略天皇の即位宣言/和歌山の宮本さん/万葉集冒頭歌に新解釈」という見出しのこういうものである。

教科書にも登場する万葉集巻一の冒頭歌、雄略天皇の「この丘に　菜つます児(こ)　家聞かな　名告(の)らさね……」は、万葉の問題歌の一つになっているが、和歌山市紀三井寺、郷土史家宮本八束さん(七七)がこのほど「この歌は雄略天皇の即位宣言。服して聞け、我こそは天皇なり、という意味の歌だ」という新解釈をし、小さな論文にまとめた。この歌の読み方は、学者によって多少の違いがあるが、教科書などの一般的な読み方は、

籠(こ)もよ　み籠持ち
ふくしもよ　みぶくし持ち
……

「通りがかりの雄略天皇が、若菜摘む少女に声をかけ、堂々と自分から身分を明らかにし、求愛した」と解され、いかにも古代らしい人間天皇の姿が浮き彫りにされた秀歌、とされている。

宮本さんは雄略天皇の事跡を調べているうち、日本書紀の雄略像と万葉のイメージが、あまりにも違うのに疑問を持った。古代朝鮮語を漢字で表現した吏読(りとう)法を使って、この歌を読み直したところ、

こもらすも　とみこもらすも
ちふくしも　とみふくしもち
……

「至急告知するぞ。知りて服しつかえよ。世界の世の人を安どせしめる泊瀬(はつせ)朝倉の高御座に至急服しつかえよ。なんじ臣民よく聞け。この大和の国に、法令によって、我は王座にある。我こそは天皇なり。神かけてうそはいわぬ」という意味で、雄略天皇の即位宣言を裏に隠した歌という。

「勅選集」だという説もある『万葉集』のこの冒頭歌がはたしてそうであるかどうかは私にはよくわからないが、朝鮮・新羅の吏読と万葉仮名とは、その表記法が原則的に一致しているものであることは大野晋氏なども早くから認めているところである。そしてこの冒頭歌の「みぶくし持ち」の「くし」や、「名告(の)らさね」の「のる」は古代朝鮮語の「くし(串)」「話す」ということであることも早くから指摘されている。

そしてまた、万葉仮名や『万葉集』の源流を、吏読やそれによる新羅の『郷歌』にもとめた土田杏村『上代歌謡』(全集第一三巻)や、「『新羅郷歌』を知らずして、『万葉集』の成立は殆ど考えられぬであろう」(中島利一郎『日本地名学研究』)といったことばなどを考えあわせてみると、和歌山の郷土史家という宮本さんのこの説は、決して無視できないもののように思われる。もしそうだとすれば、どういうことになるか。その冒頭歌と限らず、『万葉集』そのもの全体が根本的に再検討されなくてはならぬということになる。

なお、いま私の手元には、「日本の奈良時代以前の言語や漢字の発音を知り得る日本書紀や古事記・風土記・万葉集等は、凡んど古代朝鮮語で書かれている」と書きだされている、三重県上野市西大手町在住の今城鋤治氏の「奈良時代の朝鮮語に就て」という論文がある。これも『万葉集』のそれをもって論証をこころみたものであるが、これについてはいずれまたの機会に、ということにしたい。

(キム タルス　作家)

岩波講座 日本語

3

国語国字問題

岩 波 書 店

〈編集委員〉

大野　晋

柴田　武

まえがき

日本で〝ことばの問題〟として問題になるのは、文字・表記のこと、標準語のこと、外来語のこと、敬語のことなどではないかと思う。これらの問題は従来〝国語国字問題〟の中の各項目として考えられて来た。

国語国字問題は、明治以後の西欧的近代化を図る文化・社会政策の一つとして出て来たことである。すなわち、文字・表記のことは、読み書きを一部の階級の所有物から全国民の物にしようとしたときに問題になり出したことである。また、近代国家としての統一を確立するためには標準語の普及が必要であった。一方、国際社会に生きるためには外来語を排除することはできないが、日本語社会の自立を保つのにはその無制限の流入を見逃しておくことはできなかった。さらに、士族と平民、地主と小作人などの階級的な差の消滅による人間関係の変化と社会的価値の転換に伴って古い敬語体系では対応できなくなって来た。これらのうち国語国字問題としてもっとも重要で、深刻なのは文字・表記のこと、そのうちでも「漢字の問題」が中心的課題である。「現代仮名づかい」の問題は外国におけるスペリング改定をめぐる問題に当たり、言語と文字との間に起こる普遍的課題であるが、「送り仮名」は漢字と仮名のまぜ方の問題で、これは日本独自のものである。これらの問題の底には「日本人の読み書き能力」のことがある。もし日本人の読み書きが十分満足できるものであったならば、文字・表記の問題は起こらなかったはずだからである。

話しことばにも関係するのは「標準語の問題」と「外来語の問題」である。敬語については、及ぶところが広いので、巻を改めて第四巻で扱う。この他に、現代語を左右する強大な力を持つマスコミのことばを特に「新聞用語・放送用語」としてとりあげた。

西欧の近代文明を象徴する科学技術は、いったいこれを日本語で十分に表現できるものかどうか。しかし、ここでは、そのような根本的な問いを出すかわりに、すでに科学技術が日本の社会に不可欠のものになっている現実を見て、科学技術がどのように日本語の中に入り込んでいるかを見ることにした(「科学技術と近代日本語」)。

右のように、国語国字問題の個々の課題をとり扱った上で、明治以後の国語国字問題の歴史を広く日本の文化政策、社会政策の流れの一つとしてとらえようとした(「国語国字問題の由来」)。

しかし、考えてみると、日本の国語国字問題は、世界各国の言語問題と言われるものに比べると、かなり小さい問題、細かい問題である。少なからぬ国々における言語問題は、一国の公用語に何語を採用すべきか、民族語で国民教育をするためにはどうしたらいいか、西欧近代文明をいかに言語で表現するか、正書法のない言語に新たにいかなる正書法を制定すべきかといった問題である。いずれも、単なる言語の問題にとどまらず、住民各人の生存と運命にかかわることがらで、政治・宗教・人種などの問題とからまって、しばしば「言語戦争」を引き起こす。日本ではとうてい考えられないことで、かつて国語国字問題の項目として挙げられたこともない。「世界の言語問題と国語国字問題」には、そうした世界的視野の中に日本の国語国字問題を置いて見直そうというねらいがある。

国語国字問題は、ついには解決のつかない問題なのかもしれない。解決がついたと見えても、次の時代ではまた別の問題が起こる。国語国字問題はそういう性質のもので、それぞれの問題にそれぞれの時点で適宜対処していかなくてはならないだろう。そのためには、一本筋の通った「国語・国字観」を持っていなければならない。この巻はそのために多少の貢献をなしうると思う。

一九七六年一二月

編集委員

岩波講座　日本語3

目　次

1　世界の言語問題と国語国字問題

千野栄一

一　世界の言語問題

はじめに

二〇世紀にもなり、言語学は目ざましい発展をとげているにもかかわらず、この地球上にいくつの言語が話されているかというような基本的な問題への解答はまだ出ていない。一九五二年に出版された著書においてマリオ・ペイは世界の言語の数について二七九六という数字をあげており、一九七〇年に出た『言語と人間』においてスウェーデンの学者ベルティル・マルムベルイは二七〇〇から二八〇〇という数をあげているが、[1]この数字を信ずる人はほとんどいない。多くの言語学者は三〇〇〇以上の言語があると信じており、場合によっては五〇〇〇の言語があると考えている。

このように学者によって言語の数が異るのは第一に地球上にまだ調査の不充分なところがあること、そして、第二に何をもって独立の言語であって、方言ではないかを区別する言語学的基準が確立していないことにその原因がある。第一の理由の中で特に大きな比重を占めるのは太平洋の南西部の調査で、この地域には一四〇〇の言語があるといわれ、ニューギニアだけで一〇〇〇の言語の存在が伝えられている。この地域の専門家の話によると、西イリアンでは学界に知られていない言語がいまだに五〇から一〇〇はあるそうである。

ここでは仮に世界に三〇〇〇の言語があるとして話をすすめることにしよう。ところで、地球上にいくつの国があるかを見ると、一九七五年に国連加盟国の数は一四四カ国、計算に便利なようにざっと一五〇カ国とすると、三〇〇

〇を一五〇で割ることになり、一ヵ国あたり二〇の言語があることになる。そしてもし、仮に、世界の言語が同じ数の話し手を持つとすると、地球の全人口を大雑把に三〇億とみて、一言語あたり一〇〇万の話し手を持つことになる。しかし、世界における言語の分布状況をみると、一つの国家に二〇の言語、一つの言語の成員が一〇〇万というのとはまったくかけ離れている。世界には五〇〇〇万以上の話し手を持つ言語が一三あり、しかも、この一三の言語が世界の三分の二以上の人口を擁しているので、世界の三分の一弱の人が、全言語数を三〇〇〇とすれば、それから一三を引いた数の言語を話していることになる。日本語はこの一三の言語の第六位に位し、しかも、日本一ヵ国で話されているという特殊な状況にあるので、日本人には諸外国の複雑な言語問題はよく理解され得ない。そこで、以下に具体的な例をあげて説明していくことにしよう。

昨年、カナダのモントリオールで行なわれたオリンピックの中継録画を見た人は、まず英語で放送がされ、ついでフランス語で放送がされ、画面にも英語、ついで、フランス語が出てきたことをよくおぼえているであろう。競技の結果でも、同じように二ヵ国語の放送がなされたのを見た人は、あまりのまどろっこしさにいらいらしたかもしれない。しかし、この方法がカナダで一般に行なわれている方法なのである。現在カナダには二〇〇〇万余の人口があり、その四割強がイギリス系カナダ人、三割強がフランス系カナダ人によって占められている。このほかのヨーロッパ系の移民(約二割)、原住民のアメリカ・インディアン(二〇万強)、エスキモー(一万三〇〇〇)のほか、ヨーロッパ系以外の移民もいる。

言語的にみると、現在のカナダでは英語だけを話す人が六七・四%、フランス語だけの人が一九・一%、英仏のいずれも話す人が一二・二%、どちらも話せない人が一・三%となっている。地球上の言語の数と国家の数とのアンバランスがカナダにも反映しているわけで、アメリカ・インディアンの言語を数え上げたら、かなりの数の言語がカナダ一国の中に入ることになる。しかし、英・仏のいずれをも話さない人がわずか一・三%しかいないという事実がこの国

に二つの公用語を認めることによって国を運営していく方式をとらしているのである。そして、その結果がオリンピックの放送という形で全世界に伝えられたのである。

一つの国家においてどの言語を公用語として定めるかには深い歴史的背景があり、それぞれの国家において事情は異っているが、言語問題は常に民族文化の運動とかかわっている。そして、言語境界線についての異った見解は戦争という事態さえ惹起することがある。言語問題は単独にそれがとりあげられなくとも、文化・人種・宗教などと共に数多くの国際紛争の原因になっており、記憶に新しいところだけでも、インドとパキスタンの紛争、キプロスにおけるギリシャ系住民とトルコ系住民の対立、宗教の対立とも深く結びついているアイルランド騒動、バスク独立運動、フィリッピンの回教系諸族の抗争と世界の到るところで血なまぐさい争いを展開しており、言語問題は単なる言語学の研究対象からは大きく踏み出した世界を震撼させる大問題となりつつある。

1　インドの場合

世界の状況を見ると多言語国家は年ごとに増えつつあり、一般大衆の言語とは異った行政上の言語を公用語とする国々はその数を増しつつある。この典型的な例がインドで、インドの紙幣には主要言語として規定された一四の言語でその紙幣の値段が書かれており、言語が違えばその意味がわからないのみか、いくつもの異った文字で書かれているという絢爛(けんらん)さである。自分の国の紙幣を手にしたとき、その中の一つの言語で紙幣の価値がわかり、その横に一〇をこえる見知らぬ言語が印刷されているという様子は日本人には想像がつかないことであろう。しかし、実はインドの言語状況はこの一四カ国語ですむというような生やさしいものではない。この一四カ国語を頂点に何十という有力な言語があり、さらに細かく区分すると、何百ともいわれる異った言語が存在する。そして、一四の言語による国営放送が行なわれ、七〇〇以上の新聞がそれぞれの言語で出されているそうである。とはいえ、インドが生活水準を上

げるために経済を強力にし、一つの国家として存在していくためには、どうしても一つの公用語が必要になる。インド憲法は一一の州公用語を定め、全インドの公用語として英語を定めているが、植民地主義の名残りである英語を公用語に定めているところに言語問題の難しさがある。国家の行政、部分的には学校や文学で英語を使うのはイギリスの文化への親しさからでないことは誰の目にも明白であろう。ここで決定的な役割を果たしているのは政治的な考慮と実用的な理由で、まず、英語はインドの個々の民族にとって中立的であることが大きな力となっている。インドではやがてヒンディー語を公用語にしようとしているが、ヒンディー語を公用語にした場合、文化的にも、政治的にもこの言語に従属することになることを恐れるその他の言語の話し手の住む地域、特に有力なベンガリー語とタミール語の地域ではとりわけ抵抗が強い。

実用的な理由と考えられるのは英語が優れた文化的な言語であり、国際的な地位を確立している言語だということにつきる。

インドにいた放送記者の饗庭孝典はこの間の事情を次のように述べている。[2]

運の悪い場所に生れてきたインド人は全国的な意味で一人前になろうとすると少なくとも四つの言葉をマスターしなければならない。まず生れた部族の言葉である。この言葉は小学校の段階でもう頼りにならなくなり、初等教育を終らせるためにはその州の公用語を習得しなければならない。次に全国共通の職業につこうとすれば、公用語であるヒンディー語をマスターしなければならない。一流企業や政府の高級役人になろうとすれば、大学を出なければならないが、大学教育の大部分が英語で行われているので、英語を人並み以上に身につける必要がある。

このような状況を日本で再現すれば、東京の神田生れの人が、小学校では下町弁を、中学に行くには東京弁を、そして、地方に就職するために日本語を、さらに大学や、一流の企業に勤めるのには英語が必要というのにあたり、日

本では下町弁、東京弁、日本語というのが、お互いに理解のし合える言語であるのに、インドの場合はそれぞれがまったく別のケースが多く、いわば小学校では日本語、中学では朝鮮語、全国的な規模ではロシア語、そのうえに英語というのと同じくらい異った言語なのである。

2　東アフリカの場合

インドと同じようなケースはアフリカにおいても到るところで見られる。アフリカの言語問題の専門家である西江雅之はその事情を次のように描いている。(3)

町(ケニアの首都ナイロビ、筆者注)の内部一帯はキクユ族という人口百八十万を越す大きな種族の土地のはずれに当るので、市内にはキクユ語を話す人間が多いのは当然である。しかし、ナイロビには東アフリカ各地から多数の部族出身者が集っているので、町内に入ればキクユ語が特に目立つということはない。特に都会人として生活、例えば、商人、会社員、ボーイ、家政婦、役人、先生等で生活している者は、英語かスワヒリ語で生活の大半をおくっているのが普通なのだ。(中略)

結局、自分の部族語一つだけで生活をしている者は、ナイロビの町では極めて稀であると云えよう。多分、一言語での生活者の数は一人で四つ以上の言語を使いわけて日常生活をおくっている人々の数よりもずっと少ないとさえ云えるのではないだろうか。この場合四つ以上の言語とは、その人が少数民族の出身者であったりする場合、故郷にいた時に自分の言語と、その土地で有力な言語を使って生活していたうえに、さらにそこでスワヒリ語と英語になじんでいたという経歴の持主がナイロビに出て生活している場合を云う。

インドと東アフリカの二つの報告が奇妙に一致していることに読者は気がついたかもしれない。言語が四つであることも一致を示しているが、これはそれらの言語に対応する社会が四層になっているからにすぎない。したがって、

たまたま自分の生れた地域が下から二番目の広がりを持つ言語地域であれば、この四重構造は三重構造になる。

これらの諸言語の話し手は四つの言語を均等に使えるのではなく、言語状態に応じて使いわけているのであり、部族の言語では全国的な話題には不充分であり、その逆も真なのである。これは上京していた地方の人が、故郷の話題になると方言で自由に話せるのに、その方言で生活したことのない言語環境のことを話題にするのに一定の困難があるのと似ているところがある。くどいようだが、もう一度繰返しておくと、日本の場合、方言と共通語が一つの言語であるのに対し、インドや東アフリカの場合、しばしばまったく別な、一語として通じない言語なのである。

仕事の関係で、ヨーロッパにいった日本人の家庭の子がその土地の学校にあがり、その土地の言語を身につけたとき、自分の家庭内でその言葉を話してごらんといわれても、うまくしゃべれないのは同じようなケースで、自分の両親が家庭内でその言語を使っていなければ、よその家庭や、テレビなどから、その状況ではどうしゃべるべきかを習わなければならないからである。

インドと東アフリカにおいて、一番広い範囲で使える言語が英語であるのはたまたまここがかつての英領の植民地であったからにすぎない。英語が植民地主義の名残りであるにもかかわらず使われているところに、これらの国々での言語問題の一つの苦悩がある。それぞれの国で、ヒンディー語とスワヒリ語の普及は進んでいるが、もし、ヒンディー化なり、スワヒリ化が完成すると(これには莫大な時間と、数多くの障害があり、簡単ではない)、現在の日本が直面しているように、日本語が言語として有力であっても、対外的には孤立するということになりかねないのである。

かつての植民地主義の名残りの言語であっても、現地の諸言語に対する中立性と国際的に通ずる実用性の魅力のために、アフリカの諸国は北アフリカのアラブ諸国を除いて、かつての主権国の言語、英・仏などの諸語を公用語と定めて、行政や、教育の言語として使っている。

この事実を逆に使われている言語の立場、すなわち、英語やフランス語の立場から見ると、これらの言語が国際的

に通用する資格が必要なので、絶えずその言語を伝播させることが重要な課題として登場し、経済的・政治的結びつきを強化するためにもそれらの言語が利用されることになり、この事実は新しい問題をこれらの言語を公用語として定めた諸国家に与えることになる。

3 ヨーロッパの場合

イギリス

言語問題が存在するのはインドや、アフリカだけではない。インドや、アフリカのような多様性はないにしても、言語問題がない国を探す方がむしろ困難である。インドや、アフリカ諸国の公用語として定められている英語やフランス語の母国、イギリスやフランスにも言語問題は存在している。

インドや、アフリカの数多くの国で公用語として認められている英語の本国であるイギリスも言語問題を抱えていることはあまり知られていない。『言語と社会』という本を書き、イギリスの言語事情について詳しく述べたトラッドギルは同書で、[4]

この国もまた、どこからどう見ても単一言語国家であるように見えるし、この国に来る人も、もちろん、英語以外の言語を習う必要は全然ない。しかしそう見えるからと言っても、あまりあてにならないのである。

と述べ、その内容を詳述している。

それによると、英国は一八、九世紀頃にこの国の土着の言語であったケルト語系のコーンウォール語を死語とさせたものの、同じケルト語派のウェールズ語はウェールズの総人口の四分の一が第一言語としているし、スコットランドのゲール語も八万の人に話されている。

幸いなことに、少数民族の言語に対するこういう態度や、それと結びついた偏見は、現在、イギリス連合王国の教育界からはほとんど姿を消してしまった。もっとも、ウェールズ語やゲール語の話し手の中には、この国での自分たちの言語の地位について、強い不満を持っている人も大勢いることはいるが。たとえばゲール語は一九一八年にゲール語地域のスコットランドで、学校で使うことが許されるようになった。ただしゲール語が教育用言語として、主に小学校低学年の生徒に広く使われるようになったのは、やっと(傍点筆者)一九五八年になってからである。[5]

トラッドギルの筆致は冷静な言語学者として、自国内の言語問題に感情を抜きにして触れているが、「やっと」というところに何としても実感が溢れているように、ゲール語の使用を許されてから、学校での使用を認められるまでの四〇年の長いゲール語関係者の戦いの跡が読みとれる。しかも、小学校の高学年、特に中学では依然として英語で授業が行なわれ、この事態をトラッドギルは、

これは幾分かは、中等教育の中央集権化の結果によるものと言えよう。つまりゲール語を母語とする子供も、多くの場合は、ゲール語以外の言語を母語とする子供がたくさんいる学校に通うからなのである。[6]

とやや弁解気味である。

ウェールズ語についてはこの言語がゲール語よりはるかに広く使われ、ラジオやテレビの放送にもかなりの時間がさかれていると述べているが、やはりウェールズ語地域の小学校で本気で教えるようになったのは一九三〇年代、ウェールズの子供にはすべて、ウェールズ語と英語の両方を教えるべしという趣旨の報告書が出されたのが一九五三年である。

このように一見、政府の言語政策は進歩的であり、ウェールズ語にせよ、ゲール語にせよ発展の途上にあるように見えるが、トラッドギルが見抜いているように、[7]

確かに学校教育は成功しているようであるし、次の世代にはウェールズ語を流暢に話せる人の数も増えるように思われる。しかしそれにもかかわらず、英国におけるケルト系言語の将来は、やはり非常に不安定なものである。スコットランドにおけるゲール語の話し手の数は、一八三一年に一三六〇〇〇人だったのが、一九三一年には八一〇〇〇人に減っているし、ウェールズ語の話し手の数は、同じ期間に九〇二〇〇〇人から六五六〇〇〇人に減少しているのである。

・イギリスにおけるケルト系諸言語の現状についての報告には、東アフリカや、インドでの状況と似通っているところのあることはどうしても否定できない。せっかく、これらの言語の普及につとめても、その将来性には一定の限界があり、強力で便利な英語の前にその前途は楽観できないのが実情で、この事実はアイルランドの現状に色濃く反映されている。

一九四九年に英連邦からも独立し、独立の国家となったアイルランドは第一の公用語としては、そこからの独立をやっと獲得した相手国の言語、英語を、第二の公用語としてアイルランド語を定めなければならなかったし、今日の約三〇〇万の人口のうち、二九〇万が英語を話し、一〇〇万がアイルランド語を話す。上の数字のうち九〇万は英語も、アイルランド語も話す。要するにアイルランド人の三〇人に二九人は英語を話し、三〇人に一〇人はアイルランド語、九人は両方の言語を話し、一人だけがアイルランド語だけを話すわけである。とはいえ、アイルランド語の話し手の数は一九二二年に三〇万まで下ったことを考えると、やがて、アイルランド語系住民の数が増え、カナダ型の二言語併用国になることも考えられないわけではないが、アメリカ合衆国の英語のように、アイルランド語がただ一つの公用語となることはアイルランドにおける英語があまりにも普及していることとアイルランド語の国際性からみて難しいと思われる。

フランス

アフリカ諸国で広く公用語として認められているもう一つの言語、フランス語の祖国フランスといえども、言語問題とは無縁ではない。フランスでは国内に二つのフランス語以外の言語を抱えており、そのうちの一つブルトン語はブルターニュの西端にあって九〇万もの話し手を持ち、また、南西端のピレネー山脈の大西洋岸にはバスク語の話し手九万人がいる。

この前者のブルトン語はアイルランド語、ゲール語、ウェールズ語と同じケルト語派の言語で、「現代世界の言語状況[8]」を書いたヴェルガンによると、

ブルターニュにおいてはこの言語の教育を確保するための努力がなされてきた。たとい言語的な「失地回復」は考えることができないとしても、少くともこのようにして、ブルトン文化遺産として残るものを保護し、何らかの文学的復活の促進は期待できる。今まで明らかにされた種々の自治論者たちの運動が示すところによれば、ブルトン語をアルモリク(ブルターニュ)半島の国語とすることが考慮されている。

という状況である。

・後者のバスク語は、ヨーロッパにおいて孤立する言語として、これまで数多くの言語学者の注目を集めてきた言語で、フランス領よりスペイン領内の方が数が多く約六一万の話し手がいる。そして、今日、このスペイン領内のバスク人は独立を求めてスペイン政府としばしば争いをおこしている。

政治上の国境と言語地域が一致しないケースには、単に一つの国にいくつかの言語が存在するだけではなく、一つの言語がいくつかの国で話される場合もある。フランス語の場合を見ると、アフリカのいくつかの国で公用語として使われている以外に、本国のフランスと地続きであるスイスの西部やベルギーの南部でも使われていて、フランスの

国境とは一致していない。

ベルギー

ベルギーにはゲルマン系のフラマン人と、ラテン系のワロン人が住んでおり、南部の、フランスと続く地方に住むワロン人はフランス語を、北部の、オランダと続く地方に住むフラマン人はオランダ語と同系のフラマン語を話している。この国では現在この二つの言語を公用語として定めており、首都のブリュッセルではこの二つの言語で書かれた道路標識が目につく。しかし、この首都の南方約三〇キロを東西に走る両言語の境界線を離れるにつれて、二言語併用のケースはなくなり、それぞれ自分たちの言語だけを用いる。

ごく大雑把にいって、ベルギーの言語状況はカナダに似ているが、カナダで二つの言語フランス語と英語を話す人がかなりいるのに、ベルギーではフラマン人でフランス語を話す人や、ワロン人でフラマン語を話す人はあまりいない。ベルギーがこのような二言語併用の国家として確立したのは長い歴史と、数知れない衝突の結果であり、最終的に二言語を認める法律ができたのは一九六三年のことにすぎない。

通常、二言語が公用語として認められ、それぞれの公用語のうしろにもう一つの国がひかえていると(この場合、フランスとオランダ)、しばしばこの二言語国家は分裂して、それぞれ、うしろにひかえている国に併合されがちである。例えば、数年前にキプロス共和国が分裂状態になったのはまだ記憶に新しい。しかし、ベルギーがしばしば言語紛争をおこしながらも、二つに分裂する気配すらないのは、この国の歴史を見ないと理解できない。ベルギーの言語事情について、よくまとまったレポートを書いた増田純男による、(9)

つまり、言語では対立する双方であるが、ともに他国の圧政下に入りたくないこと、そしてともに熱心な旧教徒であるという共通性は時には言語上の対立をのりこえて独立をかちとる原動力となったとみてよいのであり、こ

の点でワロン人とフランス人でもなければオランダ人でもない所詮はベルギー人なのである。という指摘は正しいであろう。キプロスが一度はギリシャ人とトルコ人からなる共和国として、せっかくまとまった一つの国家として成立しながら、結局はトルコとギリシャの二つに分裂したのはキプロスの場合、トルコはトルコ語、トルコ民族、回教、ギリシャはギリシャ語、ギリシャ民族、ギリシャ正教と言語・民族・宗教が一体をなして二分されたのに、ベルギーでは言語は二分、民族は別ではあるがベルギー人の意識があり、宗教では一致していたのが異った条件をなしている。そして、もう一つ、この二つの言語を話すフラマン人とワロン人が、前者が人口の五五％、後者が四四％とかなりバランスがとれており、しかも居住区域が南北に二分されているということも好条件で、ベルギーは原則としてフランス語またはフラマン語のいずれか一つを話す二つの地域に分れること、そして、それぞれの地域では、行政、司法、教育制度の公用語は、その地域の言葉にすることになったのである。しかしながら、二言語併用が理想的に運営され、問題がないわけではない。言語問題に加えて、二つの民族の民族性の差異、工業を中心とするか、農業を中心とするかからくる経済上の差もあり、それぞれの文化も、歴史も異っている。それに二言語併用を支えていた、居住地域の分離、住民比のバランスは、時間とともに変化する要因であり、現に、交通の発達による両民族の混交、結婚、出生率の差は新しい様相をベルギーに加えつつある。

首都ブリュッセルにおける二言語併用の試みは分裂を回避する一つの試みであり、もしこれが成功すれば、カナダにおける二言語併用のような役割をはたすことになるであろう。そして、強力な隣国に包まれているという認識を国民が忘れない限りは二言語併用の国として存在していくことであろう。

スイス

フランス語が国境の枠を越えて拡がっているもう一つの国はスイスである。現在、スイスの西側、フランスと境を

接する地方では、人口六〇〇万余の一九％がフランス語を話し、四つの言語が使われるこの国の第二番目の公用語になっている。

スイスは多言語併用の国家としては実に珍しいケースで、ドイツ・フランス・イタリアと強力な隣国を背景とする言語が共存していながら、それぞれの言語の話し手が隣接の自国語を話す国家へ分離しようとする動きがまったくみられない。このことをプラハの言語学者カレル・ホラーレックは自著『言語の哲学』の中の「言語政策と国家イデオロギー」で次のように述べている[10]。

スイスにおけるフランス人、ドイツ人、イタリア人は単に自分たちをスイス人と見なしていて、それぞれの母語国家と文化的にせよ、ましてや政治的にせよ統一をはかろうとする動きはない。同様のことがフランス語を話すベルギー人のフランスに対する関係にも見られる。

スイスではフランス語よりドイツ語の方が優勢で、人口の七〇％の人たちが、ドイツとオーストリアに国境を接する地方でスイス・ドイツ語を用いている。この言語はドイツ語といってもドイツで使われているドイツ語とはかなり差のある方言で、書かれたドイツ語がわずかに共通語として、ドイツ・オーストリア・スイスなどのドイツ語地域を結んでいるにすぎない。

以上の二つの言語のほか、イタリア語があり、南東部で一〇％の人によって話されている。また、第四の公用語に指定されているレトロマン語はスイスの東部の谷間で話されている言語で、人口の一％にしか話されていないにもかかわらず、一九三八年以来公用語として認められている。

四つの公用語を認めながら、とりあげるような言語問題がないスイスはまさに珍しい例であり、その秘密は二二ある州がかなりの独立性を保っていることにありそうである。また、それぞれの言語地域が自分の母語以外の語学に力を入れていること、さらに、宗教がプロテスタント五六・三％、カソリック四二・二％、その他、一・五％にわかれ、こ

の分布が言語の分布と必ずしも一致していないこともプラスしている。

ドイツとソルブ語

一つの言語がいくつかの国で話されていて、しかも地続きになっている例がドイツ語である。ドイツ語は現在ドイツ連邦共和国(西独)、ドイツ民主共和国(東独)の言語であるのはもちろん、オーストリアの公用語であり、さらに、スイスのドイツ語地域、ルクセンブルグ、リヒテンシュタインなどの有力な言語としての地位を保っているほか、デンマーク、ベルギー、フランス、イタリア、ユーゴスラビア、ルーマニア、ソ連、ハンガリー、チェコスロバキアなどで少数民族に使用されている。そして、アメリカ合衆国には約五〇〇万のドイツ系市民までいる。

ところがこのように強力なドイツ語圏内にも国内に少数民族がいて、複雑な言語問題を提起しているので、ここではややくわしくそれに触れてみることにしよう。

現在のドイツの地名を見ると、ドイツの東部でスラブ系の名前が見出される。例えば、日本人にもよく知られているドレスデン、ライプツィヒ、ロストクなどは間違いなくスラブ系の名前であり、首都のベルリンさえも、どうやら、スラブ起源らしい。ドレスデンは「森の人たち」、ライプツィヒは「ぼだい樹の地」、ロストクは「流れのわかれるところ」という意味で、いささかでもロシア語をたしなんだ人なら、ロストクをロス・トクとわけ、前半が「わかれる」、後半が「流れ(川)」を意味することに気がつくのは困難ではない。事実、このロストクで、ワルノー川がバルト海へ流れ込んでいるが、ここでは流れが二つにわかれて川口の三角州をつくっていたと考えられる。

スラブ系の地名がドイツ東部で見出されることは、この地にかつてスラブ民族がいたことの証明であり、実際、ドイツの歴史を見てみると、中世前期カール大帝が大いに戦った相手はベンド族の名で知られているスラブ族なのである。長い歴史を通じて、スラブの地はドイツ人により東へと押しかえされ、ドイツの土地にスラブ地名が残ったわけ

だが、同時にスラブ人の一部族がドイツの地に残ったとしても不思議ではない。現在、ベルリンから南東へ一〇〇キロも進むと、このスラブ人の地域に入るが、このスラブ系の民族がソルブ族である。

このソルブ人たちは自分たちのことを自分たちの言語でSrb「スルブ」といっている。この名称は後にとりあげるユーゴスラビアの「セルビア」と同じなので、ここではドイツ人がこの民族を呼ぶときに使うソルブで示すことにする。

ソルブ語は系統からいえば、ポーランド語やチェコ語と同じ西スラブの言語で、ベルリンをつらぬいて流れるシュプレー川の上流の森林地帯で話されている。この言語については日本でこそ知られていないが、お膝元のドイツでは当然のことながらよく知られていて、哲学者で、言語に関心を持っていたライプニッツがこの言語を研究したことは有名である。この言語の存在はドイツ化への抵抗の歴史で、かつて強力であったチェコの一部をなした時代(一三七〇—一六三五)を除いて、絶えず強いドイツ化の波にさらされてきており、今日でもその例外ではない。特に、ゲルマン民族の優秀性を説き、民族の純血を主張したヒットラーの狂気の時代にこの民族が受けた苦しみは筆舌につくし難いものがある。

第二次世界大戦が終りを告げナチスが崩壊したとき、この民族には始めて春が訪れることになったが、今度はまた新しい戦いを戦わねばならなかったのである。ソルブ語には第二次大戦以前にも、この言語で書かれた文献があり、文学も存在していたが、独立の言語として認められ、公用語として使用されることになったとき、数多くの方言として存在していたわけで、第二次大戦後に共通語を成立させるとき、どの方言を共通語として定めるかが問題となってきたのである。ここでソルブ人の言語感覚としては当然であるが、巨視的に見れば不幸な、二つの共通語、上ソルブ語と下ソルブ語が成立することになる。カレル・ホラーレックはこのことを手短かに、[11]

以前からの方言的な差異と、経済・政治・文化の関係でここでは二つの共通語(上ソルブ語と下ソルブ語)が形成

された。

と、述べているが、この事実はそれでなくとも強力な言語の存在が必要であったソルブ語の勢力を二分することになり、問題をより一層複雑なものにしている。言語学的に見れば上ソルブ語と下ソルブ語の差は、その他のスラブ語間の差、例えば、チェコ語とスロバキア語の差より大きいが、どうしてもまとまりが必要なときに、一つの共通語にしぼりきれないというところに言語問題の難しさがある。

現在、上ソルブ語の話し手は約九万、下ソルブ語は約四万で、それぞれが独立の言語として、独自の文化機関を中心に、教育、出版などの活動を行なっているが、その前途は必ずしも明るくない。

自分たちの言語を持つ喜びと誇りと、その言語の持つ実用的な実力との差がソルブ人の悩みであることを想像するのは容易であろう。長い弾圧に耐えて、やっと成立させた民族語ではあるが、この民族語だけで生活することは自分たちの生活を貧しいものにしてしまうのは目に見えている。世界文学の翻訳一つをとってみても、その選択は限られてくる。そして、学校教育を考えても、大学教育にはどうしてもドイツ語が必要になってくる。その結果、必然的に二重言語者が多くなり、現在ではソルブ人はほぼ全員がドイツ語を話す。ソルブ語だけしか話さない農村が消え、全国民が二重言語者になることは、言語消滅の危険信号なのであり、それに反して、ドイツ語は高度の文化と、強い経済力を持つ民族の強力な言語なので、これまでにも、強い影響をソルブ語に与えてきている。一例をあげれば、従属文において、動詞が語末に来るというドイツ語に特徴的な性質は、他のスラブ語には見られないのに、このソルブ語にはあり、ドイツ語の影響と見られている現象である。

これまでの調査で、ソルブ人とドイツ人の夫婦の家庭において、妻がドイツ人である場合には、子どもはドイツ化し、ドイツ語だけを話すようになり、夫がドイツ人の場合には、ソルブ語が保たれるか、ドイツ化するかどちらかになるという結果が出ている。また、近年、上ソルブと下ソルブの中間に炭鉱が発見され、ドイツ人の坑夫が全国から

集ってきたため、ソルブのドイツ化がますます強力になってきたという情報もある。その言語だけで話す村が失われることは、数多くの歴史が農村より都市が先に自分の言語を失うことを示しているので、言語の存在にとって重大な意味を持っている。

ナチス時代のような目立つ敵にかわって、ドイツ化という力は休むことなく作用している。そこでソルブ当局者は自己の言語の保存のために非常な努力をしなければならなくなっている。

ソルブ語が、英語の前に消えた数多くのアメリカインディアン諸語や、日本語の中にほぼ消えてしまったアイヌ語のような運命をたどるのか、新しい道を切開いていくかは、言語および言語以外の複雑なファクターの作用する難しい問題といえよう。

チェコスロバキア

ソルブ語が話されている東ドイツ(ドイツ民主共和国)の南にあるチェコスロバキアは、これまで述べてきた例とは異る言語問題を抱えている国である。

この国はチェコとスロバキアの二カ国からなる連邦制をしいており、チェコ語も、スロバキア語も対等の立場で公用語として認められている。現在、人口は約一四〇〇万、チェコ人とスロバキア人の割合は二対一で、他に計約五％のウクライナ・ロシア・ハンガリー・ポーランド・ドイツなどの少数民族がいる。チェコスロバキアの言語問題の特徴はチェコ語とスロバキア語がともに西スラブに属するとても近い言語で、お互いによく理解しあえる点にある。この国の歴史を見ると、一時はチェコスロバキア語という考え方をした時代もあるが、現在でははっきり二つに分かれた独立の言語としての取扱いをしており、チェコではチェコ語が、スロバキアではスロバキア語が使われている。

一つの国家に二つの公用語があり、その二つの言語が互いによく似ていて、それぞれの言語で話して充分に理解で

きるとき、その二つの言語の独自性を保ちながら、しかも、二つの言語が理解できるようにしておくことにチェコスロバキアの言語政策の基本がある。

これまでの歴史を見ると、今日まで常により高い文化を保ってきたのはチェコであり、スロバキアが文化面で上昇してきたのは近年のことなので、このような状況は言語面にも反映されていて、スロバキア人でチェコ語を上手に話す人はたくさんいても、その逆の人はとても少ない。そこで、スロバキアに自分の言語の独立性を保とうとする動きが出てきて、新しい語彙を採用するとき、チェコ語と同じ語を使っても理解可能なケースでも、独自の語を定めることがある。しかし、科学や技術の面では数多くの技術用語が必要なので、もし、これらすべてに異った用語を与えたなら、ごく短かい期間でチェコ語とスロバキア語は理解し合えなくなる。このような分野では逆に、調整が行なわれ、音の形においてはそれぞれの言語の特徴が生かされるか、同じ語彙が使われて、相互に理解が可能なように配慮されることになる。

また、一方では国としての統一をよく保つために相互の理解を促進するいろいろな処置がなされる。例えば、放送、テレビ、映画などはそれぞれの共和国で、それぞれの言語により行なわれるが、その作品は全国的に配布され、チェコのテレビにスロバキアの作品がスロバキア語で放映されるとか、スロバキアの映画館でチェコの作品が(もちろん、スーパーインポーズなしで)上映される。とりわけ、この国では広く普及していて、人気のあるスポーツであるホッケーの試合のときは、チェコ人とスロバキア人のアナウンサーがごく短い時間に交代で放送し、それぞれが自分たちの言語で話して、チェコでも、スロバキアでもそれを聴くのである。

現在、スロバキア語の地位は完全にチェコ語と対等で、高等教育もスロバキア語で受けられ、作家の活動、翻訳出版などはむしろスロバキア語の方が活発とすらいえるほどである。

ユーゴスラビア

ヨーロッパに存在する国の中で、もっとも多種多様な言語問題を抱えているのはユーゴスラビアである。「一つの国家、二つの文字、三つの言語、五つの民族、六つの国家」といわれ、その複雑さが示されているが、より詳細に問題を眺めると、「三つの言語」などと簡単にはいいきれないものがあり、この国では、もっとも有力なセルボクロアチア語とスロベニア語と、マケドニア語の三つが公認されている。このうち、スロベニア語はイタリアと国境を接している同国の西北部スロベニア共和国で話され、人口約一六〇万、文字はローマ字で、教育はすべてスロベニア語で行なわれ、ユーゴスラビア随一の文化水準と生活水準を保っている。この言語の話されている地域はアルプスの東部を含み、険しい山岳地帯もあるので、お互いに通じない六〇余の方言はあるとはいえ、文語がかなり古い時代から確立しているので、言語問題の立場からみれば、他の二つの言語のような問題はない。

一方、スロベニア語と対称的にこの国の東南部にあるマケドニア語は言語問題に面白い資料を提供している。マケドニア語は言語学において二つの別な言語が知られている。一つは固有名詞と約一四〇の語彙を残して消えたギリシャ語に近い言語で[12]、アレキサンダー大王の帝国を築く基礎となった言語であり、もう一つが今ここでとりあげられている現代のマケドニア語で、スラブ語派の南スラブのグループに属する言語である。

九世紀の後半、スラブ人が始めて文字を得たとき、その文字の基礎になったのが、実はマケドニア方言であったので、マケドニアのスラブ語は最初に文字を得たスラブ語でありながら、文語として一つの言語を代表するようになったのはスラブ語中でもっとも新しい。この間のいきさつについて、『スラブ語概説』[13]という入門書を書いたド・ブレイはそのマケドニア語の項で、

歴史の持つ皮肉な運命により、その民族の祖先がスラブ民族に最初の文語をもたらしたその民族が、近隣のセルビア語ともブルガリア語とも異なる独立のスラブ語の一つとみなされる近代語として認められたのはもっともあ

となのである。（中略）

マケドニア語が文語として認められたのはまったく最近で、ユーゴスラビア人民による解放闘争が戦われた第二次世界大戦中（一九三九―一九四五）のことである。一九四三年九月二三日、ヤイツェで開かれた反ナチ・ユーゴスラビア民族解放委員会の第二回会議で、マケドニア人たちは自分たちの言語を有する独立の民族として認められ、そして、一九四四年の四月二日、聖プロホル・プチンスキー修道院の会議で、マケドニア人民は、自らの公式の文語を有する独立の民族として、新しいユーゴスラビア連邦に加盟したのである。

と言っている。

ユーゴスラビアは解放戦争の過程で、マケドニアを独立の単位として定め、その地方の言語を独立の言語として認めたのであるが、かねがねこの地方の言語を自国語の一方言として考え、現にこの地方出身の数多くの作家を抱えていたブルガリアは不満で、この問題に関しては現在に至るまで頑として独立の言語とは認めていない。今日、ブルガリアではマケドニア語という言葉は禁句で、権威のある『ブルガリア小百科』[14]のマケドニア語の項には、

スラブ語。第二次世界大戦後、ユーゴスラビアとマケドニア共和国の特殊な歴史的条件の結果、ブルガリアの言語共同体に属するベレス、プリレプ、ビトラの諸方言の方言的基礎の上にたてられている。

と、ブルガリア言語共同体に属すると明記されている。このマケドニア方言がセルビア語に近いか、ブルガリア語に近いかは両国の数多くの言語学者をまきこんで論争が行なわれたが、音声学的、形態論的、語彙論的、すなわち、言語学的な根拠はここでも方言か一つの独立の言語かを決める証拠としては政治的決定より弱いことを示している。

マケドニア語が独立な言語と定められてから、共和国の共通語として充分に使用に耐える言語を作り上げる作業は決して楽な仕事ではなく、この作業に一応のめどをつけるまでに約二〇年がかかっている。当時、マケドニアの学者たちが力を入れた作業は、それぞれの諸方言から、共通語にふさわしい語彙と文法形を探し出す作業で、大学のマケ

ドニア語科の卒業論文には数年にわたって自分の方言を記録することが定められ、その中のいくつもあるバリアントから、共通語の語彙の選出と文法の決定がなされている。この作業の間にも、学校教育は続けなければならなかったので、マケドニア学者の負担は大変なものであったが、詩人であり、言語学者であるブラジェ・コネスキの文法と、三巻の標準マケドニア辞典が出版されたときには二〇年の歳月がたっていたのである。この際、文字は古くからの伝統であり、ブルガリア語でも、セルビア語でも使われているロシア語の文字とほぼ同じキリール文字が異存なく採用されている。

さて、ユーゴスラビアにおいて、もっとも注目を集めている言語問題はセルボクロアチア語である。この言語はユーゴスラビアのマケドニア共和国とスロベニア共和国を除いた地方で話される公用語で、この国最大の言語でありながら、まだ定まった公用語にゆれが見られ、しかも、数多くの方言に分かれている。まず、疑問代名詞の「何」を意味する語がどのように発言されるかにより、「シュト」、「カイ」、「チャ」の三つに分類され、「シュト」方言が公用語形とみなされる。そして、古い音「ě（ヤッチ）」がそれぞれの方言形でどのような対応を示すかで、「エ」方言、「イェ」方言、「イ」方言の三つを区別し、「エ」方言と「イェ」方言を公用語形と定めている。すなわち、「シュト」方言の担い手で、「エ」方言、あるいは「イェ」方言の話し手が共通語の話し手ということになる。しかも、セルビア系の人はキリール文字を用い、クロアチア系の人はローマ字を使っている。そのうえ、この二つの系統の言語は語彙に若干の差があり、かなり重要な語彙でも異っている場合がある。そして、文法に関していえば、両者の折衷した形が共通語として採用されており、この話合いで、一つ一つの語尾変化をめぐって激しい争いが行なわれたのである。

今日、共通のセルボクロアチア語が話され、学校で教えられてるとはいえ、それぞれの共和国では依然として、セルビアではセルビア語といい、クロアチアではクロアチア語といっており、「セルボクロアチア語の文法」というかわりに、「セルビア語、または、クロアチア語の文法」といわれている。諸外国でいわれている「セルボクロアチア語」

はクロアチアでは「クロアチアセルビア語」なのであり、政府当局もこの二つの言語には気を使っていて、この言語の正書法の辞典を出版するときには、キリール文字の「セルボクロアチア語版」と、ローマ字の「クロアチアセルビア語版」は同数印刷されているそうである。

この言語における二つの文字の使用については後に述べることにして、ユーゴスラビアについて、もう一言すれば、以上三つの公用語の他にこの国には数多くの少数民族がおり、民族別に見ると、セルビア人七八〇万以上、クロアチア人約四三〇万、ツルナ・ゴラ人五一万(以上がセルボクロアチア語使用、合計約一二六〇万)、スロベニア人約一五九万、マケドニア人一〇五万(以上が公用語使用)、ほかに何民族か定め難いもの三二万、回教徒九七万、これ以下、少数民族として、アルバニア人九二万、ハンガリー人五〇万余、トルコ人一八万、スロバキア人九万、ブルガリア人六万、ルーマニア人六万、チェコ人三万、イタリア人二・六万、以下、ドイツ、ロシア、ウクライナ、ルーマニア、ジプシー、ポーランド、ユダヤ人などがいるという複雑さである。もし、東ドイツ内の下ソルブ語のように四万人でも一つの言語を認めるとすれば、五指にあまる言語を公認しなければならないことになる。

ノルウェー

ヨーロッパの言語問題に触れて、ノルウェーの言語問題に触れなかったら、一番興味深い例を見落したことになるであろう。

ノルウェーの言語問題の悲劇はこの国が文化面でデンマーク語に支配されていたことにあり、一九世紀の初めまでデンマーク文語で書かれていたことにある。ノルウェー生れの作家はノルウェーの言語要素の入ったデンマーク語を使うのが普通であり、一部の作家は正確なデンマーク語すら使ったので、ノルウェー化したデンマーク語との間には差が生じ、また、このノルウェー化したデンマーク語はノルウェー古来の特徴ある諸方言とも異ってきたのである。

一八一四年にノルウェーは独立するが、そのときの言語状況は一方にデンマーク語と共通の文語があり、他にリクスモール（「公用語」）と呼ばれたノルウェー語化したデンマーク語と、ランスモール（「国語」）と呼ばれたノルウェーの諸方言を基礎にしたより普遍的なノルウェー文語が並存していたのである。

この後、ノルウェーでは非デンマーク語化がすすみ、「公用語」と「国語」が対立することになり、この対立は「公用語」がボークモール「本の言語」、「国語」がニュノルスク「新しいノルウェー語」と名をかえて今日にまで及んでいる。

このような対立がおこったのはなにも言語学的な差異だけによるものではない。この間の事情についてエリアス・ヴェセーンは、[15]

国語紛争は当初から、明白な社会的そして政治的な対立の要素をもっていた。大ざっぱにみて、リクスモールは都市の教養階級のことばであり、一方ランスモールは長いあいだ、中でも西ノルウェーの農民のことばであった。したがって、政治的に保守的なもの「右党」は大部分リクスモール支持者であり、「左党」はランスモールを擁護したのである。

と述べ、さらに、[16]

ノルウェーはこうして二つの公認・公定の文語をもつようになり、（中略）両者のあいだに烈しい争いが起こって、それは未だに終結していないのである。

と述べている。

その実例として、前出のトラッドギルは、一九五五年にあるノルウェーの天気予報官が「雪」という語の革新形を使うのを拒否して、保守形を使ったために免職させられたという事件を伝えて、対立がいまだに続いていることを証明している。

現在、ノルウェーの言語状況について述べる人は一方で、四〇〇万の国民が互いによく理解し合える二つの標準語を持ち、公文書や教科書を二つの言語で出版し、学校でも二つの言語を教えることのむだについて述べながら、他方で、この状態をある程度是認するような発言をしているのは面白い現象である。トラッドギルは、[17]

しかし私の考えでは、これはいろいろな点で好ましい状態である。なぜならば、そうでない場合よりもはるかに多くのノルウェー人が、自分の母語とする方言と近い関係にある標準語で読み、望みさえすれば、書き、話し、表現することを学ぶことができるのだから(ノルウェーの方言差はかなりはなはだしいのである)。

といい、またヴェセーンはノルウェーにおけるこの最近の改革がボークモール「本の言語」のノルウェー化をすすめたことを述べてから、[18]

国語紛争は、疑いもなく、有益な結果をも有してきたのである。語彙は、方言語の採用によったり新語形成によったりして、大いに増加した。現代ノルウェー純文学はことに豊かな文体の変化をみせている。ノルウェーの各作家は、他の国々の文学にみられるよりも遙かに自己の言語、自己の文体をもっている。国語の多様性が表現力や文体のニュアンスづけを助長してきたことは、明らかである。

と述べているのは事の一面の真実をついていると思われる。

いずれにせよ、ノルウェーの場合は言語計画と言語の標準化という分野で政府のとった措置でもっとも興味深い例の一つ(トラッドギル)であることは間違いないであろう。

世界の言語状況の中で、資本主義にせよ、社会主義にせよ、国家と言語との関係がもっともよく整備されているヨーロッパにおいて、これほどの言語問題が内包されているのであるから、その他の地方での状況は推して知るべしである。世界各国からの例はまだいくらでもあげられるが、最後に、現在の二大強国であるアメリカ合衆国とソ連について ごく簡単にふれて世界の言語問題にピリオドを打つことにしよう。

4　アメリカ合衆国とソ連

アメリカ合衆国も、ソ連も、文字通りの多言語国家であり、幾多の共通点と、また幾多の差異も持っている。アメリカは歴史的に見れば英語以外の言語に対し、二つの異った対応の仕方をしてきている。黒人とインディアンに対しては徹底的に英語化の政策を進め、黒人の母語であるアフリカの諸語はすでにアメリカにはなく、現在のアメリカ黒人は抑圧者の言語を話している。アメリカインディアンに対する政策も同じで、この問題についてよくまとまった論文「アメリカにおける多言語の実態」を書いた国弘正雄は、(19)インディアン諸語の多くとアフリカからの黒人の諸言語に関するかぎり、アメリカが寛大であったことは第一次大戦以前においても皆無で、このことが他の欧州語諸集団にはみられない言語的文化的抑圧をもたらし、かつては固有の文字を有し、一八三〇年代にすでに九〇%もの識字率を誇っていたチェロキー族も、その印刷機材を失い、独特な学校や新聞を閉鎖して、ふたたび無文字社会に逆戻りしたほどであった。

と、そのすさまじさを伝えている。

この論文の著者によればアメリカの言語政策は第一次世界大戦を境に一変し、それ以前のヨーロッパ諸語に対する寛容さは、アメリカ国民として意識の成長と、移民の受入れの拒否により、英語オンリーの政策へと転じているとのことであるが、このことは自国の一連の民族に革命後に一度はローマ字を与えておきながら、後に、キリール文字(ロシア文字)にきりかえたソ連の政策と一脈通ずるものがある。

今日のアメリカでは数多くのヨーロッパの言語が話されており、特にニューヨークは民族のるつぼとして有名である。しかし、それでも社会生活を営む上での英語はしだいに不可欠になってきて、やがては英語が絶対的な意味を持ってくる。これは日本人の一世、二世、三世における日本語と英語の意味の重要性の差をみれば明らかであろう。

多言語国家ということが問題となるとすれば、何としてもソ連をあげなければならない。一九六六年から一九六八年までの三年間に出版された計五冊の『ソ連の言語』[20]にはソ連にある一二七の言語が記述されており、しかも、ここではソ連以外にその言語の主なる使用区域があって、ソ連では少数民族として登場して来る一連の言語は除外されている。

一九五九年の統計によれば、二億八八二万人がこれらの言語を話しており、言語を主なる分類基準として、一五の連邦共和国、二〇の自治共和国、八つの自治州、一〇の民族管区が組織されている。[21]ここで注目されなければならないのは、一五の連邦共和国の話し手が全ソ連の八九・九%を占めることで、さらにそれら一五の言語のなかで全国の五%以上を占める言語はロシア語五四・七%、ウクライナ語一七・八%の二つしかないことである。

ロシア語、ウクライナ語とともに、スラブ語の東のグループを形成し、お互いによく通じあえる白ロシア(ベロロシア)語を上記二つの言語と加えると、これらの三語でソ連の人口の四分の三以上の人が生活していることになる。これら以外の言語で、二%以上の話し手を持つ言語はウズベック語とタタール語、一%以上のものは、カザック、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア、リトワニア、モルダビア、ユダヤの七言語にすぎない。

したがって、莫大な人口と、莫大な数の言語があるといっても、ソ連の言語状況は四分五裂というような状態ではなく、話し手の数からいえば明らかにスラブ民族の優位が示されている。

ロシア語が一番多くの話し手を擁し、しかも、もう一つの大きな言語ウクライナ語とは楽に通じ合え、言語それ自体としても、世界に冠たるロシア文学の言語、ソ連の科学技術を支えている言語であり、今日の世界におけるソ連の地位から見ても有力な国際語である限り、ソ連が公用語としてロシア語を定めるのは当然、あるいは仮に百歩譲っても、やむを得ないであろう。今日、ソ連では全土に通用する唯一の言語としてロシア語の学習が義務づけられており、ロシア語を母語としない諸民族はそれぞれの状況に応じて、この言語の知識を受入れている。

現在ソ連に存在する言語問題は弱い民族語と有力な言語との関係分野のものが多く、とりわけ、強力なロシア語と非力な民族語の間では問題が多い。一例をあげれば、シベリアにある系統不明な言語であるケット語の話し手は全員がロシア語との二重言語者になっており、ソ連当局がそれぞれの民族語の存在に留意しているにせよ、一〇〇〇人の話し手しか持たないこの言語が存在していくことは難しく、好むと好まざるとにかかわらず、いずれロシア化していくものと思われる。

このような例は珍しくなく、トゥングース系のネギダル語の話し手も、生活や、生産活動では自分の民族語を使っているが、学校教育はロシア語で受けていて、全員がロシア語を解しており、サモディイ系のナナサン語の話し手の多くもロシア語を理解するなど、文字を持たない民族の言語はしだいにロシア語の中に消えつつある。このような現象はロシア語以外の有力な言語と弱い言語の間でも観察され、例えば、カフカス(コーカサス)のバグバリン語は近隣のアバール語の中に消滅しつつある。

ソ連のように国の体制が確立しているところでは、今後、新しい言語の成立は考えられないので、ソ連の言語の数はしだいに減少していくことが予想されるが、民族語の育成と公用語であるロシア語の普及は必ずしも利害が一致しないので、ここにこの国の言語問題がありそうである。他の言語を強制し、それによって他の文化を強いることがどれだけ危険なことかは歴史の示すところであり、また、自分たちの民族語がロシア語以上に古い文化を持つ、グルジア語や、アルメニア語の地域でのロシア語の普及には別種な困難が伴うことが予想される。

世界における言語問題の立場から見れば、フィリピン、シンガポールなど、まだ面白い国はたくさんあるが、これまで見てきただけでも数多くのパターンが認められ、それぞれに歴史的条件があり、各国の特殊事情があることが明らかになったと思う。そこで、これらの事実を踏まえて、ごく簡単に日本の事情を見ることにしよう。

むすび

日本人には理解できないといわれる数多くの複雑な言語問題を見てきたあとで、日本の言語事情が極めて単純であることは誰の目にも明らかである。町を歩いている人に道を尋ねるとき、その人が日本語を話すかどうかを考える必要もなく、日本のどの地方を旅行しても、日本語が通じないのではないかという心配もない。また、家庭における言語と、学校、役所における言語も同じであり、ラジオやテレビの言語も同じなら、新聞を買うとき、どの言語のものかを指定する必要もない。本屋に飛込んでも、映画館に入るにも、日本語だけ知っていればことが足りる。日本人にとっては当然すぎるくらい当然なことが、ごく一部の例外を除いて、世界の多くの国々では問題になっているのである。そして、そのために、誤解、反目、紛争、戦争までおこっている。

国家と言語の関係において、むしろ日本の方が特殊な事情にあることをわれわれは認識しなければならない。そしてまた、日本語の分布が、ハワイ・アメリカ合衆国(本土)・ブラジルの移民はあるにせよ、日本が島国であるという特殊事情もあって、日本に限られていて、しかも、そこには日本語だけということも珍しい。

このような日本語のあり方が国民にとっても、国家にとっても、いかに有利なものであるかに日本人は気が付いていない。

しかし、他面でこのような日本語のありかたが、世界の言語問題への理解を困難にしていることも事実なら、それらの問題への配慮の欠如へと進みやすいことも事実である。まず第一に、このような状況がどうしてできたかの反省がなければ、諸外国における言語問題への正しい理解があるはずがない。日本語が今日の統一性を保っていることの歴史には北日本一帯にあったアイヌ語を消失させ、また国内に六三万人いる在日朝鮮人の言語をほぼ無視しているという事実がある。この事実の認識から日本の言語問題は出発しなければならない。

二　国語国字問題

1　音声言語と文字言語

言語というものの基本的機能の一つが伝達である限り、人間の感覚に捕えられなければならないという条件をいつも満たさねばならない。現在、人間の五つある感覚のうち、言語活動のために主として用いられているのは聴覚と視覚で、音声言語と文字言語はそれに対応している。音声言語と文字言語はそれぞれの素材によって表現したものであるが、この両者には素材から来る限定により差があり、両者は一対一で対応しているものではない。実はこの素材からの差が文字言語を発生させたのであり、それにより音声言語の瞬間性を補おうというのが文字言語成立の一つの理由にほかならない。一たび成立した文字言語には音声言語とは異る一連の性質が認められ、文字言語には音声言語にはないいくつかの特徴が出てくる。伝達が文字により固定され、音声言語ではその素材からくる限定上不可能な遠距離への伝達や、異った時間への伝達が可能になり、一面での正確な伝達が可能になる。この点で、レコードや、テープによる音声の固定はまったく新しい方法で、本質において音声言語の特徴を備え、しかも、文字言語が持っている特徴をも併せ持ったところにその独自性がある。

文字言語と音声言語の間には、伝達以外の機能の表現方法にも差があるし、アンドレ・マルティネの提唱する二重分節(どの言語も意味を表現するレベルと、その意味を表現する音のレベルに分節され、したがって少数の音の単位で数多くの語が構成されるという説)においても異っており、音声では多くの言語で重要な役割をはたしているアクセントや、イントネーションは文字言語ではごく限られた場合しか表現されない。また、文字には音声にある単音あ

るいは音素というすべての言語にユニバーサルな単位は見出し難い。
国語国字問題によってとりあげられるのは、この音声言語がいかにして文字化されるかの問題であり、一たび文字化された場合、文字と音声の間をどのように調節するかの問題である。
まずここでは比較的やさしい第二の点から検討することにしよう。

2 音声と文字

時間の軸において、文字の変化は音声の変化より遅いというのは誰もが認める認識である。これは文字と音声の素材の差からきている。そこである一定の期間が過ぎると文字と音声の間の差はより大きくなる。この現象は文字を持つすべての言語にみられる。ただ、それぞれの言語の持つ文字体系により、問題は異ってくる。原則として、単音なり、音素なりに対応する形で文字が作られているアルファベットでは、この調整が楽なはずであるが、それでも、英語の例から明らかなように、大きく差ができる可能性があり、one とか、knife とか、psychology というような語をみると、英語のアルファベット性は疑わしいとすら感じられる。英語とか、フランス語に比較して、チェコ語とか、セルボクロアチア語ははるかにアルファベット的であるが、それでも文字は単音なり、音素と必ずしも一致するわけではない。例えば、チェコ語では長音の〔u〕をあらわすのにúとůの二つの文字があり、úは語頭に、ůはそれ以外にと原則的には使いわけられているが、まったく同じ音を表現している。チェコ語では母音の上の記号ˊによりその母音が長いことを示し、á、é、í、óなどの長母音があり、uだけに、úとůの二つの文字がある。そこで、úへの統一をはかったところ、大きな反対がおこり、特に植字工の間では圧倒的にůへの統一が主張されたことが伝えられている。(úに比べると、ůの方が頻度数が高い。) また、〔i〕をあらわすのにiとyが使われ、この二つの文字はある一定の条件下では音価に差がないので、習得に大きな困難があることが問題になっている。

しかし、チェコ語のこのような問題は比較的簡単な改革で調整可能と思われるのに反し、もし、英語を改革するとしたら、大改革が最終的には必要となるであろう。

日本語の国語国字問題も、時間の経過により文字言語と音声言語に差が出てきたので、その差を何とかして近づけようとする限り、世界の各国が抱えている問題と同じである。歴史的な表記法を現状によりふさわしい表記法に変え、文字を発音に近づけようとする試みはどの国でも必然的に行なわれなければならない作業であり、実際にそれぞれの言語において、一定の期間(ある場合には非常に長い年月にわたり一つの表記法が保たれることがある)を経て、表記方法の改革が行なわれる。例えば、チェコ語が現在かなり正確に音声に対応する表記法を持っているのは、宗教改革で有名なヤン・フス(一三七一頃—一四一五)の改革に負うており、同じような表記法を持っていて、改革の行なわれなかったポーランド語との差はそこから出発している(一つの音をあらわすのにチェコ語では原則として一字が使われるのに、ポーランド語では二字が使われるケースがずっと多い)。

日本語において、歴史的仮名づかいをやめ、現代仮名づかいに変えたのはこの線にそっての改革である。

3 文字体系と改革

言語問題において稀にみる好条件に恵まれた日本語が、国語国字問題という難問を抱えたのは、表記の単なる手直し、すなわち、時間の経過による表記法と実際の音との差を調整しようというだけではなく、日本語の文字体系そのものの改革を試みようとしたからにほかならない。その理由は日本語が世界でも稀な珍しい文字体系を有し、この文字体系が日本語習得上の大きな障害になっているからである。

日本語の文字体系の特色その他についてはこの講座の第八巻「文字」に譲るが、日本語が表語的な要素である漢字と、表語の要素である音節文字(それも二種類の仮名)の入り混る複雑な体系であることは万人の目に明らかである。

そして、その漢字が音読と訓読の二つの使用法を持つに至ってはいうべき言葉を知らないが、このような例は古代のシュメール文字をアッカド的に使用したケース以外には例がない。

また、複数の文字体系を一つの言語に使うこともそうよくあることではない。現代語の例としてはユーゴスラビアのセルボクロアチア語が有名であるが、この場合、同じ一つの言語をどの文字で書くかによって、セルビア語かクロアチア語と呼ばれるのであって、一つの文の中に二つの文字体系が混在しているのではない。すなわち、ロシア文字とほぼ同じキリール文字がセルビアその他で、ローマ字と同じラテン文字がクロアチアで用いられていて、この両方の文字の使用は地域的な分布で分かれている。一つの町や、ましてや、村の中で混在しているというケースはむしろ例外的である。ただし、ユーゴスラビアの場合、文字体系そのものは複雑でなくとも、二つの文字を使用するという実務面は複雑で、セルビア語地域でも、ラテン文字を習わせるし、クロアチア語地域でもキリール文字を習わせるので、小学校の教科書にも、キリール文字で書かれた課と、ラテン文字で書かれた課が入り混ってでてくる。

文字論の専門家である河野六郎が正しく看破しているように、文字の変更は文化圏の帰属の変更を意味するので、このキリール文字とラテン文字の対立は容易に解消することはない(元来この対立はギリシャ正教文化圏とカソリック文化圏にもとづいている)。現在、ユーゴスラビア当局はこの問題に非常に気を使っており、既述のようにセルビア語(キリール文字)の辞典とクロアチア語(ラテン文字)の辞典は同数出版されるように配慮されている。ここで問題なのはキリール文字とラテン文字は一つ一つの文字が対応するようにはなっているが、文字の並び方が違うので、Z(ゼット)で始まる語はラテン文字、すなわち、クロアチア語では辞典の巻末に出てくるが、キリール文字すなわち、セルビア語では最初の方に出てくる。これらの状況を日本に例えて分かり易くいうと、(キリール文字も、ラテン文字も単音文字で、音節文字である日本語の仮名とは違うが)関東では平仮名を、関西では片仮名を使い、関東の平仮名の辞典は「あいうえお」順に、関西の片仮名の辞典は「イロハ」順に単語が並んでいるというようなものである。

人間というものは言語に関しては常に保守的で、自分が習得したものは、文字であれ、文法であれ、改革にはいつも消極的である。ユーゴスラビアで同じ言語を二つの文字で表現するという不便をしのんでいるのも、一方を強制することが不可能だからにほかならない。そして、言語なり文字の改革には必ず言語学上以外の要素がからまってくる。自分の習得した言語が有力であれば、その言語の話し手が有利である例は世界の言語問題でいくつも見てきた通りであり、極端な場合にはノルウェーのように二つの公用語を定めなければならなかった例が何よりもよくその事実を証明している。こうしてみれば国語国字問題が、どちらかといえば言語学上の争いより、「文化観の抗争」になりがちだったのはそれなりの理由があったことは明らかであろう。

一字一字の訂正でさえ大きな政治上の問題を引起しかねない文字問題ではあるが、世界のこれまでの歴史をみると、大きな文字改革が行なわれたいくつかの例がある。文字の歴史はその改革の歴史であり、時には古い文字体系をまったく廃止して、新しい文字を採用した例もある。トルコ共和国が昔から使っていたアラビア文字を廃止してローマ字を採用したのもその例なら、一九二〇、三〇年代に自国内の文字を持たない一連の民族にローマ字を与え、その後ロシア字に換えたソ連の場合もその例である。また、古くからのウィグール系の文字を廃止してロシア文字に移行したモンゴル人民共和国の例もある。これら移行の原因は明らかに文化圏の帰属の問題である。ソ連の場合、一度はローマ字を採用しておきながら、そのあとでロシア文字に変更したことは、インターナショナリズムからソ連中心の社会主義建設への方向転換が理由であるとみる人もある。

新しい文字を作ったいくつかのケースをみても、そのいずれもが文化圏の帰属と関係している。九世紀の中頃モラビアの公の要請でスラブ人に文字を与えた学僧キリロス(スラブ名キリール)の場合はローマ・カソリック文化圏からビザンツ・ギリシャ正教圏への帰属変更と結びつき、実際、キリロスとその兄のメトディウス(スラブ名メトディー)はこの変更をめぐる戦いに苦心さんたんするし、一三世紀中頃クビライ汗(世祖)の命で作られたパスパ文字、一五世

紀中頃李朝第四代世宗によって作られたハングル(諺文)はそれぞれ漢文化からの独立を示している以外のなにものでもない。このように見てくると、日本における仮名の成立も漢文化からの漸進的離脱ととれないこともない。

これら新しい文字の成立にはいくつかの共通点がある。まず、いずれの場合もが、優れた言語学的知識、とりわけ、音声学的知識にもとづいた改革であること、例えばキリロスの作ったグラゴール文字は当時のスラブ語によく対応し、スラブ語の特殊な音への配慮が示されており、世宗の作ったハングルは文字それ自体が音声学的観察にもとづいている。そして、第二にはすべてがアルファベット、表音文字であることである。

この二つのポイントは日本の国語国字問題にとっても注目されるべきであり、国語国字問題が言語学以外の要素によって影響を受けることはあっても、根本的には言語学の問題であることは忘れられてはならない。国語の改革でいつも大きな問題点になっている送り仮名が日本ではどちらかといえば行政的色彩の強い基準の問題としてとりあげられているが、実はこれはタイプの違う二つの言語の文字表現における大問題で、文字の発達の鍵であることは河野六郎の論文「文字の本質」(本講座第八巻所収)が示しているとおりである。

むすび

国語国字問題はまず一般言語学的レベルから出発しなければならず、とりわけ言語音の研究からスタートしなければならない。そして、それぞれの言語、それぞれの国家に特殊な条件があるとはいえ、世界の言語に共通して流れる傾向にさからうことはできず、このことは取りも直さずアルファベット化へ向うことを示している。このさい、日本語の音節構造が簡単であったから、これまで仮名が用いられてきたことはよく考慮されねばならないであろう。そして、文字の変更は文化圏の帰属の問題を含み、日本の特殊性を強調する文字は国際的に孤立する可能性のあることを考えなければならない。数多くの新興の独立国がどのような言語、どのような文字を採用してきたかは参考になる事

実である。

言語の基本的な性質の一つとして要求されるものに安定性がある。したがって言語の改革、文字の改革はそうしばしば行なうべきではない。しかも、日本の場合、現に日本語が現行の正字法で運営されているので、できうれば改革は漸進的であることが望まれる。

そして、何よりも国語国字問題をとりあげなければならない事情を国民が理解し、この問題をどうしてもとりあげなければならないという国民全体の総意がまとまらなければ改革はうまくいかないことは歴史が示している通りである。

（1）ベルティル・マルムベルイ、岡崎晋訳『言語と人間』築地書館、一九七二年、一七二頁。
（2）饗庭孝典「インドの言葉・インドの心」（『言語』四巻一一号、一九七五年）二四頁。
（3）西江雅之「アフリカの社会人の会話――多言語使用」（『言語』二巻三号、一九七三年）二九頁。
（4）P・トラッドギル、土田滋訳『言語と社会』岩波新書、一九七五年、一五〇頁。
（5）同上、一五六―一五七頁。
（6）同上、一五七頁。
（7）同上、一五八頁。
（8）J・ヴェルガン、堀井令以知訳「現代世界の言語状況」（『世界の言語』（アンドレマルティネ編、泉井久之助監修「近代言語学大系 2」）紀伊国屋書店、一九七二年、五〇―五一頁。
（9）増田純男「ベルギーの言語紛争」（『言語』四巻一一号、一九七五年）四―五頁。
（10）Karel Horálek, Filosofie jazyka, Praha, 1967, p. 28.
（11）Karel Horálek, Úvod do studia slovanských jazyků, Praha, 1962, p. 401.
（12）高津春繁『印欧語比較文法』岩波書店、一九五四年、二九頁。

(13) R. G. A. de Bray, Guide to the Slavonic Languages, London, 1951, p. 243.

(14) Кратка българска енциклопедия 3, София, 1966, p. 325.

(15) エリアス・ヴェセーン、菅原邦城訳『北欧の言語』東海大学出版会、一九七三年、七四頁。

(16) 同上、七五頁。

(17) トラッドギル、前掲書、一七五頁。

(18) ヴェセーン、前掲書、八四頁。

(19) 国弘正雄「アメリカにおける多言語の実態」(『言語』二巻三号、一九七三年)三八頁。

(20) Языки народов СССР 1–5, Москва, 1966–1968.

(21) Языки народов СССР 1, Москва, 1966. pp. 9–13.

参考文献

P・トラッドギル、土田滋訳『言語と社会』岩波新書、一九七五年。

『言語』二巻三号、「特集・言語のるつぼ」、一九七三年。

『言語』四巻一一号、「特集・言語戦争」、一九七五年。

亀井孝・大藤時彦・山田俊雄編『日本語の歴史』2「文字とのめぐりあい」、平凡社、一九六三年。

2　日本人の読み書き能力

野　元　菊　雄

一　世界の中での読み書き能力
二　読み書き能力とは何か
三　文盲とは何か
四　「日本人の読み書き能力」
1　総　説
2　総点から
3　問題別から
五　ハワイ日系人の読み書き能力
六　「国民の読み書き能力」
七　読み書き能力と国字問題

一　世界の中での読み書き能力

日本人の読み書き能力は、一〇〇点満点としたとき七八・三点と認められたことがある。「ことがある」としたのは、一九四八年に「読み書き能力調査委員会」が調査したものだからである。このような能力は流動的で、時とともに変わりうる。

また、この調査では、もし零点を取った人を完全文盲とするならば、日本人の一・七%がこれに当たる、とされている。漢字の読み書きのできない人(つまり、かなは読み書きできる)を加えても二・一%という数字が出ている。

このいわば文盲率を示す数字は日本における義務教育の一〇〇%に近い普及率に支えられているもので、おそらく世界の中でも低い方だと推定される。しかし、これはあくまでも推定であって、このようなテスト式の調査で数字を出した例はそれほどないようである。

たとえば、『ギネス・ブック』によれば、「文盲人口の最も多い国」という項の下に「「文盲」という言葉は定義が非常にあいまいで、世界的な資料も不足しているが、一九六一年には世界中の成人(一五歳およびそれ以上)のうちで三九・三%が文盲と推定されている。国連の一九六九年の推定では、全世界二三億三五〇〇万人の成人のうち八億一〇〇〇万人、いいかえれば三四・七%が文盲である。文盲人口の最も多いのは「アフリカ大陸」で、成人の八一・五%が読み書きできないといわれる。なかでも「ニジェール共和国」の最新の発表では実に九九・一%が文盲。また一九六八年六月ソ連が発表した報告によると、中国ではいまなお三億人以上が「完全な文盲」だという」と述べている。(1)

これらの数字が果たしてどういう調査にもとづいたものであるか根拠はよくわからない。また、いろいろな事件報

道に際してこのような数字が新聞紙上にあらわれることがある。たとえば、一九七五年のホンジュラスのクーデターに関係して「一人当たり年間国民所得二五八ドル、文盲率五〇%、人口増加率三・五%。国民所得の三分の一が五%の支配層の手に入り、農業人口の四分の三が所有するのは全農地のわずか一〇%、逆に一%の大地主が農地の四分の一を所有し、……」とホンジュラスのいろいろなデータとともに報じている(『読売新聞』一九七五年五月八日、ブエノスアイレス鈴木特派員発)。この五〇%という数字は漠然としているし、およそ半数といったような感じを数字にしたのではないかと疑われる。他の数字の信頼性もあるいはと思わせるような数字である。

多少調査らしいものをした外国の例が、日本人の読み書き能力調査の報告書『日本人の読み書き能力』[2]に出ている。それは、一九四六年にギリシアで行われたものである。これは、アメリカとイギリスとによって組織された派遣団が、ジープ・舟・飛行機を使ってした壮大なサンプル調査であった。サンプリング比率は五〇〇分の一である。ここでは八歳以上のギリシア国民で、読み書き能力がある者七一・九%、読み書き能力のない者二八・一%と表示されている。

この調査方法は、「すべての場合、解答は抽出世帯で得られ、そのまま記入された。たとえば、読み書き能力調査に関しては、ある人がいずれかの言語について読み書きができるということがわかれば、特にテストをしなかった」とあるように、質問法によるものであった。

南ベトナムの新政府は、国民から文盲をなくしようとしている。教育を始めるに当たって、その人が文盲かどうかを決めなければならない。ベトナムでは読み書き能力のあることが疑わしい場合には、次の三つの判定テストをしたという。(一)四分間に五〇〇の単語を明瞭な発音で読めるか。(二)口述された五〇—六〇の単語を正確に書き取ること(四五分間)。(三)三ケタのアラビア数字を読み、かつ理解できること。(『朝日新聞』一九七五年一〇月一四日。AFP時事。)

この記事では残念ながら文盲がどのくらいの率であったかの報告はない。また、このたとえば(一)で五〇のうちいくつ読めたらいいのか、などの基準も書いてない。しかし、このようなものでもテストしないよりはましであろう。こういうわけで、読み書き能力を測る基準は必ずしもはっきりしないし、調査ごとに違っている。そのために、以上のようにある程度は文盲率などの数字が出ていても厳密には比較することができない。

にもかかわらず、常識的に考えて、日本人の読み書き能力は比較的にいって高いのではないかと思われる。まず、われわれは、日本人で読み書きのできない者のいることを日常ではまったく意識しない。日本に来ている、日本語の読み書きのできない日系人にとって、道を聞いたときによく日本人が答える形「そこに書いてあります」には大いに悩まされるということである。

二　読み書き能力とは何か

上で、わたしは「読み書き能力」ということばを使って述べてきた。しかし、では「読み書き能力」とは何か、ということについては述べなかった。本来は、このことについて述べるに当たって、まずこれを決めておかないといけないであろう。

たとえば、上に述べたギリシアの報告で「読み書き能力がある」literate と「読み書き能力がない」illiterate とあったのはどういう定義であったのかはっきりしない。「読み書きができる」かどうかを質問して、できる、と答えたら、literate に数えたようにみえるが、これでは聞く者、答える者、特に答える者が「読み書き能力」をどう考えて答えたかに大いに左右され、しかもどう考えたかを把握する方法は大変むずかしいことになる。

このように、基準があいまいであれば正しい結果は出ないだろうと思われる。一九四〇年のアメリカの国勢調査で

は、読み書き能力が、テストによらず、受けた教育のレベルで判定された。すなわち、小学校の五年生を終えた者はだれでも、このことだけでliteracyを持つ者と認定された。これでは科学的な調査ということはできない。上に述べた、南ベトナム新政府のテスト法の方がずっといいし、ギリシアの調査よりも劣るといえよう。

ところで、こう考えると、何らかの調査をするときは、まず、読み書き能力とは何かということをはっきり定義しなければならない。これが確立していないと、テストをするとしても問題も作れないことになる。

日本人の読み書き能力調査の場合は、社会生活を正常に営むのにどうしても必要な型、および度合いの文字言語を使う能力である、と定義した。もっともこの「社会生活を正常に営む」といっても、集団および個人によってまちまちであるとはいえよう。農民のそれと、会社員のそれとは当然違っているだろう。しかし、このような個々のものを調べることは技術的に困難である。

そこで、この調査の場合は、そういういろいろのものの中で、調査者が、国民として最低限度これだけはあることが望ましい、と考えるような、ある度合い、ある型の能力である、ということにした。

このように定義しても、また、調査方法からする制約もまた当然考えられる。たとえば、ある用件について人に知らせる手紙を書く能力というものは、そうこみ入った用件でない限り、最低限は必要だと思われる。しかし、手紙を書いてもらって、それを採点することは必ずしも容易ではない。なかなか客観的な点をつけられないからである。すなわち、これは調査技術上困難だ、ということになる。

また、以上のように定義した上で作成されたテストは、学習の効果を測定する学力テストとはまた違ったものである。たとえば、この日本人の読み書き能力調査の漢字の書き取りのテストに出されている問題の一つ、リレキショでは、「書」だけ書いたとしても、上に定義した考え方からすれば、一文の価値もないわけである。「履歴書」と全部が書けなければ何の役にも立たない。しかし、学力調査では「書」だけできたということも一つの情報としての価値が

ある。こうして「書」だけの答案は、日本人の読み書き能力調査では何も書いていないもの、あるいは「歴書」とだけ書いてあるものと等価としてひとしく零点となる。

さて、以上のことは、読み書き能力というものを、書きことばに関する言語能力と考えていることを示す。しかし、その言語能力というものに、どの程度、それ以外の常識的なものとかかわるのか、ということも一つ問題となる。言語以外の常識と、言語の能力との間にはっきりした境界線はなかなか引きにくい。日本人の読み書き能力調査ではなるべく言語能力としての読み書き能力プロパーを目指すことを考えていた。けれども、近年はこのような国民としての最小の能力を考えるに当たって、言語能力とその他の能力とを分けない、という傾向がだんだん強くなってきたのではないかと思う。

たとえば、『読売新聞』の一九七五年一〇月三〇日夕刊に、テキサス大学が四年かかって一〇〇万ドルを投じて調査したものの結果が出ている。これによれば、アメリカの文盲率は一〇％弱といわれているが、ここでは「市民生活に必要な基本知識問題」を成人(一八—六五歳)七五〇〇人を対象に調べた結果を次のように報告している(〔　〕内筆者注)。

「一三ドル五五セントの買物をして二〇ドル紙幣へのおつりは?」という問に対して二八％の者ができない。「人間の平熱は?」に対して二七％が答えられない。そのほか、個人用小切手に氏名金額の記入できない者が一五％〔日本人でまだ小切手を切ったことのない人は多いだろう〕、納税申告書の免税計算のできない者三〇％〔日本のもむずかしい〕、上院議員は州当たり二人だということを知らない者四九％、飛行機の時刻表で日程を組めない者三三％、となっていて、総合したところで、無能力人間が二〇％、一応世間に通用するが、十分でない人間三四％、正常で市民生活を何不自由なく過ごせる人間四六％と出している。無能力人間は、男一七％、女二三％、居住地では南部二五％、中西部・西部一五％、東部一六％、年齢別では三〇歳台が一番低く、六〇歳以上は三五％、人種別では白人一六％、黒人四四％、メキシコ系・プエルトリコ系五六％となっている。

翌日の『朝日新聞』朝刊では同じ調査のことを報じて、アメリカで二三〇〇万人が新聞の三行広告(と『朝日新聞』は書いている)を読めないし、一九〇〇万人(人口の一六・四%)が満足に文章を書けない、と報じている。つまり、『朝日新聞』では純粋の読み書き能力について報じているが、調査全体としては、相当「常識」問題が出ていることがわかる。

もっとも常識を入れるということになると日本人もかなりあやしくなろう。たとえば、法というものに対する知識は日本人はかなりあやしい。( )の中の数字で正解者の%を示すと、相続は全財産を長男に相続させられない(六九)、国民の三大義務に納税がある(六九)、窃盗の最低刑は一年未満(五二)、子に親の扶養義務あり(四八)、国民の三大義務に教育がある(四四)、殺人の最高刑は死刑(四一)、国会議員以外の者も大臣になれる(三〇)(永井文相就任以前の調査)、国民の三大義務に勤労がある(二九)、殺人の最低刑は三年(一九)、窃盗の最高刑は一〇年(一四)となっている。これで見るように正解が五〇%を超えるものは三つしかない。一〇問中六問以上できた者は二〇%足らずで、大学卒でも三五%という程度である。大学卒のうち法学部卒は七一一〇問できたのは二五%だけだが、六問以上はさすがに六五%となり他学部卒よりはいい。理科系は六問以上は二三%に過ぎない[3]。

このようなわけで、読み書き能力が比較的高いと思われる日本人でも、常識問題が入るとあやしくなる。したがって、多少とも常識を必要とするような問題が出ているかどうかは、結果を比較するときは大いに注意しなければならないし、また、国別の比較は非常に困難である。

純粋に言語能力を調べたとしても、総点で示す場合は、それぞれの項目の出題比率がどうなっているのかは極めて重要になる。たとえば、上のベトナムの調査では数字に関するものが三題中一題であり、また三ケタの読みというように分量・程度ともに相当高いが、日本人の読み書き能力調査では、全部で九〇題中、数字は書き取りに二題(洋数字の16と漢数字の六)と読み二題(八円と3キロ)に過ぎない。一般に数字の生活に対する重要度はだんだんと上がって

きているだろうが、どの程度のむずかしさのものを何題出したかが問題だろう。文字組織の基本的に違うとき比較をどうするのか。二つの調査、特に言語が違うものでは、結果を比較するのは容易ではない。

結局、それぞれの調査で、どう「読み書き能力」を定義して、その定義に沿ってどのような問題を出しどのように調査したかが問題で、以上のような条件つきで個々の調査を理解するほかはないであろう。すなわち、国際比較ということはまず考えられないものである。

たとえば、数学の能力の世界比較のようなものも試みられていて、日本の児童生徒の能力が高いことになっているが、ただ数式だけの比較としても、その言語が暗算に適しているか、数字の表示方法をとっているか、というようなことも関係するだろうから、数学の能力を比較することはむずかしい。まして、文章題ということになると、文章自身のやさしさの程度を各国語で等しくすることは不可能であろう。このようなものでも、言語からの影響をゼロとすることは不可能なのである。

三　文盲とは何か

日本人の読み書き能力調査の結果では、九〇題のうち一題もできず、零点を取った者を「完全文盲」と称した。そしてこの率が一・七％であったことはすでに述べた。

しかし、日本語では、漢字の読み書きができなければ実際上生活に不便であるから、上に述べた「読み書き能力」の定義上も、かながきるだけというのでは役に立たない。そこで、かなの読み書きのところだけで点を取り、あとは零点である者を「不完全文盲」と称することにした。調査の結果では、これを合わせて先の文盲率一・七％が二一・一％となった。つまり、ここでも定義の立て方で文盲率が変わってくることになる。ともあれ、かなだけできた者は、

〇・四％だった、ということになる。

文盲というものを、学校教育をまったく受けないもの、というように定義して数を出しているものもあるようである。しかし、読み書き能力と学歴とはもちろん相関の高いものではあるがまったくイコールではない。たとえば、戦争前の日本の壮丁検査のときの読み書き能力調査では五問中正答なしが、学歴なしでは八三・三％もいる。しかし、零点を取った者の率と、学歴なしの者の率とは、

	零点を取った者	学歴なしの者
一九三二年	五・六％	〇・六四％
一九三三年	八・二％	〇・五四％
一九三四年	四・六％	〇・五〇％
一九三五年	五・三％	〇・四四％
一九三七年	四・七％	〇・三六％

というように決して一致してはいない。日本人の読み書き能力調査でも、学歴なしの者の平均点は一〇〇点満点で九・七点であった。つまり、読み書き能力は実生活でもある程度はつくものである。

文盲率はやはり調査によって、あるいは正確にはテストによって求められるべきであろう。ただ、文盲を先に日本人の読み書き能力調査では「完全」「不完全」の二つに分けたが、本来文盲というものは、いろいろな辞書によってみても、読み書き能力がゼロのものをいうべきであろう。ゼロのものであるという定義がある以上、文盲の程度、ということはありえないのではなかろうか。

四「日本人の読み書き能力」

1　総　説

ここで、一九四八年の「日本人の読み書き能力調査」の結果について説明しよう。詳しいことは先に述べた報告書について見られたい。

既述のように、どんな問題をいくつ出したかが大切なので、それをまずあげておくが、具体的な問題は紙数の関係で省略し、問題の種別と問題数だけを出題順に掲げよう。

問題の種別	問題数
かなの書き取り	八
数字の書き取り	二
かなの読み	一〇
数字の読み	二
漢字の読み	一〇
漢字の書き取り	一五
語の意味の理解(I)	一五
語の意味の理解(II)	一五
文章の理解	一三

「語の意味の理解」には二種類ある。(I)はコンテキストによるもので、たとえば、「朝、太陽は　から出る」とい

う文の一字あけたところに横に並べた、「冬・東・雨・上」の四語の中から、適当なものを選ばせて文を完成させるもの。(II)はシノニムによるもので、たとえば「父」という語の下に、「ひと・おとうさん・子・兄・おかあさん」という五つの語を横に並べて、上の語を別の語でいいかえるとしたら、この五つのうちどれを選べばいいかを答えるもの。

読み書き能力の定義上、当時の正書法として最低のものである当用漢字と現代かなづかいだけで出題しており、書き取りを除いては、書く能力が反映しないように回答は正答の候補の中から一つを選んでマルで囲ませるという方法をとっている。

さて、この調査は「日本人の」読み書き能力を知るためのものである。そのためには、もちろん全国民を調べればいいが、それは不可能である。しかし、いわゆるサンプリングによって、一部を調査して全体を推し測ることが統計学で考えられるようになっている。この調査の場合、正常な社会生活を営む、ということを考えているので、そういう生活を営む可能性のある年齢層として一五歳から六四歳までの男女を考えた。そのような人間は当時四六〇〇万人いると推定された。この四六〇〇万人の全体の様子を信頼度九九・七%、信頼幅〇・五%の精度で推定するのに必要なサンプル数は、推計学上の計算によると一万七一〇〇人となる。しかし、欠席者を市部二五%、郡部一五%と考えて、その一万七一〇〇人を得るために二万一〇〇八人をサンプルした。

実際に調査できて、分析の対象となったのは一万六八二〇人であったが、この数は先の目標には及ばなかったとしても、ほぼ満足すべきものと考えた。

この調査は一定の会場に来てもらって、そこで鉛筆を持ってテストを受けるという形式で行われた。所要時間は約一時間であるが、これを公式には調査者・被調査者ともに謝金なしでしたわけで、現在はとてもこの形式では実施できないだろうと思われる。当時としても、この出席率は十分満足すべきものだったと考える。

この一万六八二〇人について、性別・年齢別・産業別構成を見ても、国勢調査という全数調査の結果と非常によく

似ているので、この調査の結果を日本人全体の読み書き能力を示すものと考えてさしつかえないであろう。
なお、調査地点は、外海に点在する島を除いて全国に及び、地点数は二七〇に達している。

2　総点から

日本人の読み書き能力は、一番初めに書いたように、一〇〇点満点にして七八・三点と認められた。この点数が高いと思うか低いと見るかは人によって違うと思う。

「読み書き能力」というものを、社会生活を正常に営むのにどうしても必要な文字言語を使う能力だというように定義し、特に、最低限度これだけはあることが望ましい能力だとすると、これは一〇〇点を取っていなければいけない、ということになるであろう。とすれば、七八・三点は大いに不足としなければなるまい。

もしそうなれば満点を取った人はどのくらいいるかというと、全被調査者の四・四%しかない（男六・一%、女二・六%）。これは、不注意によるあやまりをしたと認められるものを補正しても、満点は六・二%にしか増えない。そこで、この意味からするならば、国民の読み書き能力はまだ十分満足すべきものとはいえないことになる。

ここで不注意によるあやまりをした者と考えたのは次の二つのうち少なくともどちらかの条件をそなえた者である。すなわち、かなの読み書き、語の意味、文章の理解においてどれか一つ間違った者、または、全体で二つ以下しか間違わなかった者でしかも漢字の書き取りで満点を取った者。

文盲率の低さにもかかわらず、非常によくできた者も少ないとするならば、これは、あるいは漢字というもののむずかしさに原因があることになる。あるいは少なくとも、漢字教育上に問題があることになる。

総点を地域別にみると、次のようになるが、これらの数値はその後の社会変動によって大いに変わっただろうと思われるので、あまり今の参考にはならないだろう。

北海道	八〇・二点
東　北	七一・一点
関東（新潟・長野・山梨・静岡を含む）	七九・六点
関西（富山・石川・福井・岐阜・愛知を含む）	七九・二点
中国・四国	八〇・六点
九　州	七六・四点
市部計	八四・一点
郡部計	七五・四点

先の満点を取った者の性別の数字でもわかるように、女は読み書き能力が低い。総点でも、男八三・三点に対して女七三・一点となって、これも有意差がある。これは世界的な傾向であるようで、国際婦人年世界会議に出席のためメキシコ市を訪れた婦人年担当国連事務局長シピラ夫人は記者会見の席上、読み書きのできない人八億人中、五億人が女性だ、として、この原因を教育の機会均等を女性が与えられていないからだ、と述べた。また、先のアメリカの調査でも「無能力者」の性差は相当あった。

年齢別の点数は次のページの図に性別もわかるように示しておいた。

男女の合計では二〇―二四歳が一番高くて、あとは、年齢とともに成績が落ちる。しかし、一五―一九歳の成績が四〇―四四歳のそれよりも低いことは注目すべきである。おそらく、これは、この問題が学力テストではなく、社会生活に必要なもの、という見地から作られているために、学校教育を受けたあとに獲得する部分があることを示すものだろう。このことはこの調査の下限の年齢である一五―一九歳の層が満点率が〇・九％と異常に低く、各年齢層中

最低であることもこれを示すものと思われる。

性と年齢との関係は図によくあらわれている。まず、男女で最高点を取っている年齢層が違うことが注目される。つまり、男が二五―二九歳、女が二〇―二四歳となっている。また、年齢が高くなるにつれて、女の読み書き能力は急激に低くなっていることも注目される。

このことは学歴と読み書き能力との関係をみるとはっきりしてくる。まず、学歴別にみると、

学歴なし	九・七点
小学校中退	三七・三点
小学校卒業	六三・六点
高等小学校中退	七五・一点
中学校在学	七七・一点
高等小学校卒業	八四・二点
高等専門学校在学	九二・九点
中学校卒業	九三・五点
大学在学	九六・三点
高等専門学校卒業	九七・〇点
大学卒業	九七・三点

となっている。この当時は、旧制のものであったことを注意しておくが、どれも在学というのは、その下の程度の学校の卒業よりも点が低い

性×年齢の読み書き能力

ことに注目されたい。つまり、卒業後に力のつくものが、ここでいう「読み書き能力」である。
　上でみたように、学歴なしの者の読み書き能力は非常に低い。完全文盲のうち七二・五%が学歴なしであり、また、学歴なしの者のうち五〇・九%が完全文盲だ。年齢が高くなるにつれて能力が図で示すように低くなるのも、年齢が高くなるにつれて学歴なしが多くなるところに原因があろう。この学歴なしの者の率を年齢階層別にみていくと次のようになる。

一五―一九歳	〇・一%	四〇―四四歳	一・四%
二〇―二四歳	〇・一%	四五―四九歳	二・七%
二五―二九歳	〇・二%	五〇―五四歳	四・四%
三〇―三四歳	〇・六%	五五―五九歳	九・七%
三五―三九歳	〇・八%	六〇―六四歳	二一・一%

　しかも、女の学歴は男よりもはるかに低い。各学歴の男の数を一〇〇・〇としたときの女の占める割合は、学歴なし…三八六・九、小学校中退…二一五・〇、小学校卒業…一四六・七というように低い学歴では女の方が多い。また、実業学校卒業…一四六・七、中学校卒業…一四一・八というように中等程度の学歴を持つ者も女が多い。しかし、高等専門学校在学…五六・六、同卒業三二・二、大学在学…四・九、同卒業…〇・七というように高等教育になると女は大変下がってくる。このころはまだ旧制度であって、大学に女子学生はあまり多くないころの話で、文学部が女子学生に占領されるなどという現象はこれから考えると夢のようである。
　この男女の学歴の差は、年齢が高まるにつれてますますはなはだしくなる。たとえば、六〇―六四歳の学歴なしの割合は、男は七・八%だったのに対して、女は三八・七%となっている。この年齢層では、女の三分の一以上は学歴なしだった。

以上の数字は一九四八年の数字であることに注意しなければならない。ここで述べたような低い学歴の年齢層はもうほとんどこの世にはいないだろうと思われるから、今調査したらもっと読み書き能力は高く出るに違いない。また、男女の学歴の差もだんだんちぢまってきているから、読み書き能力の性差もそう大きくはならないに違いない。

とはいっても、この能力は、日常どのくらい文字言語に親しんでいるかに大いに関係するだろう。国立国語研究所が行った一九七一年の鶴岡市での調査によると、新聞を毎日読むのは男の九〇・七％で、女は六二・八％となっている。また同研究所の一九六三年の松江市における調査では、メモ・家計簿・伝票・帳簿・ノート・日記・書類・手紙・はがき・その他の文章、の中で、女の方がよく書いているのは家計簿だけで、手紙は伯仲しているが、他はすべて男の方がよく書いている。つまり今でも、読み書きともに男の方がよくしているということになる。このような差がなくならない限り、かりに学歴上の差がなくなっても、読み書き能力の性差はやはりなくならないだろう。総点でみると、

この日本人の読み書き能力調査では、

新聞を読まない人　四四・四点（満点率〇・三％）
少し読む人　七五・五点（満点率一・四％）
読む人　八八・〇点（満点率六・五％）

となっていて、読むことと読み書き能力とが、あるいは原因となり、あるいは結果となっていることを示す。

さて、次に、産業・職業別にみてみる。

まず、その人の属する産業別に、能力の低い順に平均点をあげると次のようになる。

農　業　七〇・三点（満点率一・三％）
水産業　七一・九点（満点率〇・〇％）
その他の産業　七二・三点（満点率二・一％）

無　職　七七・〇点(満点率三・九%)
林　業　七七・二点(満点率〇・九%)
サービス業　七七・三点(満点率三・九%)
鉱　業　七八・九点(満点率七・四%)
建設工業　八〇・八点(満点率三・八%)
小工業　八二・〇点(満点率三・一%)
学　生　八二・三点(満点率三・一%)
製造工業　八六・〇点(満点率七・一%)
商　業　八七・三点(満点率七・九%)
運輸通信業　八八・四点(満点率七・一%)
ガス水道電気業　九一・九点(満点率八・二%)
公務団体　九三・二点(満点率一五・五%)
自由業　九三・四点(満点率二三・二%)

次に、どんな仕事をしているかという職業別をみると、

作業的職業　七四・五点(満点率一・八%)
その他の職業　七八・四点(満点率一・八%)
技術的職業　九四・一点(満点率二〇・一%)
自由的職業　九四・一点(満点率二三・七%)
事務的職業　九四・三点(満点率一五・八%)

となる。もちろん有意差はないが、事務的職業が点数では上なのに、満点率では事務的職業は自由的職業よりもかなり、また技術的職業よりも低いのが注目される。

以上の産業・職業の分類は調査実施当時の一般方式に従うもので、今の分け方とは大分違うことを注意しておかなければならない。

3　問題別から

まず、単純な問題別の正答率(一〇〇点満点としたときの点数)を示してみる。

かなの書き取り	八七・九点
数字の書き取り	九五・六点
かなの読み	九三・一点
数字の読み	九六・五点
漢字の読み	八八・八点
漢字の書き取り	五八・八点
語の意味の理解(I)	八〇・九点
同(II)	七四・七点
文章の理解	七〇・五点

これでみると、漢字の書き取りの点が非常に低いことが注目される。漢字の書き取りは何といってもむずかしいということになる。上の結果では、数字の読み書きが、それぞれかなの読み書きよりも点がよくなっている。これはどうしてだろうか。点数では、アラビア数字と漢数字との差はあまり大きくない。書き取りで「16」の正答率九五・三

%、「六」の正答率九六・六%、読みで「八円」の正答率九六・八%、「３キロ」の正答率九六・七%だった。昔読んだ大正時代の大衆小説の中に、自動車の事故にあった子の親が「畜生！　貧乏人には読めない字を自動車に書きやがって」と怒るところがあったが、そういう時代はもう遠い昔になったのだろうか。

　学歴別でこの問題別の結果をみてみると、どの学歴層でも数字の読みが一番能力が高くて、漢字の書き取りの点が一番低い。

	数字の読み	漢字の書き取り	両者の点数の差
学歴なし	三一・六点	二・五点	二九・一点
小学校中退	八一・八点	一四・六点	六七・二点
同　卒　業	九五・二点	三七・〇点	五八・二点
高等小学校以上	九九・五点	六九・一点	三〇・四点

学歴なしではいろいろな能力が伸びていないので差が小さいということになるが、多少とも学校にいくと能力がつき始める。しかし、そのつく順というか、ある程度の高さの能力に達する順が違っているので、低い学歴のところでは能力の程度がバラバラとなる傾向があることになる。逆にいえば、日本語表記のためのいろいろな種類の文字組織にはむずかしさの差が大きい、ということになる。

　むずかしいものの代表は漢字で、それも、その書き取りであることはだれでも認めざるをえないのではないかと思われる。そこで、以下にはこの漢字の書き取りを中心として考えてみよう。

　まず、漢字の読みと書き取りの力を比べてみる。読みには一〇題、書き取りには一五題が出されている。読みが四題できたものまでは、書き取りでは大体一題もできないものが多い。読みが全部できても、平均からいうと書き取りのできた数は大体一一で、一〇〇点満点に換算すると七三・六点となる。また逆に、書き取りが、九―一〇題できれ

ば、読みはまず全部できているようだ。このことから、漢字では、読みと書きとのむずかしさの差が大きいということになる。漢字の読みと書きとの相関係数は〇・六七で、かなのそれの〇・七九と比べるとかなり低くなっている。

次に性別では、男…六四・五点　女…五二・六点となっていて、大分差がある。

年齢別では、

年齢	点数	年齢	点数
一五—一九歳	五四・四点	四〇—四四歳	五八・七点
二〇—二四歳	六九・三点	四五—四九歳	五一・三点
二五—二九歳	六八・〇点	五〇—五四歳	四八・八点
三〇—三四歳	六五・三点	五五—五九歳	四〇・九点
三五—三九歳	六三・五点	六〇—六四歳	三四・五点

となっている。最高が二〇—二四歳の層であることや、一五—一九歳が、四〇—四四歳と四五—四九歳との間にあることなど、全部の合計の場合と似ている。五〇歳を過ぎると半分もできなくなり、六〇歳以上では三分の一しかできないということになる。

また、一五ある問題語の各問別に正答率を出してみよう。一〇〇点満点での点数といっても同じである。できた順に示す。

先生…八四・三点、元気…八一・二点、昭和…八一・一点、手紙…七八・九点、合計…七六・六点、通知…七四・〇点、

返事…六九・二点、妹…六八・五点、願…六六・八点、御礼…五九・〇点、保証人…五〇・六点、欠席…四一・一点、

請求…三五・三点、届…二九・二点、履歴書…二四・六点。

結局、「履歴書」という語は国民の四分の一しか正しく書けないことになる。しかし、当時と違って今は「履歴書」と正しく書けなくても、市販の用紙を買ってきて、所要事項を記入すれば足りるようにはなっていて、必要度は時代

によって変わることを示している。

上にも述べたように語として書けなければ正答としていないが、「保証人」の「人」などは、何も書かなかった二九・七％の人はしかたがないとして、この字を漢字で何とか書こうと努めたほどの人、すなわち全体の六六・六％は皆正しく書き、誤答は一つもなかった。残りの三・七％の人は「保証」のところは書こうとしているが、「人」を書こうとしなかった者である。「人」を書かなかった合計三三・四％の人も、「人」だけを書かせれば書ける人も多かったであろうが、この場合「保証人」という語を書くことを求めているから、「人」だけではやはり意味はない。

次に語の意味の理解では、コンテキストによるものの方がよくできたのは選択肢の数も関係があろう。コンテキストによるものでできがよくなかったのは、正答を傍点で示すと、

適当な（提出・指定・措置・企業）をとる　六七・一点

統制を（上程・該当・機関・緩和）する　六六・七点

である。

同じくシノニムによるものでよくなかった二つは次のものだ。

協議する（賛成する・きめる・力をあわせる・相談する・会を開く）　六三・九点

利潤（ききめ・商売・もうけ・うるおい・便利）　五九・四点

文章の理解ではたとえば「相当の減収を免れまい」とはどういうことかを、四つの選択肢から正解「米の収穫はかなり減りそうだ」を正しく選んだ者六六・二％、「世相を一層悪化せしめるおそれなしとしない」といった二重否定で同じく四つの中から正しく「世の中はもっと悪くなるかもしれない」を選んだのは五三・八％だった。

五　ハワイ日系人の読み書き能力

以上の読み書き能力は、母国語(自分の属している国の公用語。これに対して、ある人が小さいときから習得して、その人が物を考えたり、計算をしたりするとき、自然に使う言語を、母語という。)についての調査だった。この章ではハワイの日系人の日本語の読み書き能力について取り上げる。ハワイの日系人については第一巻で比嘉正範が触れているが、調査にもとづく文字言語能力についてここでは述べる。

これは、一九七一年にハワイ、ホノルルにおける日系人の調査(被調査者は四三四人)の一環として行われた言語調査のまた一部分として計画された。ここでは言語調査として六五問用意したが、日本語の読み書き能力に関するものは二〇問である。日本での一九四八年の調査では上に述べたように九〇問出題しているが、ハワイでは時間の制限のためにその九〇題から選んだ二〇問とせざるをえなかった。また、そのほかにも、日系人の日本語読み書き能力の現実からして、文章の理解の質問を断念したので、どんな操作をしても、総点で両調査を比較することはできず、問題ごとの比較とならざるをえない。

ハワイでは次の五項目について調査をした。このうち語の意味の理解は、二つの種類とも出してみたが、結果としてはあまり差がなかったので合計で示そう。さて、五項目について結果を示す。(　)の中は、日本での結果である。

かなの読み	四一・四点(九三・一点)
かなの書き取り	二七・九点(八七・九点)
漢字の読み	二九・七点(八八・八点)
漢字の書き取り	六・〇点(五八・八点)

漢字の書き取り能力では一〇〇題出題すると平均で六題しか書けないことになる。読みではかなが四割、漢字が三割ぐらいとなっているが、語の意味の理解では一割しかできないということになる。かなの書き取りでは、正答に準じるものに〇・五点を与えた。これは日本での調査より少し点が甘い。このようなものを入れず日本でやったのと同じようにすると平均は二七・一点となる。

上に見たように漢字の書き取りの力は大変劣り、漢字の読みとの差は比率でみると日本よりははなはだしく、読みの五分の一程度である。漢字は大変彼らにとって負担となっているようである。

一世・二世・三世ではもちろん一世がよくできて、世代が下がるに従って点が悪くなる。しかし、日本人の読み書き能力の結果と比べると逆に出るものが多い。たとえば、性別では女の方が点がよく、年齢別では老人の方が点がよく、学歴別では低学歴ほど点がよく、農業の人が一番点がいい。これらは、日本人の読み書き能力調査の場合と反対であるが、おそらく移民の出身国の言語の読み書き能力だけでなく話し聞く能力一般についてもいえるのではなかろうか。このことは Einar Haugen が各国からのアメリカへの移民が出身国の言語を母語として保存している率は市部よりも郡部が高く、郡部でも農業地域の方が高いという報告をしていること(4)からも推測できる。

この傾向は、正規の学校教育で授けられる外国語の読み書き能力とは全く違った形となるものと思われる。この外国語の読み書き能力はおそらく傾向としては母国語の読み書き能力と同じであって、しかもいろいろの社会的要因別の能力の差は母国語よりも増大するであろう。

なお、この調査では、被調査者個人の名まえを日本字で書かせてみた。正しく書いたのは三二・九%で、何も書かないというか書けない者は五四・四%であった。書かない者を除くと、書いた限りは七五・三%は正しく書いたことになる。

これを日本語学校に行ったかどうかによって集計すると、このような学校に行かなかったのは、正しく書けた人一・七%、書かない人九三・二%となり、以下、行った年数によってだんだんできているが、一一年以上日本語学校に通っても、正しく書けた人六〇・九%、何も書かない人二六・一%となっている。自分の名まえは、どんな日本語学校でも教えると思われるが、書く必要のないために忘れたのであろう。なお、一一年以上通っても先の漢字の書き取りは二一・〇点に過ぎない。この日本語学校の影響力の弱さは問題であろう。

なお、この調査の詳しいことは、『国立国語研究所論集　4』「ことばの研究第4集」に書いたわたしの「ハワイ日系人の読み書き能力」をみられたい。

六　「国民の読み書き能力」

文部省は、一九五五、五六年に「国民の読み書き能力」調査を実施した。これは、一九四八年の「日本人の読み書き能力」の結果と比較して、数か年の間の読み書き能力の変化を調べ、また、義務教育の場だけで日常の社会生活を学ぶのに支障のない能力を獲得しているかどうかを調べようとしたものである。

この調査の報告書は、文部省『国民の読み書き能力』[5]として公にされているので、詳細はこれについてみられたいが、紙数の許す限りごく簡単にここで紹介しておこう。

「日本人の読み書き能力」調査は全日本人を情報を得ようとする対象としたものであった。しかし、この文部省の調査は人手、費用その他の点からこのような大きな調査を実施することができないので、全日本人の部分を調査するにとどまった。

まず、地域については、「日本人の読み書き能力」調査の結果から、能力の高い地域の代表として関東地区(一都六

県）と、能力の低い地域の代表として東北地区（六県）を選んだ。したがって、この新しい調査の結果の両地区の間に全国民が入るだろうと予想される。調査地点は、関東で三四、東北で四〇であった。

調査の対象としたのは、調査地区の一般人のうち、新制高校を卒業する年齢である一八歳を中心として、その前後、一五歳から二四歳までの年齢とした。両地区とも一〇〇〇人ずつを調べた。このような年齢層としたのは戦後の新しい表記法による教育の影響をみるためである。

調査の結果では五〇点満点として、関東は三六・四点で、東北では三一・一点だった。この点数は日本人の読み書き能力の一〇〇点満点の七八・三点に比べれば低いようだが、この調査では、かなの読み書きのようなやさしいものは、若い人には調べる必要はないと考えて出題していないし、また、文章の理解のようなむずかしいものが多く出ているから、総点の点数だけで単純に比較はできない。

この調査で注目すべきことは、読み書き能力の段階をギリシアの二段階に対して四つに分けていることである。これは本調査の結果を検討し、これに吟味調査の結果を加えて考察した結論であるとされている。

段階1は、十分読み書き能力があり、日常生活に支障がないと明らかに認められた者、であり、関東…六・一%、東北…二・一%がこれに当たる。

段階2は、十分ではないが、日常生活に大きな支障がないと認められる者、であり、関東…三六・一%、東北…二〇・七%がこれに当たる。

段階3は、十分でなく、日常生活にかなりの支障があると認められる者が大部分である。しかし、この中には、あまり支障のないと認められる者も含まれている。関東…四八・三%、東北…六一・五%がこれに当たる。

段階4は、読み書き能力がなく、日常生活に支障があると明らかに認められる者、であり、関東…九・五%、東北一五・七%がこれに当たる。

この報告では、段階1と段階2とを合わせて、能力がある者としている。この立場は「日本人の読み書き能力」の立場よりも甘い基準ではあるが、この方が実情に即している、とこの報告書ではいっている。

全国的にみると、関東と東北との中間に入るから、上に関東、下に東北の数値を示して、これをダッシュで結んで示すと、この年齢層の男の四九・〇―二八・四％、女の三四・九―一八・六％が能力がある、ということになる。まだこのころは男女の差は大きいようである。おそらく今は前にも述べたように差はもう少しちぢまっているであろう。学歴別では、新制大学在学および卒業の学歴を持つ者の九七・〇―八六・七％、新制高校卒業の学歴を持つ者の六七・二―六一・五％、新制中学校卒業の学歴を持つ者の一五―一〇％がこれに当たる。

この調査では、能力がないと認められる者は段階4の者としている。

文盲というものを、この調査で零点を取った者ということにすると、この年齢層の、関東で〇・一％、東北で〇・八％がこれに当たる、ということになり極めて少数である、といっていい。これは段階4の中でも最も低い層に属する。そして、使用した問題の性質上少なくとも漢字の読み書きのできない者である。もちろん、かなの読み書きもできない者を含みうるが、これは非常に少数であろう。したがってこの数は、「日本人の読み書き能力」調査でいう、完全文盲と不完全文盲とを足したものに当たることになる。

問題別にみたところでは、一〇〇点満点として、

	関東	東北
漢字の読み	八八・四点	八〇・四点
漢字の書き取り	六三・二点	五三・一点
語の意味の理解の(I)	九〇・〇点	八三・七点
同(II)	七六・四点	六二・三点

文章の理解	五九・七点	四七・五点

となっている。

これは資料の点でぴったりとした比較はできないが、全国がこの関東と東北との間にくるものとすると、上に述べた「日本人の読み書き能力」の漢字の書き取りの年齢別の点数は、一五―一九歳…五四・四点、二〇―二四歳…六九・三点だったのと比較して、この「国民の読み書き能力」の方は、

	関東	東北
一五―一九歳	六二・一点	五三・四点
二〇―二四歳	六四・四点	五二・六点

となっていて、二〇―二四歳が「日本人の読み書き能力」より落ちていることになる。しかし、これはピタリ同じ問題ではなく、この両調査で、一九四八年は一五題、あとの調査では一〇題であり、共通問題はうち七題であるから、このことを手がかりとして考え直さないと完全な比較はできない。

そこで、こういった共通問題を手がかりとして比較分析をした結果では、両調査間に、総点で、地区別にも、性別・年齢別・職業別にも差がないし、また、問題別に比較した場合も差がないとしている。

このように差がないとなると、この年齢層の者の間では、この一九四八年から一九五五、五六年の間には予想に反して読み書き能力が向上したとも、低下したともいえないということになろう。このことを報告書では「むしろ、読み書き能力は、ほとんど変わらないものとするのが、もっとも妥当な結論ではあるまいか」と述べているが、このことは、どういう意味であるのかよくわからない。読み書き能力なるものはそう変わるものではない、という意見ともとれるが、もしそうならやはり問題であろう。わたしは、時代とともに読み書き能力は変わるものだと考える。

もちろんいつも、近ごろの若い者は漢字を知らない、という声を聞くけれども、これはおそらく大昔から常に聞か

れる声であって、調査をしてもはっきり出るものではあるまい。そういう意味でわたしは変わるといったのではない。おそらく男女差は最近はちぢまっているであろうと、度々わたしは述べたが、これはいわゆる勘であって、はっきりした調査の結果によって述べているわけではないが調査すればきっと出るだろうと考えている。

このように、この能力の現状について述べるときは、いつも推測になってしまう。そうしないためにも、本来は、国勢調査のように何年かに一回は定期的に調査すべきものであると思う。その際にはこの両調査の比較よりも、もっと簡単に時系列上で比較できるように方法を考えるべきである。

七　読み書き能力と国字問題

日本で、国字問題について、表音化を主張する人々の心の中には、漢字はむずかしい、という認識があると同時に、日本人の読み書き能力はそのむずかしい漢字のゆえに満足すべきものではない、という共通した考え方があるであろう。

カナモジカイでは、今までに何回か読み書き能力調査をしてきている。これらの調査の根柢には、上のような考え方が働いているということはいえるように思う。わたしが、カナモジカイの調査のことをこの文の中で紹介しなかったのは、もっぱら調査へのこの姿勢のゆえである。

ところで一方、日本では義務教育のほとんど頂点にまで達した普及があり、一般の読み書き能力は相当高いものである、ということもいえると思われる。

実は、この一般の識字力の高さが、日本の国字表音化を妨げているという面もある。多くの国民が多少とも文字を知っているときに、それを捨てて新しいシステム、たとえばローマ字を使うようにしようという提案は容易にわかる

ように、一般にはあまり評判のいいものとはならないだろう。

中国のいわゆる簡化字（簡体字）は相当思い切った刈り込みを字形に施しているが、これも一般の識字力が極めて低かったこと、さらに一般大衆の側にすべてはつくべきだという考え方から可能となったものであろう。中国の毛主席は、中華人民共和国の成立後二年、すなわち一九五一年に、文字改革を指示した。この時、国民の八割が文盲だったといわれる。この改革は最終的には、文字の〃大衆化〃を徹底させるために、表音文字化、ローマ字化にまで到らせようというものである。ローマ字化はもちろん一挙にはできないから、「簡略化して現在の役に立て、同時にいろいろな準備を積極的に進めるべきである」とした。教えにくい大人に対しても教えるのだから、むずかしい字体では能率が悪かろう。

こうして簡化字によって識字運動が強力に進められている。すでに文盲は減少しつつあるであろう。しかし、それと同時に、苦心して覚えた簡化字を捨ててローマ字まで持っていけるかどうか、この辺にジレンマを生ずるのではないだろうか。毛以後の方向はどういうことになるだろうか。日本の国字問題が現実問題として急進の道を歩まないのは、おそらく、国民全体の読み書き能力の高さに原因があろう。南朝鮮でハングル使用の大前提が、時として漢字派の強い巻き返しにあうのも、国民の漢字の読み書き能力がかなりあるからではなかろうか。[6] 北朝鮮では反対運動があるかどうかは不明であるが、徹底的にハングルが使われている。

トルコがアラビア文字を捨てたとき、モンゴルで蒙古字を捨てたとき、またベトナムで漢字を捨てたとき、一挙に最終の目標とした文字まで持ってきた。これらの国々では文盲率の高さに支えられて成功したのではなかろうか。こう考えたとき中間に他のシステムを入れた中国の場合果たしてどうなるかは大きな問題となるかもしれない。韓国のハングル化（ここではローマ字化は考えられていない）の行方とともに今後注目したい。

（1）ノリス&ロス・マクワーター編、青木栄一・北詰洋一訳『世界一の世界 上』講談社、一九七五年、八六頁。
（2）東京大学出版部、一九五一年、五頁。
（3）飽戸弘・林知己夫『日本人の法意識（調査分析）』至誠堂、一九七三年。
（4）The Norwegian Language in America—A Study in Bilingual Behavior—, Indiana, 1969.
（5）大蔵省印刷局、一九六一年。
（6）文化庁文化部国語課『韓国の国語施策に関する海外調査について（報告）』一九七六年。

3 科学技術と近代日本語

辻　哲　夫

はじめに

科学技術は日本語によって完全にとらえきれるものであろうか。そう問いかけることは、科学技術が本当に日本の文化の中に定着できるのかどうかをたずねるにひとしい。たしかに科学技術は西欧から伝えられ、異質の文化的機能として日本の社会の中にはいりこんできたのだから、それが日本人にどこまで消化しきれるものであるかを、つねに問題にしてみることはできよう。

しかしその反面で、日本の現代社会は、すでに科学技術なしではやってゆけないところまで変貌してきていることも、われわれはよく知っている。既成事実を楯にして、科学技術は日本の社会の中に存在し、それは十分に働いているという見方をとるなら、最初の問いかけはたぶん無意味なものになるだろう。定着しうるかどうかではなく、どのように定着しているかを問うことになるからである。

どちらの問い方が適切なのか、それを裁定することもむずかしいが、もっと困難なのは、いずれの設問をとりあげるにせよ、だれでも納得しそうな明確な答を見つけることである。つまり、日本の文化と科学技術、あるいは日本語と科学技術という組み合わせで、両者の間の相互関係がどうなっているのかを論ずることは、その手がかりすらつかみにくくて、きわめて扱いにくい論題なのである。それは重要ではないということでもないだろうが、じっさいにはこれまで本格的に論じられることは少なかった。

「科学技術と近代日本語」などという標題を与えられて、なにをどう論ずればよいのか、幸運な見通しがいきなり開けてくれることは望み難い。これまで難題だったことは、いまもいぜんとして難題であることに変りはない。ただ、上に挙げた二通りの設問のうち、いずれかを選ぶことに限れば、論じやすそうな方に丸をつけることだけはすぐでき

る。

ここでは後の方の設問をとりあげることにしよう。その理由は、簡単といえば簡単である。すでに存在して、働いているものを、本物であるかどうか、いまさら疑ってかかるのは面倒なことだからである。科学技術が、日本語でとらえきれるかなどと大がかりに考えるより、それをいかにとらえてきたかという観点から地道にあとづけてみる方が、いくらかでも実質的な論じ方ができそうに思える。

現在、日本に存在している科学技術を、これでもう完全なものであるといえるのかどうか、それはまた別の問題であろう。しかし、日本の科学技術はすでに自立しているということは、断言しておいてよいことだと思う。なぜそういえるのかも理由づけねばならないが、その点もふくめて、科学技術が導入され自立するにいたるまで、日本語によってどのようにとらえられてきたか、その問題を可能なかぎり究明してみることにしよう。

一　日本語で書かれた力学

1　物理学の受容と日本語

日本の物理学がようやく自立し、いくつかのすぐれた理論的研究があいついで発表されるようになるのは、昭和期にはいった一九三〇年代から四〇年代にかかる頃のことだといえる。よくしられているように、西欧の物理学は、二〇世紀冒頭の量子論・相対論の提唱に端を発して現代的な変革の時期にはいり、一九二五、六年頃に量子力学の体系的な成立をみるにいたった。日本の物理学も、そうした原理的変革の機をとらえて、独自の立場で新しい分野の開拓に参加することができるまでに育ったのである。中間子論、素粒子論、物性論とさまざまな領域で、世界の注目をあ

びる業績があげられ、外来の学問である物理学が日本の文化的風土の中にもしっかり根をおろしたことを示している。このような学問的自立の段階にはいれば、物理学の主要な内容は、とうぜん日本語によって語られ、考えられ、教えられ、究明されていることを想定してよい。個々の傑出した研究業績は、それを生みだしうるだけの一般の学問的水準に支えられているのであり、そこには広く日本人同士が伝え、吟味し、理解しあえる学問的な情報伝達の媒体が、知的な蓄積としてたしかに存在しているはずである。その伝達の役割をにない、相互の間を結びつける機能を十分にはたしえている言葉は、なによりもまず日本語にほかならない。

そう考えてみると、学問の自立という文化現象も、もっぱら言語の側面から論点をしぼって、あらためて問題をたてなおすことができよう。いま単刀直入に問いかけてみたいことは、日本人が自分の言葉「日本語」で、物理学の本旨をどこまで明確に表現しうるようになっていたのかという点である。

もともと外来の学問の受容は、外国語で記述されている専門学的内容を、その外国語の文脈の中で理解することからはじまる。専門学の知識内容にたち入る前に、外国語そのものの学習が準備されていなければならない。言葉の壁をのりこえて、外来知識を正確に理解しうるためには、つまり、単純な言葉のおきかえの意味での翻訳の手続きが必要なわけである。

しかし学問の受容は、受動的に与えられるものをただ知ればよい、理解すればよいというものではない。そこではつねに、自己再生への契機が模索されているのであり、理解できたものをさらにみずから活用することが望まれている。それはいずれにせよ、自分の言葉で考え、自分なりに首尾一貫した表現法を開拓することにつながってゆく。だから、学問の受容が自立の段階にすすんだかどうかの判定の目安を、かえって言葉の面から限定して、その学問の主要な内容が、日本語で整然と表現しきれるようになっているかどうかに求めることもできる。

西欧近代科学の受容については、とくにこの点を注意してかかる必要があろう。科学の研究を自主的にすすめうる

ためには、外国語で書かれている知識のみでなく、その言葉の裏にひそんでいる思考法やものの見方にも習熟していなければならない。そしてその知性の働かせ方を、日本語による表現法を通して活用できるところまですすんでいなければならない。それはとりもなおさず、日本語によって表現しきれるもう一つの科学を、あらためて再構成することになるであろう。

一八世紀の末、江戸時代の後半から手さぐりではじまった西欧物理学の受容のなりゆきを通覧するとき、こうした事情へのゆきとどいた配慮がことさら重要だと思われる。言葉の翻訳を手はじめに、それはいやおうなしに概念の翻訳ないし、概念構成法の翻訳へと、苦闘のなりゆきはその波紋をひろげてゆくからである。物理学受容の歴史は、その意味でまさに、日本語ではまったく表現しえなかったことを、ついには日本語だけで文句なしに表現しきれるようになる、そうした言葉の探索、あるいは変脱の歴史であった。

ここではまず、その変脱のありさまを、端的に描出しておくために、出発点と到達点におけるそれぞれの代表的な例をとりだして、比較対照してみることからはじめよう。着目する題材としては、近代科学の核心をなしており、しかも文字通り西欧的な特質をそなえた学問分野として、力学をとりあげるのが吟味のためにも適切であろう。

2　山内恭彦の『一般力学』

最初に、物理学の自立段階を確認する意味で、日本語で書かれた力学の本の中から、その意図にこたえてくれそうなものを選びだすことにしよう。ここで第一に挙げてよいと思われるのは、一九四一(昭和一六)年に刊行された山内恭彦の『一般力学』である。

しかし一九四一年といえば、すでに量子力学も確立し、それを足場にした物理学の新たな現代的展開が着々と進みはじめていた時期であることを、ひとまず考慮にいれておかねばならない。日本の物理学も、その新しい潮流にのり、

ようやく国際的にも高く評価されるような業績を挙げはじめていた。いいかえれば、さきにのべたような日本の物理学の自立段階が進展しはじめていた時期である。

こうした状況の中で刊行された力学の本であれば、それはとうぜんその時代的要請にこたえうるような役柄をになっているであろう。力学は、すでに完結した過去の理論として講述されるのではなく、さらに量子力学への変換を見越し、未来にむかって開かれた理論として究明されなければならない。もともと山内恭彦の『一般力学』は、量子力学を軸にした物理学の新段階に応ずる『講座』の中の一巻として書かれた旧稿をもとにできあがったものであった。したがって山内も序文でいうように、「特に量子力学との関聯に意を用ゐた」意欲的な記述も織りこまれている。そしてより重要なことは、量子力学への道を開くことによって、力学の理論構成そのものが新たに手なおしされなければならなくなる点である。だから著者山内の目指すところも、力学がどれだけ完備した理論であるかをいまさら再確認してみせることではなく、もっと積極的に新たな観点から力学をどのように見なおすことができるか、その再構成の努力を重ねることにあった。山内はその点にふれてつぎのようにのべている。

根本原理に於いては確立された理論も、物理学の進歩に伴つて他の新しい部門との交渉を生じ為に重点に多少の変動を来たし、又数学的方法の発展に随つてその表現に幾分の変化を生ずることは自然の勢であるから、その意味で本書が些かなりとも新鮮味を盛り得たならば著者の本懐之に過ぐるものはない。

まさにこうした「新鮮味」をそなえていたからこそ、山内の『一般力学』は時代の期待にこたえることができ、広く読まれて、日本の物理学の理論的基礎を高めることに重要な役割をはたしえたのである。

さてわれわれは本題にかえって、この『一般力学』を言語問題の題材として考察することにすすまねばならない。まさしくこの本は、日本語で論述された力学書の範例として着目したのだが、それが日本語で書き表わされたということによって、はたしてどれだけの制約をうけ、また新たな特質を帯びることになったであろうか。この設問に簡単

な答をだそうとすることは、たぶん早計にすぎるであろう。しかしこう問いかけてみることによって、著者山内恭彦が日本語によって新たな観点から力学の理論内容を論述しようとしたときの大きな困難さに、われわれもまたかえって切実に思いいたることになる。山内は「新鮮味」を盛りこむことを望んでいたが、それはいいかえれば、創意に満ちた力学理論の記述を日本語でやってのけるということにほかならない。これは容易ならぬ難題にちがいない。それゆえ、山内恭彦は日本語の表現法にたよりながら、力学の新天地を開くための苦闘を展開せざるをえなかったであろう。その苦闘の軌跡を、われわれは山内恭彦がやはり序文の中に書きとどめたつぎのような文章の中に、かれじしんの感慨をこめた言葉として十分に読みとることができる。

物理学の研究を為すに当つては、研究者がその有する基本的知識を一つの体系に整備し、新しい理論に接する毎にその中から必要な部分を摂取し、同時に既に有するものから不要な部分を棄捨し、明確なる思考の根底を樹立して常時の用に応ずるやうに準備して置くことが一つの有用な心懸けであらうと思はれる。本書は内容に於いて全然独創的な箇所はないが、著者の有する貧しい体系を拙い見本として示すことにより多少なりとも若い研究者の御参考として役立てば幸である。

いうまでもなく、ここに強調されているのは、「体系」への方法的示唆である。物理学の研究においては、基本的知識を一つの体系に整備し、明確な思考の根底を樹立して、いつでも役立てうるように準備しておくこと。それが物理学研究者にとって、「一つの有用な心懸け」であろうという。

一般に、科学の方法について論じられるとき、体系的思考の方法的意義が重視されている例は、けっして珍しいことではない。むしろ、科学の方法論を展開するのに、科学理論の体系的構成についてなにも言及しないですませるなど、まず考えられないことでもあろう。いわばそれだけいいふるされてきた「体系」なのだが、ここで山内のいうところを通り一遍にうけとったのでは、かれの真意をつかみそこねることになる。山内は、体系一般について語ってい

るのではなく、かれじしんの体系、「著者の有する貧しい体系」のことを語ろうとしているのである。

われわれの注目したいのも、まさにこの点である。山内恭彦は、新しい理論(量子力学)の出現にそなえた力学理論を記述するにあたって、そこに新鮮味を盛りこむことを望んだが、それは結局、著者じしんの体系を「見本として示すこと」に集約されている。見方をかえれば、ここにこそ、創意に満ちた力学書を日本語で書き上げるための、方法的な核心が秘められていたといえる。

「著者の有する貧しい体系」と山内は書いている。しかしその体系は、まぎれもなく著者じしんの思考の根底に支えられ、かれじしんの言葉によって組み上げられたものである。翻訳でもなければ、むろんなにかの台本のひきうつしでもない。つまり、日本語によって考えぬかれ、書き上げられた力学書だということを端的に証拠づけてくれるのは、ほかならぬ著者じしんの体系がそこに示されているという点なのである。たぶん、日本の物理学が自立しはじめた時期だというあかしも、著者じしんの体系を織りこんだ物理学理論書を、世界の水準に劣らないものとして刊行しうるようになっていたという点に求めてもよいであろう。たしかに山内恭彦の『一般力学』は、他にもいくつかかぞえられる、そのような物理学書の中のひとつである。

それにしてもなお、問題が残されている。力学理論を日本語で記述したとき、日本語を使ったがゆえに生じうる言語上の制約とか、逆にその長所とかはどこに見られるのであろう。われわれがはじめに問いかけたことは、もっと納得のゆく解明にたどりつけるよう、可能なかぎりの究明の努力をさらに重ねてゆかねばなるまい。少なくともその手がかりとして、山内恭彦は、かれじしんの体系を理論的記述の中に織りこむことによって、力学の日本的な確立に道が開かれるであろうことを示唆してくれている。にもかかわらず、われわれはさほど見通しのよい地点に到達しているとは思えない。山内のいうところにしたがって、論点を「体系」の周辺にしぼってはみたものの、ただそれを遠まきに眺めているだけだからである。「体系」とは具体的にどんなものなのか、そのもっともかんじんな点にまで目が

とどいていないし、したがって山内じしんのもっている力学体系の内容や特質にまだなにもふれていない。科学の理論的思考における言語の問題を論ずるには、むろんこのままでは不十分である。

望むらくは、『一般力学』の序文だけでなく、本文の理論的記述を丹念に読み通すことが必要なのだが、他方ではしかし専門的な力学理論の吟味に深入りすることを避けなければならない。要は力学の体系的構成と日本語との内的な関連性を論ずるところにある。だから現代の力学にかかわりすぎることはやめて、むしろ日本語の歴史の方に重点をおき、その歴史の中での日本の力学を考えてみることにしよう。

3 志筑忠雄の『暦象新書』

江戸時代、一八世紀の後半になって、西欧のニュートン力学が日本にも伝えられてきた。長崎の通詞たちが蘭書の翻訳をはじめるにいたって、その中にはいく冊かの天文・物理書も含まれていた。杉田玄白らが『解体新書』(一七七四(安永三)年)を刊行したのに前後して、本木良永が『和蘭地球図説』(一七七二(安永元)年)や『天地二球用法』(一七七四(安永三)年)で、コペルニクスの地動説を紹介したのが、そのなりゆきのさきがけとなった。

こうして西欧近代科学の主軸をなす力学も、ようやく日本に導入される糸口をつかんだのだが、しかしそのことは、学問としての力学がいよいよ本格的に日本にも受容されはじめたのだという意味ではない。第一、力学そのものは、日本の伝統的な学問の風土にとって、あまりに異質であり、難解でありすぎた。それに当時の実用的な要請としても、暦法・航海術などほんの僅かな分野で、力学的知識への関わりをみせただけで、ことさら力学の理論そのものを理解しなければならぬという現実的理由もとぼしかった。日本の学問的水準からすれば、力学の数理的理解までを望むはるか以前の段階にとどまっていて、専門的な力学書の翻訳に対する切実な需要もなく、また実際にその訳業もほとんど進展しなかった。

こうした中で唯一の例外といえるのが、志筑忠雄の場合である。志筑ももとはやはり和蘭通詞であったが、一七七七年、一八歳のときその職を辞して以後は、和蘭天文書・物理書の訳述・研究に専心し、直接には師も弟子もない状況の中で、ひとりニュートン力学の理論的理解を深めようと志し、学術研究に没頭してその生涯を終えた。かれが晩年にようやく大成した訳述書、『暦象新書』(一七九八―一八〇二(寛政一〇―享和二)年)は、その意味で日本の学問史におけるきわめて貴重な、他に類例のない業績となった。

われわれの問題意識にとっても、この訳述書はむろん見のがすことのできない、重要な題材である。なにはともあれ、日本語で力学理論を本格的に記述しようと試みた最初の例にちがいない。しかもこうした試みは、それ以後明治期にはいるまで、志筑に匹敵する形ではけっして現われることもなかった。『暦象新書』は写本として伝えられただけで、版本としては刊行されなかったこともあり、志筑の業績を受けついで、さらに発展させるような学者はついに現われなかったのである。

このようにほとんど孤立無縁の独特の存在という点に加えて、この本はたんなる翻訳書ではなく、とくにそう書いたように「訳述書」だというその特質が、われわれの考察にとっていっそう貴重な役割をはたしてくれる。志筑は原本を翻訳するにとどまらず、かれじしんの理論的考究の結果を随所に織りこみ、首尾一貫した理論の帰結を整えようと専心努めている。それは力学そのものの理論的帰結であるより、力学について考えた日本人独自の見解をきわだたせることになった。つまり志筑が訳述した考究内容は、日本的思考と力学理論との真剣な葛藤を、そのままさらけだす形で書きとどめてくれたことになっている。日本語、それも西欧的な論理や思惟方法にまだなじんでいない江戸時代の日本語で、西欧文化の方法的典型といえるニュートン力学を論述すればどんなものになるのか、その問題を考察するのにうってつけの題材がここにある。そのつもりでわれわれは『暦象新書』に目を通しながら、いくつかの論点をとりだしてみることにしよう。

『暦象新書』の中篇――全体は上・中・下の三篇からなる――で、志筑は運動の原理を論ずるのだが、その冒頭の一節はつぎのように書かれている。

宇宙の間は一元の気なり、又虚実の二者なり。是れ一にして二なり。二にして一なり。若し一なりとせば、屈伸の別あるべからず。天は伸軽なり、地は屈重なり、屈伸あるにあらずや。若し二なりとせば、天地の気相通ずること能はじ。日星の光気互に照映し、天際に往来して、間隙なく昇降して万変す。一気にあらずと云ふことなし。然れば是れ一気にして、其の中に屈伸の不同あるものなり。屈伸ある所以は、虚実ある所以なり。屈の至りは実なり。伸の至りは虚なり。極実と極虚とは、相容れて一体たり。(中略)屈伸あるが故に変化無窮なり、一気なるが故に万物一体なり。唯其の然る所以に至つては、我輩の敢へて議する所にあらず。屈伸虚実の微理を悟らんと欲せば、易を学ぶに如くべからず。

むろんこのような論述は原本になかったものである。原本は、イギリス人、ジョン・ケールの書いた『天文学入門』(一七二五年)を、オランダ人、ヨーハン・ルロフスが蘭訳し一七四一年に出版したもので、『自然哲学原理』や『光学』にのべられているニュートンじしんの物理学理論の啓蒙的な解説書であった。志筑はこの本の完訳を望んだかもしれないが、当時の語学水準ではなお困難も大きかったであろうし、とくにニュートン理論の内容の理解にいたっては、言語を絶するほどの苦しみを味わったにちがいない。志筑が、この本の全体の構成を組みかえ、他書も参照して内容も相当に改作し、「訳述書」としてまとめたのも、実際には逐字的な翻訳を断念したからでもあろう。かくして志筑忠雄は、じぶんで理解しえたかぎりで原文の記述をすすめ、説明の足りないと思われるところでは、じぶんなりの意見を自由に補足し、首尾一貫した論述をなんとかまとめあげようとしている。

右の引用文は、このようにして志筑じしんが書き加えたかれなりの運動原理の論述に当る部分で、その説明原理は、中国の古典『易』からかりてきたものである。「屈伸虚実の微理を悟らんと欲せば、易を学ぶに如くべからず」とい

う志筑独自の理論的構想が示されており、それは結局ニュートン理論の原理的構成から遠くへだたる結果に終っている。つまり志筑忠雄にはまだ、力学の論理や方法が根本のところでつかみきれなかったのだといえよう。その点、『暦象新書』の論旨の組み立ては、力学本来のものとは全面的に異ったものになる。にもかかわらずわれわれがなお注目したいのは、志筑の論究はたしかに力学以前の説明法にとどまっていながら、それじしん自然現象の学問的探求として十分評価してよいだけの確固とした成果を挙げえていることである。

志筑の説くところをもう少し丹念にたどってみよう。かれは冒頭の一句を、「宇宙の間は一元の気なり、又虚実の二者なり」と書いていた。用語や文体はわれわれに親しみにくいものだが、しかしその文意はいかにも簡にして要をえたものである。たぶん志筑は、この一文をかれの宇宙理論の構成原理として、確信をもって書き下したにちがいない。宇宙は根源的な物質としての「一元の気」から成り立っている。その物質が稀薄になるか、濃縮されるかにより、「虚実」二様の方向に状態はつねに変化してゆく。その変化の過程を表示する基礎概念として、志筑はさらに「屈伸」という運動の原理を補足している。かくして、「屈伸あるが故に変化無窮なり、一気なるが故に万物一体なり」とする、志筑独自の宇宙論が構成され、自然現象のすべてはこの原理にもとづいて説明されるはずである。

こうした説明法の思惟構造を支えているのは、一面たしかに東洋の伝統的な理念であるにちがいない。志筑も明記したように、『易』の陰陽論の発想に深く影響されており、さらに、「屈伸虚実」の理は、『老子』『荘子』『列子』などの道学的な自然像から多くの示唆を受けている。「気」を根源物質とする一元論的世界を前提とし、「屈伸虚実」の対概念を通して説明される流体論的宇宙像は、その発想の由来にまでふれるならば、いずれにせよ古来東洋で受け継がれてきた自然観の枠をはみだすものではない。

しかし、志筑の論述は、もう一つの強力な支柱によって組み立てられていることを見すごしてはなるまい。それはいうまでもなく、ニュートンの重力論、およびそれにもとづいた物質構造論である。

屈伸変化は引力のする所なり。引力と重力と二用なれども、其の実は一根なり。地に落つるに於ては重力と云ひ、精気微質の上にては引力と云へり。

このようにかれの運動原理たる「屈伸」を引力説によって理由づける志筑には、ニュートン理論から学んだものの影響もまた決定的であった。天体間の重力と、物質の微細粒子間の引力と、その両者をいわゆる万有引力としてとらえ、自然現象を一元的に説明しようとしたニュートンの力学的描像が、まさしく志筑の宇宙論の根底となっている。「一元の気」と志筑が規定したものも、もとはといえば、ニュートンが動力学的に確立した質量概念から転釈されたものにほかならなかった。

至実の本体は触るべくして、容るべからず。至虚の本体は容るべくして、触るべからず。

志筑は「気」の虚実によって、空間と物質、あるいは場と物質といった性格の力学的構造を想定しながら、その物質の根源的実体を「実気」と呼んで、ニュートンのいう「質量」に対応させている。「重力は大地の万物を引くに起るものなり」といい、さらに「其の実は、万物の実気と地の実気と相引くものなり」と説きすすんでかれの重力論を組み立ててゆく。ここに、いわば「気」の重力論が成立し、なお言葉の足りないものながら、志筑の万有引力論的自然像は、それなりに充足した論拠をととのえることになる。

唯重力は実体に属せり。是の故に形色万殊なりと雖も、実気同分なるものは、其の重力毎に相等し。大小相同じくして軽重相異なるものは、実気疎密の異なるなり。其質密屈なるものは、実気多くして其の体重く、疎伸なるものは、実気寡くして其の体軽し。

志筑はこうして論述を精密にすすめながら、天体の運動論、物質の分子構造論と、多面にわたる訳述を展開している。日本語によってはじめて講述されたこの力学理論は、東西の学問の交流経過を如実に示してはくれるものの、しかし力学の理論体系としてはなお欠けるところが大きい。志筑の引力説は、ニュートンの万有引力論に根ざしてはい

たが、しかしその理論的基礎となる運動の三法則を厳密にふんまえたものではなかった。志筑の自然像は、「一気なるが故に万物一体なり」として客観的に確立されたものでありながら、「気」の運動論が「屈伸虚実の微理」を説明原理とするものでしかなかったからである。このような、理論の原理的な構成という点での相違は、直接、言葉の問題に還元して論じきれることではないだろうが、日本語と日本人の思考方法との相関関係を考えてみる上では、やはり重要な論点をなしているであろう。その考察への手がかりを求めるとすれば、視線をもう一度現代にまでひきもどす必要がある。つまり志筑忠雄の未完の力学と、すでに完成されている山内恭彦の力学との対比的な吟味。さらにそこまでわれわれの議論もすすめてゆかねばならない。

4　二つの力学と日本語

さきに山内恭彦の『一般力学』に着目し、さらにわれわれは志筑忠雄の『暦象新書』にも目を通した。時代のへだたりを背負って、あからさまに性格の異なる両者なのだが、しかしわれわれは、いずれをも同じく日本語で書かれた力学書として扱ってきた。それにはむろん、両者をとりむすぶ共通の視点が用意されていなければならなかったはずである。いまあらためてそれにふれるとすれば、われわれの場合、二つの力学書を、「理論体系としての自立性」をそなえたものとして、同等に評価するつもりだった点が挙げられる。

山内の力学については、これに関する説明はもはや不要であろう。ほかならぬ「著者じしんの体系」を織りこむことによってこそ、創意に満ちた「山内力学」の論述が成立する形になっていたことを、われわれは確認したはずである。しかしそこでは、その「体系」とはなにかを考えてみるゆとりまではなかった。

他方、志筑の力学については、かれの理論内容の成り立ちをときほぐしてみただけで、その体系的な構成の吟味にまで論点を広げることができなかった。志筑の理論の体系的な自立性を、ここで確認しておかなければならないのだ

が、それはかえって山内の力学との比較論的考察によってこそ、いっそう具体的に論議をすすめることができそうに思える。

そのつもりで、われわれはひとまず山内恭彦の『一般力学』にたちかえり、そこに論述されているはずの力学の体系的構造をたずねることにしよう。それはとりもなおさず、山内じしんの「体系」を問うことになるが、さらには西欧で確立された力学そのものの普遍的な「体系」にも関わりあわねばならない。山内は、すでに西欧で完成されていた力学理論を十分学びとり、それを前提として、あらためてかれじしんの「体系」を組み立てたのであった。

しかしこと「体系」の問題になれば、ここでぜひ指摘しておかねばならない重要な論点がある。われわれはふつう、比較的安易に理論体系のことを口にするけれど、その「体系」がどこに、どのような形で存在するのかをつきとめることは、じつは容易なことではない。個々の知識を、それもじっさいには限られたものなのだが、ともかく断片的に切りとって示し、明示的に伝達できる場合とは、事情がまったく異っている。「体系」とは、個々の知識や概念のたんなる寄せあつめではなく、それらを秩序づける内的な「関係」なのであり、それは理論全体の中に、いわば隠れて存在するものだからである。それゆえ、一言で「体系」を学びとるとはいっても、その学びとり方は、さまざまに変化するであろう。一般に、理論体系の伝達・受容が、どこまで本格的にすすんでいるかを、理論の受容が展開する歴史的変遷の中で適確に判定することが困難なのも、結局はこの点に関わっている。さらにいえば、本当に「体系」が学びとられたことを、はっきりそれと確認しうるのは、学んだ当人がじぶんじしんの体系を再構成しえた場合に限られるかもしれない。つまり「体系」は、学びとる過程の中で暗黙のうちに消化され、それがあらたにじぶんの体系として組み立てられたときにのみ、それらしい本来の姿を保つにすぎないであろう。

われわれはこのことを考慮にいれた上で、二つの力学をそれぞれに識別しなければならない。西欧で確立された力学との関わり方でいえば、むろん山内の力学は、その「体系」を消化しきった上で組み立てられた理論である。志筑

の力学は、その「体系」を消化しきれないまま、しかしじぶんの体系をなんとか組み立てようと、作為的な努力を加えた上で提示された理論であった。いまはその対比的な様相を、可能なかぎり具体的につきとめてみなければなるまい。

山内恭彦の力学では、その原理的構成をつぎのように設定しながら、理論体系が展開されている。

質点の力学に於いて基礎的な概念は、質量と之に働く力との二つである。故に先づこの二つの量の定義を与へ、次にそれらの間に成立つ法則を導くのが普通考へられる順序である。然るに自然科学に於いては諸の量がそれらの間に成立つ法則と関聯して定義されることが少くない。力学の場合にも質量、力の定義は運動法則を通じて始めて可能になるので個別的にその意義を闡明することは困難である。

力学の基礎概念は、質量と力の二つであるが、これらの物理量をそれぞれ個別的に、直接定義することはできない。むしろこれら二つの量は、運動法則により相互に関連づけられている量であり、その基本的な法則を通じてこそ意味を明らかにしうるのだという。したがって力学の理論体系は、根本となる運動法則を明確に規定し、質量と力との関係を厳密に定立しておいた上で、それを適用してさまざまな運動現象を解明できる形になっていなければならない。ニュートン力学の画期的な成果は、まさにこの要請をもっとも包括的な形で満たすような理論の「体系」を確立しえたところにあった。その運動の基本法則は、いわゆるニュートンの運動方程式として、数理的な厳密さをそなえた基礎方程式に集約されることになるが、それについての山内の論述をもう少したどってみよう。

運動法則とは、自然に起る物体の運動を観察したときに認められる著しい規則性を端緒として想定されたものにほかならない。その規則性はどのように成立しているであろう。いいかえれば、一つの物体はどんな条件のもとで一定の運動をするのであろうか。こう考えてみたとき、一定の運動は、それを実現させている条件の吟味を通してこそ、その本性を明らかにできるにちがいないし、またその条件には、個々の物体じしんの性質とともにその周囲からの影

響が関わりあっていると思われる。したがって山内はつぎのように約言する。

故に運動を定める法則にはその物体の個性及び運動状態を表はす量と、その環境の影響を表はす量との間に成立つ或る関係となることが想像される。

このように物体の運動を、周囲にある他の物体の存在によって支配されるものと考えれば、第一に思い起されるのは、他の物体が周りにまったく存在しないとき、一つの物体はどんな運動をするだろうかという設問である。しかし本来これは設問ではなくて、原理の設定にかかわることであろう。一つの物体が、他の物体から遠くひきはなされて、ひとりぽつんと存在しているとき、その運動を観察し、確認することなど、だれにもできないことである。むしろその運動は極限状態として想定されるだけであり、その想定を断定にきりかえれば、運動の始原、つまり他者の影響をうけず単独に存在する物体の固有運動を根源的に定めることに相当する。そこに設定される運動の原理が、まさにニュートンの第一法則、あるいは慣性の法則なのである。それは山内によりつぎのように言明される。

他の物体から十分離れたとき質点は等速度運動をなす。

この第一法則を前提にすれば、他の物体が存在するとき、すなわち一般の運動は、他物体からの影響による等速運動からの変化に着目して論ずることができる。速度の変化、つまり加速度をひき起す仕組みを、運動の原型として厳密に定式化できれば、そこに力学理論の基本構造が築かれることになるが、それはまさに運動方程式の原理的な確立に相応する。これがほかならぬ、ニュートンの第二法則である。

山内が指摘していたように、力学の基礎概念たる質量と力とは、この運動方程式において互いに関係づけられ、またそれぞれに明確な物理的意味を付与される。速度の変化は、周囲にある他物体からの影響によってひき起されると考えたが、この加速度をひき起す作用を表わす量をいまは力と呼ぶ。他方、物体に力が働いた場合、物体じしんはもとどおりの運動状態を保持しつづけようとし、速度の変化に対してさからおうとする。物体固有のこの性質が慣性と

いわれ、質量とは、その慣性の大小を示す量にほかならない。それゆえ、物体に力が働いたとき、そこに現われる速度の変化、つまり加速度は質量の大きさによってきまることになる。逆にこのことを力の定義とみなし、「力は質量と加速度の積に等しい」と規定することができる。これが運動の第二法則の基本的な内容であるが、山内はさらに、質量と速度の積にあたる量、すなわち運動量を導入した上で、第二法則をつぎのようにいい表わしている。

質点の運動量の時間的変化は之に働く力に等しい。

このようにして山内の『一般力学』では、力学の体系的構造が組み立てられてゆくが、それはそのまま、山内のいう著者じしんの「体系」の一端を示すものである。すでに完結されている力学理論の基本構造を明確に論述するものでありながら、しかし運動法則の組み立てを、だれもが上記のように山内流の展開をしてはいないからである。

さて志筑の力学の場合はどうであろう。山内のように力学本来の「体系」を消化しきっていないことは、もはや多くをのべなくとも容易に確認できるであろう。志筑は、その力学理論を、なによりも運動法則によって基礎づけねばならぬことに、ほとんど気付いていない。だからかれの理論では、最初に質量が定義され、そこから力(重力)の規定が導かれている。「屈伸虚実の微理」にもとづいて、質量は「実気粗密」の相異としてとらえられ、重力は実気同士が「相引くものなり」と説明される。質量、力の概念が、運動法則の厳密な定式化を通じて、相互に依存しながら明確に定義されるという、力学の体系的構造は、いまだ志筑の理論に組みこまれていない。したがって運動法則そのものも、散漫な定性的記述にうすめられて、理論の礎石としての原理的な役割を脱落したものになっている。たとえばニュートンの第一法則に相当する部分は、志筑によって「常静常動」と名付けられ、つぎのように記述される。

静なるものは静ならざること能はず。動く者は動かざること能はず。静なるものは動かさざれば動くこと能はず。動くものは止めざれば静なること能はず。是を以て動機一発する者は、常に一定方に向ひて一直線を画行して自ら止留することなく、動機至らざる者は、常に一定所に安住して永静不動なり。

志筑はこれに続けて、第二法則に相応するものを「加力変速」と呼び、「加力すれば速を益し、障碍すれば遅となる」といった形で論述をすすめている。かくして力と加速度との比例関係が相対的にとらえられるだけで、質量概念と組み合わせた力の概念の明確な定義にはついにたどりつけなかった。むろん運動方程式の構想にも、はるかにおよびえないままである。

しかし、志筑が力学本来の「体系」に目を開かれるまでにいたらなかったのは、一面かれの学んだ原本のせいであったことも、やはり付記しておくべきであろう。西欧においても一八世紀初頭の力学書では、なお数理的な表式もけっして明確ではなかったし、物の性質を論ずる学として、志筑流に「屈伸虚実」の引力論を読みとるに終らせるような、記述の散漫さが確かに残っていたからである。

それはよいとして、志筑の力学が力学本来の「体系」を見失っていたにせよ、そこに「理論体系」がまったく欠如していたのではないという点を、最後に確認しておかねばならない。いやむしろ、志筑はじぶんなりに確固とした理論の枠組みに拠りながら、首尾一貫した論述の展開に努めていた点をこそ、積極的に評価すべきであろう。いうまでもなくかれの論拠は、「万物一体にして、悉皆一陰一陽対待の道を離れざれば」という、陰陽二元の対称性を基礎理念とした「対待的」な存在論である。「万事すべて引力に係はれり」と志筑がいうとき、陰陽をとりむすぶ根源的な相関関係としての引力が想定されていたにちがいない。それゆえ、「引力の引力たる所以の者、是れ則ち霊妙なり、是れ則ち不測なり」と、それ以上の詮索をはっきり断念している。いいかえれば、志筑にとって陰陽の原理が確立されていたがゆえに、運動法則の原理的な定立はあらためて必要とされなかったし、屈伸・虚実・精粗・剛柔・静動などといった組み合わせの概念を自由に駆使して、かれの引力論を展開しえたのであった。志筑の論述には、この意味で秩序だてられた「理論体系としての自立性」が、たしかにそなわっていたのである。

志筑忠雄の『暦象新書』を、いまわれわれが、日本語ではじめて書かれた力学書として読むとき、その論証の時代

的な未成熟さにもかかわらず、それは学問的探求のあるきびしさを伝えて、深い知的感銘を誘わずにはおかない。ひとえに、理論の首尾一貫した体系的論述をめざし、もてる思考手段、そして言葉・概念をすべて投入して、新たな自然認識の学問的地平を確立しようとする理論的探求の意欲に共感を覚えるからであろう。そのことは、山内の力学にも共通しているように思える。だから山内が、みずからの理論体系の自立性を訴えた言葉、「内容に於いて全然独創的な箇所はないが、著者の有する貧しい体系を拙い見本として示す」という意図は、むしろ志筑の力学の方に、文字通りあてはまることだともいえよう。

われわれはここに、理論水準のまったく異なる二つの力学書に共通するものをさぐり当てようと努めてきたが、その上でいま断言してもよい一つの命題にゆきあたる。ありふれてきこえるかもしれないが、それは、力学理論の体系的論述にとって、日本語は十全の機能をはたしうるすぐれた言葉なのだという一言である。時代が熟していなければそれなりに、知的水準が高められれば完全な形で、いずれにせよ力学は日本語によって論述することができた。西欧近代科学の粋といわれる力学理論が、日本語の枠の中におさめられたのである。しかしその日本語は、日本人の知的な成長史の中で、歴史とともにまた成長を重ねてきた言葉であったことも、やはり見落してはならないであろう。そのなりゆきについての考察もまた必要なことである。これまで、日本語で論じられた力学の出発点と、一つの到達点を、大局的に比較したにとどまるわれわれの議論も、その意図に応じてさらにその細部の補足へとすすまなければならない。

二　科学技術の翻訳

1　言語と科学技術

西欧の科学技術が日本に導入されたことにより、日本語はどのような影響をうけたのであろうか。新しい知識の流入とともに、少なくとも言葉の数が増大しただろうし、思惟方法の変革を通して、論じ方、つまり言葉の用法にも当然変化が起ったにちがいない。そうした言葉の歴史的変遷を、ただ漠然と推測してみることはできるのだが、しかしその変遷の具体的ななりゆきを詳細につきとめるとなると、容易なことではないであろう。これまでにも、そのような論究はほとんどなされていない。

西欧においてもその実情は、たいして変らないのかもしれない。近代科学の成立は、文化の近代的変革をうながす上でのもっとも重要な要因であったし、科学技術の発達が西欧文化圏の言語に与えた歴史的影響は、たぶん大きなものであったと思われる。しかしその西欧でも、科学技術と言語との内的な相互関係を歴史的推移の中で究明しようとするような風潮は、あまり見当らない。

なぜそうなのか、その理由は単純でないだろう。しかし当然考えてみてよい問題なので、思いつくままにしろその理由を詮索してみることにしよう。すぐ指摘できそうなのは、これまで科学技術と言語との相互関係があまりにも単調に考えられ、そこに論ずべき問題があるなどとは見なされてこなかった点である。一般に科学技術にとっての言語とは、知識内容を伝えるためのたんなる表現手段、つまり道具にすぎないと考えられることが多い。それに応じて、言語の方から科学技術をみた場合も、まことにそっけなくあしらわれやすい。科学技術とは、要するに専門的な知

識・論理・方法によって組み立てられたもので、専門家集団で使用されるそうした学術用語は、言語一般にとっては
ほとんど関係のない特殊な存在だというわけである。

科学技術と言語との、このような疎遠な関係は、むろん両者の社会における文化的機能の相違に由来しているであろう。言語は、いうまでもなく日常語としてだれもが使い、意思伝達の手段として文化の発生とともに生れ育ってきた人類必須の共有財産である。科学技術もその淵源をたずねるなら、人類文化の発生にまでさかのぼることもできようが、しかしそれらしい科学技術というものは、近代以後になって専門分化した新時代の産物として思い浮かべられるのがふつうである。それゆえ専門家だけがたずさわる文化活動として、その特殊性の方が強調されやすい。科学技術の中の言語は、いきおい一般的な日常語から隔離され、とくに専門語・学術用語として別扱いをうけることになる。

日常語と学術語というこうした類別は、言語の使用範囲の相違に照応して、一般と特殊という性格づけを与え、一見、合理的なものとも思われよう。しかし科学技術の知的ないとなみをもう少しつっこんで思いかえしてみたとき、言語の面からこのような特殊扱いをすることは、いかにも無理がある。第一、科学技術は、日常語の世界から思ったほど遠く離れた存在ではない。専門用語を使うにしろ、その専門語の成立には、多かれ少なかれ日常語がかかわりあっていたはずだし、また専門語が広く確立された後では、それはとどまるところを知らず日常語の中に滲透してゆく。言語の交流関係という明らさまな動きだけでなく、論理の組み立て方や説明ののべ方など、思惟方法ともからむ言葉の使い方にまでたちいれば、もはや科学技術は伝統的な日常語の中にすっかり包みこまれてしまう。ともあれ科学技術者たちが専門的な議論をしているとき、かれらは日常語で語りあうのである。専門用語が交っていたとしても、それらはあくまでも日常語の語法にならって使われているにすぎない。

こう考えると、科学技術と言語との相互関係は、学術語と日常語というような表皮的な類別を通りこえて、もっと

根源的なところで相互に影響を与えあうような関係だということも、なにほどか推測できるであろう。ここでは、日本語の場合じっさいにどうだったのかを考えてみたい。科学技術が日本に導入されてきたとき、それはどのように日本語の中にとりいれられてきたであろうか。科学技術が日本語で表現されたことにより、それは日本的な性格を帯びたであろうし、それがまた日本語の中にまぎれこむことによって、逆に日本語への影響をとどめたにちがいない。われわれはすでに、日本語で書かれた力学の学問的な成立の様相をみてきたが、いまはもっと言葉に密着した視点から、科学技術の日本への導入のされ方を点検することにむかおう。それは当然、科学技術の場合の翻訳がどんなものであったかをたずねることになるはずである。

2 杉田玄白の翻訳と科学技術

江戸期における科学書の翻訳としてもっとも著名なのは、杉田玄白らの『解体新書』である。はじめて蘭書を正確に日本語に訳す作業が、いかに苦労多きものであったかという話もよく知られているが、ここでとくに注目したいのは、その翻訳の方式である。はじめての翻訳だったのだから、かれらの前に先例として踏襲できるものはなかったし、むしろかれらが最初に範例を示して後世に対し少なからぬ影響を与える立場にあった。杉田らが、その立場をどこまで自覚して翻訳の方式を選定したのかわからないが、じっさいにかれらのとった訳し方は、まさしく後世への典型的な手引きとなりうるような、適切なものだった。とくに、原語を日本語に置きかえるだけの単語の翻訳についてそうであった。

杉田のその点に関する注意書きをまず読んでみよう。

訳に三等あり。一に曰く翻訳、二に曰く義訳、三に曰く直訳。和蘭呼びて価題験(ベンデレン)と曰ふ者は、即ち骨なり、則ち訳して骨と曰ふが如きは、翻訳これなり。また、呼びて加蝋仮価(カラカベン)と曰ふ者、骨にして軟かなる者を謂ふなり、加(カ)

蠟仮（ヲカ）なる者は鼠の器を囓む音の如く然るを謂ふなり、蓋し義を脆軟に取る、価（ペン）なる者は価題験（ペンデレン）の略語なり、則ち訳して軟骨と曰ふが如きは、義訳これなり。また、呼びて機里爾（キリイル）と曰ふ者、語の当つべきなく、義の解すべきなきは、則ち訳して機里爾（キリイル）と曰ふが如きは、直訳これなり。余の訳例は皆かくの如きなり。読む者これを思へ。

杉田は訳し方に三種類あるという。かれの表現によれば、翻訳、義訳、直訳の三通りだが、このままでは意味がわかりにくいし、混乱を招きそうである。杉田が伝えようとする内容に即していえば、われわれなりにとりあえず、対語訳、意訳、音訳の三通りにいいなおしておいた方がよいかもしれない。ともあれ杉田の類別法を具体的に検討してみることにしよう。

第一の「翻訳」。杉田の説明をみればすぐわかるように、これは和蘭語のベンデレンに対して日本語の骨を当てるという、外国語相互の間で言葉の一対一の対応が成りたつ場合で、もっとも単純な翻訳である。だからその意味を考えれば、対語訳とでもいえるもので、翻訳における必須の基礎作業になる。それだけにこの方式は、科学技術特有の内容のみにかかわることではなく、むしろ日常語の範囲での翻訳により多く共通するものであろう。骨だけでなく、眼・口・耳……と算えあげてゆけばわかるように、この対語訳によるのみでは、それらが西欧の科学書から訳されたものであっても、翻訳によって新しい知識をえたことにはまったくならない。しかし見逃がしてならないことは、科学技術の翻訳においても、こうした日常語の対語訳にすぎないものが大きな割合を占め、それがまた西欧の科学技術を日本人が理解してゆく上での直接の手がかりとなっていたことである。科学技術はいずれにせよ日常経験に大きく支えられているのであり、その日本への導入においても、日常語の対語訳が欠くべからざる媒介の役をはたした。その点、科学技術の翻訳の開拓者であった杉田玄白が、この対語訳の方式を第一に挙げて重視していることは、いかにも印象的である。

第二の方式は「義訳」と呼ばれている。杉田の挙げた例としては、和蘭語のカラカベンが軟い骨の意味なので、そ

れに軟骨という訳語を選定したことが示されている。つまり意訳といっていいものだが、これは、それまで未知であった科学技術の知識にはじめて蒙を啓く手続きとして、ことさら重要な翻訳の方式であろう。意味をとりちがえたり、理解しきれなかったりすると、この意訳はそのまま誤訳を通じての誤解へと発展する危険もはらんでいる。しかしこの方式による造語作業がうまくすすまなければ、科学技術の翻訳はけっして達成できないのである。意訳によって造りだされた新しい単語が、必要な学問的内容を簡明適確に表現し、正確な意味伝達の役割を十分はたしうるようにならなければ、学術的な専門用語が日本語として定着することもできない。定着すればそれはまた、日常的な日本語としてより広く活用されるにもいたり、一般の知識水準を高める上にも有効に働くことになろう。杉田がはじめて使用した「神経」という言葉など、そのなりゆきをよく伝えるものである。

『解体新書』だけでなく、この意訳の方式はもっと広くさまざまな分野で、科学技術の翻訳における鍵をなすものとし、自覚的にすすめられ、新知識の着実な蓄積に役立ってきたにちがいない。たとえば志筑忠雄も、『暦象新書』の中で言葉の翻訳にふれて、杉田の「義訳」と同様の主旨を明記している。

引力・重力・求心力・動力・速力等の名は義訳に出でたり。唯弾力の名は、又論じ易からしめんが為に設けたり。原文にはヘールカラフトと云へり。カラフトは力なり。ヘールは鉄を鍛して延べたるを巻きたるを云へり。能く物を弾ずるの力なるが故に、今は弾力と名づけり。

こうして意訳により生みだされた学術語、軟骨・神経・重力・弾力などを列記してみると、すぐ気付かれることは、これらがすべて二、三の漢字を簡単に組み合わせたものになっていることである。漢字文化圏の中にあり、漢学を学問の原型としていた日本では、学術語は当然漢字で表わされた。このことは日本の科学技術の学問的特質を考える上で、重要な問題点の一つであろう。表意文字たる漢字を二つ、三つと組み合わせた、見ただけで意味のとりやすい形の学術語を使用していることが、日本の学問的な情報伝達のあり方を、多かれ少なかれ特徴づけているにちがいない。

それは、長所・短所の両面にわたることであろう。読んで字の如しという情報の受けとり方が、理解を促進する一面をもつとともに、字面だけから速断した誤解をまねくことにもなりやすいからである。現代においては、仮名まじり文の中に漢字を拾う読み方で、学術語の伝達がおこなわれているわけだが、漢字・仮名文字を併用する日本語の特質が、日本の学問の性格をさらに複雑なものにしていることは確かであろう。読むと話す、目で見ると耳で聞くとの相違まで考慮にいれて、日本語による科学技術の伝達方式を現実的に考えたとき、この点はことさらそうであろう。仮名文字のことにふれたが、杉田のいう第三の方式は、まさにその問題にかかわるものである。

最後に挙げられているのは「直訳」である。キリイルという蘭語は、日本語の中に相当する言葉もなく、原語の意味をはっきりつかむことも困難なので、そのまま音をいかして機里爾（キリイル）としたという。むろん音訳と呼べばよいものである。杉田は漢文で『解体新書』を書いたので、この言葉は機里爾のままで通されているが、読むものの理解にはさぞ不便であったろう。後に宇田川玄真によって「腺」という訳語があてられ、その方が現在に伝えられている。しかしここで漢字にこだわらず、現代のようにカナ書きを使うとすれば、この音訳の方式はまた別の効用をもってくるであろう。たしかに現代の学術語においては、エネルギー、エントロピーなどのように、それが活用されている例も少なくない。

西欧の科学技術では、新しい基礎概念を確立するのに、ギリシャ語・ラテン語・アラビア語など古い言葉を再掘して、新しい造語に採用することがよくおこなわれる。これは意訳することがむずかしい。また固有名詞にちなんでいることもあり、この場合は意訳することじたいが無意味である。そのようなとき、威力を発揮するのが、音訳によるカナ書きの方式であろう。もともと異質の思想的基盤にもとづき、精密な自然認識の方法を確立していた西欧の科学技術によりもたらされる新知識は、日本人にとって、見たことも、考えたこともないものを数多く含んでいた。それらを表現している学術語は、意味が理解しにくく、どうにか理解できても、そのまま日本語に意訳し難い場合がしば

しば起ったであろう。そっくり音訳してカナ書きでとおすことが、アルファベットをもたない日本語にとって、欠くべからざる打開策であった。

このようにみてくると、杉田玄白の三通りの翻訳方式、対語訳、意訳、音訳は、外来学術語を日本語として消化するための手続として、ほぼ核心にふれていたことがわかる。それが現代にもつながる意義をもっていたことは、逆にいえば、科学技術が日本語の中にとけこむときの、言語上の機微をよくつかんでいたからであろう。漢字を主体にし、仮名文字も併用できる日本語固有の表現様式に十分照応して、杉田は科学技術の翻訳のゆきとどいた範例を残したわけである。

3　言葉と科学理論

科学技術の理論は、どんなに厳密複雑なものであれ、要するに個々の言葉の集合である。したがって、学術語がたくさん蓄積されてゆけば、日本語で表わされる科学技術の知識内容も、当然豊富なものになってゆくにちがいない。しかし科学理論は、けっして言葉のたんなる寄せ集めではない。理論は、体系的構成をそなえているがゆえに理論なのであり、その中で活用されている言葉は、当然、体系の枠組にあわせてその意味が限定されている。いいかえれば、言葉は、理論全体の首尾一貫した構造を支える概念として明確に意味づけられていなければ、その理論を組み立てるための必須の構成要素として働くこともない。

それゆえ科学理論の導入には、個々の言葉の翻訳だけではなく、それらを関連づけている理論の体系的構造をくみとり、理論全体を総合的に理解しようとする努力がともなわねばならない。言葉の翻訳はそれなりに進展していても、理論体系の理解という点で不十分という場合も起りうるし、それについては、日本語で書かれた二つの力学書をとりあげて、すでにくわしく検討した。

それにしても、われわれは多くの問題をなお論じ残している。言葉の翻訳と、理論体系の完全な翻訳とを、それぞれ個別的に検討してみたにとどまっていて、両者の相互関係については、まだなにも考察がすすんでいない。たとえば、言葉の翻訳がすすむにつれて、理論体系への理解がどのように変ってゆくのか、理論受容史の微細構造までは吟味をすすめることができなかった。この試論の限界として、それは致し方ないことでもあるが、これまで論じてきたことを手がかりに、いま思いつくことのできるいくつかの問題点を、点描しておくことはぜひ必要であろう。

言葉と理論体系とをとりむすぶ結接点となるものに、言葉の定義という問題がある。基礎概念の定義を、理論体系に組みこんで適確にのべてあるかどうかの相違は、対比した二つの力学の例でみることができた。質量・力の定義を運動法則によって厳密に基礎づけるか、そうでないかにより、山内の力学と志筑の力学とは、理論の組み立てがまったく別物になってしまうことをわれわれはみた。しかしこれについてはもう少し補言しておくべきことがある。

もともと言葉の定義は、別の似かよった言葉の羅列による堂々めぐりに終りやすい性質をもっている。「光とは、明るい、すなわち輝く微粒子によって構成された放射物の光る運動である。」これは、ある神父の与えた光の定義だが、これでは定義になっていないことをパスカルが指摘した有名な例である。定義を明確にするには、その根源的な拠りどころを最初に固めておかねばならない。だから定義の前に、その拠りどころとなりうる、もっとも単純明白で、確実な事実が確認されていなければならない。そうした事情を厳密に考慮して典型的な学問的方法を確立したのは、ユークリッドの幾何学である。公理を定め、それにもとづいて定義や証明が展開され、そこに首尾一貫した理論体系が確立されている。ニュートンの力学も、この公理的方法になぞらえて組み立てられ、かれの運動法則は公理とおなじ役割をになった理論体系の根源をなすものであった。

力学の理論体系の翻訳には、じつはこの公理的方法への理解が必要だったのであり、それなしには運動法則の理論的役割も認識することができなかったであろう。しかし幾何学の公理的方法こそ西欧独特のもので、東洋の思想には

まったくなじみのないものであった。したがって、力学の理論体系を本格的に日本に受容しうるまでには、言葉の翻訳にとどまらず、それ以上に困難な思考方法の変革を遂行することが必要であった。

その変革には、むろん西欧の数理が、日本にどのように導入され、消化されてきたかという問題が大きくからんでいる。しかもそこには、数式の活用による厳密な論証法に習熟したという、数の論理によって日本語の表現法を秩序づける作用が加味されていたことを忘れてはなるまい。このようにして、科学理論の体系的な理解をすすめる経過の中で、日本人は思考方法の変革を経験し、またそれによって日本語による論理的な記述の厳密さを会得してきたにちがいない。少なくとも現在、自然科学の理論は、数理にものっとり、数式も駆使できる日本語によって、厳密に論述されているのである。志筑忠雄から山内恭彦にいたるまでの道のりは、たんに学問的発達の歴史というより、もっとつっこんで、日本語の変革をも含めた文化構造の変革の歴史として究明することが望まれる。本論文が、その問題提起の一端でも示しえていれば幸いである。

4 漢字の問題

林　大

一　ことばと文字と漢字

漢字というものを考えるには、やはりことばと文字との関係から始めなければならない。ことばも文字も、人間の行う記号活動の材料であるが、その記号というものを一般的に考えると、記号内容と記号形体との連合したものである。その記号内容とは、人間の頭の中にある精神活動のあるまとまりで、記号形体で取り押さえられており、体の内外からの感覚やその記憶の総体を整理したり組織したりする単位になっている。これに対して記号形体は、内容とは別の、外界からの刺激の感覚で、その刺激は人間が共通に作り出して、自分にも他人にも共通に感覚させることのできるもので、ある限定された、又は限定されない範囲で組織されている。この形体が、その区別によって内容を区別して取り押さえ、一々の内容と相互喚起的に連合していることによって、一方では頭の中で精神作用、特に思考が発展し、一方では外発して他人の精神作用を起こし、伝達を可能にする。

人間は、音声器官で発せられる聴覚の刺激をまず記号形体に用いた。これは、虫や鳥けものの伝達行動に用いられるのと同様であるが、形体の組織化が格段に発達して、内容の複雑化に適応することができている。この音声を形体とする聴覚系の記号が「ことば」で、人間にとっての第一次の記号系である。これは、人類としても個人としてももっとも早く組織化されはじめたものであり、また実生活上もっとも基本的に用いられるものである。もっとも実生活でも、聴覚によらない身振り手振りが、素朴な第一次記号系として用いられることがあり、また不幸にして聴覚に障害のある人々は、特有の手話という第一次記号系を用いている。しかし、常人の基本的な実用の記号系は、聴覚系のことばである。

このことばに対して、文字は第二次の記号系をなすものと考える。この記号系は、ことばすなわち意味という内容と、音声という形体との連合したものを内容とし、視覚的な図形を形体とするものである。文字を第二次というと、その価値を不当に低く見たと受け取られるかも知れないが、価値が第二段に属するのではない。第二次記号系の発達によって、人間の文化が格段に発展し維持されてきたことは論ずるに及ばない。なお、この文字系に対して、さらに第三次の記号化も考えられる。日常生活には用いられないが、手旗信号、モールス符号、また近年の情報交換用文字符号などの類は、常用の文字を記号内容とし、文字とは別の視覚、聴覚の刺激(情報交換用符号は直接人間の感覚には関係しないが)を形体とするものである。

記号の要素としての、意味(内容)、音形(音声形体)と図形(視覚形体)の関係について考えてみよう。意味と音韻との連合したものは、前述のように「ことば」である。ここで音韻というのは、記号のために組織された音声の単位とその結合体である。

意味と図形との連合したものは、※、○×、@〒、地図の記号、♂♀、＋－＝＞∩∪∴、音符、句読点・括弧の類、等々がある。これらの記号における記号内容は、臨時に定まるという意味での不定のもの、一定の内容を代表したり範疇を示したりするもの、専門領域での操作を指示するもの、書かれたことばの読みとり方について補助的に指示するものなど、いろいろであるが、みな意味が直接に図形に結びつけられているものであって、第一次の記号ということができる。これらに加えて、音声学で用いる国際音声記号も、ことばの音声面に関するものではあるが、音声そのものを記述する範囲のもので、これも第一次の記号である。

次に問題になるのは、0から9までの算用数字(アラビア数字)、ⅠⅡⅢⅤⅩ等のローマ数字であるが、これらは数詞を表わすのではなくて、数や順序の概念を直接に表わしているものと認められる。表意というには当たるが、漢字の類とは性質を異にする、すなわち第一次の記号というべきである。

さて、第二次記号系としての文字であるが、これには表音文字と表意文字との二種があることになっている。ここに表音というのは、音声記号の単純な音声表記とちがって、ことばを視覚化するためにことばの音形をとらえてこれに図形を結びつけたものである。単位図形にあたるその音形は、最小の音素である場合もあり、音素結合等である場合もある。多くはことばの一々の単位が単位音形の連続から成っているために、単位図形すなわち一々の文字の連続で表わされるが、その際、音形と図形とが一対一に応じているとは限らない。それは、ことばと図形連続との関係が慣習的に定まっているからであって、これを表音的表記といっても音声記号による表音ではなく、図形の成立において音形に対応した表音文字を用いての表記ということになる。但しこの表音文字を、場合によっては音声記号に代用することはできる。

漢字は表意文字である。表意といえば、前述の第一次の視覚系記号の類と同じようにも考えられるが、漢字がそれらと異なるのは、漢字には読み方があるとされる点である。時には読めない漢字というのもあるが、漢字といわれるなら何らかの形で読まれなければならないと一般に考えられている。読み方があるからこそ漢字を用いて文章がつづられる。この読み方というのが、ことばそのものである。単なる音形ではなく、意味を背負った音形であって、それゆえに漢字を、表意文字というよりも表語文字というべきだともいうのである。

従来、漢字の要素として形・音・義の三つを立てた。この三要素は平等に三つどもえになっていると考えることもできようが、そのうちの音は、無意味な音形としては独立させられないであろう。形―音の結びつきにさらに義を与えることは、仮借の例がこれであろう。音―義の結びつきに形を与えること、これがことばと文字との関係である。形―義の結びつきに音を与えれば、音はたちまち義と結びついて、形を離れてことばの世界で活動する。もし二重の結合を考えるならば、音―義の第一次結合に第二次に形が結合するとすべきである。すでに音―義の結合が、ことばの単位として確かな地位を占めているのだから、形を第二次の記号形体と考えるのが自然である。

ただし、形・音・義三者の関係についてこのように考えるのは、左右の脳の役割を論ずる大脳生理学・脳外科学あるいは難聴者に対する文字教育の知見からすれば、着陸船着陸以前の火星想像図に類する空論にも近かろう。そのような学問の進展が期待されるのである。

二　音　訓

漢字は読まれなければならない。読まれるためには、定まった読みがなければならない。読みをもつというのは、字形に対して語が対応しているということである。

字形が語をその音形において呼びおこさず、直接に意味を呼びおこす第一次記号として用いられる場合がないわけではない。交通標識の「静」や「止」の字形の場合がその例である。これらは定まった読み方を要求していないこと、手洗いの入口で両性を区別する青と赤の図形と同様である。また、百貨店その他の商標として丸や井げたの中に示される「越」や「藤」なども、出版社のマークとしての種まく人やランプの図柄と異なるところはない。これらは、字形を用いたものとして特殊なものというべきであろう。時によっては、文章の中で、大体の意味の見当はつくが、正しい読みの思い浮かばないことがある。これは、語にあたらないのではなくて、読み手の知識がないのである。また、名前について当人が「つちい」でも「どい」でもよいと言うような場合がある。これは、唯一の語に固定しないで、字形を媒介にして複数の完全同義語を認めるものである。

漢字の読みは、一字形に対して一語とは限らない。むしろわが国では、単に一語があたるのでない場合が多い。中国でも多音多義字が案外に多いのであるが、わが国では、それらの中国からの伝統をひく音の読みのほかに、それらに対する訳語としての訓の読みがあって、漢字の読みの組織は一層複雑である。

いわゆる音は、いわゆる漢語の造語要素である。『日本国語大辞典』では「字音語素」の名を用いて、それが他の字音語素と結合して単語をなす例を示しているが、そのほかに、和語の「する」の類や「に・なり・たり」に結合して動詞(帰する・決する・生ずる・愛す・訳す等)や副詞・形容動詞(特に・雅な・確たる等)を作り、またまったく単独に名詞(天・鉄・礼・職・塔・碁など)や連体詞その他(旧・故・当、伝俊頼筆・校長兼小使・五対三など)として用いられるものがある。

これらの漢語要素の音形は、今日では他の和語や片仮名外来語の場合とまったく同じ数え方において、一拍又は二拍に限られている。またその種類は、現代の中国音が、例えば『新華字典』によれば四一五種であるのに対して、わが国の現代音は、『当用漢字音訓表』によれば特別のものを除いて二七七種である。そのうち例えばア・チャ・ミツの音形をもつ語にあたるものは、それぞれ「亜・茶・密」の一字ずつであるが、エイ・サンにあたるものはそれぞれ一〇字、ホウ・ヨウにあたるものはそれぞれ二〇字である。今この同音字の分布を見れば、次の通りである。例えば、2字—42種は、四二種の音がそれぞれ二字ずつの同音字をもっていることを示す。

表 1　同音字の分布

1音を共有する字の数	音の種類
1	52
2	42
3	36
4	17
5	22
6	14
7	14
8	12
9	8
10	6
11～15	22
16～20	11
21～25	8
26～30	7
31～40	2
41～50	2
51～60	2
計	277

(実例)
35　キ・トウ
44　カン
47　シ
54　シュウ
59　コウ

音形の種類の限られていることは、同音語発生の原因であるが、その発生の機会には偏りのあることが知られる。ただしその偏りの実態は、語彙調査結果の精査に待つ。例えばコウとショウとの組合せにおいては非常に多くの同音

語が生ずる理であるが、国語辞書に登録される語はさほど多くはなく、また実際に新聞紙面に現われるのは、「交渉」を特に高い使用率のものとして、他は限られた数の語である。しかし、これらの音が、今日でも造語力をもっていると信ぜられ、かつ現に造語に用いられていることは注意を要する。これら同音の造語要素は、その語形又は結合語形が用いられている文脈の助けがないならば、連合する字形によって区別するほかはない。話しことばでは、文脈的理解が同音語判別の唯一の、大きな支えであるが、字形への連合は話し手自身の脳の中に止まり、聞き手は語の理解を確定するために改めて適当な字形を模索しなければならない。思考展開の際、常に漢字を思い浮かべているということは、一種の記憶の媒体としての効果を字形がもっていることであり、読書人にとっては多かれ少なかれその傾向はあると言えよう。ここに記憶の媒体というのは、電話番号をおぼえるのに本来無関係な語形を借りたり、数項目の条件を落とさないためにそれぞれの頭音を連呼したりするようなものである。字形は必ずしも語義を現代的に直接には表現していない。かくて話しことばの伝達においては、これらの同音語について、また同音語でなくても、相手に字形を呼びおこさせ、または正当に語義を選ばせるために特別の配慮が必要になるのである。

いわゆる訓は、漢語要素以外に字形にあてられた語である。「訓」はもともと漢字に対する意味の注解のことで、漢語に対する翻訳の和語である。漢字を読む立場からは、訓は漢字の意味を表わすものという感じが、今でも多くの人を支配しているように思われるが、今日では、その字形をとって表記することのできる和語であって、したがってその字形から読みとることのできる、漢語以外の語形といってしかるべきであろう。「ことのできる」というのは、従来の慣習によって支えられており、または社会的な約束で許されていることであるが、音が常に中国語の歴史にさかのぼってその正しさをはかられるのと比べられるほどのきびしさはない。翻訳や意味展転のしかたによって、または気取りや気まぐれによって、従来にない訓が用い出されることがしばしばある。

その字にあたる中国起源の音に対する翻訳としては、「漁」のリョウは「猟」のリョウの意味の拡大によって新た

にあてられたもので、これを訓としてもよさそうであるが、起源によって普通には音とするのであろう。音訓いずれに見るかについては、なお論議のあるべきもの「奥」のオク、「匹」のヒキ、「銭」のゼニ等々の類があるが、ここにはおく。漢語以外ということについては、古い外来語の詮索はともかく、近年まで行われた「釦」のボタン、「頁」のページ、「弗」のドル、「粁」のキロ等は、訓の一種とすべきであろう。「釦・頁」は翻訳の関係、「弗」は記号の形の類似、「粁」は会意の新造字であるが、これらはあて字の仲間として当用漢字から排された。

あて字は、音訓に拘らず読みの音形を別字の同音部分にひきあてて、その字を用いるわけであるが、そのような字の連続した形が固い慣習になっている場合としては、「風呂・時計・矢張り」などの例がある。また、一つの単語と認められるものが二字三字の連続によって表わされ、その単語の構成が漢字の単位と対応しない「時雨（しぐれ）・五月雨（さみだれ）・章魚（たこ）・松魚（かつお）」の類がある。これらは熟字訓と呼ばれるが、六書の会意字が、二つとか三つとかの表意図形を合わせて一字をなしているのと似た点がある。

あて字や熟字訓は、当用漢字以来排斥されてきたものであるが、近年の音訓表改訂に際して、限られた範囲ではあるが取りあげられて、音訓表の付表にそれらが掲げられている。

音と訓とは、密接に連合している。両者は相互喚起的であって、また互いに記憶を強化する縁になっていると思われる。しかし、音と訓とは、すべての字において共通の意味をもっているとは限らない。「森」の「シン―もり」などは違いの著しい例であろう。「管」の「カン―くだ」は、自立語としてはほとんど差がないといってよかろうが、それはむしろ少ない例である。しかし大まかな同義を認めるならば、音と訓とは語の構成要素として役割を分担しているものが多い。すなわち、音は結合して、訓は自立形式として用いられる傾向がある。そして、共通の意味をもつと普通に考えられるのは、一つの字形を共通にするからであって、字形が音訓の連合に関与しているということができる。音と訓とが密接に換起しあうというだけならば、級とクラス、さじとスプーン、定期(券)とパス等々も同じよ

うなものである。これらは文字の媒介がなくて連合しているが、音訓の連合は漢字に媒介されることが強く、それがあたかも漢字から音訓が出発しているような理解をさえ人々に与えているのである。

音訓の実際の使われ方を知るために『現代新聞の漢字』(国立国語研究所報告五六)の調査結果にあたってみる。この報告には、使用度数一〇以上であった漢字二〇一三字の用語例が示されているが、ここでは略して度数順で二〇一番以下の一〇字、五〇一番以下の一〇字、一〇〇一番以下の一〇字、一五〇〇番前後の一〇字、計四〇字をとると、

A　音が訓を圧倒しているもの　二五字
B　音と訓と優劣を定めがたいもの　九字
C　音が訓より少ないもの　二字
D　その他　四字

である。そのうちAには、まったく訓の現われなかった一〇字(協・料・王・可・級・具・郷・超・廃・曾)、訓が九例以下であった八字(価・活・賞・炭・盲・賢・匠・冒)が含まれている。B九字(南・知・悪・右・積・魚・梅・涼・紫)のうち、例えば「南」は、人名地名に用いられた二九一例を除いて「ナン」四四七、「みなみ」四六九例で、音訓ほぼ匹敵しているが、「知」(チ四四三、しる・しれる・しらす五七四)のように訓のまさるもの、「積」(セキ二八六、つむ・つもる一九二)のように音のまさるものもある。Cには「切」(セツ二二九、サイ六四、きる・きれる九三八)と「歯」(シ二一、は一二七)とを数えた。この二字は音訓比からいえば開きが大きいけれども、音の例が少ないとは言えない。その点では、Aにおける前掲の残り七字(先・首・店・清・例・絹・欲)も、「欲」の訓が「ほしい・ほっする」を合わせてようやく一〇例であるのを除けば、訓が少ないとは言えないのと同様である。かように考えれば、この四〇字中、半数に近くは、確かに音訓ともに用いられているものと認めてよかろう。なお、別に数えたところでは、表の二〇一三字中に、Aの「王」の類のように訓の現われなかったものが六五〇ほどあった。これはもとより精査を

要するが、この中には、「駅・客・式・服・門」などのような、漢語ではあるけれども、もはや訓と同じように音が単独の語として用いられるものを多く含んでいる。これは、音訓両有のB類で、音が結合形に訓が単独形にと分担する傾向が認められるのと対比される。「宇・宙、挨・拶」などはそれぞれ特定の相手としか結びつかない例である。Dのその他四字は、「縄・鴨・梨・撲」で、上三字は大部分の例が人名地名に用いられたもの、「撲」はボクが九例あるが、三七例はいわゆる熟字訓で読む「相撲」である。

報告は人名地名に関して読み方を分類していないが、その用語例を見ると、Aの「王」には二三八例の人名地名があって、すべてオウの音と思われる。Dの「縄」の一四五例はいうまでもなく訓の「なわ」である。またAの「清」は、セイ一五四、きよい一六のほかに人名地名三一二例があり、そこには「セイ・きよ・シン」や「清水」が見られる。これは音訓の連合が固有名詞によって一層強化されている例といえようか。ここの例にはないが、「文・民・吉・敦」などは、一般には音が多く、人名・地名には訓が多い。

右の調査は、一〇年前の新聞紙面を対象にしたもので、その音訓使用は人名地名を除いては「当用漢字音訓表」(旧)の制約のもとにあり、もとよりそのまま一般人の漢字使用意識を反映するものと見るわけにはいかない。しかし、音の優勢な群の字を見ると、音訓必ずしも伴わないものが相当にあることも事実である。二〇年前の雑誌の調査(『現代雑誌九十種の用語用字』国立国語研究所報告二二)では、度数九以上の一九九五字中に、「王」の類を四百八十ほど数える。先の四〇字についてみると、それぞれの順位はずいぶん変動があり、また度数の十分で

表 2　語構成上の音訓の分布

		音		訓	
		異なり	延べ	異なり	延べ
自立		510	12,280	1,881	80,489
結合		2,721	514,822	1,308	54,089
接辞的	(前)	250	13,926	238	2,293
	(後)	605	87,829	426	12,511

国語研報告 56『現代新聞の漢字』56 p. 表 17 による.

ないものもあるが、音訓配分の傾向はごく大まかに新聞の場合と同様と言ってよかろうと思う。
音訓の役割については、なお新聞の調査結果を見ると、音訓の単位の数は、音も訓もほぼ四千前後であるが、これを使用の延べ度数で見ると、音は訓の四倍余りになる。また、数詞・略語・借字等を除いた一般的用法では、自立すなわち単独の語として用いられている音は、異なりで訓の四分の一余り、延べで七分の一余りであるが、結合して用いられている音は、異なりで訓の二倍余り、延べで十倍近くにもなっている。前頁に掲げるのは、『現代新聞の漢字』五六頁の表を少し組み替えたものである。
なお、音訓については、字形とも関連して、「花・華、個・箇」等の異体字、「みる―見・観・視など」等の同訓異字という重要な問題があるが、今は触れない。

三　字　数

1　統　計

漢字の数はどれだけあるか。『大漢和辞典』では、総画索引にあげられているものを数えると、五万を超えること二九二であある。辞典で番号づけられたものは、「四九九六四」が最後であるが、これには同番で補われたものがあり、また本文と番号が定められた後に補われたものがある。しかし、この五万余の数が、漢字の総数とは言えず、またこの数の中には、同字の異体が多く含まれている。
漢字はローマ字やいろは仮名とちがって、定まった数をもたないものである。漢字というもののすべてを網羅することもできないし、またその形の上からかようなものが漢字であると定義することも困難である。『日本国語大辞典』

には、「さむはら」に「撦拾撦搯」、「さんばらさんばら」に「撦拾撦摚」の字があててある。千人針の腹巻などに書かれた字であるが、『大漢和辞典』には見当たらない。これを四単位字形と見て、それぞれの字形の構成要素は、他の登録された漢字の要素以外のものではない。その点では漢字の仲間に入れてもよさそうであるが、それぞれの字形が個々に対応する音または訓をもっているとは認められないので、漢字から外されてもしかるべきであろう。一方また、古文書の活字翻刻などの場合、「まいらせそろ」「そろべくそろ」などと読まれるべきところに、活字二字分または三字分にあたる草体の字形が用いられることがある。それらは元をただせば漢字になるであろうが、連綿して一字形をなすために、単位構成上、他の漢字と同列に扱うことができない。「杢・麿」等の合字とは性質を異にし、擬漢字というべき類いにも入れられない。

もとよりこれらは、現代通用の文字として論ずるには及ばないものであるが、これらを遠い周辺においても、漢字を五万余字からさらに増加させる可能性はある。従来の漢字の単なる字体変更、新たな会意または形声の法による造字等が、従来の漢字の構成要素を用いて考えられないわけではない。

増加するには実用的な目的があろうが、実用の観点からすると、字書に登録された五万余字の中には非実用的なものが多数含まれていると言わなければならない。字書の多くは古典を読むための助けとして編まれているが、それでも『大字典』は一万四九二四字、『新字源』は九九二一字で、なお過不及がある。

実用のためにどれほどの漢字が必要であるか。それについては、当用漢字以前のものとして、四種の資料をあげてみよう。

第一は、日下部重太郎「実用漢字等級表」(一九三二年『現代国語精説』また三三年『現代国語思潮続編』中文館)で、明治以来の官撰民撰の小学読本の漢字、報知新聞社の「三千字字引」、大活版所・大新聞社の「字母表」等のほか、重野安繹・安達常正・後藤朝太郎等の著書等の比較によって得た実用漢字を掲げて、これを四等級に記し分けたものので

ある。『思潮』によるとその字数は五六七五字、その内訳は、一等字八一五字、二等字一三五一字、三等字一七六五字、四等字一七四四字で、別体字八〇三字を含めて総計六四七八字となっている。この等級は、その字を登録していた資料の数（広がり）や活版所の活字等級などを参酌して定めたという。

他の三種の資料は、統計的調査の結果である。その一は、印刷局の『本邦常用漢字の研究』で、その第四回の報告（一九四一年）は、帝国議会の第五五回（一九二八年）、第六五回（一九三三年）、第六七回（一九三四年）の両院本会議の速記録を対象とした三度の調査を総合している。その二は、カナモジカイが一九三五年に新聞五紙についてそれぞれ毎月一日分の政治面・社会面について調査したもので、その調査結果は、岡崎常太郎『漢字制限の基本的研究』（松邑三松堂、一九三八年）に付表として収められている。その三は、大西雅雄『日本基本漢字』（三省堂、一九四一年）である。これは、小学校国語読本及び児童読物、中等教科書各科目および入試問題、文学書、新聞・雑誌・議事録等、通俗科学・家庭読物、農業・工業・商業等、宗教・哲学・芸術、商業通信・社交書簡の八種類の資料から延べ八十万字余を集計した結果として得られた上位三〇〇〇字で、出現度数によって四つの区分を設け、一々の字に日下部表以下一〇種の資料での登録状況を示している。

これらは、戦後の当用漢字の制定の際、重要な資料となった。当用漢字以後、漢字使用の実態に関する統計的調査は、しばしば行われるようになり、多くの資料が得られる。例えば、印刷局が戦前の調査を受けて、一九四八年の第四回国会会議録、両院本会議の分を調査し、また一九六二年から六六年までの五年間に、その鋳造掛が供給した活字を印刷局常用文字として調査したものがある。なお、印刷関係では最近に凸版印刷株式会社で、単行本、雑誌、辞書、百科辞書等にわたっての調査が行われている。

新聞報道関係では、朝日新聞社が一九五〇年に、毎日新聞社が五三年に、共同通信社が七一年になどと、それぞれに発表した調査がある。それらは、活字鋳造装置や電気通信装置などの開発のために行われたものである。

国立国語研究所(以下国語研と略すことがある)では、一九五〇年の婦人雑誌二種、五三、四年の総合雑誌一三種、五六年の雑誌五部門九〇種、六六年の新聞三種朝夕刊について、使用漢字の調査を行って、それぞれ報告がある。この雑誌九〇種と新聞の調査報告は、単に漢字一字一字の使用度数に止まらず、音訓の一々に分けてそれがどのような語に用いられているかを精細に示している点で特色がある。

これらの統計的調査の材料には、自然のこととして、人名や地名など固有名詞に用いられた漢字も含まれているが、特に人名地名を対象にした例に、日本ユニバック社の調査がある。人名については、生命保険の加入者名、ダイレクトメールのあて名、地名については、あて先として書かれる全国にわたっての住所名に、漢字が用いられている件数を示している。

なお、注目すべきは、「情報交換のための漢字符号化に関する調査研究」(後述)のために行われた、学習研究社の百科事典使用漢字の集計である。同社では、その『現代新百科事典』の編集印刷に電算機を利用したので、全巻の本文が磁気テープに入っている。これを材料として使用文字を全数集計したのである。この百科事典は、内容の項目が、六七の分野(ほかに「他」「不明」がある)に分類されており、この結果表は一字一字について分類ごとの使用度数を示している。語例は残念ながら分類ごとに最初の三例が取り出されているだけであるが、その分布は、一種の知的宇宙での漢字活用範囲の広がりを表わすものとして興味深い。ただこの資料は、まだ手許におくことができないので、詳しく紹介できない。

以上のような統計調査の主なものについて、字数、使用率等の一覧表を次頁に示す。

この表の数字には、原表のままのもの、原表から集計し直したもの、性質のちがう原表から推定したもの等があるが、大体は比較に堪えよう。

大西表が他と異なるのは、戦前において極力多方面の材料を取扱った結果であろう。新聞関係の各資料の中で、戦

表 3　各種資料における漢字使用率の比較

資料略名		調査漢字延べ字数	使用度数順位による使用率累計					調査漢字異なり字数
			200位まで	500位まで	1,000位まで	1,500位まで	2,000位まで	
A	大　　西	80万	50%	71%	79%	84%	87%	?
B_1	印　刷　局	328万	61.8	84.5	95.5	98.3	99.2	3,948
B_2	印　刷　局	4,591万	68.8	81.5	94.2	98.0	99.3	5,122
B_3	凸版印刷	530万	51.8	75.6	91.3	96.9	98.7	4,520
C_1	婦人雑誌	17万	53	75	90	96	99	3,048
C_2	総合雑誌	12万	55.5	78.0	92.0	97.1	99.1	2,781
C_3	雑誌九十種	28万	52.0	74.5	90.0	96.0	98.6	3,328
C_4	現代新聞	99万	56.1	79.4	93.9	98.4	99.6	3,213
D_1	カナモジカイ	45万	54.0	77.3	91.7	96.9	98.7	3,542
D_2	朝　　日	1,711万	47.5	66.0	83.8	94.0	99.4	2,309
D_3	毎　　日	32万	56.9	80.3	94.4	98.5	99.7	2,643
D_4	共　　同	46万	59.9	84.9	95.7	99.1	99.9	2,279
E	ユニバック	272万	80.4	94.9	99.0	99.7	99.9	2,826

資料注

A　大西雅雄・日本基本漢字(1941)――8分野の刊行物
B_1　印刷局・本邦常用漢字の研究(第4回)(1941)――第55, 65, 67帝国議会両院本会議速記録
B_2　印刷局・常用文字の調査――1962～66年鋳造掛収箱作業
B_3　凸版印刷・漢字出現頻度数調査(第2回)(1976)――単行本・雑誌・辞書・百科辞書等
C_1　国立国語研究所・婦人雑誌の用語(1953)――1950年1～12月，主婦の友*
C_2　国立国語研究所・総合雑誌の用字(1960)――1953年7月～54年6月，13誌*
C_3　国立国語研究所・雑誌九十種の用語用字 II (1963)――1956年1～12月，5部門90誌*
C_4　国立国語研究所・現代新聞の漢字(1976)――1966年1～12月，3紙朝夕刊*
D_1　カナモジカイ(岡崎常太郎・漢字制限の基本的研究・1938)――1935年1～12月，5紙60日分
D_2　朝日新聞社(東京)・活字使用度数調査――1948年11月～49年7月
D_3　毎日新聞社(大阪)・活字使用度数調査表――1953年3～5月，7日分
D_4　共同通信社・文字出度調査100万字集計結果――1971年7月15～21日
E　日本ユニバック・漢字システムデザイン資料(4)――1971年，66万人の姓名
*　C_1～$_4$は，すべて標本調査である．なお．C_1の数値はC_3での引用による．C_1では『婦人生活』でも6万字の調査を行ったが，ここには加えてない．

前のカナモジカイ表が、戦後の毎日表、国語研の表によく似た分布を示しているのは驚かされる。朝日表が両者の間で、異なりの字数が少ないにも拘らず累加の進みが遅いのは原因がよくわからない。印刷局の大量調査ではこれと対照的に、順位の早いところの使用率が特に大きくなっているが、これは材料の話題の限定というよりも場面の性質が影響しているものと思われる。

戦後の諸調査の対象材料は、新聞が受けているような制約を受けたかどうかに拘らず、何らか当用漢字の影響のもとにあるが、これらの数を見れば、当用漢字の字数は、目安としてほぼ妥当なものと言えようと思う。もし一々の字を選定して現代の漢字使用の標準を立てるということならば、実際の使用率の低い字を取扱わず、せいぜい二千字以内を目安とすべきである。ことに、制限表として表外の字の使用を許さないというようなことを考えないとするならば、むしろ千五百字程度を、使用の共通標準として示すに止めてもよかろう。

なお、日本ユニバックの調査は、姓と名の漢字を合わせた結果の数をここにはあげたが、これで見ると、一般的な姓名としては、その漢字がずいぶん限られていることがわかる。表にあげないが、上位五〇字で使用率累計がすでに五〇%をこえている。

2　制　限

漢字の制限とは、多数の漢字の中からある範囲のものを選んで、他のものは使わないことにしようとの約束であると解する。これにはきびしい制限もあれば、ゆるやかな制限もあろう。入学者の選定は、範囲をきびしく定めるものであろう。（これには能力の基準と、収容のわくとの両面がある。）野原に遊び場を仕切るのには、柵を結いめぐらすこともあれば、要点に旗を立てるぐらいで済ますこともあるであろう。

そもそも漢字の制限は、何のために考えられてきたか。明治以来、漢字の節減と言い、制限と言ったのは、やはり

日常生活の能率のためである。一つには、文字学習の負担をある程度に止めて、そのために一般の社会でもその範囲での漢字使用に抑えようとする。この学習は、学校教育・義務教育の期間に行われるものとは限らないが、社会人となるまでの学習期間・学習時間や学習能力にはおのずから限度があり、その学習についてはある統一的標準が立てられてしかるべく、その標準が最低限を示すものだとすれば、それはまず書くことを学習する最低限であろう。最大限とすれば一般社会での漢字使用との関係が問題になる。学習最大限で社会をも制限するか、社会の標準を学習の最大限に一致させるかである。最大限といっても、学習ではこれを完全に与えたくなるのが教育的気風であるとすると、両者の字数の範囲は問題である。学校での学習漢字は、社会での使用漢字の範囲よりも縮小されたものであってよい、学校外の学習の可能性を考慮に入れて、字数だけでなくその内容が学習手順として十分に検討されたものでなければならない、という考え方が、もっとも当を得たものと思われる。

一般社会の標準が究極にある。それは、学習者が能率的に到達すべき目標であって、すでに漢字を習得した者にとっては、その習得したものの中からある範囲のものに限って使用することは、むしろ非能率である。そこで、社会は、学習者を顧慮するとともに、人間以外のものを介在させる通信手段について考えることになる。

能率はまさに機械に関係する。平生あまり用いることのない活字を常備しておくための原材料や空間のむだ、度数の少ない漢字のためにタイプライターその他の印刷通信機器に構造上負わせるむだ、などから、機械自体がすでに能率的な文字の選定を要求し、かつそのための調査が行われている。機械には明確な容量があり、その字数につき内容につき、単に目安というのでは済まされない。ここでは、一般社会の要求にできるだけ応ずるために、社会が統一的標準をもつことを望んでいる。ここでは、機械そのものの能率と、社会的要求を満たすこととの間の、最適の関係が求められている。

電子計算機は、漢字を取扱うことについて格段の進歩をし、計算機内部で処理してその結果を人間の目の前に打ち

出すのが、非常に自由になった。後に触れるが、電子技術によって情報を交換する際の符号を標準化するために、漢字の符号として六、七千字分が与えられている。一方、高速度印字装置は、あるものは一分間に一三六字二七〇〇行の、漢字や漢字交じりの文章を印字するようになっている。これは、機械の中から外へのことであるが、外から中へ、計算機が自ら自由に文字文章を読み取るようになることは、当分は望みがたいものと見受けられる。計算機へ処理材料を送り込む窓口である鍵盤入力装置は、いろいろの工夫があるにも拘らず、能率上の格別の進歩が見られない。実情せいぜい一分間一〇〇字というのも、機械よりは、主として人間の能力に限りがあるからである。近日、仮名で流し込まれた文章を、機械が、中で適当な漢字交じり文に変換して打ち出すことが、実用的にある程度成功したと聞いているが、この場合には、まったく使用漢字の字数が能率を左右することになり、人間の読解との間で最適の条件が求められることになるであろう。

3　漢字表

人間を拘束する字数制限ではないが、先に触れた情報交換用の漢字の符号化に言及しておこう。電子計算機が人間界の文字を機械内で扱うためには、一々の文字に計算機用の符号を与え、また自由な情報交換を行うためにはそれを標準化しておかなければならない。ローマ字や仮名は、どんな字があるかがすなわち幾ら字があるかであり、排列もまた固定した習慣があってそれほどの問題はないのに、漢字は、字数もその内容も、また排列も、標準を立てるとして一々別々に問題になるのである。

これについては、先に一九七一年に、情報処理学会の規格委員会に属する漢字コード委員会が、六一〇〇字を選んで「標準コード用漢字表(試案)」を作り、また七六年には、日本情報処理開発センターが、工業技術院の委託で行った「情報交換のための漢字符号の標準化に関する調査研究」の結果として、「情報交換用漢字符号系」というＪＩＳ

原案をまとめた。
両者ともに、九四×九四個の符号を文字・記号に与えることとし、前者は、そのうちの六千個前後を漢字のための目安とした。字の選定は、前述の日下部表を基本A資料として、これにB八種、C四種の漢字表を考え合わせた。すなわち、Aにあり、かつBのいずれかにあるものをまず採り、Aにあって BにないものA、AになくてBC一二種のいずれかにあるものについては、字数の目安において委員の投票によった。そのBとは、(1)大西『日本基本漢字』、(2)『広辞苑』第二版付録「通用漢字一覧」、(3)朝日新聞社「統一基準漢字書体目録」、(4)全日本漢字排列協議会「常用漢字目録」、(5)日本活字鋳造株式会社「標準活字目録」、(6)「国会図書館用NDL70用コード表」、(7)共同通信社『漢テレハンドブック』、(8)日本経済新聞社「FAM・M型タイプ文字表」であり、そのCとは、(1)講談社『国語辞典』付録「漢字音訓総覧」、(2)野村広「四万五千の姓氏に使われている文字の調査」、(3)「国県郡市町村大字名および中学校名に用いられた漢字」、(4)「国語研雑誌新聞両調査に共通に現われた漢字」、である。
後者の「漢字符号系」の方は、三七種のきわめて多様な資料を取扱った。この資料群から漢字を選定する手順については、筆者の理解を超えるところがあるが、原案の解説のことばでは、これらの資料に対して多変量解析の手法を採用し、一方、統計的解析結果についてエクスパート・セレクションによる拾い上げ・切り捨ての調整を行って、基本漢字の集合である第一水準の二九六五字と、周辺の各分野に分布する漢字の和集合である第二水準の三三八五字を決定したのである。
三七資料を列挙することは省略するが、その大体を述べると次のような性質のものがある。(一)は、何らか標準的な意味で選定された漢字の表。情報処理学会の試案、各社使用コードの表、文字盤収容漢字の表、など二三種。目的によって収容字数に大きな差があり、かつ内容上でも性質の離れたものがある。(二)は、各種の漢字使用状況調査の結果表。国語研新聞調査中間報告、印刷局調査、共同通信社調査、など七種。(三)は、地人名に関する漢字登録表。

国土行政区画総覧使用漢字、日本生命収容人名漢字。これらは内容が非常に特徴的である。
右のほかに五種あるうちの三種は、林四郎・小林信子「語彙調査四種の使用度による漢字グループ分け」、森岡健二「漢字の層別」、国語シリーズ64『各種漢字表字種一覧』である。これらは、前二者が目下の国語審議会の漢字表審議の基本的資料となっているように、総合的見地からの判断に有用な総合表であって、三七種中に並べるとして、やや異質のものというべきである。第一は、いくつかの統計結果表を総合して漢字を段階づける手順を示したものであり、第二は、過去のいくつもの標準的漢字表の漢字を分析することによって、さらに有効な漢字選定が行われるための資料である。
実用を目的とする漢字の選定には、どのような基準が考えられようか。
その一は、右の多くの資料で示されるような使用度である。使用というについては、今までは活字の使用が主として考えられ、活字の鋳造供給量の記録や印刷面での採集が行われているが、手書きの世界も問題であり、また読む立場からの印象の重みも計測されなければならないであろう。調査材料の範囲は、選定が一般公共のためである限り、一般公共の立場での読み書きに関するものであるべきである。
その二は、それぞれの字の機能度である。単に一字一字の出現度数だけでなく、その字がどのように語の表記に機能しているかである。他の造語要素と結合することによってどのような語を形成し、どのような広がりをもつか、どのような用法を産み出しうるか。国語研究所の漢字調査が語彙調査と相伴って行われてきたのは、その資料を得るためであった。
その三は、表意的有効性である。これは数量化して判定することが困難で、主観的な独断におちいりやすいであろう。その観点は、表意効果、意味の重要さ、識別性などで、なるべく多くの人の意見の一致をとるべきところである。なお、これに加えて、文章表記体制の中における役割が考えられなければならない。

選定については以上のようであるが、元来漢字というものが現代の国語についての表語性、造語性において、全体として非常に大きな役割を果たしていることは明らかであるとして、ことばの側から見るとき、漢字がその表意的機能を十分に発揮しているとは言えない面があるのではないか。その読みが外来語であることを口実として、「頁」や「釦」や「粁」が排斥されたのは、制限のための強行である。もし制限に対して漢字の機能を重視するならば、それらを復活させるばかりでなく、かつて「峠（とうげ）」や「俥（くるま）」や「瓩（きろぐらむ）」などが作られたように、また「煙草（たばこ）」や「硝子（がらす）」と書いたように、ガスやバス、テレビやマス・コミその他の日常語に対しても漢字を与えようとの主張があってもよいのではあるまいか。しかし、実際には、制限論者はもとより非制限論者も、まったく漢字を、旧習によって固定した、現実即応力のないものとして考えているように思われる。

なお、制限に関して、いわゆる教育漢字、人名用漢字について述べなければならないが、今は余裕がない。また、漢字表に関して、排列の一章を設けるつもりであったが、割愛する。

四　字　形

1　字　源

漢字の字形は、その音訓を支えるものである。漢語なり和語なりを呼びおこすための手がかりであり、またそれを記憶するための媒体である。語の使用が格別の努力を要せずに学習されることが多いのに対して、語と字形との結びつきには、意識的な学習の努力が一般に必要である。これは、漢字が第二次記号であって、語の学習の開始時期と漢字のそれとがずれていることによる。この時期のずれは、従来の教育習慣がそうなのであって、これを幼児期のうち

に解消することが考えられないものでもないが、実際普通にはやはり困難が多かろうと思われる。しかし、ともかく字形と語との結びつきが視覚的に運動感覚的に一たん学習されると、それは相互喚起的に記号としての機能を発揮する。ことにわが国の漢字における音と訓とは、一つの字形を共有する漢語と和語とであって、それが、共有する一つの字形を媒介にして、固く結びついていると言うことができる。これが先にも触れた通り、漢字の表意性の本体である。

漢字の字形は、意味を表わしているか。今日の状況では、意味を直接に喚起するようなものはごく限られている。道路標識のように、形式化されてはいるが直接に意味を知らせるものは、漢字としては、いわゆる象形の基本的なものがこれに当たり、それも多くは、何らかの字源的説明をつけなければならない。現代人の目にも、それがその意味そのものを表わすように見えるのは、字形の構造よりも、字形の全形が音訓と結びつけられた習慣によるのである。「林」はなるほど木が並ぶことによって「はやし」に当たることが今日も納得がいくが、「火水金土、心文才生、」等々は、その字形をその字とおぼえた故にその字であるに過ぎない。「菊」は象形ではない、形声字にちがいないと知りながら、その字形からは何といっても「きぎく・しらぎく」のイメージが浮かぶ。しかしその理屈はまったくわからない。

もとより字源の知識が学習に媒介的役割を果たして学習を強化することは、否定することができない。学習上その働きは大いに利用すべきであるが、その語源的知識は文字学的正確さを必ずしも要しない。「東」は、実用のための学習では「木」と「日」とへの分解で十分かつ無害である。

漢字の大部分を占める形声字の表音的部分は、多くはその起源において表音であるものであって、今日の字音に関して一定の表音価値を一貫してもつものは、はなはだ限られている。当用漢字中で、部分に「青」をもつ七字は常にセイでよかろうが、「召」の八例は「超」に例外があり、「方」の一〇字はホウ・ボウに分かれ、「各」の一一例はカクのほかガク・キャク・ラク・リャク・ロとして現われる。先に現代の字音を二七七種と記したが、それらを区別するものとして、形声字の表音部分は現在非常に効果的に働いているとは必ずしも言えないのである。

2　字　体

漢字の字形は、漢字の本体である。これについては、基本形観念と実現形とを分ける必要があると思う。それは、音韻と実際の発音との関係に似ているであろう。実現形というのは、一回一回の書記行動または印字・彫刻などにおいて視覚化された図形であって、細かく見れば、手書きに関しては同一人の筆でもまったく同一のものは二度と現われないわけである。しかし当人にとっては、それらは常に同一の基本形によって字形を実現したものである。観念されている基本形と紙の上の実現形との間には、説明をしてみれば大きなずれのある場合が少なくない。例えば、「口」の字を、単位面積の中で比較的小さな正方形と考えながら、実際にはその上と右との二辺を続けて片仮名のフのように書くことがある。また、大きな四角形の中に点を打って、これは「園」の字を今臨時にこう書いておくのだと考えていることもありうる。実現形の変化は、実は基本形の変化を引きおこす原因であるが、学校などでの書取り試験は、基本形になるべく忠実な実現形を要求して、基本形観念が定着しているかどうかを確かめる趣旨のものである。

この実現の過程については、基本形における点画の分解と、それぞれの点画の間の実現順序すなわち筆順とが、個人的にまた社会的に法則化されている。個人的な法則も、初度の学習によって社会的な法則に従わされるのが常例であろうが、法則をもつことが、字形実現を無意識的作業として容易にするのである。社会的な法則は、必ずしも統一されてはおらず、主として歴史的な事情から二様三様の筆順をもつ漢字がある。著しい例は「必」であるが、これを、「心」の点画を左から一二三四と作った上、第五画としてたすきをかけるのが、我ら世代の圧倒的多数の確信であろう。しかしこの「心にたすき」というおぼえ方による筆順は、どうも明治以来の学校教育での発明ではなかったかと想像する。それに対してそれ以前には、今日の文部省『筆順指導の手びき』に示すように、最初「心」の第三点を中央に打ってすぐにノをひき、次に「心」の第二画をこれに交差させて、その後両側に両点を打つというのが普通で、

書家の間では、ノから始めて三点をあとにする筆順も行われた。また別に、「心」の一二三画の次にノをかけて、最後に第四点を打つ筆順もあった。これらを見ると、最後の出来上りさえ確実であれば、筆順はさほど問題でないようであるが、しかし筆順によっていくらか基本形が影響される傾向もあり、ことにいくらか速書きをした場合にくずれやすく誤解を生じやすいことがあるのを考えなければならない。その点からは、「必」の最後にあげた筆順などは、普通に活字などから意識されている基本形にもっとも忠実な実現形を、安全に得やすいものと思われる。

さて肝心の基本形であるが、これも個人差がありうる。ある人は小学校の読本で習ったものを、ある人は活字でおぼえたものを大切に守っているが、活字も読本の文字もそれぞれ時代的変化があり、活字と読本の文字との間には、同一基本形の単純な異形と考えにくい相違も認められる。

「当用漢字字体表」は、字体の簡易化をはかるとともに、このような変異形、また生ずべき変異形に対して統一的な標準を示そうとしたものである。そして、活字と手書きの文字との間に共通の基本形を考えることを建前とし、その基本形の示し方として、明朝活字の骨格ともいうべき形を採用し、その字形構造として手書きの習慣を極力とり入れようとしたのであるが、それでもやはり活字と手書きとの間に、形式上の変異があることを認めている。

基本形の変異は、ある程度はあったとしても、誤解を生じないならば一般社会では通用するし、通用させてもよかろう。「大」や「王」に点があっては困るが、「土」や「丈」に点があっても誤りとして排するには及ばない。しかし、字形に関して統一が求められる理由は、元来統一的に常に一定の実現形を作り出す印刷において、不統一の認められることが気になることと、学校教育などで漢字を基本的に学び始めている児童生徒の、無用の混乱を避けようとすることとにある。あいまいな基本形観念に対して、確実で容易な読み書きのために統一的な標準を立てることが求められているのである。

手書きの場合の基本形は、印刷の場合と同一でなければならない理由はないという意見もある。確かに筆者自身の

学習の経過では、活字と手書きとが違っていることはあまり意識されず、ことに筆法上、活字デザインとの差は問題にならなかった。ただ読本で習う略字については、略字としての基本形と本字の基本形とを、区別しつつはっきり連合させていた。このような状態は、今日でもないのではなく、「当用漢字字体表」が統一をはかったために、若い人々の多くは字体表の形のみを基本形としているけれども、いわゆる旧字体または正体を合わせ持つ人もあり、また旧字体または旧時の略体のみを自分の基本形とする人もある。自分では旧字体によってしか書かない人も、新字体の印刷物や書き物が読めないわけではない。公共的な世界での印刷物は、今やほとんど新字体となっているので、実際上の不都合はあまり起こっているとも思われないが、一人一人の習慣の変更を強要されたと考えることと、新旧の差が大きくて旧文献を新世代から遠ざけると憂えることとが、字体改革に反対する力となっていることは確かに認められる。

以上に触れた手書きの場合は、いわゆる楷書の場合であって、行草書についての基本形観念は楷書のと性質を異にするものと考えられる。ただ、楷書くずしの程度の形を行書に入れるならば、行書にはその筆法上、楷書からのくずし方法則があると見てもよい。法則が立つ限り、楷書のは行書の基本形と見られる。

印刷でも、いわゆる印刷書体があって、一筋なわではいかないところがある。明朝、清朝、正楷、ゴチック、教科書体その他近年の新書体等は、それぞれの設計法則があって、それぞれ特色のある書体として区別されるわけであるが、設計上の特色を外して見れば、それらの書体を通しての統一的な基本形を考えることができる。その考えで統一標準を示したのが字体表である。

「字体」という語は、近日の国語審議会では、文字の骨格ということで了解されている。上来の叙述では基本形観念と呼んでおいたものにあたり、これに社会的通念としてのということが加えられようか。すなわち、字体は実現形に対する基本形の標準観念であって、具体的に視覚化することは不可能である。具体化すればそれは一つの実現形に過ぎない。だから字体は、示すとすれば、まず、点画の種類を確定し、次に「十」は横一と竪丨とを単位区画の中心

で交わらせた図形とでもいうように、ある数の点画複合形を、字体構成上の基本要素として、その構成位置による変形を考えつつ定義した上で、単体の「十」であるとか、左右構成で左が「木」、右が「寸」であるとか、上下構成で上が「立」下が「日」であるとか述べることになろう。（木扁に寸などといっても同じ。）しかし、「当用漢字字体表」では、まさに明朝体の骨格ともいうべく、明朝体の書体的特徴の肉づけを極力除去した形で示してあるが、この形は、印刷書体としてはかつてまったくなかった形であって、また、新たな印刷書体の一種として示されたものではないのである。

なお、従来のいわゆる明朝体活字の基本的骨格とその明朝的特色は、『康熙字典』に基づくものと思われる。『康熙字典』の示す字体を明朝体として作ったものであるが、香港字など鉛活字としての書体設計には、道光年間の校正本『康熙字典』の字形が手本になっているように見える。

3　構　造

字体は構造をもつ。原稿用紙のます目や活字の断面のように、等分された面積の区画の中で、あるものは一つのまとまった形をとり、あるものは二、三またはそれ以上の小さなまとまりが結合している。そのような要素としてのまとまった図形を、字体部分または字体要素という。「木」は一つの字体要素から、「村」は二つの字体要素から成る。字体要素はそれぞれ一つのまとまった形とはいうけれども、そのまとめ方には段階があって、大きくも小さくもまとめられることがある。例えば、「高」は、それ自身一つのまとまりとも、また四つのまとまりとも見られる。「亭」と考え合わせれば二つにもなる。しかし、筆者がかつて六千余字について大まかな数え方をしたところでは、小さな字体要素の異なりの数は六百足らずであった。もし、「今食金、谷各旁商」などをそれぞれ一単位と見る大きなとり方をすれば、当用漢字だけについても七百余りを数えることになるであろう。理屈を言えば、冠や扁について六〇個、

その相手として六〇個の字体要素が定められれば、左右又は上下の組合せだけで三六〇〇字は区別できる。伝統を考えなければ、現在の漢字は、まことにむだな構造をもっているのである。

角川『新字源』には九九二一番まで番号のついた漢字が登録されているが、そのうち親字扱いのものが約七千三百、そのうち二千百余字について総計二千六百余の字形が異体字扱いで併記され、合わせて九千九百余字となるのである。その異体字には、当用漢字の字体を親字形としての旧字体のほか、本字、古字、別体字、俗字、誤字の五種の区別がある。新旧に関しては、字体の差と言おうよりは明朝体設計上の違いとすべきものがあげられている。これはまさに骨格の問題ではないと筆者などには思われるのであるが、印刷界などでは、「当用漢字字体表」がこの変更をきめたのだと考えている人がある。確かに字体表以後に現われた形であって、字体表がいわゆる骨格を示そうとして極力装飾的部分を排除したところに原因はある。従来の明朝体の手法が変化したと認められる活字形の例を一つ挙げるならば、それは「印」の字である。この原稿がどんな活字で刷られるかわからないが、『新字源』が親字として掲げるのもその新形である。「印」の左部分で、それを四筆に書く習慣に従えば第二の竪画と第四の横画との接点が問題の箇所である。従来通用の形は、「日」の左下の角のように、竪画の下端から少し上がった位置に横画の左端は接しているのであるが、この新形は、「上」の第三画の、竪画より左に出た部分を切り捨てたともいうべき形である。この手法は、従来の明朝体にはまったく見られなかったものであって、当用漢字の新活字でも他には類例がない。このような形になった原因は、字体表の示し方にあることは否めない。字体表はこのような点の変更を考えたものではなかったが、その示し方は、また別に、「卯」の第二画の形式にあたるという解釈をも生んで、そのような形の活字も現われた。実際、「印」の左辺を、「卯」の初三画のように書く筆順もあるのであって、現に中国の新活字では、そのように第二の竪画を右にはねるようにし、『漢字正字小字彙』では、「印」の全形について「共五筆、旧体六筆」と指示している。

以上のようなことは、まったく瑣末の事のようであるが、字体の示し方によっては思わぬむだ論議をよぶことになるというのが字体表の教訓なのである。一方、図形に説明を加えるにしても、起こりうる誤解をすべて予期できるかどうかも決しがたいと思われる。

瑣末のついでに付け加えると、「木」の竪画の末をはねるかはねないかが、今も学校教育の問題になるという。このような活字の骨格と手書きの習慣との違いの取扱いについては、「当用漢字字体表」の使用上の注意事項の二に六種の例が示されていて、これを正誤の問題とすべきものとは思われない。もちろん教室には教室の指導方針があるから、活字の通りはねない形を要求する場合もあろう。許容と考えるならば、その許容が「木」のはねに止まらず範囲が次第に広がって、学習の標準がきわめてルーズになることを恐れることもあろう。しかし基本的には、その問題点が他の字との混同を起こすかどうか、すなわち示差的機能をもつか否かが判断されるべきである。はねに関しては、少なくとも当用漢字の範囲では、示差的要素になっている場合はなくなっていると言ってよい。

4　画　数

字形の複雑さということについては、手書きの上での画数がまず問題になる。画の数え方は深く論じないことにして、ひとまず『新字源』の総画索引によって、掲げられた九七六七字における画数の分布を示してみよう。

表 4　総画数の分布

画　数	字　数
1	2
2	26
3	60
4	133
5	192
6	256
7	441
8	621
9	703
10	784
11	825
12	883
13	798
14	703
15	704
16	604
17	494
18	377
19	322
20	224
21	192
22	131
23	104
24	75
25	48
26	23
27	22
28	9
29	6
30	2
31	1
32	1
33	1
計	9,767

表 5　使用率と画数

使用率順位	字　数	平均画数
1～ 50	50	6.4
51～100	50	7.3
101～150	50	8.4
151～200	50	8.2
501～ 550	52	10.0
1,001～1,048	50	11.4
1,496～1,539	51	11.1
1,958	56	11.9

なお、二一画以上の当用漢字は、「当用漢字字体表」の字体によれば六字、旧字体で数えれば四〇字になる。

また、『現代新聞の漢字』の全体使用率順表から、八区間のそれぞれ五十字前後をとって、それらの平均画数を算出すると上のようになる。順位の早い方、すなわち使用率の高い方に、画数の少ないものの多い傾向が認められるであろう。

同画数でありながら、見た目の印象の著しく異なるものがある。例えば、九画における「風・飛」と「点」、十二画における「無・廃」と「営」などである。点画のこみ方の印象の違いは、結局は点画の長さの総計の比較で表わされることになるかと思う。佐藤敬之輔『漢字(下)』では、明朝体等の活字の設計の際、線の太さを調整する必要から、横線、竪線の数と構造の特徴とによって、簡から繁へ段階づけることが試みられている。同書のある図でも窺われるが、黒みの量によって活字を適当に配分してベタ組みにすると、濃淡の模様が描き出されるほどである。実際の文章では、漢字は仮名の中に散布するのではなはだしいことはないが、それでもページの明るさが偏っていると感じられることがある。

近年の電子技術による印字装置には、長さのある線分で点画を表わす代わりに、点画を小さな点に分解して、点の連接によって点や線を表わすものがある。いわば電光ニュースの文字表現の原理であるが、ここでは一字を表わすためにどの程度まで細かい点に分解するかが、いかに文字らしく書き出されるかに関係する。点のとり方としては、竪横一八×一六、二四×二四、三二×三二等いろいろの程度がある。碁盤の目に碁石をおいて字形を表わすことを考えると、普通の碁盤では、「議・鑑」などはちょうど収まるが、「薫・膚・警・驚・襲・鷹」などははみ出してしまう。碁盤の線を二三か二四本にはする必要がある。実際の印字装置では二四×二四の程度で一往は明朝体活字ふうの印象

のある字形が打ち出されるように工夫されているが、字形を精密にきれいにするためには目をふやす必要があり、一方、費用を小さくするために目を少なくするとすれば、また電子印字用の簡易字体を考えたくなる。(ローマ字・洋数字なら九×七の目でも済む。) しかしその簡易字体は、電子印字が単に手書きに代わる事務的なものであるうちは、事務世界の特殊な文字使用としてもよかろうか。

5 変改

漢字の字形は、音訓を呼びおこすものとして冗長度が非常に大きい。識別に有効に働くのは、字によっては部分をはなれた全形印象であったり、また部分的な特徴形であったりして、一々の点画の細かい総計では必ずしもない。読めるが書けないというのがそれを示している。また誤記の例として、特徴部分が位置を変えて現われるのもそれである。試みに、『漢字(上)』のあるページに掲げられた、縦横三センチの明朝体見本七〇字のそれぞれの中央に一円貨幣を載せて、数人に読ませてみたところ、いくらかの読み直しはあったがほとんど皆正解した。これが当用漢字全部に及ぼせるとは思われない。「九・丸」の別や国がまえの諸字など、中心部が隠れては識別の無理なものが確かにあるが、明朝体形式の特徴をある程度手がかりにすれば、相当多くの字は、一円貨幣で隠しても読めるであろう。

一円貨幣は直径二センチで、隠される部分は、字形のために有効な面積のほぼ四十%である。もし、文字の黒い部分についてだけ見れば、平均してその六、七十%以上が隠れるのではなかろうか。これは結局、漢字の周縁部、特に四すみの形の特徴が、全体の字形に対する非常によいインデクスになっていることを示すものである。もっともこれは、字体が四すみの特徴をさえ持てばよいという略字の主張をするためでは必ずしもない。しかし、全形が求められながらも、その記憶のすべてが働いてはいないことを考えさせるのである。

一字一字の識別の可能な範囲で、実用上字形を簡略化しようとするのは、むしろ当然の成り行きである。古く隷書

や楷書が行われるようになった時、すでに大きな簡略化が進められていた。「おおざと・こざと」や、「しんにょう」などの形は、そのもっとも著しい例で、それらは、原意にはまったくかかわりのない方向で形を変えている。しかし、自然に動いていく変形が、解釈の乱れを誘うことを警戒して、一たん標準字体の制定が試みられると、実際社会ではまことに自由な変化を生じさせながら、正字意識はとかく字源の方へ規準を求めるようになった。同時代の交通伝達のために、ある標準が立てられることが望ましいとすれば、それは字源と言わないまでも過去の変化の流れに沿ったものであることが、それをよりどころとする人に安心を与えるであろう。過去を断絶して新たな組織を立てる改革は、始皇帝の時代のような統一主義が勢いよく推進される状況の中でなくては行われがたかろう。統一も、国内ばかりでなく、漢字を使用する世界の諸地域との間でもしばしば求められるが、漢字とそれら諸地域の言語との関係にはそれぞれの伝統があって、簡単に考えることはできない。

筆者はかつて、度量衡器が政府の検定を経て販売されるように、活字にも検定があってしかるべきものと考えたことがある。戦後で言えば、「日本工業規格」に活字の工業的性質の規格があり、また情報交換用の漢字符号の標準化が進められているのと同様に、活字の字体についても規格を定めようと考えることになる。実際、活字ではないが、彫刻盤を用いて文字を彫刻する時の原版用書体が、日本工業規格JISの『機械彫刻用標準書体(当用漢字)』として一九六九年に制定されている。これは、字体については多少「当用漢字字体表」の字体と一致しないところがあるが、基本方針としては字体表に準拠して書体の設計が行われたのである。すなわち字体に関しては、工業規格が制定される代わりに、内閣告示の字体表があるわけである。

「当用漢字字体表」は、極力新案創成を避ける方向で旧字体を変改した。そのいわゆる新字体は、ほとんどが過去に例のあるものであるが、必ずしも一般に認められていた形でないものもある。字体表が、誤字を正当化したと評されたゆえんである。また先に触れたように、新旧の対立には、文字の骨格の要件としてはあまり重要でない、むしろ

書体としての筆法に関するものであると言うべきものがある。変改された字の数は、比較すべき「旧字体」というものをどう見るかによって異なる可能性がある。もし、一九四六年「当用漢字表」制定当時の印刷局の活字を基準にすれば、一九四九年「当用漢字字体表」制定の後に改められた活字は、六百五十ほどと見られる。

「当用漢字字体表」のまえがきには、新旧の更改について八箇条の説明がある。しかし字体表のような制定を待たないでも、字体は古来変化してきたのであって、それを簡略化という方向でながめると、その変化にはごく大まかに次のような種類が認められる。

(一) 部分の省略によるもの。これには、一点一画等の極小部分を脱する(徳・黄など)、まとまった部分要素を省く(芸・医など)等。

(二) 点画の組合せを書きやすい形にするもの。これには、二点画を一筆にする(成・毎など)、全体の印象を存して筆法を簡略にする(亜・豊など)、草体を楷書化する(尽・為など)等。

(三) 他の簡略な字形でおきかえるもの。全形を他の同音字でおきかえる(台・弁など)、部分を同音の要素でおきかえる(釈・担など)、部分を符号的な形でおきかえる(仏・広など)等。

(四) 新しい会意字または形声字を作るもの(体・岩など。形声は中国の例で驚→惊など)。

(五) 古字を復活させ、また他国の例を借りて用いるもの(礼・万などは古字。筆者は自分の手控えなどには今の中国から汉←漢、报←報などを借りている。)

以上のような分類には別の整理の仕方もあり、また部分を略して草体を採った「旧」のように、原理の複合したものもあるが、ここには詳説を略すこととする。

なお、当用漢字には制限的性格があったゆえに、字体表は当用漢字以外の字の字体については何ら触れなかった。

しかし現実には表外字がしばしば用いられるのであって、当用漢字と相伴って用いられる表外字について、当用漢字

の字体をいかに類推適用するか、表外字自体の簡略体をどのように取扱うか、が解決を待たれていることを、一まず書き添えておこう。日中の字体比較についても、他日を待つこととしたい。

参考文献

森岡健二・柴田武・山田俊雄・野村雅昭・樺島忠夫『日本語の文字』(『シンポジウム日本語』第四巻)学生社、一九七五年。
国立国語研究所報告56『現代新聞の漢字』秀英出版、一九七六年。
佐藤敬之輔『漢字』上・下(『文字のデザイン』第五・六巻)丸善、一九七三・一九七六年。
林大『当用漢字字体表の問題点』(文部省国語シリーズ53)一九六三年(覆刻文化庁国語シリーズVI『漢字』教育出版、一九七四年)。
林大「漢字の新字体について」(『続日本語を考える』読売新聞社、一九六九年)。

5 現代仮名づかいと送り仮名

林　巨樹

まえおき ——漢字仮名混じり文の性格——

一、現代仮名づかいの成り立ち

二 現代仮名づかいの行くえ

三 送り仮名大概

四 現代送り仮名法

まえおき ――漢字仮名混じり文の性格――

今日の日本語の文章は、漢字仮名混じりで表記されるのが普通である。漢字は、いくらかの注釈を要するにしても、表意文字である。仮名は、これも若干の説明を要するにしても、表音文字である。このように、性質の違う二種類の文字を混ぜて表記する方式は、歴史的にも現代的にも珍しい。世界の諸言語の用いる文字の種類はかなりあるが、たとえばローマ字ならローマ字だけ、アラビア文字ならアラビア文字だけ、漢字なら漢字だけというように、いずれも単一の種類をもって綴る。わずかに朝鮮語に漢字ハングル混じりの方式が残っているが、それもわれわれの訓読にあたる用法はなく、全体としても廃される方向にある。

この事実はいわゆる国語国字問題にとって根底ともなり、むしろ常識とも言える問題であるが、現代仮名づかいと送り仮名にとっても、前提となる、基本的な認識でなくてはならない。すなわち、現代仮名づかいは表音文字たる仮名の綴り方の問題のようであるが、いわゆる国語仮名づかい(「おもふ」か「おもう」か)と字音仮名づかい(「ガクカウ」か「ガッコウ」か)の別をたてず、現代語音に近づけた表記をとろうとした点において漢字仮名混じり文の所産であり、送り仮名の問題は、いうまでもなく、漢字の訓読にもとづく漢字と仮名との組み合わせの問題にほかならない。われわれは、そういう平凡な事実に気付いていなければならないであろう。

その背景には次のような事実があった。いま、この分野に長くかかわった保科孝一の叙述によろう。(1)

日清戦争後、国語国字問題が世論となって、国民一般の関心をもつようになってきたので、政府もそのまま放任しておくわけにいかなくなって、その調査機関を設ける必要を認め、明治三十四年(ママ)文部省にその準備委員会を置き、調査機関の機構や調査項目について検討し、その翌三十五年(ママ)四月国語調査委員会官制が発布され、加藤弘之

男爵が会長、上田万年博士が主事として、各方面の権威者を集めて、調査事業が開始され、その七月、左のごとき調査方針が発表された。

一、文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコトトシ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトトシ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スベキ主要ナル事業トス、然レドモ普通教育ニオケル目下ノ急ニ応ゼンガタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スルトコロアラントス
一、漢字節減ニ就キテ
二、現行普通文体ノ整理ニ就キテ
三、書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
四、国語仮名遣ニ就キテ
五、字音仮名遣ニ就キテ
六、外国語ノ写シ方ニ就キテ

約七〇年前の動きであるが、漢字節減ないし廃止の方向の中で、国語仮名づかい、字音仮名づかい、外国語(今日的には外来語といった方が通じやすいであろう)の写し方を改め、あるいは確立して行こうとすることがあったわけである。その発展が現代仮名づかいである。送り仮名もまた、右の動きを出発点として、国語国字問題となった。

漢字は、いくらかの注釈を要するにしても、表意文字である。「顔」字は、kaΦo と発音されようと、kawo と発音されようと、kao と発音されようと、ビクともしない。しかしその語を表音文字(音節文字)である仮名で書こうとす

れば、「かほ」がよいか、「かを」がよいか、「かお」がよいか、という問題が、発音(音韻)の変化・変遷と文字の固定性との乖離の中で宿命的に起こる。これが、漢字仮名混じり文の一要素である仮名の負った、漢字には起こらないところの問題であった。現代仮名づかいは、現代語音にもとづいて、「かお」を採ろうとする一方式である。「思ふ」を排して「思う」を採るのも、「ガクカウ」を排して「ガッコウ」を採るのも同様である。そして、漢字仮名混じり文において、語の一部を漢字によって書き表わし、一部を仮名で書き表わすという組み合わせ方式を採る時、送り仮名の問題となる。「書き表わす」がよいか、「書き表す」がよいか、「書表す」がよいか、というように。

漢字仮名混じり文は、短く見積っても七〇〇年来の日本文の伝統であり、われわれにとって馴れ切った事象である。かつて第六期・第七期国語審議会で故吉田富三委員が、それまでの国語審議会に流れて来た前の引用「文字ハ音韻文字ヲ採用スルコトトシ」以降の動向を反省的に打切るために、「国語は、漢字仮名交りを以て、その表記の正則とする」ことの確認を提案したことがあったが(一九六四(昭和三九)年、一九六五(同四〇)年)、あまりに分かり切った事柄だからというような理由で正式の議題とはならなかった。それほどに伝統的であり、普遍の事柄であるとも言えよう。馴れ過ぎては、その本質を見失う。現代仮名づかいも送り仮名も、漢字仮名混じり文の所産であることを、改めて認識しておきたいのである。

一　現代仮名づかいの成り立ち

内閣訓令第八号　　各官庁

「現代かなづかい」の実施に関する件

国語を書きあらわす上に、従来のかなづかいは、はなはだ複雑であつて、使用上の困難が大きい。これを現代語

音にもとづいて整理することは、教育上の負担を軽くするばかりでなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい。それ故に、政府は、今回国語審議会の決定した現代かなづかいを採択して、本日内閣告示第三十三号をもつて、これを告示した。今後各官庁においては、このかなづかいを使用するとともに、広く各方面にこの使用を勧めて、現代かなづかい制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣　吉　田　茂

「現代仮名づかい」とは、右の年(一九四六年)に、右のような趣旨・経緯によって公にされた仮名づかい——日本語を仮名によって書き表わす場合の準則(この準則であることが大きな問題となるが)である。仮名づかいの本質、その定義を探索することは本稿の任でないが、「仮名遣＝仮名を用いて国語を表記する法。また、同じ音に対して二種以上の仮名がある場合、どの仮名を用いるかのきまり。国語仮名遣と字音仮名遣とがある。現代仮名遣は表音的仮名遣に準拠するのを歴史的仮名遣といい、発音のままに表記するのを表音的仮名遣という。平安中期以前の表記に若干歴史的仮名遣を加味したもの。文字遣」という『広辞苑』(第二版)の解説はみておく要があろうし、「現代仮名遣＝歴史的仮名遣を現代語音に近づけて改定し、現代口語文に使用する仮名用法の規範。昭和二一年一一月内閣告示により一般化。新かなづかい」(同上)も現況報告として認めることができよう。その「まえがき」に、

一、このかなづかいは、大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。

一、このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。

一、原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

と述べている点も確認される要があろう。

現代仮名づかいは、国語仮名づかいと字音仮名づかいの別をたてず、いわゆる歴史的仮名づかいとの対比の形で、その要領を示さなくてはならなかった。仮名づかいとは、本来の意味での習慣であり、現に歴史的仮名づかいが存在したからである。明治初期の教育の「綴字」——それは単語・会話・読本などと並立する(国語科の)科目であった——が契沖・宣長の流のいわゆる歴史的仮名づかいを採用して以来、七〇年の間に普及していたからである。明治初期の段階では、一方に定家仮名づかいもあれば、ア行のイとヤ行のイ、ア行のエとヤ行のエ、ア行のウとワ行のウとを別字とする、言霊派仮名づかいとでも言ってよいような仮名づかい(鈴木重胤、堀秀成らの)まで登場させながら、間もなく和学講談所系の国学者(榊原芳野ら)による歴史的仮名づかいが採用されて、教育にも法令にも、新聞記事にも、文芸にも一般化して行く経緯は別項に譲るが。

言語というもの、なかんずく文字というものは、そういうものだと言ってしまえばそれまでだが、かの前島密が慶応二(一八六七)年一二月に「漢字御廃止之議」を漢字使用率九割の漢字仮名混じり文で建白したのと同様な、一種の自己矛盾——現代語音にのっとると言いながら、次のように旧仮名づかいによりかかりつつ、現代仮名づかいはその要領を示さなくてはならなかった。

第一類

1、旧かなづかいのゐ、ゑ、をは、今後い、え、おと書く。ただし、助詞「を」は、もとのままとする。

〔例〕あい(藍) いる(居る) すいどう(水道) こえ(声) うえる(植ゑる) こうえん(公園) とお(十) あおい(青い) おんど(温度) ▼本を読む 字を書く

2、旧かなづかいのくゎ、ぐゎは、今後か、がと書く。

〔例〕かがく(科学) かし(菓子) ゆかい(愉快) がいこく(外国) いちがつ(一月)

3、旧かなづかいのぢ、づは、今後じ、ずと書く。ただし、(イ)二語の連合によって生じたぢ、づ、(ロ)同音の連呼によって生じたぢ、づは、もとのままとする。

〔例〕ふじ(藤)　はじる(恥ぢる)　じ(痔)　じしん(地震)　じょせい(女性)　みず(水)　ゆずる(譲る)　まず(先づ)　ずつ(宛)　なかんずく(就中)　さかずき(杯)　きずく(築く)　だいず(大豆)　ずが(図画)　▼(イ)はなぢ(鼻血)　もらいぢち(もらひ乳)　ひぢりめん(緋縮緬)　ちかぢか(近々)　いれぢえ(入知恵)　ちゃのみぢゃわん(茶飲茶碗)　みそづけ(味噌漬)　みかづき(三日月)　ひきづな(引綱)　つねづね(常々)　―ぢから(力)　―ぢょうちん(提灯)　―ぢょうし(調子)　―づえ(杖)　―づか(塚・束・柄)　―づかい(使)　づかえ(仕)　―づかみ(摑み)　―づかれ(疲れ)　―づき(付・搗)　―づく(付く)　―づくえ(机)　―づくり(作・造)　―づくし(尽くし)　―づけ(付)　―づた(蔦)　―づたい(伝ひ)　―づち(槌)　―づつ(筒)　―づて(伝手)　―づつみ(包)　―づつみ(鼓)　―づとめ(勤)　―づま(妻・褄)　―づまる(詰まる)　―づみ(積)　―づめ(爪・詰)　―づよい(強い)　―づら(面)　―づらい(辛い)　―づり(釣)　―づる(鶴・弦・蔓)　―づれ(連)　▼(ロ)ちぢむ(縮む)　ちぢらす(縮らす)　つづみ(鼓)　つづら(葛籠)　つづく(続く)　つづる(綴る)

4、ワ、イ、ウ、エ、オに発音される旧かなづかいのは、ひ、ふ、へ、ほは、今後わ、い、う、え、おと書く。ただし、助詞「は」「へ」は、もとのままに書くことを本則とする。

〔例〕かわ(川)　あらわない(洗はない)　すなわち(則ち)　たい(鯛)　おもいます(思ひます)　ついに(遂に)　いう(言ふ)　あやうい(危い)　まえ(前)　すくえ(救へ)　さえ(さへ)　かお(顔)　なお(尚・猶)　こおり(氷)　とおる(通る)　おおい(多い)　おおきい(大きい)　とおい(遠い)　おおう(覆ふ)　おおかみ(狼)　とどこおる(滞る)　おおむね(概ね)　▼わたくしは　では　には　とは　のは　からは　よりは　のでは　こそは　までは　ばかりは　だけは　ほどは　ぐらいは　などは　あるいは　もしくは　おそらくは　ねがわくは　おしむ

らくは　または　さては　いずれは　ついては　▼京都へ帰る　…さんへ

5、オに発音されるふは、今後おと書く。

〔例〕　あおい(葵《あふひ》)　あおぐ(仰《あふ》ぐ)　あおる(煽《あふ》る)　たおす(倒《たふ》す)

第二類

1、ユの長音は、ゆうと書く。

〔例〕　ゆうがた(夕方《ゆふがた》)　ゆうじん(友人《イウジン》)　りゆう(理由《リイウ》)

〔備考〕「言ふ」は「いう」と書き、「ゆう」とは書かない。

2、エ列の長音は、エ列のかなにえをつけて書く。

〔例〕　ええ(応答の語)　ねえさん(姉さん)

3、オ列の長音は、「おう」「こう」「そう」「とう」のように、オ列のかなにうをつけて書くことを本則とする。

〔例〕　おうじ(王子《ワウジ》)　おうぎ(扇《あふぎ》)　おうみ(近江《あふみ》)　かおう(買《か》はう)　こうべ(神戸《かうべ》)　こう(斯《か》う)　なごう(長《なが》う)　いちごう(一合《ガフ》)　はなそう(話さう)　そう(然《さ》う)　そうろう(候《さふら》ふ)　ぞうきん(雑巾《ザフキン》)　とうげ(峠《たうげ》)　たとう(立たう)　とう(塔《タフ》)　きのう(昨日《きのふ》)　ほうき(箒《はうき》)　ほうび(褒美《ハウビ》)　りっぽう(立法《リツパフ》)　あそぼう(遊ばう)　もうす(申《まう》す)　ようやく(漸《やうや》く)　たいよう(太陽《タイヤウ》)　かえろう(帰《かへ》らう)　ろうそく(蠟燭《ラフソク》)

〔備考〕「多い」「大きい」「氷る」「通る」「遠い」などは「おおい」「おおきい」「こおる」「とおる」「とおい」と書き、「おうい」「おうきい」「こうる」「とうる」「とうい」とは書かない。

第三類

ウ列拗音の長音は、「きゅう」「しゅう」「ちゅう」「にゅう」のようにウ列拗音のかなにうをつけて書く。

〔例〕　おおきゅう(大《おほ》きう)　きゅうよ(給与《キフヨ》)　あたらしゅう(新しう)　きゅうり(胡瓜《きうり》)　きゅうしゅう(九州《キウシウ》)

第四類

じゅう（十《ジフ》）　うちゅう（宇宙《ウチウ》）　にゅうがく（入学《ニフガク》）　ひゅうが（日向《ヒウガ》）　ごびゅう（誤謬《ゴビウ》）　りゅうこう（流行《リウカウ》）

オ列拗音の長音は、「きょう」「しょう」「ちょう」「にょう」のようにオ列拗音のかなにうをつけて書くことを本則とする。

〔例〕　とうきょう（東京《トウキヤウ》）　きょう（今日《ケフ》）　こんぎょう（今暁《コンゲウ》）　しょうねん（少年《セウネン》）　まいりましょう（参《まゐ》りませう）　よいでしょう（よいでせう）　じょうず（上手《ジヤウズ》）　ちょう（蝶《テフ》）　にょう（尿《ネウ》）　ひょう（豹《ヘウ》）　びょう（鋲《ビヤウ》）　みょうにち（明日《ミヤウニチ》）　みょうじ（苗字《メウジ》）　りょうり（料理《レウリ》）　りょう（猟《レフ》）

〔注意〕

1 「クヮ・カ」「グヮ・ガ」および「ヂ・ジ」「ヅ・ズ」をいい分けている地方に限り、これを書き分けてもさしつかえない。

2 拗音をあらわすや、ゆ、よは、なるべく右下に小さく書く。

3 促音をあらわすつは、なるべく右下に小さく書く。

煩瑣な引用になったが、歴史的仮名づかいとの対照のために、現代語音と表記の対照の表は略して、原則のみならず例まで挙げたのである。（一九四六（昭和二一）年九月二一日に国語審議会会長安倍能成から文部大臣田中耕太郎に答申したものと、内閣告示との関係など、細部に至ると幾つかの問題があるが、今、『広辞苑』附録によっておいた。）

右の告示は、直接には一九三五（昭和一〇）年三月二五日の文部大臣松田源治からの諮問（発図二九号、国語審議会）、

一、国語ノ統制ニ関スル件

二、漢字ノ調査ニ関スル件

三、仮名遣ノ改定ニ関スル件

四、文体ノ改善ニ関スル件

の第三項をうけた形で成り立ったものである。そして、反対論者からは、しばしば敗戦のドサクサまぎれに忽々に作った杜撰なものだ、というように言われるけれども、その(表音主義にもとづく)由来は古いのである。

一九〇〇(明治三三)年の小学校令施行規則は、仮名字体を統一するとともに(例えば「[illegible]・そ」を「そ」に、「子・ネ」を「ネ」というように)、字音仮名づかいを改定し、従来の「い・ゐ」は「い」と書きあらわし、「あう・あふ・おう・おふ」は「おー」と書きあらわすように定めた。長音符号を使用することになっているので、俗に棒引き仮名づかいと言われたものである。ただし、これは字音だけのものであり、国語仮名づかいには及ばない(一九〇一(明治三四)年からの読本では、擬音語・感動詞なども、字音に準じている)。

次ギノ日ヨー日ニ、

の　はら　の　よーす　も

のような流儀である。

「さていよいよこれによって教授してみると、国語との関係がむずかしく、国語のかなづかいにも(ママ)、字音と同じように、発音主義に改めなければならないことが痛感された。そこで文部省では、さっそく国語のかなづかいを発音主義で改定することとし、まもなく成果を得たので、明治三十八年三月、高等教育会議に諮問したところ、同会議は本案に対する国語調査委員会の審議をまって賛否を決することになった。国語調査委員会の審査がその後まもなく完了して、文部大臣に答申したので、明治三十九年十二月、ふたたび高等教育会議に諮問したところ、大多数をもって可決されたのである」[2]が、文部省参事官岡田良平が反対し、枢密院・貴族院にも反対があり、政治問題化して、一九〇八(明治四一)年五月、臨時仮名遣調査委員会が設置されたが、この委員会も五回の意見交換の後、一二月には廃止さ

れ、文部省は諮問案を撤回、九月には新小学校令施行規則第一六条の第二号表すなわち字音の棒引仮名づかいも削除してしまった。

後にいう鷗外、森林太郎の「仮名遣意見」は、右の臨時仮名遣調査委員会の席上(六月二六日)、演説したものの筆録である。

第二の、そして現代仮名づかいの原型にあたる案は、一九一六(大正五)年五月からの文部省の国語調査事業の中で発足し、一九二四(大正一三)年、臨時国語調査会総会で可決したもので、凡例も、

一、本案は大体東京語の発音により、なお地方におけるものをも考慮して整理したものである。

一、本案は主として現代文(口語文語トモ)に適用する。

一、固有名詞およびその他特殊な事情のあるものは、しばらく従前の通とする。ただし、なるべく本案の仮名遣による。

一、外国語の表記は別に定める。

というように、現代仮名づかいと大筋において同様であり、助詞「を」「は」「へ」をもとのままにするのも同様である。そのほかには発音と異なる特別の取り扱いを受けるものはない、という原則主義であった。

この現代仮名づかいの前身といってもよい案について、仮名づかい改定の考え方をも含めて、この立案に当たった保科孝一の見解を引くと、

……岡田文相は、かなづかいの改定そのものの必要は認めておられたが、これを一つの主義や原則で一貫することは行きすぎである、古典的なものや、現代の人にはおぼえきれないもの、または、改めても他にさしつかえのないようなものを拾い集めて、数十語とか数百語とかを、だんだん改めるようにすればいいではないかという意見を、かたく支持しておられたのである。これはちょうどフランスのアカデミーの行なっているように、アカデ

ミー発行の辞書を改版するごとに、若干語ずつ改めていく漸進主義に属するもので、一千九百六年米国大統領ルーズヴェルトが、三百語のつづり字法をまず改めようとしたのも漸進主義によったのである。わが国においても、岡田文相とおなじ意見を有する人があって、用言の活用はそのままにしておいて、その他のものを改めるがよいとか、古典的なもので、今日では死語になっているようなものを、まず改めていけばよいという意見を発表している。これは改定案として成り立つ一案ではあるが、わが国の事情は欧米とは異なるものがあって、漸進主義では実行がなかなかむずかしい。というのは、用言の活用をそのまま残すとなると、連用形から名詞にもなり、いろいろな合成語もできるが、その合成語の一部分が用言の活用で、かなづかいに関係があるものはどうするか、たとえば「まひあがる」「あらひおとす」はまずよいとして「あはせもの」「くらはす」のあは、くらはは活用部分であるから、もとのままとするときめることは、語源意識の豊富な人でなければできないので、一般の人は「あはせもの」か「あわせもの」か、「くらはす」か「くらわす」かに迷うに相違ない。またどこまで古典的なものと見るか。「あふひ」を古典的なものと見るかどうか。いまでも「あふひ町」があるのであるから、これもその限界が問題となろう。欧米の人々とちがって、日本人の語源意識はきわめて貧弱であるから、フランス流の漸進主義では、かえって混乱を招き、疑惑を生ずるおそれがある。わたくしはもしかなづかいを改めるなら、原則で一貫するのがいちばん良策である。あるいは行きすぎという非難を受けるかもしれないが、原則で一貫したものであれば、疑惑を生ずるおそれがないから、確信をもって指導することもできれば、安心して学習することもできるのである。わたくしはかようにかたく信じているので、漸進主義をとらなかったのである。[3]

一九三一(昭和六)年には、国語仮名遣改定案第二に、

（1）　二語の連合によって生じた「ぢ」「づ」はもとのまま

というのであった。けだし、基本の考え方がどこにあったか明らかである。しかしこの案もなかなか陽の目を見ず、

〔2〕 同音連呼によって生じた「ぢ」「づ」はもとのまま

字音仮名遣第三に、ただし書きとして、

〔1〕 連声によって濁る「智」「茶」「中」「通」等は、もとのまま

〔例〕 さるぢえ(猿智慧)　ちゃのみぢゃわん(茶飲茶碗)　くにぢゅう(国中)　ゆうづう(融通)

〔2〕 呉音によって濁る「地」「治」は、もとのまま

〔例〕 ぢぬし(地主)　きぬぢ(絹地)　ぢろう(治郎)　せいぢ(政治)

を加え、現代仮名づかいの原型に一層近くなった。

その後、調査機関としての臨時国語調査会は、一九三四(昭和九)年に常置の諮問機関としての国語審議会(官制)となり、一九四二(昭和一七)年七月には、「昭和六年五月発表の仮名遣改定案では、風あたりがはげしいことが予想されるので、比較的反対の少ない字音かなづかいを、国語かなづかいから切りはなして改定する方針をとることとし」て「新字音仮名遣表」を総会にかけ、可決、文部大臣に答申した。その備考は、

一、字音のウ列長音はウ列の仮名にうをつけて書く。

一、字音のオ列長音はオ列の仮名にうをつけて書く。

一、字音のウ列拗音の長音はウ列拗音の仮名にうをつけて書く。

一、字音のオ列拗音の長音はオ列拗音の仮名にうをつけて書く。

一、字音の拗音は必要のある場合にかぎり、ゃ、ゅ、ょを右側下に細書する。

一、字音の促音は必要のある場合にかぎりっを右側下に細書する。

一、字音か否か明らかでないものは字音の例に準じて書く。

というのであって、このようにして「現代仮名づかい」の骨格はすっかり出来上っていたことになる。時勢のせいも

あり、文部大臣の手もとに留めおかれる状態にあったけれども。

このような素地があったから、戦後の国語審議会は、「かなづかいに関する主査委員会」設置が一九四六(昭和二一)年六月、総会での可決・答申が九月、告示が一一月という早さで進めることが出来たのであった。

このような背景を負った「現代仮名づかい」は、時を同じくした六・三・三制の教育への適用、新聞・雑誌等の採用によって、一般化して行ったのである。(だから、一九四六(昭和二一)年一一月三日公布の「日本国憲法」は、歴史的仮名づかいで書かれている。このことも、この問題の性格を示すものとして想起しておく値打ちがあろう。)

二　現代仮名づかいの行くえ

「従来のかなづかいは、はなはだ複雑であつて、使用上の困難が大きい」から、「現代語音にもとづいて整理」せられた新しい仮名づかいは、「教育上の負担を軽く」し、「国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい」(引用は内閣訓令第八号)として作られ、公布せられ、一般化した現代仮名づかいは、上述のような成り立ちをもったものであったから、幾つかの点において、国語国字問題から発して、さらに国語国字問題を深めて行く作用を、運命的に持った。その基本問題は、すなわち、

㈠　従来の仮名づかいは、一つ一つの語をいかに書き表わす(どの仮名で、どの仮名とどの仮名との組み合わせで)かという立場が基本であったのに対し、現代仮名づかいは、基本的には現代の音韻体系によって発音されている日本語を、音節文字である仮名によって写し取る方針に切り換えた、

点にあったと言えよう。(そこに、論争の過程において、従来の仮名づかい観を是とする者を表意主義者と呼び、現代

仮名づかいの考え方を是とする者を表音主義者と呼ぶようになる根拠もあったと言えよう。）そこから、

㈡　一つ一つの語を書き表わす体系でなく、音韻（音節）を写し取るとはどういうことか。現代語音によって整理するとしても、実際の一語一語の表記は、どう処理するのか。音韻（音節）の空間的・時間的変化に対して、現代仮名づかいは、どう対処するのか、

という疑問ないし問題点が生じ、ひいては、

㈢　いわゆる歴史的仮名づかいが伝統的に持っていたところの語源意識および綴字による語相互の弁別性を否定する現代仮名づかいは、はたして本当に「国民の生活水準をあげ」真に「文化水準を高める上に資するところが大きい」かどうか、

という課題にまで及ぶことになった。

上述の㈠の、あえて乱暴な言い方をするなら、表意主義を捨てて表音主義を基本として仮名づかいを整理する方針は、「従来のかなづかいは、はなはだ複雑であつて使用上の困難が大きい」から、簡易にしよう、それには現代の標準語音をわきまえてさえいれば、そのまま写し取る方法で綴れるものでなくてはならないとする立場である。「従来のかなづかい」はすなわち歴史的仮名づかいとみてよいが、これは周知のように、その源をなした契沖の言をかりれば、天暦以前の、すなわちほぼ一〇〇〇年前の発音に基づく綴字法である。すなわち、もはや衣と延の区別（ア行のエとヤ行のエの区別）こそ無くなっていたけれども、いろは四七字によって発音のままに綴り分けられた時代に基点を求めた復古仮名づかい、ないし古典仮名づかいである。おもふ（思）、あふひ（葵）、テフ（蝶）の仮名づかいである。そのような仮名づかいを墨守することは、仮名という表音の文字によって語文を綴る原理から言っても無意味である。あたかも一〇世紀の人々がその言語を素直に仮名によって写し取ったように、現代の言語を写し取る方法に近づけるにしくはない——というのであった。

歴史的仮名づかいの原理、その成立・整備の詳細については別項に譲る。現代仮名づかいの原理、成立については、前節に述べた。このようにして、現代仮名づかいは歴史的仮名づかいに対立するものとして——文語文には及ばないという制限、若干の歴史的仮名づかいからの残存の方法を含みながら——国語国字問題の改良案として登場し、一般化の道を歩んだ。単なる便宜主義ではない、仮名づかいの原理・本質から言っても正しい方法であるという説は、例えば金田一京助『現代かなづかいの意義』[4]にみることが出来る。金田一は現代仮名づかい制定当時の国語審議会委員であり、その細部においては徹底した表音主義はしりぞけて、新しい仮名づかいを作るという考え方に立った人であったが、この一種の解説書で、

国語史序説——上代国語の音韻と真名——古代国語の音韻とかな——中世国語と実行かなづかいの創始——近代国語と古典かなづかいの発見——現代国語とかなづかい問題の興起——現代かなづかい案の公布——現代かなづかいの精神——現代かなづかいの要約——古典時代の精神の伝統

という陣立てで、中世の定家仮名づかいも「時代の口に合わせて」決めた実行かなづかいであり、一〇〇〇年前の古典仮名づかいである歴史的仮名づかいのみを「永久不変の唯一無二のほんとうのかなづかいと思い込んで」いるのはおかしい、「現代かなづかいは、決して単なる便宜主義に出たものではなく、言語の本質に徹し、国語の歴史に徹して、必然的にこうしなければならない大本に基いて行われた改革である。またこれは、決して古典の伝統を破壊することではなくして、むしろ平安朝古典の時代の人々のとった、〃差別のなくなった音をば差別なく〃統一して、自由に簡単に、口に合わせて書いた……故知になら」うもので、「現代語音に合わせて、もはや区別の無くなったものは、しいて区別をせず、統一されたものは統一して自由に書き下してゆくことこそ、かえって古典時代の人の精神である。現代かなづかいこそむしろ古典的伝統の精神なのである」とした。

右のような、仮名づかいの歴史を吟味しつつ、現代仮名づかいのような方法での仮名づかいの切り換えを是とする

考えは、江湖山恒明『仮名づかい論』(一九五七(昭和三二)年)・『新・仮名づかい論』(一九六〇(昭和三五)年)の詳細な検討の中にもみることが出来る。なかんずく、歴史的仮名づかいといえども、例えば「透垣」を「すきがき」と書き続けるのではなくて、いわゆる音便の発生に従って、「すいがい」と書くようになっているのは、仮名づかいが語音に従う性格をすでに獲得している証拠であるとしたのは、注目すべき指摘であった。

この基本的には当代の同じ音を表わす場合には同じ仮名ないし仮名の組み合わせによって書き表わすという方式の採用は、歴史的かなづかいとは原理を異にする。この点は、橋本進吉「仮名遣について」[5]が、

一つは、同じ音に対するいくつかの書き方をすべて正しいものとし、どの方法を用ゐてもよいとする。

第二の方法は、同じ音を示すいろ〳〵の書き方の中、一つだけを正しいものときめて、その音はいつもその仮名で書き、その他の書き方はすべて誤であるとする。コーの音に対して「こう」「こふ」「かう」「かふ」などの書き方があるうち、例へば「こう」を正しいものとし、その他を誤とする。かやうにすれば、いつも同じ語は同じ仮名で書かれ、仮名で書いた形はいつも定まつて統一される。さうしてどんな語であつても、同じ音はいつも同じ仮名で書かれる事になる。即ち言語の音に基づいて仮名を統一するのである。語の如何に係はらず、同一の音は同一の仮名で書き表はすといふ意味で、之を表音的仮名遣といふ。

第三の方法は、第二の方法と同じく、同じ音を表はすいろ〳〵の書き方の中、一つを正しいものと認めるのであるが、それは、同じ音であれば、いつも同じ仮名で書くのではなく、これまで世間に用ゐられて来た伝統的な、根拠のある書き方を正しいと認めるものである。かうなると、同じ音であつても、ことばによつて書き方が違つて来るのであつて、同じコーの音でも「孝行」は「かうかう」、「甲」は「かふ」、「公」は「こう」、「劫」は「こふ」と書くのが正しい事となる。これは伝統的の書き方を基準とするところから、歴史的仮名遣といはれる。

(原文は「あります」体——筆者注)

と解説しているのが、もっともわかりやすい指摘であろう。すなわち、現代かなづかいは、基本的には、その第二の表音的仮名づかいなのであった。（そうして橋本はのちに「表音的仮名遣は仮名遣にあらず」[6]で、「仮名遣は、単なる音を仮名で書く場合のきまりでなく、語を仮名で書く場合のきまり」であるから、表音的仮名づかいは仮名づかいとは言えないと述べた。）

上述の㈡の、現代語音に基づく表音主義というたてまえと、歴史的仮名づかいに基づく例外のとり入れは――言い換えれば、表音主義の不徹底は、なお問題を残した。一九六七（昭和四二）年、この種の問題に対する各方面の批判・意見等のおもなものを摘記しようとした「現行国語表記の基準についての問題点」（文部省文化局）は、

（1）現代語音とはどのようなものかを、明確にすべきである。

（2）旧かなづかいとの関連において説明されている部分があるので、この点を検討すべきである。

（3）助詞の「を」は「を」と書き（細則第1）、「は」「へ」は、それぞれ「は」「へ」を書くこと（ママ）を本則としている（細則第4、第8）が、これについて、(ア)現状を維持すべきである。(イ)「を」はそのままとし、「は」「へ」を「わ」「え」と書くようにしてはどうか。(ウ)「を」「は」はそのままとし、「へ」を「え」と書くようにしてはどうか。(エ)「を」「は」「へ」を「お」「わ」「え」と書くようにしてはどうか、などの意見がある。

（4）「ぢ・づ」は「じ・ず」と書く（細則第3）が、例外として「二語の連合」「音の連呼」によって生じた「ぢ・づ」は「ぢ・づ」と書くことになっている（細則第3ただし書き）。しかし語によっては、どちらを書いてよいか、はっきりしないものがある。

（5）「氷」「大きい」などは、「オー」と発音されるほーは、おーと書く」（細則第9）を適用して「こおり」「おおきい」などと書くことになっているが、発音上からはオ列長音とみることもできるので、「こうり」「おうきい」などと書いてもよいのではないか。

と現代かなづかいの問題点を要約しているが、これは、表音主義の立場から準則によって仮名づかいを作ろうとする方針と、歴史的仮名づかいが通用している地盤から離れられない文化事象としての言語・文字の性質——慣用としての歴史的仮名づかいの取り入れとから来ているものである。「おおきい」か「おうきい」かは、現代の発音そのものの解釈の揺れであろうし、「こぢんまり」か「こじんまり」か「ねんぢゅう(年中)」か「ねんじゅう」か、「さしづめ」か「さしずめ」かの問題は、語を表記するという仮名づかい本来の性質を——語を表記するのだから語意識が問題になるのである——音を表記するという立場に切り換え、しかも準則主義で、逐語主義をとらなかった(とれなかった)ための問題点である。

　仮名づかいが語を書き表わすものであるとすれば、あらゆる語について決めていかなくてはならない——と言っても、「ひと」「いぬ」のような揺れのないものは問題にならない——のが宿命である。準則のままでは仮名づかいとはならないのである。もちろん、準則によって逐語的な(語彙集的な)仮名づかいが形成されていくという理論は成り立つけれども。現代仮名づかいは、そういう仮名づかいである。

　上述の㈢の、語源意識の反映、それに基づく語の弁別としての仮名づかいをめぐる課題は、それこそ文化そのものの理解、文化観の違いにかかわる問題である。この論争を検討する余裕はないが、一九〇八(明治四一)年、臨時仮名遣調査委員会の席上、折からの仮名づかい改定案に反対して述べた森鷗外の「仮名遣意見」にみられる、正則の仮名づかいを重んじ、慎重に改めていくのがよいという主張、一九二五(大正一四)年、芥川龍之介が「文部省の仮名遣改定案について」において、山田孝雄(やまだよしお)の改定案反対をよろこび、これを文化の破壊者として「罵らむと欲」した考え方は、綿々と続いているのである。

　現代仮名づかいは、政府の採用と報道・出版界の協力によって、すでに三〇年の経歴をもった。しかし、一九七四(昭和四九)年、丸谷才一は『日本語のために』にあとがきしていう。

以前はわたしもまた、何となく大勢に抗しがたいやうな気がして、新仮名づかひで書いてゐた。歴史的仮名づかひが正しいと信じながら、さうしてゐたのである。しかし先年、評論『後鳥羽院』を書いてゐる最中に、引用は旧仮名(定家仮名づかひだけれど)で自分の書く文章は新仮名といふわづらはしさに我慢できなくなり、思ひ切つて歴史的仮名づかひで書くことにしたところ、非常に具合がいいのである。第一に論理的に矛盾してゐない表記である点で、第二には日本文学の伝統につとつて書いてゐる気がするせゐで、すこぶる楽しかつた。この快さを捨てる気にはとてもなれないから、以後、雑誌その他には、なるべくこのままで発表してくれと言ひ添へて、歴史的仮名づかひの原稿を渡してゐるのだ。

ただし、字音仮名づかひはおほむねのところ新仮名づかひに従ふ。大和ことばの場合と違つて、これで差支へないと判断するからである。その場合の例外。①「嬉しさう」などの「さう」(相)、「花のやう」などの「やう」(様)は、もとは字音だけれど、とうの昔に大和ことばも同然になつてゐると考へて、「さう」「やう」でゆく。②「学校」「牧歌」などは、「ガツコウ」「ボツカ」ではなく、「ガクコウ」「ボクカ」。つまり漢字の原音を尊ぶ。

右の「カッカク(赫々)たる足跡を残した」式の促音化を表音しようとする現代仮名づかい意識の問題――促音、拗音の小文字採用は成功的であったが――、さらにはヴァ・ヴィその他の外来語・外国語の表記など、触れられなかった部分も含めて、この感想・方針は現代仮名づかいの問題をよく指摘しているので、引用させてもらったのである。

なお、右の「ヴァ・ヴィその他の外来語・外国語の表記」の問題は、狭義には「現代仮名づかい」の範囲にははいらない。しかし一面、一九五二(昭和二七)年に国語審議会が学術用語分科審議会の照会に対して回答した「外来語の書き方」その他は、例えば、明治期のヷ・ヸ・ヴ・ヹ・ヺを排するのはもちろん、ヴァ・ヴィ等も極力バ・ビに切り換えるとかの点で、現代(日本)語音に基づくという方針において、「現代仮名づかい」の流である。広義には、現代仮名づかいの一部分であると言ってよかろう。

三　送り仮名大概

語を表記する際、そこにつかった漢字のよみを確定するため、一語(複合語では各複合要素)の末部をあらわすのにもちいるかなの部分。したがって一語全体を漢字か、かなだけで表記する場合には、おくりがなはありえない。又「み空」のような接頭部分のかながき、「編さん」のように漢字のよみを確定する目的でなくつかったかなの部分は、おくりがなではない。**副仮名**(ソエガナ)というよびかたが明治時代につかわれた。漢字を中心にかんがえた**捨てがな**の称もあった。(『国語学辞典』)

右の文章では、「副仮名(ソエガナ)」と「捨てがな」の部分を除くと、送り仮名の問題がない。しかし、少し普通の書き方とは違うことに誰しもが気付く。実は、「つかっ(た)」「あらわす」「もちいる」「おくりがな」「かながき」「よびかた」「つかわれ(た)」「かんがえ(た)」の部分は、原文は「使っ(た)」「表わす」「用いる」「送りがな」「かな書き」「呼び方」「使われ(た)」「考え(た)」なのである。この方が普通の書き方なのである。そこから、送り仮名とは、漢字仮名混じり文において、もっぱら漢字を訓読しようとする場合に「漢字のよみを確定するため」――読みにくさや読み誤りを防ぐために、漢字に添える仮名ということになる。そして例えば、「明い」がよいか「明るい」がよいか「明かるい」がよいか、「表す」がよいか「表わす」がよいか、「申し込む」がよいか「申込む」がよいかの問題が起こり、「落葉」では音読するか訓読するか判断に困るから「落ち葉」とする方がよいだろうという種類の問題も起こる。裏がえして言えば、漢字にどれだけの音節を負わせるかという問題である。そして、例えば、「教しえて」とあれば送り仮名が多過ぎる(送り過ぎだ)と言い、「受ておこう」とあれば送り仮名が足りない(送り足りない)と言う。時には徳田秋声らのように「昔し」と書く場合もあり、これは送り仮名の応用といってよいであろうか。

以上が今日的な送り仮名問題であるが、誰しも気付くように、これは漢字を訓読しようとするとたちまち起こる問題だから、奈良時代にも「黄葉見流(もみちみる)」(『万葉集』)の「流」のような例もあり、「物尓有止礼夜年長久日多久」(『宣命』)のように万葉仮名を右に寄せて小さく送る中で、「礼(れ)」「久(く)」のような送り仮名とみなしてよいものも生まれた。平安時代になると漢文訓読の中でヲコト点と併用しながら、仮名を添える形の送り仮名が発生し、やがて、

今ハ昔、池ノ尾ト云フ所ニ禅智内供ト云フ僧住キ。身浄クテ真言ナド吉ク習テ、懃ニ行法ヲ修シテ有ケレバ、池ノ尾ノ堂塔僧坊ナド、露荒タル所无ク、常燈仏聖ナドモ不絶ズシテ、折節ノ僧供、寺ノ講説ナド滋ク行ハセケレバ、寺ノ内ニ僧坊隙マ无ク住賑ハヒケリ。(『今昔物語集』)

のようなスタイルで、ほぼ今日と同じ形態となるが、あくまで便宜的なもので、難読・誤読を防ぐためのものであることが分る。いわゆる活用語尾も必ずしも送らない。この形態は、中世の、

宋朝ニ銭若水ト云モノカアルソ(『史記抄』)

はもとより、明治になっても、

当時米人ノ義旗ヲ挙テ英王ノ虐政ヲ除キ(『佳人之奇遇』)

のような程度であった。それが、活字文化が発達し、読者層が拡大するにつれて、問題化して来るのである。

送り仮名についての注目は、近代以前にもあり、例えば、山崎美成の『文教温故』の第四「須弖仮名」で、捨てがなと言うよりは、すけがなという方がいいと言ったり、石川雅望『ねざめのすさび』で、うごく詞にはすべてすてがなをするのが古法だと言ったり、本居宣長『玉勝間』の「歌など、又さらぬことも、物かくに心得べきことどもあり」の条に、「有ば」「行ば」では読み誤るから、そういう言葉は皆、仮名で書くべきだし、「契らぬ、契る言の葉」のように「はたらくもじ」をつけて書くがよいと言ったりしている。林自見の『雑説嚢語』で、イロハ以外の文字「ヿ(コト)」「寸(トキ)」の類を、「送り声」と言っているのは、送り仮名という名称と関係があるかも知れない。

そうして明治時代になると、一種の文法ブームが起こり、その中で送り仮名法への関心が出発する。中根淑『日本文典』(一八七六(明治九)年)は附録として「附ケ仮名」(今日の「ふりがな」)を説いた後、「送り仮名法則」において、

○送リ仮名ハ、文字ノ働キヲ示ス為ニ用フル者ナレ共、古ヨリ其ノ法定リナシ、或ハ多ク用フル者モアリ、寡ク用フル者モアリ、又ハ多寡打チ交ヘテ用フル者モアリ、各其ノ意ニ任セテ之ヲ用フルニ由リ、今ニ於キテ其ノ規則立タザレバ、竟ニ一定ノ期アルコナシ、是ニ由リテ余不敏ヲ顧ズ、仮リニ其ノ用法ヲ書シテ、以之ヲ示スノミ、

○送リ仮名ニ就キテ、四種ノ要領アリ、第一変化ノ声ヲ送ル者、第二語中ノ声ヲ送ル者、第三語中ノ声ヲ送ラザル者、第四規則外ノ者

という発想で、活用する語尾変化を送るもの、接尾辞を送るもの、「甚(はなはだ)」「若(もし)」等の送らないものなどを説いた。かなり無理な点もあるが、方向づけとしては注目すべきものであった。中根はのちに『送仮名大概』を書き、その「本書著作の趣意」の中で、陸軍の木村信卿と文部省の那珂通高とが送り仮名法の創始にかかわっていたことを述べている。以下、

文部省編輯局「送仮名写法」(内田嘉一録)　一八八三(明治一六)年
内閣官報局「送仮名法」　一八八九(明治二二)年
中根淑『送仮名大概』　一八九五(明治二八)年
佐藤仁之助『新撰送仮字法』　一八九九(明治三二)年
国語調査委員会『送仮名法』　一九〇七(明治四〇)年

などがあらわれたが、

は、それらを踏まえた集大成と言ってよいもので、「時代ニヨリ、使用者ニヨリ、送仮名ノ方法ハ毫モ一定セルモノニ

アラズ。規則ヲ以テ之ヲ律セントスレバ慣用ニ背キ、慣用ニ委スレバ乱雑際涯ナカラントス。一般ノ法文、教科書等ニ於テ、少クトモ大体ノ統一ヲ有セシムベキハ国家ノ体面上ヨリイフモ必要ナリ」(例言)として、「送ルベキモノノミヲ挙ゲ」「活用語ノ語尾変化ヲ送仮名トスルヲ主眼」としながら、一五則からなる法を立てて説明をつけ、附録として二字以上を送るべき動詞・形容詞・副詞等の一覧表を添えるというまとまりのよいものであった。「本法ハ現行普通文ヲ標準トシテ規定シタルモノニシテ書翰文、口語文ニハ之ニ準ジテ、多少ノ斟酌ヲ要スベシ」(例言)と言っているのも、この問題の本質を示していて、注目される。「送仮名法ノ四綱領」とは、

(1)　活用語ノ語尾変化ヲカキアラハスコト。

(2)　語ノ末ニ附属スル助詞、助動詞ヲカキアラハスコト。

(3)　語ノ末ニ含マルル接尾語ヲカキアラハスコト。

(4)　漢字ヲ音読セルモノハ漢字以外ヲカキアラハスコト。

であって、(2)と(4)は当然のことゆえ規則には挙げていない。一五則は、

第一則　漢字ヲ以テ活用語(動詞、形容詞、助動詞)ヲ書キアラハストキハ、語尾ノ活用スル部分ヲ送仮名トナスベシ。

のような形で例を示し、除外をつけて行き、説明を加える体裁になっている。大方の方針、方法を定め得たものであった。

以後、文部省国語課の「従来の送り仮名法に関する調査研究(法則編)」・「同(用例編)」・「新定語彙表記法」が整理を続ける一方、新聞社などのスタイル・ブック類が現われるようになった。これらの動きの中で、谷崎潤一郎『文章読本』が、振り仮名を廃すると、「細い」と「細かい」の書き分けが必要になるから、語尾だけを送るという方針だけではかたづかないというような指摘をしていること、これとかかわって、内田百閒が「動詞の不変化語尾に就いて」[7]

を書いて、「燃える」に対して、単に変化する語尾だけを送る「燃す」を正しいとする考え方はおかしい、不変化語尾という考えを用いて「燃やす」とするのがよい、と主張したのは、注目すべきことであった。そして百閒は、『漱石全集』の校正の間に、漱石が、「聞こえる」「恐ろしい」という書き方をしているのに気付き、不変化語尾ということを考え始めたと言っているのも興味ある事柄である。

四　現代送り仮名法

当用漢字・現代仮名づかいその他の国語改革の推進者であった国語審議会幹事長保科孝一は、送り仮名は国語政策の命とりだ、と言っていたという。審議会で論ずれば、収拾がつかないことになる、国語改革どころではなくなる、と言うのだった。

(送り仮名は)つまりよみやすいように、よみあやまらないようにという目標で送る便宜法である。ところが、この便宜は読む力の高い人と低い人とによって、その程度が自然違ってくるので、明治時代から今日まで各方面から各種の送りがな法が発表されているが、すべての人を満足させるものがまだできていない。まだないどころでなく、おそらく永遠にあらわれないであろう。なぜなら、読む力がまちまちで一致しない以上、すべての人を満足させるもののできようはずがない。もっとも送りがなは、おおく送っても、すくなく送っても、あやまりというこどはない。つまり便宜法であるから、そうあるのが当然であるが、比較的に便宜にできているものに従うというほかないし、それで結構なのである。[8]

と考えていた。そんなところに一面の本質があるのだが、表記を安定させたい、不統一を整理したいという考え方は、教育の方面からの要求もあり、戦後も、

文部省教科書局調査課国語調査室『送りがなのつけ方（案）』　一九四六（昭和二一）年
総理庁・文部省共編『公文用語の手びき』の「送りがなのつけ方」　一九四七（昭和二二）年

が発表されているが、国語審議会は第四期（一九五六（昭和三一）年末―一九五八（同三三）年末）でこれを敢然と取り上げ、審議を重ね、一九五八（昭和三三）年一一月に可決、建議した。方針として、

1　活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
2　なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
3　慣用の固定しているものは、それに従う。

とし、便宜上品詞別に配列するとして、二六の通則を立てて示したものであった。例えば、

1　動詞はその活用語尾を送る。
〔例〕書く　読む　生きる　考える
ただし、次の語は活用語尾の前の音節から送る。
表わす　現わす　現われる　著わす　行なう　脅かす　断わる　賜わる　群がる　和らぐ

2　活用しない部分に他の動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む動詞は、その含まれているものの語尾から送る。
〔例〕動かす（動く）　照らす（照る）　及ぼす（及ぶ）　積もる（積む）　聞こえる（聞く）　浮かぶ（浮く）　向かう（向く）　語らう（語る）　計らう（計る）　起こす・起こる（起きる）　終わる（終える）　悔やむ（悔いる）　定まる（定める）
ただし、次の語は含まれているものの語尾を送らない。
押える（押す）　捕える（捕る）

のような通則と例を示し、さらに、
6　動詞と動詞とが結びついた複合動詞は、前のにもあとのにも送りがなをつける。
〔例〕　移り変わる　思い出す　流れ込む　譲り渡す
ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かっこの中に示したように送りがなを省いてもよい。
〔例〕　打ち切る（打切る）　差し上げる（差上げる）　引き受ける（引受ける）　受け取る（受取る）　繰り返す（繰返す）　乗り換える（乗換える）　割り当てる（割当てる）
〔備考〕「呼びかける」「払いもどす」のようにあとの動詞をかなで書く場合には、前の動詞の送りがなを省かない。
17　活用語から転じた感じの明らかな名詞は、その活用語の送りがなをつける。
〔例〕　動き　戦い　残り　苦しみ　遠く　近く
ただし、(1)誤読・難読のおそれのないものは、かっこの中に示したように送りがなを省いてもよい。
〔例〕　現われ（現れ）　行ない（行い）　断わり（断り）　聞こえ（聞え）　向かい（向い）　起こり（起り）　終わり（終り）　代わり（代り）
(2)　慣用が固定していると認められる次の語は、送りがなをつけなくてもよい。
卸　組　恋　志　次　富　恥　話　光　舞　巻　扉
のように許容を加え、それは、
20　慣用が固定していると認められる次のような語は、原則として送りがなをつけない。
〔例〕　献立　座敷　関取　手当　頭取　仲買　場合　番付　日付　歩合　物語　役割　屋敷　夕立　両替　…係（進行係）　…割（二割）　小包　植木　織物　係員　切手　切符　消印　立場　建物　請負　受付　受取　書

留　組合　踏切　振替　割合　割引　貸付金　借入金　繰越金　積立金　取扱所　取締役　取次店　取引所

乗換駅　乗組員　引受人　振出人　待合室　見積書　申込書　浮世絵　小売商　代金引換

にまで及んだ。難読・誤読を防ぐ立場から、例えば「行った」はイッタともオコナッタとも読まれるから、オコナッタの方は「行なった」とする、したがって連用形だけでなく、「行なう」「行なえ」のようにするというように、丹念に送る立場をとりながら(これは前述の不変化語尾を送る方針の採用でもある)、一方、省略や慣用を認めるという方針を採ったから、「十分に取り締まらなくてはならないので、取締りの方針を検討し、取締役まで提出した」とか、「受取を受け取った」のような表記を認める結果ともなり、好意的にいえば送り仮名問題の本質を浮き彫りにする効果はあったけれども、法則をたてることが困難であることを露呈することともなった。実例を多くしたのは逐語主義に近いようだけれども、活用語尾をもつ語が複合して一語となって行く日本語のすべてを尽くすことは到底できないし、許容・慣用を採ると、まったく固定することはむずかしいという結果になってしまう。

改定内閣告示「送り仮名の付け方」(一九七三(昭和四八)年六月一八日)は、右の「送りがなのつけ方」が、示し方としても煩雑で、使いにくく、傾向としては送りすぎているという批判を受けて、国語審議会が、いわばねり直しの形で示したものである。

一　「当用漢字音訓表」の音訓によって現代の国語を書き表す場合のよりどころ

二　専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない

三　漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合や、固有名詞は対象外

という断わりをつけ、本文は、

単独の語

一　活用のある語

通則一　（活用語尾を送る語に関するもの）
通則二　（派生・対応の関係を考慮して、活用語尾の前の部分から送る語に関するもの）
二　活用のない語
通則三　（名詞であって、送り仮名を付けない語に関するもの）
通則四　（活用のある語から転じた名詞であって、もとの語の送り仮名の付け方によって送る語に関するもの）
通則五　（副詞・連体詞・接続詞に関するもの）
複合の語
通則六　（単独の語の送り仮名の付け方による語に関するもの）
通則七　（慣用に従って送り仮名を付けない語に関するもの）
付表の語
一　（送り仮名を付ける語に関するもの）
二　（送り仮名を付けない語に関するもの）

の体裁によった。このようにして簡素化したのであるが、やはり例外と許容を多くしないわけには行かず、「各通則において、送り仮名の付け方が許容によることのできる語については、本則又は許容のいずれに従ってもよいが、個々の語に適用するに当たって、許容に従ってよいかどうか判断し難い場合には、本則によるものとする」とした。総じて旧「送りがなのつけ方」が送り過ぎているという批判にこたえようとしているが、旧の本則を許容とし、別の形を本則とした（括弧内が許容）、

表す（表わす）　著す（著わす）　現れる（現われる）　行う（行なう）　断る（断わる）　賜る（賜わる）

が目立った改定であった。

押さえる(押える)　捕らえる(捕える)

は、かえって送り仮名をふやした例である。

右の例あたりが今日の送り仮名問題の焦点であるとも言えるであろう。「敬意を表した」のような場合には、やはり誤読のおそれがあるので、「表す(ヒョウす)」と「表す(あらわす)」を区別するためには「表わす」を採る(つまり一方では「表す」は「ヒョウす」の表記とするという一種の社会的約束を作って行くことになる)、というのが一視点であり、一方、「書き表す」は誤読のおそれが(日本語に習熟しているかぎりは)まったくないから無駄な仮名は送るにあたらないという考えがあるであろう。(この稿では、筆者は「表わす」を採ってみた。)

送り仮名は、この項の小題目に若干のためらいを残しながら「現代送り仮名法」としてみたけれども、本来的に「法」ではあり得ないであろう。にもかかわらず、漢字仮名混じり文という日本語の表記としては一つの完成を示し、おそらく、歴史的事情をも含めてその言語としての性質にもっとも適していると考えられる方法の中で、漢字を日本語そのもの(和語)を書き表わす記号として用いる以上、ついてまわる問題なのである。若干の揺れを含みながら、さしたる支障もなく——蕪雑の印象を云々するならば、それはもう日本の文化の質にかかわる問題である——一種のたくましさを有している日本語の中に位置しているのが送り仮名の問題である。

(1)　保科孝一『国語問題五十年』三養書房、一九四九年。
(2)　同右。
(3)　同右。
(4)　文部省編『国語シリーズ8』統計出版、一九五二年。
(5)　日本放送出版協会『ことばの講座』第一輯、一九三三年。のち橋本進吉著作集第三巻(岩波書店、一九四九年)に所収。
(6)　『国語と国文学』一九ノ一〇、一九四二年。

(7) 雑誌『東炎』一九三五年二月号。
(8) 保科孝一、前掲書。

6　標準語の問題

寿岳章子

はじめに

一九四三年、筆者が国語学専攻を定めて（当時の東北大は、国文学か国語学か完全に分れていて、入学当初に決定していなければならなかった）、東北大に入った時、「あなたは何をやるつもりか」とまず人からたずねられた。国語学とは何かについて、ディテイルの知識皆無であった筆者はとっさに「標準語の問題を扱いたい」と答えて、いささか相手の侮蔑を買ったようであった。実際、以後私は標準語を研究テーマにはしなかった。卒業論文は中世語に関するものであった。今回、標準語について稿をおこすにあたって、ほとんど忘れていたこの僅々の会話をありありと思い出した。なぜ当時の私が標準語と答えたのだろうか。おそらくは次の理由による。

やがて筆を改めて記さねばならぬが、日本民芸館館長の柳宗悦が、一九三八年に沖縄を訪問し、その翌年生じた方言論争の経緯を、筆者の父が同じく民芸協会の同人であったため、普通に知り得るよりはもっとなまなまと、もちろん方言側に立ってのさまざまな知識つきで筆者が知っていたからである。父は柳に同行して沖縄に行ったのではないが、逐一の事情は煮えたぎる思いで語る友人たちから聞かされて知っており、それを家族にも伝えていた。

ことばの問題は熱い。筆者はその時そう感じていた。そしてそういう面を持つ日本語に深い関心を持った。不意うちのように、「あなたは何を研究するのか」と聞かれて、「標準語です」とパッと応じたのは、潜在意識よりはもう少し顕在的に、標準語の問題が筆者の心を占めていたからであろう。

以後、入学して半年くらいは自分が答えたそのことばに責任を感じて、文献あさりをやったが、意外に学問的な論述が少ないことを知り、また標準語論をほんとうにやるということは、史的研究や日本語の構造論をともなってのことであるとも気づき、かなりはやばやと、自分の言は棚上げにした。以来三〇年余を経て、筆者個人に関して言えば

やはり棚上げのままであり、なんら事情は変っていないけれども、社会全般に関しては、標準語と方言の対峙についての関心は随分高くなった。それは主として方言への愛着が然らしむるものであって、標準語そのものについての論がどれほどそれに対応しているかは疑問である。しかし、戦後三〇年の歴史は、ことばについてのさまざまの反省、それに基づくさまざまの行動を生んでいる。それらを見聞きするにつけて、方言と標準語とをかけた天秤が微妙な動きを示していると判断させられる。そして確実に方言側の重味が増しつつある。しかも、誰が何と言おうと、「標準語」の存在もきわめて自然な勢いで有無を言わさぬ現実の力を持って来つつある。両者は奇妙なつりあいを見せ、しかもたがいに相寄りつつあるとも言えよう。そうした状況の中で、考えねばならぬことは多いのである。

一 標準語とは何なのか

1 ある論争について

日本語はかつて八母音であったが、現在は五母音である、というような変遷の事実は、日本人の歴史的社会的変化に相呼応するものではあるまい。子音と母音とが常に結合される日本語の音韻の特徴は、よもや日本人の他と異なる思想のあらわれではあるまい。

「愛する」という語は、明治以前の日本では、常に上から下へという構図においてのみ使われた。だから、男・兄・主人・夫が女を・弟を・従者を・妻を「愛する」ことは可能でも、その逆、すなわち弱者が強者を「愛する」ことは、少なくともことばの上では不可能であった。こうした一種の制限は、たしかに日本人の精神構造の一面をあらわす。

あるいは、通常鍵ことばと称される語は、各国語のある部分が、その言語を濃密に使用する人間集団の特異な思考、心情の直接表現となることを証明している。

ことばにはこうして、たとえて言えば、上部構造的な面と、下部構造的な面との二つがある。しかし、当該言語を使う一つの社会が、その言語の総体をある権力のシンボルとして認める時、ことばはそれ自体として強力な運動をはじめる。時には異様な加速度によって、おそろしいばかりの効果を発してゆく。柳ほか民芸協会のメンバーが、ゆくりなくも沖縄においてひきおこした方言論争は、時とすると「標準語」がいかに残酷な機能を有するかの好箇の証明をしてみせた。

その事件は、いわゆる「標準語運動」の極端な一面である。関西の人間にはとうてい信じられない苛酷な一面である。関西での標準語の位置は、色々な意味で沖縄のそれとはまったく逆と言ってもよく、鼻でせせら笑うとまではゆかなくても、そこまで誰も標準語に身を入れようとはしないのであるが、そうした関西における標準語を一方の極とすれば、沖縄での標準語は、荒れ狂う標準語の一種のエネルギーの爆発のもう一方の極である。沖縄で過去にあった標準語普及運動と称するものの必然的に生み出した結果の持つ性格、そしてそれがたまたま柳によって鋭く指弾されたのであるが、それを一通り知った上で、筆者は「標準語」なるものについて論を進めようと思う。

2　その経過

一九三八年一二月、柳宗悦ほか数人が、沖縄県学務部の招きで沖縄旅行をこころみた。以後、沖縄の伝統的文化のみごとさに魅せられて、柳を中心とする民芸関係の人が数度にわたり沖縄を長期間おとずれている。美しいものを保存せよとのその人々の唱導の中に、沖縄の標準語普及運動は度がすぎる、標準語の普及はもっともであり、必要ではあるが、沖縄においてとられている方針は、憂慮すべき面を含んでいるという趣旨のことばがあった。その指摘が、

県当局を刺戟した。彼等は反撃し、それにまた柳たちは鋭く果敢に応じていった。やがて、その論争は沖縄県においてばかりではなく、本土にひびきを呼んでいった。

次に、その応酬が文字化されたものの表を掲げる。資料は谷川健一編『叢書 わが沖縄 方言論争』[1]による。

(1) 「我等はこの目的のために特輯する」日本民芸協会同人『月刊民芸』(以下『民』とする)、一九四〇年三月号。
(2) 「問題の推移」月刊民芸編輯部『民』、同前。この文章の中には、さらに主として沖縄の各新聞に載った多くの同問題に関する論が含まれている。
(3) 「敢て県民に訴ふ民芸運動に迷ふな」沖縄県学務部『那覇市三新聞』(『沖縄日報』『沖縄朝日新聞』『琉球新報』)、一九四〇年一月一一日。
(4) 「国語問題に関し沖縄県学務部に答ふるの書」柳宗悦『那覇市三新聞』、一九四〇年一月一四日。
(5) 「沖縄県人の立場より」東恩納寛惇『民』、一九四〇年三月号。
(6) 「日本語の洗練性に就いて――標準語と地方語との関係」長谷川如是閑『民』、同前。
(7) 「沖縄県の標準語教育」柳田国男『民』、同前。
(8) 「土語駄草」河井寛次郎『民』、同前。
(9) 「標準語と方言――沖縄口問題に関して」寿岳文章『民』、同前。
(10) 「偶感と希望」保田与重郎『民』、同前。
(11) 「為政者と文化」萩原朔太郎『民』、同前。
(12) 「方言の問題――沖縄の美しき魂達に捧ぐ」相馬貞三『民』、同前。
(13) 「沖縄標準語励行に関して」清水幾太郎『東京朝日新聞』、に一九四〇年三月二五日より三回にわたって掲載。
(14) 「琉球の標準語」杉山平助『東京朝日新聞』、一九四〇年五月二二日。

(15)「沖縄語の問題」柳宗悦『東京朝日新聞』、一九四〇年六月一日。
(16)「その後の琉球問題」月刊民芸編輯部『民』、一九四〇年五月号。この文章には多くの人々の論説の引用がある。
(17)「第二次沖縄県学務部の発表を論駁す――標準語の問題について――」田中俊雄『民』、一九四〇年八月号。
(18)「沖縄言語問題に対する意見書」日本民芸協会『民』、一九四〇年一一・一二月合併号。
(19)「問題再燃の経過」月刊民芸編輯部『民』、同前。これも(16)などと同様、多くの論説を引いている。
(20)「琉球文化の再認識に就て――沖縄県知事に呈するの書――」柳宗悦『民』、同前。
(21)「ミクロネシアの沖縄人」鹿間時夫『民』、同前。
(22)「沖縄県の標準語励行の現況」田中俊雄『民』、同前。
(23)「沖縄方言論争終結について――書簡往復――」杉山平助・田中俊雄『民』、一九四一年四月号。
(24)「民芸と民俗学の問題」対談　柳田国男・柳宗悦『民』、一九四〇年四月号。
(25)「沖縄における言語教育の歴史」外間守善。
(26)「これからの共通語教育」外間守善。以上二篇は、外間が一九六三年六月一四日から七月にかけて『沖縄タイムス』紙上に発表したものに若干の補筆を加えたもの。

煩を厭わず列記したのは、筆者がこの一連の論争をたいそう重要視するからである。最初は県側と民芸協会側との懇親の座談会でのやりとりから発火したこの熱く長い論戦は、非常に多くの示唆するところを含む。(25)(26)の二論文のみが戦後であるが、さして大きくもない民芸協会が沖縄県という、いわば国家機構を相手どって一年有余のたたかいをやってのけたこと、そしてその論旨には聞くべきところが多いこと(前述『わが沖縄』の編者谷川健一はこの一冊のしめくくりにおいて、かなりな批判を柳およびその一統に対してなしてはいるものの)、それなのに、言語学

や国語学側では、ことばの機微にふれているこの論争をさほど意識しているようでもないこと(せまい筆者の経験ではあるが)などを思うとき、もう少しこの論争の示すところを考えてみたいのである。

3　論争の意味するもの

この論争の中心人物は、沖縄県の標準語普及運動の方針を批判した柳と、自分たちのやり方の非を認めなかった県学務部である。そのあと、この論争について種々発言した人々の中には、言語研究の専門家もいたが、当事者は、あるいは柳に密着した人々は、どちらかと言うといわゆる門外漢であった。しかしその人たちは、おそらくは彼らが思いもかけなかったほどのしつこい論争の月日を、一日たりともおろそかにせず奮闘している。

なぜこの論争がおこったのか。柳たちは沖縄の伝統文化――建築、陶器、漆器、織物、あるいは歌や踊り――を見て心を躍らし、そのたくましい美しさに圧倒され感激にみちたと同時に、度を過した標準語普及の方法に憤りを覚えた。それはむしろ、沖縄人の心を傷つける方言撲滅運動でしかあり得ない、と柳は県に進言した。

筆者は、柳の、民芸を愛しぬく心が、方言を語ってならぬ卑語として圧迫している状況に耐えられなかったことに注目する。芭蕉布や、紅型(びんがた)、陶器等はすべて一定の物質として人の心を捉えるが、それらと同一世界に柳は沖縄のことばを定置した。このことは谷川健一が「柳宗悦がなぜあれほど躍気になったかということ自体が、すでに沖縄のもつ危機の表現ではないか。ただ私が柳宗悦の熱意あふるる奮闘にもかかわらず、彼の言説にある物足りなさをおぼえるのは、彼が文化(言語をふくめる)をものとして考えているところである。柳のように、沖縄の現状を古文化保存の立場からのみ見るとき、それは、かならず時間によって復讐されるに相違ない。(2)」と言うことも可能な弱点であるかもしれないが、一方筆者は柳があるいはものの背後にもう一つのもの以外の世界を十分に感じとっていて、その世界への導入の糸口をものとして言語にも見たのではなかろうかと思う。それでなければ柳の諸活動の理解が困難になる

ふしもあるが、その論はさて措くとして、とにかくことばがその他のさまざまの人間の諸活動と相並んで捉えられたこと、そしてその相並ぶことばがほかならぬ沖縄方言であったことに深い意味がある。ことばとはそのようなものであるということは、言語の世界の幅広さ、底深さを物語る。

私は「標準語」なる言葉が県の当事者に於て、如何なる意味に用ゐられてゐるかを審かにしない。併し若しそれが日本に於て基準となる可き国語と云ふ意味なら吾々東京人の用ゐる中央語は尚ほ幾多の修正を受けねばならないであらう。特に洋語の不必要な混入は東京語の弱点である。国民意識の旺盛なる今日、和語への浄化運動は当然起つてゐゝ。之こそは皇紀二千六百年の光輝ある一大事業とも目す可きであらう。さうして其の際、如何なる地方語が標準語の浄化運動に役立つであらうか。最も重要視されねばならないのは沖縄語である。標準語と沖縄語との密接なる将来の交渉に就て、ゆめ無智であつてはならぬ。私達が沖縄語に敬念を禁じ得ない理由の一つは、寧ろ正しい標準語の樹立の為であるとも云へる。双方の言葉を大切にせよと説く私達の見解が、如何にして標準語の確立と矛盾する如く取られるのであるか、甚だ了解に苦しむ所以である。

併し県の当事者達は果して吾々の如く沖縄語への敬念を抱いてゐるであらうか。又地方語の価値を認識してゐるであらうか。不幸にも学務部から此の点に関する真摯なる見解を、言論を通し、文筆を通し、未だ充分に聞くことが出来ぬ。然も標準語の奨励運動を省ると、やゝもすれば一方に沖縄語の価値を説くのを忘れてゐる如き感を抱かざるを得ないのである。諸学校に貼附された「一家揃つて標準語」と云ふが如き言葉は、明かに行き過ぎではないだらうか。何故一家団欒の時、沖縄口を用ゐてはいけないのであるか。あの敬愛すべき老祖父と老祖母とが傍らにゐるのを無視してゐゝだらうか。地方人は地方語を用ゐる時始めて真に自由なのである。公用の場合は標準語を使ひ、私用の場合は土語を楽む。之をこそ言語の妙用と云ふ可きではないだらうか。……(前掲論文

（4）より）

る。

以上は、柳の所論の一部であるが、その論の核心である。そして、柳にほぼ同調した各論説も、この線に沿うている。

一方、柳の批判の対象となった当局側は次のように言う。

……標準語運動は県の大方針として、もつと徹底的にやるつもりである。沖縄は特殊な事情のある所で他県の方言とは違ふ。……少し位行きすぎた態度をとらねば駄目だ……（前掲論文（2）より）（この言は、どういうわけか当時の警察部長の言である。）

……今や標準語励行は挙県的運動として漸く軌道に乗り、実績をあげつゝあるが、これにつれて今後も各方面の人々がそれぞの視野から、雑音的批判をすることもあるだらうが、かゝる些々たることに右顧左眄することなく、本運動の根本精神を確認し皇紀二千六百年の挙県的精神運動として初期の目的の達成に更に拍車をかけるべく県としても充分努力を致す覚悟である。……（前掲論文（2）より。沖縄県学務部の声明書）

そして、沖縄における学校の標準語普及運動の実態はしばしば次のようなものであった。

学校内ハ勿論、標準語ヲ解シ得ル者ニ向ツテハ標準語ヲ使用ス。公会ノ席デハ如何ナル事情アツテモ標準語デ講演スル。児童ヨリ標準語励行ノ標語ヲ募集シ貼出ス。教師ノ話ヲ模範根本トス。

方言ヲ使用シタ時ハ反省セシム。

各教室ニハ言葉使ヒ正誤表ヲ貼リ出ス。

標準語励行の必要を時々話す。学校では標準語を使つてゐますが、帰宅後があまりよくありませんので、毎日使用者数を調べ、学校全体を四十組に別け、組勝負させてゐます。

学校竝学校外にて方言した際、注意を与へ、記録しておき、訓戒をなす。（以上、前掲論文（22）より）

こんな教育の結果、こどもたちは「自分の使用する言葉に反省を加へ、これを検討する。その間に彼等の表現せんとする思想や感情は流れて消滅して行く。発表しなくな」り、「知らず識らずの間に彼等はオヂケたり、ダンマリになったりする。そしてその言語生活に害ねられて、その全人がちぢこまり、ヒクツにな」る。（以上、前掲論文(22)より）

もちろん、性急に、時には度を過すほどに沖縄の標準語教育がおこなわれたのは、それ相応の言語的事情があることも事実である。しかし、いかなる事情があろうと、このような状態は決して生み出してはならないのに、当時の行政は逆に生み出した。そして恥ずるところ、危惧するところ、悩むところがなかった。一体、「方言する」というような表現は何であろうか。この奇妙なサ変動詞に人は驚かずにはおれない。「方言する」は他の沖縄文献にも散見するので、少しは沖縄に定着しているのではあるまいか（少なくとも上からの標準語使用強制が猛烈であった時代には）。そしてこの「方言する」が浮上する裏には、そのことば自身はなくとも、「標準語する」という重い重い事実が存したのである。あるいは、「方言する」という動詞が存したのは、語らずにはおれぬ沖縄口が、ほとばしり出る本然のエネルギーの噴出のすさまじさを言い得て妙であるのであって、魂をひきさき、口を閉じさせ、心を暗鬱の中に閉じこめる強いられた標準語を語らせられる行為が「標準語する」というような語に結実するかどうかは疑問である（それに、漢字三字、五音節語にスルがついて熟合出来ることはあるまいという、いわば物理的条件もまずものを言って）という見方を添えて、なおいっそう「方言する」の含む世界を考えておかねばならぬだろうか。いずれにせよ、本土側のたいていの人間には、想像を絶する言語状況であった。

もちろん、県側の縷々の強弁にも、反対側がいささかの考慮をしておかねばならぬ点が含まれる。沖縄のあまたの島々、そこにはそれぞれ孤立したおたがいに通じあわぬことばがあり、その島でくらす人々が島どうしの交通をすることからはじまって、まして本土へ渡れば、まったくことばが通じない、そして通じないことが五分五分の困惑を双方にもたらすのでなく、一方的に沖縄の人があざわらわれ、それがすなわちくらしの困窮と結びつくという厳然たる

事実が存したからには、「標準語を徹底的に普及せしめ、地方語を圧迫しつゝある当局の方針は全く正しい。沖縄県人は、何よりあの古い言葉から解放されなければならぬ。日本人としてあんな言葉を使つて、将来生きてゆくことは、恐るべきハンデイ・キャップである。」と杉山平助をして語らしめるに至るのも、一種のなっとくがゆく。（前掲論文(14)より）（もっともこの杉山発言は柳の立論を全然理解せぬものではあるが。）

沖縄は、沖縄方言でない本土のことばを、大和ぐち・あるいは東京語——普通語——標準語という呼称で捉え、それとの必死の対決・融合を試みてきた。その沖縄の人からの志向に上まわるように上からおおいかぶさってきた標準語励行運動は、まさしく日本の国家主義があからさまになってき、何もかもが皇国史観に貫かれようとした頃と相呼応している。沖縄県学務部は、「お国」のために正しいことをしたのであった。「紀元二千六百年」、「国語の普及による国体の明徴」、「祖国意識の昂揚」、「本運動（標準語励行運動）ハ国民精神総動員ノ一運動トシテ県民ノ精神動員タラシム」、等々の表現は、沖縄の標準語普及運動の受け皿の色合いであった。島民のくらしの必然的要求として起る標準語学習ではなく、スローガンのための押しつけなればこそ、逆に島民の口封じにまでなる。外間論文では、真の標準語ないしは共通語教育がどんな方法でこそ、効果をあげたかがじっくり説かれているが、本来は学務部でも「戦時下に於ける県民生活の刷新向上に関する具体的方策」なる県布令中、第五項には

標準語運動に際しては、国家的見地より、国語の純正統一の重大性、緊急性と、県民発展の必須的要件なる所以とを極力強調すると共に、特に方言を貶すが如き誤解を招かざるよう注意すること。（前掲論文(25)より）

と述べていたのである。しかし、「国策」としての標準語運動は、決してこの項目の配慮を生かさない。誤解が正解としてまかり通る。そして、「方言札」が運用されることもまま生じてくる（方言を使った生徒に方言札を与え、その生徒は、次にウの目タカの目で誰か方言を使う者を探してその者に札を渡すまでぶら下げていねばならない）。

柳たちの論の弱点は、この国策を十分批判しきれなかった点にある。もちろん当時それをした者はたちまち治安維

持法にひっかかって刑務所行きであるから、したくてもできなかった面も多かろうが、おそらくはやはり、正面きってしきれない何かの理論的弱さがあったのであろう。

その国策こそが、沖縄における方言対標準語を、日本語内部の最大の緊張関係にさせた上に、こんどは朝鮮語対日本語、あるいは台湾語(土着のインドネシア語系のも、中国系統のも含めて)対日本語における同質の、そしてさらに大きいスケールの悲劇をも作りなしていった。「標準語」は日本語史(あえて国語史といわない)のある時期には、そういう性格を持たされてしまった。ことばとは、罪な存在であることも可能である。私たちはゆくりなくも民芸協会のグループが誘発した沖縄方言論争において、そのことを具体的に知った。

悪夢がよみがえったように、沖縄口か標準語かの論争が一九七二年二月一七日、東京地裁法廷でおこった。ある政治的事件で建造物侵入、威力業務妨害罪に問われた沖縄の青年三人は、法廷で断固標準語を使うことを拒否した。その行為は沖縄の人たちがその長い歴史において日本本土と対決してきたさまざまの問題の本質を、徹底して「沖縄口」を使うということであらわにしてみせた。裁判長は被告たちに「日本語で話しなさい」と言うが、彼等は「ウチナヤ、ニホンヤガヤ」(沖縄は日本ではないのですか)と答えたと言う。新聞はそのことの説明に、沖縄方言は日本二大方言の一つ、科学的には標準語はないというようなコメントをつけていたが、それだけではこの事件の説明をしきれない。それはかつての国家政策としての標準語押しつけ運動へのささやかではあるが、強烈にして尖鋭なしっぺ返しである。

以上、沖縄の標準語問題に紙数を随分さいてしまった。しかし、そうなったのはこれから特に関西人と標準語の問題を論ずるにつけても、「標準語」というもののおそるべき一極を設定しておかねばならぬと思ったからである。

二　関西における標準語

1　関西人の標準語意識

前章で述べた、沖縄における標準語を、地域住民がどう捉えるかという課題の様相は、関西では(特に京阪神地域では)まるで違ってくる。標準語は、沖縄ではその本来のひよわさ、軟弱ぶり、もろさとは正反対に何とたけだけしく、権だかで、憎々しいことだろうか。まかりまちがった時に、標準語は、それが果たす正当な役割りを越えてかくも魔力を持ち得た。

それとまったく異なるのが、関西での標準語意識であろう。標準語に対する恐怖心もなし、もちろん憧れもなし、らくらくとした対応しかない。東北のある新聞に次のような投書があるのを眼にしたことがある。

秋田市の中学校を卒業して東京に就職している者です……テレビやラジオで芸能人が使ういわゆる〝東北弁〟は笑いの対象となっているように東京の人間には「秋田弁」がおかしく聞こえるらしく、笑われたのも一度や二度ではありません。その度に身を切られるよりもつらく……しかし関西出身の会社の同僚たちが堂々と方言を使い、笑われると「私たちには故郷がある。方言はその証拠だ」と誇らしげに語り、お国ことばで民謡を歌うのを聞くと「負けてはならない」と思い直したものです。関西出身の同僚たちは小・中学校で郷土の文化遺産である方言や民謡を郷土史と合わせて教わったのだそうです。そして卒業式のとき校長先生が「諸君、郷土を誇れ、恥ずかしがらずに方言を使え、民謡を歌え、郷土の先覚者のあとに続け」と声高らかに訓辞したといいます。それにひきかえ私たち秋田出身者は幼児から使い慣れた秋田弁を悪いものだと教えられ劣等意識として残っているように

思われます。だから人前へ出ても方言を笑われるのではないかと恐れ、何か質問されても返答に詰まる状態です。それでいて秋田では標準語を使えば逆に「生意気」だとか「ぶっている」だとか陰口をたたく悪いクセがあるようです。方言を恐れ、標準語をも恥じる変な習慣を棄てて方言も標準語も自信を持って話せるようになりたいと思います。（秋田県出身・職工）[3]

この投書中の関西の某中学校とはどこのことであろうか。民謡などがすぐ口に出てくるというからには大都市ではなく、むしろ農村地帯ではなかろうか。そしてここでは、その某中学におけるかなり個性的な言語教育の一端がのべられているが、その教育の影響で、その上京者が堂々と方言を語り民謡をうたうのであるとすれば、その教育なかりせばの状況を下地として考えねばならぬ。関西にも色々ありで、自分たちのことばに誇りを持て、卑下するには及ばぬと言い、東京へ行っても方言ですごせという強烈な方言指導をおこなう（これはまさに、方言論争時の沖縄とは正反対）ところもあれば、きわだって方言指導をやるわけでもなし、といってきわだって標準語指導もやらない、言ってみればのらりくらり型が、筆者の周辺では一番多いのではないか。関西では方言と標準語のそれぞれの価値意識がよくバランスを保っているように、関西人の筆者には思える。あるいは実際の学校の言語生活では、とりわけ関西出身の教員は、標準語よりも方言優位の方が多いかもしれない（書きことばでは別）。親が、自分のこどもの通う学校の先生のことばが悪いと嘆くのを折にふれて聞かされることがある。どう悪いのかと言えばきまって、授業中に方言を使うという。そしてこの苦情は都市のどまん中ではなく、周辺の「閑静な住宅地地帯」のホワイト・カラー族の母親からよく出る。

沖縄であればまずないことである。筆者をも含めて関西人は完全に関西方言に居直っている。平気である。まして

こどもたちの教育に熱心になればなるほど、夢中になった先生たちは「地」が出るのも無理からぬことである。私の小学校時代、優秀な一人の女教師がいた。凛としてきびしく、しかもユーモアの感覚もたっぷりあり、何よりも文学的なデリカシーを豊かに持つ教師であったが、その人がいたずらこぞうを叱りとばすとき口ぐせに言うのは「このドドアホ！」であった。ドアホ！　では足りないのである。しかしどの親も文句を言わず、むしろくすくす笑っていた。折々の「おくにことば丸出し」は、日本中の大ていの学校での様子であろう。後述するように、激した感情、こどもへの深い愛を、切迫した状況で語る時、関西の人間には標準語ではまだるこしくてどうにもならない。問題は、その自分たちのことばと、標準語との二重使用をどう把握するかであるが、少なくとも関西ではよくてせいぜい使いわけ、どうかすると「関西弁ガナンデワルイネン」と、関西弁優位にすぐなる。と言って、一切が関西弁でまかなえるとは決して思っていない。局限された状況での自意識とはすでに気付いている。現実、本音、たてまえの三つ巴はなかなかに複雑である。次に、生活圏と、使うことばについての意識関係を、今まで考えてきたことを整理する形で、簡単な表にしてみよう。

地域＼ことば	郷土での標準語	郷土での方言	郷土以外の都会での標準語	郷土以外の都会での方言
A	×	○	○	×
B	×	○	×	○
C	○	×	○	×

×は、笑われたり、制止されたり、その必要はまったくないと考えられたりで使うべきでないと自他ともに考える状況を意味し、○は、そのことばで十分であるとか、そのことばをこそ使うべきであるとか思われている状況を意味す

る。

これまでの記述にこの表をかりにあてはめて見れば、Aは投書者による秋田、Bは関西的、Cは第一章の沖縄というふうになる。もちろん実際のことこまかな状況とはかけはなれていよう。沖縄であっても、絶対の安全地帯では方言が話されつづけたにちがいない、また、関西人でもいっさいがっさい方言でまかなっているわけでは決してない。学校の授業でも、大体は「さあ、今日はここを勉強しましょう」と先生は話しかけているにちがいない、「ホナラコヤルネンデ」というような、なまなましいことばづかいは教室ではまずあり得ない。さらに、地域の中でのさまざまの場所、対人関係の各種、話す内容等々をかけあわせれば、具体的状況における標準語と方言の割合は千差万別、まことに微妙なものであろう。たとえば柴田武「方言から共通語へ」[4]によって示された山形県鶴岡における使いわけ状況のようなものは、大阪でも京都でもそれぞれに程度の差こそあれ存在する。

しかし、ほとんど一様に関西人は自分たちのことばにぬくぬくとしている。「方言」ということばにさえ反発がありはせぬかと思われるくらいの安住ぶりである。沖縄における方言の悲愴な存在様式が、沖縄文化のせっぱつまった状態をまざまざと反映していたと同じ意味あいで、関西の人間はみずからの文化にしかとつかまっている。本心はすさまじいものがある。「ふん、何どすねん東京東京ゆうて。何にもあらしまへんがな」とでも言うべき評言は、たとえば京の人にはおしなべてありそうだ。もちろんいささか曳かれ者の小唄である。東京を軸として日本はまわっていることは承知の上で、白眼をむいている。日本の表層はたしかに東京中心である。しかし、深層は自分たちが握り、その上に京ことばがある、というような意識は濃厚だ。止むを得ず使わねばならぬ時は、標準語もどきの語を使い、あとはできるだけ、あるいはおのずと方言が使えているという言語生活である。

かつて筆者が出席していた「働らく婦人の集会」というかなりの人数が出席する会で、東京から来た女性がメッセージをおくった。花やかな感じのなめらかな東京ことばに、濃厚な女らしさが加わった表現であった。筆者のそばに

いた、全日本自由労働組合婦人部の束ねをするある婦人が、少し鼻白む表情で「重んぶってはる」と批評した。もちろん中味はりっぱなはなし、その人の思想的立場も同じ世界の人でありながら、彼女はそのひとのことばにかなりの違和感を抱いたのである。スピードの早い、流暢な東京ことばに反発する一般関西人は多い。筆者には、そのことはきわめて印象的であった。

筆者の知人に、関西人でもやはり標準語ではなすような時にも、決して標準語を使わない女性がある。「みごとに京都弁でおし通さはりますなあ」と私が感心すると、「わたしは標準語よう使いまへんね」と彼女は言う。使えぬと自称するのは、卑下ではさらさらなく、あんなことば使えるかという見下しがあることは歴然としている。とにかく平気なのだ。もちろん彼女は東京へ行っても、一切京都弁である。押し通していると見るのは第三者の観点であって、本人にはそれしかなく、闊達で自在な言語生活である。完全な標準語無視。そういう人間が多いのは何としても関西の特徴であろう。

関西方言の自信は、一方では自分たちのことばについての一種のエリート意識を生む。大阪へも、東京ならびにその近辺と同様に多くの集団就職者が来る。まったく環境の異なる新しいくらしに入った若者たちにいろいろの悩みが生ずる。その中にことばの問題がある。

二一日……それに言葉が気がかり。面白いが〝おもろい〟本当が〝ほんま〟一字ずつ抜けている。ひとことまねるとドッと笑われる。学校でも方言が出やしないかと、はずかしくて質問もできない。(5)

こういうことは毎年毎年あるので、受け入れ側、あるいは関係行政の側からは、「言葉のナマリはいずれ解決するが、それまで周囲の人の思いやりが大切。笑われると、なるべくしゃべるまいとして意思のソ通を欠き、職場がいずらくなってしまう」との心くばりがなされる。(6) あるいはまた、一九七三年五月二四日『読売新聞』は次のような記事をのせている。すなわち、「沖縄の母子哀れ、方言に悩み3人入水、大阪一家で出かせぎ1か月」というみだしがあって、

本文は……○○子さんは一年ほど前から胃カイヨウになっているうえ、つい方言を使って話が通じないことがあったりしたため、部屋に閉じ込もりがちで「沖縄に帰りたい」ともらしていた……とある。彼女は沖縄八重山の出身であった。これらのケースでは、大阪弁、あるいは関西弁は九州方言あるいは沖縄方言に対して、東京中心の標準語と同様の機能を持ち、方言どうしのいたわりどころか、人の心を暗くし、さらには命をうばうに至っている。東京でもしばしば起っているであろう構造の悲劇が、関西でもあるということは、関西ことばの幅の利かしぶりを物語る。また、私は講義を聞く学生によく出身地と、その方言について問うが、時には身をちぢめるように、「わたしらの方言は悪いんです」と答えるのがいる。関西に対して身をちぢめている感があるが、それも、よくも悪くも関西方言の何ほどかの優越性がそうさせるのであろう。

その優越性とは何によって作られているのであろうか。多彩な語彙、きめ細かな表現力、とりわけゆたかな含みの力、等々による客観的な言語の力を主観的に感じとってのことであり、多様なくらしの形態に相応じてすべてみごとにまかなわれているからであろう。そしてそのことばの裏付けとしての文化・文明の史的卓越性に何よりも誇りを持っているからであろう。梅棹忠夫の関西弁第二標準語論は、その点できわめて意味深い。東京語中心の標準語で日本をこなしてゆくとは大それたこと、少なくとも関西語というもう一本の柱なくしてはとうてい立ちゆかないという梅棹の危惧はもっともである。しかし、一方その論が、これまでに度々のべた、規範としての標準語が、日本の政治的あるいは経済的環境の中でおのずとおかす一種の悪を、関西語もおかすことへのパスポートを与えるかもしれない、すでにその徴候は十分にある、ということへの警戒はしておかねばならない。第二標準語論はきわめて興味ある命題なので、後で再びふれるが、東京標準語が君臨するにまかせる標準語絶対論、あるいは有能優秀論に待ったをかけることが可能なのは、やはりそれは方言中のエース関西方言でしかない。ことばというものは重い人間の全歴史をひっさげているゆえに、明治までの日本の表舞台であった関西ことばがそれをなしやすい。みずからが亜流東京標準語に

はならぬという限定つきで、よい意味での関西弁表舞台復活論は、概念としては大いに肯定し得るところである(後述するように、主役には永久になり得ない、もはや)。

2　方言の位置 ——ことばの機能・意図と関連して——

ことばの機能・意図を左のように措定するとき、方言はそれらとどのようにかかわるであろうか。

ことばの機能

　指示・表情・見出し・対人関係の調整

ことばの意図

　表出・認識・通達・つながりを持つ・感化・態度の形成・社会的調整

以上は樺島忠夫『表現論』[7]によるが、もちろんその一地域の方言は、それでもってその人のくらしにおける言語表現の必然が方言によってすべてまかなわれている時は、一切の項目にかかわる。しかし、ほとんどが方言と標準語との二重生活を、割合はさまざまであれ、好むと好まざるとにかかわらずおこなっている時、とりわけ方言によって分担させている項目がある、たとえば、機能の中では見出しのそれ。方言ごとのさまざまの特徴・語彙・音韻・文法等が、その人の出身地のメルクマールとなって、そのことばが持つ論理的意味的世界以外に、そのことばを話す人の出身地、あるいは言語形成期をすごした地域をおのずと知らせる場合である。使い手はほとんど意識しないことが多い。松本清張の『砂の器』は、そのみだし機能を巧妙に使った推理小説であった。意図では、表出・つながりを持つ・感化等々が深く方言に依拠する。長道を歩いて疲労の極に達した時、大半の人は一休みするのにおくにことばを使う。ある人は「きつか!」、ある人は「えら!」ある人は「しんど!」、ある人は「こうぇ!」と言う。九州・中国・関西・東北とさまざまな地方に応ずる。私は専門学校に学びだした年、春の遠足でこの風景に接した。各地方からそれぞれや

ってきた生徒たちは、とりすました教室会話では、まがりなりに標準語風のことばを使用し、あまり露骨なおくにぶりは発揮しないようであったが(もちろん、地元の関西勢は臆面もなく関西弁をのさばらせ、東京からの遊学の人はきらびやかに東京ことばを話した)、とぼとぼと長道の果ての休憩は、すべてのコントロールを失わせて、もっとも疲れをいやすことばを発せしめた。たとえば私たちの使う「ああしんど!」は、私たちが使ってこそ有効である。昨今、「しんどい」は標準語入りとまではゆかなくとも、共通語のはしくれになった感がある。「それはちょっとしんどいね」というような使われ方は東京でも見られよう。ちょっとした新鮮味に支えられて、一種知的な操作をされての東下りである。しかし、嘆息のような「しんど!」はそのふるさとにおいてのみ可能である。すなわち、表出はしばしば方言においてでなければ、果されないと言える。

つながりをもつという言語意図も、方言がかなり有効にはたらいて可能な場合が多い。濃厚な方言による会話ではじめて連帯感が養なわれることがままある。特に、標準語に反発感がある時は絶対にそう言える。かりに、ほとんどが標準語的なことばで通されねばならぬ公的な場でも、それこそことばのはしばしに○○弁が出ると出ないとでは、はなしの効果がかなりちがう。第三者としてみれば、見えすいたこびへつらいとしか見えなくても、司会者が少しその土地ことばを使うとワッと聴衆がわいている風景などを、私たちはしばしばテレビのいわゆるふるさと番組などで見るが、当事者たちにとってはそれで十分なのだ。土地ことばは、場合によれば異社会へのパスポートとなる。逆に言えば、標準語が何としてももち得ぬ方言の強みはこういう場合に存する。

ついで感化という言語意図ほど、方言が万能のはたらきをするものはない。一般意味論で言う「感化」は、「通達」と相並んで、ことばの重要なはたらきであるが、[8] この感化のためには、すなわち情緒的に訴えかけて人を動かそうとするためには、さまざまの方途が考えられる。とりわけ日本語は非常に多くの感化的な言語手段を持ち、また受け入れ側もそういう手段で動かされることを好む。その人を情で動かす大きな手段に、方言素材を使用することがある。

おのずと方言でしゃべり、それがおのずと人を動かす、というような自然発生的な面に止らず、積極的に方言を使いまくる。著しくはコマーシャル・ベースのそれである。筆者の手許にある『朝日新聞(大阪版)』一九七五年二月一三日夕刊には、某デパートの催物の大広告がある。九州うまいもの物産大会であって、九州各県の食物飲物を並べたてているが、徹頭徹尾九州弁と関連させて宣伝文が作られている。タイトルも「お国言葉がいろいろなら各県のうまさも色々……」「故郷のなまりが会場にあふれます……」等とあり、たとえば「福岡にはうまかお菓子がそろっとるけんたのしかよ」で菓子名をならべ、「大豊作のカゴイマからまこてみごちャセがちっもしたど」と果物や野菜名を列ねている。それぞれにすべて標準語訳が付してある。つまりは方言で食欲購売意欲をかきたてたあんばい。この種のものは昨今実に目立つようになってきた。まして九州物産の一種のユニークなローカル性どころか、文化の真髄ここにありと自信にあふれる関西の地場産業はここぞとばかり京ことばや大阪ことばを、商品のイメージ・アップに使う。洗練の極致のような京菓子の生産者は、美しくしゃれた四季折々のパンフレットの表紙に「京の夏は暑うおすそやけど夏は暑いさかいに風情があるのどす　すだれを立てて表にも庭にも水まいてほんのりと夏草が匂う風を入れ……」というような一文を、涼しげな棹物をペルシャ古陶のトルコ・ブルーの鉢に盛ったカラー写真の下に添えたりする。いわば、京ことばが商品となるという確信を業者が持ち出したようだ。以前は祇園かいわいに閉じこもっていて、だらりの帯とともにのみ存していたような京ことばは、昨今かなりたくましい商魂とともに表舞台に進出してきた。この宣伝文は京ことばでこそ一層の価値がある。普通の標準語ではあほらしいようなことで、少なくとも三割方価値は下落する。ことばの感化性と方言の関係をよく物語っている例である。

そうしたかなり「えげつない」関西弁売り出し作戦以外に注目すべきは、新聞のみだしに方言が目立つことである。たとえば次のような例。

わいらネズミや

プラスチックかてよう食うで[9]

これは、ネズミが努力の結果プラスティックの米びつさえかんで穴をあけるようになったという実用記事で、決しておふざけ記事ではない。記事内部の柱のタイトルも、「人間に安心はさせへん」「かじるだけやない」「害が目立たんだけ」「そない言われても」とすべて方言でまとめている。あるいは次のみだし。

共和党代議員奪い合い休戦　民主党の団結に「えらいこっちゃ」米大統領選[10]

この両記事とも、いわば感化性などあまり考えず、通達性を重く見ればよい記事内容である。固い内容である。そこになぜ関西弁をこともあろうにみだしに登場させるのか。とりわけ後者に私は興味を覚える。やはり固い内容にも、「読ませ」のために関西弁を使おうとしたのは、書き手の一種のレトリックであるが、ネズミならいささかは関西弁を使いそうだ、標準語を使うネズミなどあまりパッとしないというような読者の一種の期待にこたえてはいようが、アメリカの共和党にまで関西弁を使わせるとは。もっともどうやらこの記事のこのみだしは大阪方面だけらしいが、それでも、そこまで関西弁を使い出したということが、昔にはなかったことである。

これはあながちみだしの方言進出と言うに止らず、方言尊重論がめざましく擡頭している一般情勢を、敏感にマスコミが受け止めた一つのあらわれと見てよい。最近、ライフ・ヒストリーと称されるようなものがしばしば新聞記事になるが、その時は、綿密な注意で方言らしさが文字に結晶するようになっている。「……こうした村づくりも、蒲入（カマニュウ）が地域根性丸出しじゃのうて、伊根町の、府の、日本の蒲入、という気構えがなければならん、と思うとるんです。そうでねえと、発展せん、と。」[11]のごとくである。人間の生き方とことばとは切っても切れない、具体的なその人のことばを消してその人の語る内容は伝えられないということであろう。

こうして、主として感化面での方言の活躍のめざましさは著しいものがある。そのもっとも端的な形として、あるマンガを紹介したい。ロッキード疑獄をめぐっての秀逸な作品であるが、逮捕された某が以前要職にあったときに発

表した「五つの大切十の反省」について、二人の男が問答するしくみのマンガである。全部で四〇コマであるが、追求側が「ほな『四、モノを大切にしよう』は？」とたずねると、某と同県人である答弁者は「いうまでもない!! 先生ほど金（もの）を大切にする方はほかにいねえて!! 金（もの）でしかモノを考えないのがなによりの証拠だてこのメタラズ!!」とやり、つづいて、「なるほど、ほな、つぎいこか、『五、国、社会を大切にしよう』は？」に答えて、「先生は『日本列島改造論』で、日本の土地の値段をどんどんあげてくれたすけのう!!」とやる、こういう式で話が進んでゆく。追求側も標準語でなく、どうやら大阪弁を使っているのが妙である。[12]

こうして、方言のバイタリティ、その語る力は卓抜な冴えを諸方面に見せている。しかし、方言はどこまで標準語の世界を左右できるのであろうか。方言は、それがなければ一日もくらせないほど重要な存在ではあるが、そこにはいくつかの問題がある。とりわけ関西弁のような、方言の中でもっとも標準語に迫り得るエリート的なことばを熟知し、それを十分に使用している筆者は、逆にその決定的限界をも知っている。要するに、関西弁はごく大切な根幹をにぎっているのではなく、周辺の付加価値的な世界にみごとに活躍しているにすぎないと筆者は判定する。奇妙な比喩であるが、現社会における男と女の関係に近似している。それがなくては世の中は立ちゆかぬと我、人ともに知っているが、表ではない。補助的存在である。みごとに強烈に活躍しても、一部のみだしどまり、あるいは引用文の中であり、あるいは人の耳目をそばだたせる事件をひやかすマンガのことばどまりである。それはきわめて大切なものであると誰もが今は知っているが、車の両輪とまではゆくまい。要するに標準語でなく、方言であるということに尽きる。

三 第二標準語としての関西ことば

1 標準語と共通語

これまで筆者は標準語と共通語という二語の概念規定をなさずに論を進めてきた。これまで多くの人が標準語は、よい言語・模範として用いられる言語・能率的合理的情味的知性的倫理的な理想的言語体系・かくあるべしと定めた抽象的規範的な言語・取捨選択が加えられ人為的に彫琢修飾が施された言語等々、としている。まとめて言えば、結局のところ国語研究所が定義したように、なんらかの方法で国として制定される規範としての言語ということになる。そこにはあるべき姿、そして志向することばとしての理想が存在するが、一方共通語という語を、国語研究所は、全国どこででも通ずる言語と定義して「方言」に対する概念、としている。

標準語は、たしかに万人が範とすべき満ち足りた日本語でなければならず、方言使用者といえども、それを使用することに別の喜びがあってしかるべき内的な力を備えているべきである。現実のところ、それは東京語プラス・アルファにすぎない。使って喜びを感ずるとすれば、脱方言の希望をかなえられた時とか、標準語階層に乗り移れた時とかであって、そのような望みを持たぬ者には、ことばとしての魅力を標準語に感ずるか否かはかなり問題であろう。

しかし、共通語というよりは、標準語という方がはるかに普及している。沖縄では、あの苛烈な標準語普及運動は、共通語普及運動と言うべきではなく、絶対に標準語の呼称にふさわしい権威と強制力にみちたものであった。その沖縄の小型版は関西においても存する。近畿の某県の小学校作文集の中に、小学校四年生の時A校からB校へ移った思い出を記したものがあった。A校は標準語教育をとりたててやっていない。B校は県下随一のその方面での有名校で

あった。その学童は「みんなの話しかたがきれい」とは思うが、一方「かたぐるしいな」とも感じる。そして「ずいぶん苦労」し、「先生や友だちと気らくに話をしていた」前の学校をなつかしむ。「いままでの話しかたのくせが出ると、みんなはその学童が「はいってきてから、きゅうにことばが悪くなった」と言い、その子は「転校なんてこりごりだと思った。」A校がよく、B校は悪いと言うのではないが、そう思わせないで、ゆっくり標準語をも話せる教育こそが望ましいのに、方言を「わるい」と感じさせている標準語教育における「標準語」とは、いったい何なのであろうか。

だが、日本全国で言えば、大なり小なりそうした標準語意識は強い。明治以降の日本の歴史がそうさせた。東京中心の中央集権を然らしむるさまざまの要因がそろった。標準語という語の歴史の方が古くて、共通語はごく最近のもの、というような理由だけでは説ききれぬ日本人の思想がある。考えてみれば、東京以前は江戸と京大阪がはりあっていたのだし、もっと以前はみやこ中心で、東は鳥がさえずっていたにすぎない。貫く論理は常に一定で、それはいわば上下思考であった。上と下に適宜固有名詞が入るだけで、上に憧れ、下を蔑視する考え方は、地球上の人間にほぼ通有であるとしても、日本人のタテ思考はみごとであった。かつての京都語が日本に君臨した時も、そのタテ系列のてっぺんにいたわけである。

しかしその京都語は、文化の中心の名実とものシンボルであったし、とにかく日本人のくらしの各面を、かなりみごとに支えていた。書きことばは文語という形で凍結された、やはり過去の京都で熟成された言語体系を使用して、長い期間とにかく間に合わせてきた。

明治以後、言文一致という大きな関門をくぐりぬけてきた東京中心の標準語は、それが京都語中心のそれこそ「標準語」に比して、その熟成度、感化性、そして多くの人々が指摘するくらしのすみずみを言語表現化する力の欠如、ましてて日本人の一切を表現する能力の欠落等々のマイナス面を持つにもかかわらず、つまり過去の京都語が備えてい

た、トップレベル語の資格に欠けるところがあるにもかかわらず、明治以前の京都語が持っていた規範性や強制力とはまた違う面の無類の強みを発揮することが可能であった。近代日本史の中に組み入れられた東京標準語は、いわゆる規制の力をその実力以上に持ちつづけてきた。戦前や戦中のそれは、きわめて政治的な国家権力機構の中において。そして戦後は、異様なテレビ映像の場において。

標準という語は、もともと、単なるめじるし、あるいは平均、普通、というような意味をも持ち得るが、ある軌道が定まれば、それは目標とすべき上位の存在という色合をはっきり持ち出す。「共通語」という機能を中心にしたもう一つの語が必要なほど、標準語は、それじたい標準語といわれるための、まだまだ必要な面を積み重ねないうちに、堂々たる標準語としての一人歩きを始めた。威光もついた。そして、そうさせられたのは、結局のところ、日本中の大半の日本語を話す人々であった。

2　言語の要素と標準語の多様性

音韻・文法・語彙というような言語要素は、もちろん方言に自足しているものである。なまりと称されるその地方特有の発音傾向、そしてそれぞれの地方のアクセントやイントネーションをそなえて、方言はまさに方言である。なつかしきふるさとのなまりは、それら一切を含む。しかしその音韻的方言が標準語と切り結ぶとき、東京のヒとシの混同が東京語でも誤まりとされたりする以外は、それらはすべて消え失せさせられる。一つ一つのことばがわからなくとも、全体の調子であの地方だこの地方だというもの言いは、どの方言にも明確だけれども、標準語をよりよく真のそれたらしむるために努力が払われようとする時、そのようなものはまったく顧みられないであろう。関西弁を使う人々には、東京風のアクセント、あるいは一音一音の発音のやり方、速度等は、あくまで東京語用のものであって関西弁用でなく、また周知のように、言語の変化に際してもっとも痕跡を長く残すそれらの要素は、関西弁から標準

語へ移る時切り替えが困難である。筆者は大学で英書講読を兵庫県豊岡出身の学生にさせた時、その学生が、尻上りのその出身地特有のイントネーションで、長いパラグラフを読み通したのを聞いて驚いたことがある。

そうした固有の音に関する諸特徴は、標準語にかかわりあってゆく時、どう処置すべきなのか。たとえば、日本のようなアクセント分布の状況では、東西の対立、一型アクセント等の処理をどうすべきか。関西人は、ハナがハナでなければいけない(傍線を付した音が高い。)とされれば、標準語崇拝者でもないかぎり不合理だと思う。標準語は無理じいに習得されるべきものではなかろうから、こうした言語の面に関しては、標準語は多様であってはならぬものだろうか。その人間の存在にかかわって使われてきた方言のすべての要素は、標準語に乗り替える時一切否定されてよいものなのか。標準語即現代東京語ではないゆえに、こうした面での度量は標準語に持っていてほしいとは、とりわけ関西圏の住民が思うことである。

文法素に関することにも、色々の問題がある。関西弁の中で巧みに効果を発揮する敬語などの妙味は、ころりとした潤滑油そのものである。会話の中で縦横に使いこなされる敬語は、対人関係の調節、あるいはしたたかな関西人の世わたり、あるいはもののみかた等に深く関係している。「えらいぎょうさん乗って来はるなあ」と、満員列車に乗っている女学生が、次の駅でまだ乗りこんでくる乗客に眉をひそめて言う。ＯＬが照り降り人形(湿度でのびちぢみする糸でひっぱって、晴天時は女の人形が、雨天時は男の人形が出てくるしかけの一種の晴雨計)の仕掛けを友人に説明しながら、「お天気になったら女の人が出てきはんネン」と無意識に言う。町の女たちは、「おいやさしまへん」(いらっしゃりはしません)「きとくれやす」「おこしやっしゃ」と縦横に使いこなす。この人たちには、標準語の敬語体系はほとんど無縁である。逆に、このような微妙な照りかげりのある言語の部分を、標準語に導入することもまたまるで滑稽であろう。あるいは、ない―ぬの対立程度なら、もう一つの言い方として許容されるかもしれないが、関西人が愛用多用する否定の「へん」はどうしようもなかろう。方言の文法的部分が、標準語に重宝されることはあ

まり期待できない。しかしそのこととの恨みは深い。

第二標準語としての第一候補は関西方言であるとは、自他ともに認めるところであろう。しかし、そういう言い方でいかに関西語がチヤホヤされようと、後述のように、第二標準語などという存在が許されようはずもない。ある程度、現標準語のどこかを補強するのには、または、標準語の弱点を明らかにする鏡としては役立とう。ある種のお墨付きはありながら、それまでのことなのだ。

3 標準語のために

要するに、時の歯車をまきもどす以外、どうしようもない。東京に首都が定まらず、そのまま京都に都があったなら、という空想が許されるならば、現標準語はいったいどうなっているであろう。そしてとりわけ興味があるのは、言文一致がどのようにおこなわれていたであろうかということである。まるで違うものになっていたとは考えられないにしても、東京中心におこなわれた言文一致は、やはりそれなりのものであった。そして、短い期間に、とにもかくにも間に合うスタイルを創成し、文学・評論・新聞・教科書等々すべてをこなしてきた。

筆者が、第二標準語を、たとえば関西方言でみたすことは夢だと繰り返し言うのは、その書きことばと標準語がみごとに一体化しているからである。現関西方言で、どこまで今の「書く」世界を充足させられるだろうか。随筆家大村しげは、たとえば次のような筆致で書く。

寒の水で搗いたあも(おもち)は、かびが生えへんと、おばあさんがいうてはった。わたしはうるのおもちが好きやから、寒もちはいつも、お米ともち米とを四分六にして搗いてもらう。

そして、朝は焼いてお茶づけにいれるし、おやつには磯巻きやらうにもちを、ちっと一切れ。晩もなべもんのときは、最後にいれてたく。これで肥えなんだら申し分はないのに、きき目があらたかすぎるのでそれが困る。(13)

濃厚な京風の随筆である、内容も筆致も。もちろんかなり標準語の骨格をもっているが、要所要所に京都弁を利かしている。成功した試みであり、大村はこのたぐいの文章を、必ずこういった方式で書く。

しかし、関西弁どっぷりの筆者も、この講座のこの文章は、関西弁で書きはしなかった(書かへなんだという風には、どうも書けない)。大村式で可能なのは、こうした随筆、詩、そして短篇小説、または会話ないし語りを中心にした読物までであって、長篇、あるいは大河小説、科学論文、公文書というようなものは、現在ではとうてい無理だ。書きことばを関西弁は投げ出している。復権は不可能である。話しことばの世界でなら、相当に関西弁は勢力を発揮し得る。多くの関西弁ドラマが全国放送で映像化されているのでもわかるように、もっともっと普及してゆくことと思われる。もはや京都弁や大阪弁は、東京で話してもそう笑われない(以前は、たとえば修学旅行生が、東京の宿で、そのことばを笑われるということがあった)。

現在、関西方言に止らず、全国的に方言の見直しということが各方面でなされている。多くの論説があり、実践がある。ある人々は、純粋な方言の採録・保存を、日本語をより豊かにするために訴え、ある人々は方言詩集を作り、方言ミュージカルを上演し、方言フォークソングを歌う。また、言葉の民主化として、アメリカにおける国語教育学会NCTE(National Council of Teachers of English)の主張も紹介されている。[14] それによると、方言で育った者に共通語を教え、共通語で育った者に方言を教えるという方式が唱えられているようである。そういう一つのめざましい傾向に相呼応するように、方言と標準語と、ともに自由にこなせることのよさを説く説もある。

一方、全国を席巻する標準語文化と称するものは、方言の著しい崩壊を招いている。保存せねば、という声の大きさは、その崩壊度に正比例する。こうした状況を歯止めすることは是か非か、そして何によって歯止めできるのか。江戸時代以前ではもはやない日本は、かつての方言屹立状況が再来することはあるはずもない。おのずと方言は変化してゆく。しかし、その変化を、みずからの血肉である土地ことばを卑しいもの、低いものとする意識がひきおこす

ならば、それをチェックする言語意識を持たせることはきわめて必要である。

明治以後急速に整えられていった東京中心の標準語は、日本人のすべてのくらしを包含するには、あまりにも貧弱であろう。その救済に、もちろん方言は非常に有能である(とりわけ、たとえば金田一春彦が『放送文化』[15]で指摘したごとく語彙面で)。ただそういう面での方言の活用のみならず、完全な方言システムのくらしをも、標準語と併行して持つことはより重大である。それがあって、おのずと標準語もよくなる。第二標準語よりは、そうした二元主義がまさっている。その中での方言とは、もはや関西方言である必要はない。

(1)　谷川健一編『叢書　わが沖縄』第二巻、木耳社、一九七〇年。
(2)　同上、二四六頁。
(3)　『秋田魁新報』、一九六六年八月二五日。
(4)　『言語生活』四一号、一九五五年。
(5)　『毎日新聞』、一九六三年四月二七日。この日記は大阪日記と題し、鹿児島から大阪へはたらきに来たある少女の七日間の記録が記事となったものの一部である。
(6)　同上。
(7)　綜芸舎、一九六三年。
(8)　S. I. Hayakawa: Language in Thought and Action. 大久保忠利訳『思考と行動における言語』岩波書店、一九五一年。
(9)　『朝日新聞』、一九七六年六月三〇日、大阪版朝刊一一面家庭欄。
(10)　同上、一九七六年七月一七日、大阪版朝刊二面。
(11)　同上、一九七六年八月八日、朝刊第二京都版「京に生きる」より。
(12)　赤塚不二夫『週刊文春』一九七六年八月十二日号。
(13)　大村しげ「京暮し」(『暮しの手帖』一九七五年二月)。

(14) 『朝日新聞』、一九七四年一二月一一日、大阪版夕刊。

(15) 「方言を考える——日本語をゆたかにするために」、一九七一年三月号。

7 外来語の問題

石野博史

一　問題は何か
二　どれくらい使われているか
三　送り手と受け手
四　どれだけ理解されているか
五　なぜ増えるのか
六　外来語の問題点

初めに、ここで言う「外来語」の内容を説明しておきたい。本稿では、「外来語」を文字どおり「外から来た語」の意で用いることもあるが、普通には、日本語の全語彙中から、いわゆる和語と漢語(梵語なども漢語に含める)を除いた残り、なかんずく西洋外来語(西洋語に基づく和製語も含める)の意で用いる。最近の傾向として、「外国語」(つまり、「外来語」と呼ぶには、まだ十分日本語に溶け込んでいない西洋語)を多く混じえて物を書いたり話をしたりする習慣が増えてきているが、このような「外国語」も、たいていは「外来語」の中に含めるであろう。

一　問題は何か

本稿のテーマは「外来語の問題」である。いったい外来語の問題とは何なのか。あるいはわかりきったことなのかも知れないが、一応の確認をする意味で、最近の新聞紙上に現れた限りで、海外における事例を拾ってみよう。

事例その一——フランス政府が新年早々、国語の純潔さを守るために外国語、ことに〃フラングレー〃と呼ばれるフランス化した英語の乱用を禁止しよう、と厳しい新法律を発表した。四日付の官報によると、「適当なフランス語の表現がある限り、広告、事業契約書、商品の保証書・説明書、政府関係資料から、外国語の表現を一切追放する」という内容。実施は明年一九七七年一月から、とされている。(中略)「外国語のはんらんから、フランス語の純血を守るための当然の処置」と、今回の新法律に、拍手を送る伝統主義者、保守主義者も少なくない。しかし町には「ドラグストア」や「レディーズ・ショップ」があり、停止を意味する道路標識もほとんど「STOP」にかわった現在、厳しい新法律は時代に逆行し、かえって市民生活をいたずらに混乱させるのでは、と一

部の市民の懸念する声も聞かれる。[1]

事例その二――（韓国で）「街の広告、看板、放送用語に外国語が多すぎる。子どもの菓子の名前の九〇%までが英語だというではないか」と朴大統領が国語浄化を閣議の席で指示したのが四月十九日。命令一下、まず保健社会部（日本の厚生省にあたる）が、菓子や食品の新製品の名は韓国語に限ると決定した。すでに出回っている外国語名の製品も、できれば改めるよう奨励することになった。（中略）全国の警察の元締めである内務部治安本部は、看板から外国語追放に着手。二十一日から一ヵ月間の啓もう期間中に、業者が自主的に看板の外来語をハングルに替えれば税金を免除するよう税務当局に働きかける、などの恩典を考慮するが、それを過ぎても改めなければ七月六日からは処罰を実施するとすごんでいる。[2]

以上の二つの事例から、外来語の問題とは、要するに、自国語護持のため、流入しつづける外国語（主に英語）にどう対処すべきか、という問題であると知れる。フランスと韓国は、問題解決のために政府がじきじきに乗り出し、法的ないしそれに準じる手段に訴えるという強硬策を採った。成功するかどうかは疑問であるが――。

翻って日本を見る。日本語に外来語が多いことはすでに定評がある。日本語にもフランスや韓国の言語に劣らぬ古い歴史と伝統がある。だから状況は、右の二国の場合とほとんど変わらない。しかし日本では、少なくとも現在のところ、政府その他の公機関が、外来語の規制に乗り出す気配はまったく見られない。

日本でも、かつて外来語の規制が公的に行われたことがある。太平洋戦争中の陸軍で、自動車のハンドルを「操向転把」、バンパーを「前方（後方）護板」と言い換えさせたとか、野球でストライクを「よし」、ボールを「だめ」、アウトを「それまで」と言わせたとか、そういうことがあった。しかしこれは戦時中という特殊条件下でのできごとであり、むしろ例外的なものと見なすべきであろう。この時を除いて、これに類したことはまったく行われたことがない。

日本の公機関は、なぜ外来語問題に冷淡なのか。考えられる理由の中で最も妥当と思われるのは、日本の公機関の態度は、要するに日本人多数の意見を代弁しているにすぎない、というものである。つまり、日本人の多くは外来語の増加をそれほど意に介していないのであり、公機関の態度は、単にそれを反映しているだけと見られるのである。

その証明ともなる調査データを次に紹介しよう。サンケイ新聞が首都圏と大阪圏の住民を対象に行った世論調査の結果である。一九七二年二月一六日の「日本語の乱れ」と、七六年一月一六日の「外来語の使用」の二つの調査結果を、一つにまとめて示すことにする。

(1)　最近の日本語は乱れている　　七六—七七％

(2)　乱れの一つは、むやみに外国語が使われていること　　三八—四〇％

(3)　町を歩いていて外国語の店名やポスター、看板などが目立ってきたが、それは、

よい・かまわない　　六一％

好ましくない・許せない　　三七％

(4)　ファッション、化粧品、家庭電化製品、レジャー関係などの広告、説明などの外国語は、

気がきいている・日本語よりピッタリする　　三九％

おかしい・はなもちならぬ　　四六％

(5)　便利な外来語は、

思い切って使えばよい　　四一％

便利でも制限すべきだ　　二六％

(6)　フランスのような外来語乱用禁止の法律は、

作ったほうがよい　　一六％

作らないほうがよい　六四％

右の調査結果によれば、外国語の濫用が好ましいものではないことをある程度認める一方で、外国語の使用そのものについては、比較的寛大な態度が見られる。この調査は大都市周辺の住民に限ったものであるが、結果は多分日本人一般に通じるものであろう。日本の公機関が、多くの国民の意向をあえて無視するのでない限り、外来語問題に対して冷淡なのは、むしろ当然のことと言うべきであろう。

このように、外来語の氾濫という事実があり、一部ではかなり騒がれもしながら、全体としての日本人はそのことに格別の危機感を抱いていない、むしろ便利なものならどんどん使っていいではないかぐらいに考えている――このような現実の中に、日本語の外来語問題は置かれているのである。

二　どれくらい使われているか

それではいったい、日本語の語彙の中には、現在どれくらいの外来語が含まれ、また、それらはどのように使われているのであろうか。

これまでに行われた日本語の語彙調査のうち、国立国語研究所の調査を二つ紹介する。まず、「雑誌九十種の語彙調査」である。この調査は、一九五六年一年間に発行された一般向けの雑誌を五部門九〇種にわたって母集団とし、抽出比二三〇分の一でその使用語彙をサンプリングしている。サンプル数は、異なり語数で約四万、延べ語数で約五三万である。すでに二〇年も昔のことになるが、この時の調査では、語種別の使用割合は次のとおりであった。(3) 数字は上段が異なり語数、下段が延べ語数での語種別割合を示す。

和　語　　三六・七％　　五三・九％

漢語	四七・五	四一・三
外来語	九・八	一二・九
混種語	六・〇	一・九

この調査の一〇年後、国立国語研究所は今度は新聞用語の調査を行った。これは一九六六年中に朝日、毎日、読売の三紙の朝夕刊に現れたすべての語彙を母集団とし、抽出比六〇分の一でサンプリングしている。サンプル数は延べおよそ三〇〇万である。全体を通じての語種別割合は未発表であるが、そのうちのおよそ三分の一については数値が出されており[4]、次のようになっている。(数字は上段が異なり語数、下段が延べ語数での割合。)

和語	三五・二―三八・八％	二六・六―四三・九％
漢語	四四・四―四六・九	五〇・七―六五・三
外来語	一二・〇―一二・七	四・〇―六・〇
混種語	四・八―五・一	一・四―二・一

なお、右のそれぞれの数値に幅があるのは、集計の便宜上、同音異義語などを全然区別しない場合と、必要以上に細かく区別した場合の二つに分けて数値が与えられているためで、実際の値は、これら各二つの数値の中間のどこかにある。

以上の雑誌調査と新聞調査の結果を比べてみると、外来語の占める割合は、異なり語数で九・八→一二・〇―一二・七、延べ語数で二・九→四・〇―六・〇となっているから、一見、一〇年の歳月の経過とともに外来語が増加したという印象がある。事実、そうかも知れない。しかし和語や漢語の割合の違い(特に延べ語数のそれ)を見ても明らかなように、雑誌と新聞とでは語彙の使われ方がかなり違うのであるから、両者の量的比較というのは単純には行いえない。それに雑誌の場合は広告が除かれているのに、新聞では入っているといった違いもある。

だから、これら二つの調査結果から時代的な変化を臆測することはやめにして、単にここ二〇年くらいの間の外来語の使用割合として、異なり語数で一〇—一五％、延べ語数で五％前後という数字をあげておくだけで満足しなければならない。それも雑誌と新聞に限っての話である。

右の数値を予想どおりと見るか、それとも予想外に少ないと見るか。おそらくは後者であろう。しかし、雑誌や新聞などの場合、外来語の割合がこの程度におさまるのはむしろ当然と考えられる。

多くの人が外来語は氾濫状態にあるという印象を抱いているが、この印象を生じるのは、主として街頭の看板、広告、店名、商品名、映画や放送番組の題名等々であって、必ずしも雑誌や新聞では——少なくともその全体では——ない。それに、外来語は通常カタカナやアルファベットで書かれるが、これがまた外来語の存在を強調し、外来語を実際以上に目立たせる効果を有する。人々が具体的な数字の示す以上に外来語が多いように思うとしても別に不思議はないのである。

そのほか、外来語には、流行語に似たところがあって、古い語がすぐ消え去る一方で新しい語が次々に現れる（新語性）とか、特定の分野でしか使われない専門語的なものがきわめて多い（専門性）とかの特徴があるとされる。これは言い換えると、一般の人々にはあまりなじみのない語が多いということである。このことも外来語を実際以上に目立たせる原因になっていると考えられるが、先の二つの調査結果について、この点を確かめてみよう。

まず、和語、漢語、外来語それぞれの一語あたり平均使用度数を比較してみる。雑誌語彙では、和語一九・九、漢語一一・八、外来語四・一で、外来語は断然少ない。新聞語彙では、和語七・七—一六・六、漢語一四・三—一六・八、外来語四・九で、和語と漢語の関係がややわかりにくくなっているが、外来語が両者のいずれよりもずっと少ないという点は雑誌の場合と同様である。

外来語の一語あたりの使用度数がこのように少ないということは、外来語には、使用頻度が少なく、したがって一

般にあまりなじみのない語が多いということを意味するであろう。つまり、右の事実は、外来語の新語性なり専門性なりを反映しているものと解釈できる。

次に、雑誌を層別に分けて、各層で外来語の使用割合がどれくらい違うかを見てみる。(5) 左の数字は上段が異なり語数、下段が延べ語数での層別の外来語使用割合である。

層	異なり語数	延べ語数
一層(評論・芸文)	五・〇%	一・五%
二層(庶民)	五・七	一・九
三層(実用・通俗科学)	七・〇	二・一
四層(生活・婦人)	九・九	五・七
五層(娯楽・趣味)	八・三	二・七

第四層の生活・婦人関係の雑誌がいちばん多く外来語を使っている。言うまでもなく、服飾や料理の用語である。逆に、第一層の評論や文学の雑誌はそれほど外来語を使わない。比率だけで言うと、第四層に比べて、異なり語数で約二分の一、延べ語数で約四分の一しか使っていない計算である。和語や漢語の使用割合も層によって違うが、こんなに大きな違いのあるのは外来語だけである。右の層別すなわち専門分野の別と便宜的に見なすことが許されるなら、外来語の使用に関しては専門分野による差がことに大きいということがまず了解されるであろう。

次に、異なり語数に関して、右の各層ごとの外来語使用割合と全体を通じての平均(九・八%)とを比較すると、きわめて興味ある現象に気が付く。すなわち、第四層を除く各層はいずれも全体平均よりもかなり低い割合でしか外来語を含んでいない。第四層にしたところが、全体平均とほぼ同じ程度にすぎない。つまり全体平均がひとしなみに個別平均を上回る感じになる。異なり語数に関する、このような各層別割合と全体平均との関係もまた、和語や漢語には見られない外来語だけの特徴である。

なぜこうなるのかというと、外来語には特定の分野でのみ使われるものが多く、いくつかの分野に共通して使われるものが比較的少ない。そのために、二以上の分野を合算すると、外来語の異なり語の数は増え、一方、和語や漢語の異なり語数はそれほど増えないから、結果的に外来語の占める割合が大きくなるのである。外来語が特定分野に偏する傾向、言い換えると専門性が、右の事実の中には現れていると考えることができる。

この新語性、専門性という外来語の二つの特徴は、単なる使用頻度の多寡以上に、外来語の重要な側面にふれる問題を提示している。それは外来語の多くが一般の人々にはなじみが薄く、かつ難解なため、理解されにくいという問題である。

三　送り手と受け手

外来語が一般に理解されにくいということから、直ちに外来語に関する送り手と受け手の区別が導かれる。送り手・受け手は、言うまでもなくマスコミュニケーションの概念である。マスコミュニケーションにおいては、情報は事実上少数の送り手の独占するところであり、その伝達は常に一方的にしか行われない。そのため、多数の受け手はしばしば与えられたものをただ受け取るだけの受け身の存在にすぎない。

外来語の場合にも、いくぶんそれに似た状況があるのではないかと考えられる。

外来語が理解でき、自分でも自由に使えるための基礎的な条件として、外来語の母語である外国語について、ある程度高い素養を有する必要がある。しかし、それだけでは不十分である。新語的な外来語や専門的な外来語がわかるためには、世の中の新しい動きにもそれなりに敏感でなければならないし、各種の専門的な事柄についての基礎知識があり、興味や関心も持っている必要がある。これらの諸条件を満たす人にして初めて、外来語を自在に使いこなす

ことができる。

したがって、外来語を使うということは、能力や適性の点で、だれにでもできるということではなく、多少誇張して言えば、限られた階層の人たちにのみ許された一種の特権とでも言うべきものなのである。このような〝特権〟を有する人たちを、ここでは送り手と呼ぼうというわけである。[6]

これに対し、世間一般の人たちは受け手である。もちろんこの人たちも実際にはかなりの数の外来語を理解し、ある程度は使いこなすこともできる。が、その数は送り手の場合に比べてずっと少ないし、使い方も必ずしも自発的というのではなく、せいぜいのところ、与えられたものをただ機械的に反復するだけである。

外来語が理解されにくいというのは、言うまでもなく受け手について言いうることであって、送り手には通常関係がない。日本人が全体として外来語に対して比較的寛大だというのも、主として受け手についての言である。外来語の問題に関しては、受け手のはたす役割が常に重視されなければならない。

しかし受け手の問題に入る前に、送り手についても若干言及しておくべきことがある。

現在の日本における外来語の送り手を外来語の種類によって大別すると、主なものは次の三種類になるかと思われる。(一)専門外来語の送り手＝専門層、(二)インテリ外来語の送り手＝インテリ層、(三)商業外来語の送り手＝商業層。

外来語の種類分けについて、見坊豪紀[7]は、外来語をまず専門外来語と一般外来語に大別し、後者をさらに、マッチやナイフなどの生活外来語、ペンディングやメリットなどのインテリ外来語、それに商業風俗外来語の三種に分ける。ここで用いる送り手の分類は、この見坊の分類にヒントを得たものである。

このうち、生活外来語については、送り手と受け手を特に区別する必要がない。両者を区別しなければならないのは、外来語の自由な使用が特定の階層の独占するところとなっていると見られる場合だけである。

そこで、まず専門外来語が問題になる。ここで専門外来語とは、いわゆる technical terms のほかに、ある職業集団に特殊なことば、すなわち jargon の類を含めて言う。

専門外来語は、外来語である前にまず専門語である。通常は専門家どうしの間で専門的な話の文脈において用いられ、その限りでは送り手・受け手の関係は生じない。しかし、時として、専門外の人々を相手に話をしたり、物を書いたりする際に用いられ、その時には送り手・受け手の関係が生じる。今日のようにマスメディアの発達した時代には、専門家が非専門家に対して直接間接に専門的内容のコミュニケーションをすることが、昔と比べてはるかに普通になっている。その意味で、専門外来語に関する送り手・受け手の関係は、ほぼ恒常的に存在していると見てよかろう。

専門外来語は、専門語が一般にそうであるように、門外漢にはたいへんわかりにくいものである。アクセスタイム、オンライン、タイムシェアリングなどの電子計算機の用語は、すでにある程度一般化しているものではあるが、特にその方面に関心のない人には、ほとんど理解できないであろう。NAPS、TTC、ハイドロプレーニング、ステアリングロックなどのことばが、自動車を持たず運転もしない人には見当もつかないのと同様である。

このような専門外来語も、マスメディアなどを通してひんぱんに使われているうちに、しばしば一般語と化してしまうことがある。たとえば、GNP、フィードバック、ボランティア、リハビリテーションなどである。これらは専門語と呼ぶにはいささか一般化しすぎているが、さりとて大衆の生活語であるとも言えない。これらはインテリ外来語と呼ぶのが適当である。

インテリ外来語と見られる他の例をあげてみよう。ある日の某新聞の広告欄から拾ったものである。エンターテイメント、アイデンティティ、エスプリ、コミュニティ、エコロジー、フラストレーション、シンポジウム、アナクロニズム、レクチュール、シーニュ、レトリック、等々。

これらのうちのあるものは、外来語というよりむしろ外国語だと言われるかも知れない。また、まだ専門語的なも

のも二、三混じってはいる。しかし少なくとも、世間でインテリとして通っているほどの人たちにとっては、どれも特殊なことばではないはずである。しかし、一般の人たちにとっては、これらの外来語はどれも相当に程度の高いものであろう。日常の生活とは、かなり無縁のものであるから。

インテリ外来語がマスメディアなどを通してさらに広く用いられ、一般にもよく知られるようになると、理論的には生活外来語になるはずである。実際には、生活外来語になるためには、その語の指示対象が具体的かつ日常的な存在であり、語自体も単純で覚えやすい等の条件が必要であるように思われる。それだけに、料理用語や服飾用語を除いて、適当な具体例を見つけるのが必ずしも容易でないが、たとえば、インフレ(ーション)、デモ(ンストレーション=示威行進)、レジャーなどが、それに当たると言えるかも知れない。

以上の専門外来語とインテリ外来語は、ともに知的な意味内容の伝達を基本としている点で、知的外来語と呼ぶことができる。近代以降の欧米からの論理的科学的知識の受け入れに際しては、この知的外来語が、いわゆる翻訳語と並んで、大きな役割を演じたのである。

これに対して次に取り上げる商業外来語は、情緒的ないし感覚的外来語と呼ぶことができる。知的内容の伝達よりも、受け手の情緒や感覚に直接的に訴えることを、その根本的な目的にしていると認められるからである。

商業外来語は、個々の外来語そのものを指すというより、むしろその使われ方に特徴を見出しての命名である。個個の外来語をとってみれば、あるいはインテリ外来語であり、あるいは専門外来語であるかも知れないが、それが知的伝達のためでなく、情緒的感覚的に、ある時は目立たせるため、ある時は何か特別な雰囲気をかもし出すために使用される場合、それを商業外来語と呼ぼうと思うのである。

商業外来語の送り手にしたところが、具体的な人間としては、いわゆる広告マン・宣伝マン、あるいは商店経営者など、要するに専門家集団の一種にすぎない。それを特に一般の専門層と区別するのは、この人たちが、上に述べた

ような外来語の使い方を意図的に試み、結果として大量の商業外来語を生み出している点を重視するからである。

「メカニックなデジタルクロック、現代的感覚を生かしたアンチック調振子時計、素材の新鮮さで瀟洒な味わいの皿時計、鳴き声がアットホームでファミリーな鳩時計……」——手元の広告から拾った文句である。ここに使われている外来語は、誤用を含めてどれも特殊なものではないが、生活語と言えるほど日常的なものでもない。やはりインテリ語に属するものであろう。しかし、それがインテリ語として知的伝達のために用いられているというより、むしろ文章を華やいだ、明るい、調子のよいものにするための感覚的素材として利用されている。

「機械のよさを存分に発揮したデジタル(数字)時計、現代的感覚を生かした古代調の振子時計、……鳴き声がご家庭の雰囲気にぴったりの鳩時計」と書き換えてみれば明らかなように、この文章の内容そのものは、知的に見る限り、しいて外来語を使わずとも表現できる。しかし、情緒的には、外来語を用いることによって、そうでない場合には得られない一種の効果ないし魅力を生み出していることも、それをどう評価するかは別として、否定のできない事実である。

商業外来語は、受け手の情緒や感覚に強く訴えるものである必要があり、そのために、常に新奇さとか意外性とかの要素をふんだんに利用しなくてはならない。使い古されて刺激のなくなったことばや平凡で面白味のないことばはどんどん捨て去り、それに代わる新しいことばを次々に見つけてこなくてはならない。この点で、商業外来語はいわゆる流行語や風俗語の類と同系列のことばである。

日本経済の高度成長とともに、商業主義的傾向が全盛をきわめ、商業外来語も急増を見るにいたった。従来外来語の氾濫として非難を浴びたのは、主としてこの商業外来語であった。しかし、先の世論調査の結果にも出ているように、商業外来語は必ずしも受け手の意向に反して使われているわけではない——というより、むしろ受け手の意向を考慮しすぎるところから、この種の外来語が生まれることは明瞭である。受け手を考慮しないのは、むしろ知的外来

語のほうである。受け手が一般に外来語に対して寛大で、しばしば喜んで受け入れる、少なくとも拒否はしない――こういう姿勢だからこそ商業外来語が濫用されることにもなるのである。

四　どれだけ理解されているか

これまで外来語は理解されにくいということを前提に議論を進めてきたが、いったい受け手の外来語の理解度はどの程度なのであろうか。受け手の問題としては特にこの問題を取り上げよう。

外来語の理解度を調べたものには、国立国語研究所が一九五〇年に鶴岡で行った調査、六三年に松江で行った調査などがあり、外来語の理解度には、個人差が著しいこと、理解度を左右する要因として特に重要なものは、学歴、年齢、職業などであること等がわかっている。ここでは、比較的最近に行われたものとして、七三年にNHKが行った調査の結果[8]から引用しよう。

このNHKの調査は、パーゲンセール、エンジョイ、デッドヒートなど、全部で一〇〇語の外来語について、放送の一般視聴者(ここで言う受け手)の理解度を調べたもので、各五つの選択肢の中から正解を選ばせる方式を採っている。被調査者は、農村主婦(四〇―五〇代)、都市主婦(三〇―四〇代)、保育学校関係者(女、一〇代後半―二〇代)、警備会社社員(男、二〇―三〇代)の四グループ約六〇〇人である。

グループの顔ぶれによっても明らかなように、この調査では理解度を左右する要因を探ることは特にしていないが、わかっている限りでは、学歴差や年齢差の要因が相当に利いていることは、他の調査の場合と同じである。

まず、受け手のグループ別特徴、見方によっては個人差とも言うべきものについて述べよう。

農村主婦のグループは、学歴、年齢、職業、居住地域等、ほとんどすべての点で理解度を低くする要因がそろって

いる。そのため、このグループは、平均正答率がきわだって低い。他の三グループがいずれも六〇％台であるのに対し、わずか四〇％しかないのである。

個々の外来語について見ても、数語の例外を除いて常にこのグループが最低であり、しかも、しばしば他グループと大差がついている。一、二の例をあげれば、ギャンブルという語は、他グループがいずれも九五％の正解なのに、農村主婦のみ五四％にすぎない。リアルという語は、他グループも六〇％と悪いが、農村婦人はさらに悪く、わずか一七％の正解である。このグループのほうがむしろよく知っていると言えるのは、たとえばマージンのような語で、これは正解八九％で他グループを若干上回っている。農村婦人にとっては、実生活上かなり親しみのある語なのであろう。

都市主婦のグループは、年齢から見て、手のかかる育児などから解放され、いくぶん生活にゆとりの生まれてきている主婦層である。このグループは、とりたてて言うほどの特徴はないが、アレルギー(九四％)やボリューム(七九％)のような語の理解度が相対的にはよい。日常生活上の関心と結びついたものだからであろう。その反面、プロジェクト(五七％)、リサーチ(三八％)、インフォメーション(一八％)、メディア(一六％)のような語の理解度は低い。日常生活と無縁だからであろう。

保育学校のグループは、現在と未来の幼稚園の先生から成るが、さすがに教育学ないし心理学方面の専門語の出来が、他グループに比べればずっとよい。エゴイズム(九三％)、メディア(六五％)、フラストレーション(六三％)等である。またこのグループは、他と比べて特に理解が劣っていると言える語がほとんどない。それはこのグループが四グループ中で最も学歴が高く、年齢的にも若いことと無関係ではないと思われる。

唯一の男性被調査者である警備会社社員のグループは、学歴の平均では都市主婦のグループをやや下回る程度であるが、他のグループと比べ、男性の特徴がきわめて顕著に出ている点が注目される。エキサイト(九四％)、デッドヒ

ート(八八%)、オーナー(六七%)などスポーツに関係のあることばをよく知っている。また、クレーム(八一%)、メリット(六九%)、ネック(四六%)、キャパシティー(三六%)など、いわばビジネス語とでもいった種類の語の理解度が、他グループと比較すれば高い。

その反面、ハプニング(六七%)、オリジナル(六六%)、プライベート(六五%)のような多分に風俗語的な感じのする語の理解度が(都市の女性と比べて)低い。これらのことばを全然知らないというわけではなく、知っているのだが、内容の把握の仕方があいまいなのである。たとえば、プライベートの場合、正答と見なしうる「私的」六五%に対し、「秘密」というのが三二%もある。ハプニングにしても、正答「偶然的なできごと」六七%に対し、「異常なできごと」が二三%ある。そのほか、ハンディキャップの場合など、正答「不利な条件」六五%に対し、「有利な条件」というまったく正反対の答えが二六%もある。

以上がグループ差、もしくは個人差である。

次に、各グループに共通して見られる傾向、すなわち受け手の一般的傾向はどうか。

どのグループでも理解度が八〇%を越した、いわば生活語とも言うべき語は、スタミナ、ベテラン、バーゲンセール、アジト。次いで農村主婦は七〇%台だが、他グループはいずれも九〇%台というのが、ラッキー、ルール、カラフル、ライバルなどである。これらの外来語の共通点を見出すのはむずかしいが、どれも語として比較的単純(バーゲンセールは通常バーゲンと短縮される)で、日常の使用頻度も高いか、さもなければ、ある時期マスメディアで脚光を浴びた(アジトは調査前年のあさま山荘事件でひんぱんに登場)か、であるとは言えよう。

逆に、どのグループも理解度が三〇%に達しなかったのは、デレゲーション、カテゴリー、ドラスチック、コンシューマー、ディテール、デフォルメのような語である。これらは、外来語辞典には出ているが、一般の国語辞典には必ずしも採られていない高度のインテリ語(デレゲーション、ドラスチック、コンシューマー)か、または、どの国語

辞典にも出ているが、かなり専門度の高い語(カテゴリー、ディテール、デフォルメ)である。

このほか、どのグループも正解が五〇%に達しなかった語には次のようなものがある。ネック(=隘路)、シリアス、イニシアチブ、ナショナリズム、シチュエーション、ジェネレーション、ラジカル、キャパシティー、シビア。これらはおおむねインテリ語に属する。

以上が受け手の理解度の一般的傾向である。

このNHKの調査では、外来語の理解度は語によって違い、また、同じ語でも回答者(グループ)によって違うということははっきり言えるが、和語や漢語と比べてどうか、などについては何も言えない。しかし、上にあげた例や、そのほか、たとえばエキスパートの平均正答率四九%(最高六七―最低二六)、メリット四八%(六九―三四)、ギャップ四七%(六五―二五)などの例を見ると、少なくともインテリ外来語の理解度は概して低いと言い切ってよいと思われる。専門外来語については言わずもがなである。

なお、ここで注意しておくべきことは、理解度と普及度の違いである。語そのものの普及度は高くても(つまり、よく知られていても)、意味があいまいに受け取られ、そのために理解度が低くなっていると見られる場合が少なくない。先にあげたハンディキャップのように、語によっては意味が正反対に受け取られていることも珍しくないのである。

右の調査にあらわれた限りで、意味のあいまいさが顕著な語例をいくつかあげておこう。数字は全被調査者を通じての平均回答率(%)である。

エチケット=礼儀作法　七七、公衆道徳　二〇

ボリューム=量　五八、音　二〇

リベート=割り戻し金　三五、わいろ　二二

マニア＝熱中する人　三七、趣味人　四七
ジレンマ＝板ばさみ　二一、いらだち　三三、深刻な悩み　一一
ナイーブ＝純朴な　二七、弱々しい　二七
カジュアル＝気楽な　二七、若者向きな　二〇、しゃれた　一三
ナショナリズム＝民族主義　三三、資本主義　二九

ボリュームが「音」(テレビの音量つまみから)、マニアが「趣味人」(外来語によくある意味の美化、高級化から)、ジレンマが「いらだち」「深刻な悩み」(付随する心理状態から)、ナショナリズムが「資本主義」(まったくの無知から)と受け取られるところに、外来語のあいまいさの本領が最もよく現れていると言えよう。受け手の多くは、このように、外来語を原語の意味とは無関係に、自分の体験を通していわば自己流に受け取っているのであって、その結果が個々の外来語の理解に見られる個人差、見方によっては外来語の多義性となって現れるのである。

その外来語が専門語またはインテリ語の場合は、受け手がどう受け取ろうと、その正誤を最終的に判断してくれる(送り手の)基準というものがあるのが普通である。しかし、商業語の場合には、それすら本来的に欠けていることが少なくないように思われる。その適例はマンションの異称であって、コーポラス、アビタシオン、レジデンス、メゾン等々、呼び名は無数にあるが、それらにはお互いを区別するなんらの意味特徴も見出されないのである。

先にあげた例の中では、カジュアルが商業語と言えるが、この外来語の場合も、それが本来何を意味しているかということより、受け手が一般にこの語からどんな感じを受け取っているかということのほうが、商業外来語の送り手たちにとっては、ずっと重要なはずである。宮本悦也[9]によれば、銀行女性を対象としたイメージ変化調査で、カジュアルという語のイメージは、一九六九年の「インフォーマル(くつろぎ)着」から、七一年の「気軽にどこへでも着てゆける服」、七三年の「スポーティーなフォーマル着」へと年を追って変化しているという。カジュアルそのものに

は、明確な(知的)意味が初めから付されていないとも言えるのである。

五　なぜ増えるのか

前節で述べたことの論理的帰結は、外来語は、少なくとも知的伝達の道具として考える限り、はなはだ効率の悪い語であるということである。それにもかかわらず、現実には外来語が、その種類のいかんを問わず、氾濫を言われるほどに多用されている。なぜであろうか。

考えられる理由は、次を除いてほかにはない。知的外来語は、もっぱら送り手どうしのコミュニケーションのためか、さもなければ送り手の単なる自己満足のために用いられており、受け手は初めから疎外されている。逆に、情的外来語は、受け手がそれを欲するからこそ使われているのであるが、知的な情報伝達のためと言うより、むしろ情緒的満足感を与えるために使われているのである。いずれにしても、受け手の理解度のいかんは、外来語の使用を左右する要因としては、さして重要なものとはなっていない。

一般に、ある言語が他の言語から大量の語彙借用を行うための条件として、いくつかのことが考えられる。日本における外来語の氾濫は、それらの条件が整いすぎているからだとも言えるように思われる。

語彙借用が行われるためには、まず、貸すほうの言語と借りるほうの言語とが、なんらかの形で接触しなければならない。その際、借りるほうの言語は、文化的(時に政治的)な意味で、貸すほうの言語よりも下位にあるのが普通である。個々の借用語は別として、大量の語彙借用は、常に文化的に下位の言語が上位の言語から借りるのである。日本語の場合、かつて接触のあった諸言語、つまり古くは中国語、やや近くは南蛮紅毛語、さらに近くは英米独仏語等(の文化)を、常に自分より一段上のものとして仰ぎ見てきた。この点、借用の条件は完全であった。

次に、借用する側の言語が、借用に適した言語構造あるいは文字組織を持っている場合には、そうでない場合より借用が容易になるであろう。日本語は、いかなる言語からの借用語も、すべて不変化詞として受け入れ、必要に応じて「する」「な」「に」などを付けることにより、外国語をしごく容易に自国語として使いこなすことができる。また、日本語には、表意文字の漢字と並んで、表音文字の仮名が（それも二種類も）あり、どんな言語の発音でも、一応まぎれのない形で、それらしく書き写すことができる。もし漢字だけしかなかったなら、日本語でも中国語と同じように、西洋語は音訳でなく、意味をとって翻訳するのがしきたりになっていたことであろう。

また、他の条件がどんなに整っていても、借用側が借用に必要な語学能力を欠いている場合には、外来語の普及はその分だけ制限される。明治時代の日本人の平均的語学能力と現在のそれとを比較すれば、外来語の量が当時と今とで格段の増加を見せているとしても、なんら怪しむに足りないであろう。（「語学能力」という言い方に疑問を抱く向きもあろう。むしろ「外国語に対する慣れの意識」とでも言うべきかも知れない。）

加えて、借用側の国民的気風・気質の問題がある。排外意識や伝統主義的傾向の強いところでは、外来語は当然に排斥ないし抑制されよう。日本では、少なくとも欧米諸国に対しては、排外意識よりは拝外意識のほうが強いように見受けられる。それはともかくとしても、日本人の好奇心の旺盛さには定評があり、その上、目的達成のためには手段を選ばずといった一種の合理主義も持ち合わせている。よいもの、気に入ったものなら、それが何であれ、またどこのものであれ、伝統を切り捨ててでも積極的に受け入れようという進取の気風（悪く言えば、新しがりで、軽佻浮薄の性向）がある。日本人が外来語に対して寛大なのは、多分にそのせいであると考えられる。

このほか、特に最近における世界的な外来語の増加現象については、交通や通信手段の発達により、どこの国においても、外国からの物資や情報の流入が、量・速度とも昔とは比較にならぬほど増大していること、また、日本に限って言えば、戦後の経済の高度成長が、モノの過剰と使い捨ての傾向を生み、それが日本人の言語生活にも影響を及

ぼし、その一つの結果として、外来語にも過剰と使い捨てが見られるにいたったと考えられることなど、昨今の外来語の氾濫に対する説明として考慮すべきことは多いが、ここでは省略する。要するに、日本の場合、外来語の行われる条件が整いすぎていると言えるのである。

そのようなわけで、近代化このかた、日本の外来語は増加の一途をたどってきた。一例として、国語辞典の外来語含有率を比べてみると、一八八九年の『言海』一・四%、一九五六年『例解国語辞典』三・五%、一九七二年『新明解国語辞典』七・八%という増え方である。

この間、外来語に対する抵抗が全然なかったわけではない。現に太平洋戦争中のように、外来語が意図的に排除されたこともあった。しかし、戦争が終わると、たちまち旧に倍する外来語が使われた。こうして日本の外来語は、少なくともこれまでのところ、その増加基調を変えることはなかった。

しかし、もし、右に述べたような外来語増加の条件が、なんらかの理由で、一つでも二つでも失われるなら、外来語の増加に永久的な歯止めのかかることもないわけではあるまい。

たとえば、再度戦争が起こって、欧米諸国との友好関係が絶たれたら――今一度外来語の意図的かつ組織的な排除が試みられ、増加傾向は今度こそ決定的に抑えられることになるかも知れない。また、もし国民の多くの反対を押し切って、フランスや韓国のように、政府権力による外来語追放が強行された場合にも、あるいは同様の事態が生じるかも知れない。しかし、これらはいずれも、実現する可能性のきわめて薄いことである。

もう少し実際にありそうなこととしては、日本の経済的文化的発展が日本人の独立心を強く刺激し、その結果として欧米離れが自然な形で実現することが期待できる。そうなれば、外来語の増加にも当然歯止めがかかるであろう。

しかし、現実はどうか。日本の急速な経済発展にもかかわらず、日本人の欧米観はいっこうに改まっていないように見える。たとえば映画の題名など、昔は翻訳されていたものが、今では原語そのままで「タワーリング・インフェ

ルノ」「グレート・ハンティング」「ジョーズ」などと使われている。テレビのコマーシャルでも、外人タレントが登場し外国語でまくしたてる方式のものが人気を博しているという。日本人の欧米への傾斜は、むしろ昔を上回るほどになっているのである。外来語の増加に歯止めがかかるとしても、まだまだ遠い先の話であることは確かのように思われる。

このように、外来語の増加を妨げる積極的な要素は、さしあたっては何も見当たらない。外来語は、将来もこれまでと同様、着実に増え続けるものと予想されるのである。

六　外来語の問題点

それでは、今後も外来語が増えることは避けられないとして、そのことによって、いったいどんな不都合が生じるのか。外来語をめぐるあまたの議論の中から、いくつかの論点を拾い出して検討してみよう。

第一。大野晋によれば、特に漢字・漢語と比べた場合の外来語の大きな欠点は、語形が長くなりすぎ、そのために造語能力を欠くことである。

戦後の漢字減らし政策の結果、漢字を組み合わせて造語や翻訳をする能力が大幅に失われ、かわって西洋のことばが生のままどんどん使われるようになった。西洋語による造語も行われるようになったが、ここで問題は、彼我の音節構造の違いから、西洋語を日本語に移すと、どうしても語形が長くなりすぎることである。たとえばinflationという英語は、原語では三音節のものが日本語では七音節(八字)にもなる。

すると、だいたいが一語というものは四音節か五音節までしかなれないんですから、八音じゃ困るということで、ぶった切って「インフレ」になるわけですよ。このぶった切ったものが、果して造語力をもちうるかどうかとい

うことなんです。たとえば「テレビジョン」といった場合、「テレフォン」もあれば、「テレグラム」もあるということで、「テレ」というのは「遠い」という意味を獲得するようになれば、「テレ」は明らかにひとつの造語成分になり得るでしょうけど、現在のところはそういうふうにどうもなっていなくて、みんな途中ぶった切りで、「テレビ」ということになってしまう。[10]

このようなぶった切り言語を使っていたのでは、日本語の造語力はまったく失われてしまう。だから、たとえばinterdisciplinaryは「インディシ」などとしないで、漢字の造語力を生かした「学際」のような訳語を認めて生かしていくほうが、日本語にとって得である、と大野は説く。[11]

漢字を生かして使うことには賛成であるが、それはそれとして、インフレやテレビに造語力がないと簡単に言えるかどうかは疑問である。この種の語形短縮により、外来語が原語として有した造語力を失うことは確かであろう。しかし、だからといって、日本語としての造語力まで失うと考える必要はないのではあるまいか。

たとえば、アップの一語をもとの英語の使い方とは無関係に使って、レベルアップ、ベースアップ、イメージアップ、コストアップ、パワーアップ、ライフアップなど、いくつもの複合語を造る。また、和語や漢語とも自由に結合させて、アップ幅、賃金アップなどと用いる。ここに見られるようなものを外来語アップの造語力と呼ぶことに異存はないであろう。インフレやテレビの場合も同様に考えてよいはずである。インフレ対策とかテレビタレントとか、これらの短縮語を用いた造語は決して少ない数ではない。

日本語としての外来語の造語力とは、ふつうはこのように、個々の外来語がそのまま他の外来語、あるいは和語や漢語と結合して、いわゆる和製英語や日英混成語を造るという形で発揮されると考えるべきものと思われる。この場合造語されるものは大部分複合語であるから、単独の語を造る漢字の造語力とはしょせん比較にならないという見方もできるが、とにかく外来語の造語力とはそうしたものであり、その限りで外来語にも造語力は十分あると言えるの

である。

東山節子[12]によれば、新聞紙上に現れた英語からの借用語約二〇〇〇例中に、和製英語が一〇％弱、日英の混成語が四〇％弱含まれていた。これはつまり、英語から入った外来語の半数近くまでは、原語のままの形でなく、なんらかの仕方で日本式に造語された上で使われているということである。外来語に造語力がないというのはいわば定説であるが、考え方しだいでは必ずしもそうではないという一つの証左とも言えるであろう。

ところで、ここで和製英語（実際には英語に限らないが、大部分は英語である）のために、一言弁明しておく必要を感じる。というのは、和製英語は一般に（とりわけ知識人には）、好ましからざる言語現象として否定的に受け取られているからである。

和製英語は一般の予想以上に多く使われているらしい。が、大方の日本人には、どれが和製で、どれが本来の英語かの識別はほとんどできない。柴田武[13]によれば、日本で使われている野球用語の中に、彼地の専門辞書にも見当たらず、米人も知らない外来語が四〇ばかり見つかった。ところが、そのうちの一七語（四五％）について、日本の辞書はどれ一つとして和製英語である旨の指摘をしていなかった、とのことである。専門家のつくる辞書においてすら、かくのごとしである。

それにもかかわらず、知識人を中心に、和製英語を言語の病理的現象——言語の本来あるべきでない姿、無学に由来する外国語の誤用・濫用の例と見る見方が広く行われている。確かに、和製英語を和製の「英語」と見る場合には、そのような見方も正当性を持つであろう。それは事実「英語」ではないのだから。しかし、和製英語はもともと「日本語」であると考えるべきではなかろうか。なぜなら、多くの場合、英米人に対するコミュニケーションは全然意図されていないのであるから。

和製英語の中にも、世界的通用をめざして造語されたと見てよい**オリザニン**、**タカジアスターゼ**などの例のあるこ

とは事実である。しかし、これは固有名詞的なものに限られる。一般語の場合は、先の野球用語の例でもわかるように、想定されている受け手はたいていは日本人であろう。だからこそ、造語形式の点でも、英単語を単純に重ねただけの「バック＋ミラー」式複合語が圧倒的に多いのであろう。この種の複合語は英語自体にも最近は多いのであるが、和製英語にこの形式が多用されるのは、これが漢語の造語形式と同一であり、日本人にはとりわけ扱い慣れた形式であるからに相違ない。

和製英語は日本語であるという立場に立てば、それは日本語の外国語消化力のたくましさを示すものではあっても、決して言語の病理現象などではないはずのものである。しかし、現実には、和製英語は多く否定的に受け取られ、同じく和製であっても、和製漢語とは、この点まったく対照的である。

それはもちろん、漢語と外来語の日本語における歴史の差によるのである。漢語は少なくとも一二〇〇年以上の歴史を有し、母語との縁もほとんど絶たれて、今やほぼ完全に日本語と化している。これに対し、英語の歴史などはせいぜい一〇〇年程度のものにすぎず、しかも今も母語と密接につながっている。両者が同等に扱われえないのは当然のことである。

しかし、今日の英語の普及はめざましく、よい意味でも悪い意味でも、英語はすでに大衆化しているとさえ言える。この英語の大衆化は、一方において、和製英語をさらに増加させ、ついには英語を現在の漢語に匹敵する程度にまで日本化する可能性を持つものと考えられる。

だが、他方においては、生きた英語との接触を通して、本物の英語を正統とし、その模範にならおうとする傾向がいっそう強まるであろうことも当然予想される。この傾向は、間違いもなく、語形や意味の原語からのズレなどを含めた、和製英語的なもの一般に対する強力な抑止力として働くことであろう。

したがって、和製英語が将来どうなるのかは未知数であるが、正統的な英語から見れば邪道である和製英語も、見

方を変えれば、言語における日本的なもののしたたかさを証明する一要因である。和製英語的要素一般の現状からして、今後いかに正統派英語の権威が高まるとしても、和製英語はやはり和製英語として残っていくと見ておくのが妥当のように思われる。

第二。鈴木孝夫[14]もまた、外来語を漢語と比較した上で、外来語の欠点として次の諸点を指摘している。

(一) 原語ではまったく同じことばが日本語に入ると、相互の同一性が見失われる。たとえば英語では単一語の driver が、「運転者」「ねじ回し」「ゴルフのクラブの一種」という相互関連性のない三語に分かれる。

(二) 原語では異なる音と表記で区別されていた二以上の語が、日本語に対応する音の区別がないため、発音・表記が同形になり混同されたり混乱したりする。たとえば bowling と boring がともにボーリングになる。

(三) まったく同じ語が、時代を異にして二度取り入れられたり、用いる場面が違ったりするため、日本語では別の発音のことばとなり、形も意味も違う二語と受け止められるようになる。たとえば strike はストライクとストライキに分離した。

(四) 語形がいつの間にか省略を受けて短くなる。たとえばストライキ→スト。その結果、原語では一部しか等しくなかったいくつかの語が、日本語では同一の形態をとることがある。たとえばプロフェッショナル、プログラム、プロダクション、etc→プロ。

右の意見に対しては、外来語はすでに日本語の一部であるという立場から、次のような反論がなされうるであろう。日本語に入った外国語が、日本語の言語体系の中で、なにがしかの語形上・意味上の変化を被るのは、いわば必然的現象である。driver の三つの意味は、日本語では相互の結びつきを持たないから、それぞれ別語となるのが自然である。この場合は同音異義語ということで多少の不便が生じるが、strike の場合など、形も違っていてむしろ好都合と言うべきではないか。

日本語の音の種類が少ないため、または語形短縮によっても、外来語には同音異義語が生じる。同音異義語は確かにないほうがよいが、言語構造上しかたのないことである。それに、同音異義語が問題になるのは、むしろ漢語なのではあるまいか。漢語には周知のごとく同音異義語が多い。もっとも、漢語の場合は文字による書き分けが可能であると反論されよう。そのとおりであるが、漢語はそのために同音異義語を必要以上に多く生み出すきらいがある。文字上の区別のできない外来語は、その点控え目になると期待できる。また、現実に同音衝突が起こった場合にも、混乱を回避すべく働く力（自然淘汰とか別語形の採用とか）が、外来語の場合はより強力に作用することが期待できる。

第三。これは鈴木も指摘していることであるが、すでに述べたように、外来語（特に知的外来語）は一般に難解であり、外来語が理解できるかどうかで、国民が二つの層（インテリと非インテリ層、または送り手と受け手）に分裂する。これが外来語の重大な欠陥の一つであるとされる。

しかし、同じことが漢語（生活語は除く）についても言えるし、いわゆる専門語一般についても言えるであろう。事は知識とか教養とかのありようにかかわる大問題であって、単なる外来語の問題にはとどまらないと言うべきである。

第四。これもすでに何度か触れたところであるが、外来語（特に商業外来語）はしばしば知的伝達のためでなく、受け手の情緒的満足感に訴えるために用いられる。それが繰り返されるうちに、受け手は外来語を知的に理解する習慣を失って、あたかも音楽でも聞くように、常に感覚的にのみこれを受け取るようになるのではなかろうか。そうなったら、事実上、言語は崩壊したに等しい。

これは重要な問題提起であるが、これも外来語のみの問題ではなく、商業語一般（および流行語）の問題である。あるいはむしろ言語の感覚的使用ということで、言語そのもののあり方にかかわる根本的な問題と言うべきものである。

第五。柳父章[15]が翻訳語について論じていることが、そのまま外来語にもあてはまる。柳父によれば、翻訳語は要するに借り物であって、生まれながらに身についた自分のことば（日常語）ではないから、それを使ってする思考は常に

ことばの上だけの思考にとどまる。新しい何かを発見するために始めた思考が、適当な(完成品の)ことばにたどりついたら、そこで停止してしまって真の発見にまで至らない。翻訳語にはこのような欠点があり、それは外来語についても同様であると柳父は言う。

この議論には日本人の言語生活のあり方に関するきわめて重要な指摘が含まれているが、これまた外来語だけの問題ではないと言わざるをえない。それがすぐれて翻訳語の問題であるという事実は、問題の本質が、外来文化に依存して成り立っている日本文化のありように深くかかわっていることを示唆している。

第六。これには多くの同調者がいると思われるが、外来語(まれに漢語を含む)の使用は日本語の伝統の無視であり、日本語の美しさを損うものであるとする考え方がある。いわばナショナリズム的発想であり、しばしば外国に対する素朴な感情的反発にすぎないこともあるが、それだけにかえって外来語排斥の論拠としては強い作用を持つものと思われる。

このほかにも、外来語によりもたらされる不都合の例はいくつか考えられようが、これ以上は取り上げない。右に掲げた論点を整理してみると、大別して、主として漢語との比較において外来語の語彙的欠点を指弾する立場と、外来語の問題を外来語それ自体の問題としてでなく、より大きな日本の文化や社会のあり方に関する問題の一部として取り扱うべきことを示唆する立場とがあるように思われる。

このうち前者については、明らかに漢語には外来語にまさる長所があり、また外来語には指摘されているような欠点があるわけなのだから、それは必ずや外来語の際限のない増加を妨げ、外来語と漢語の間に一種の均衡をもたらすべく作用するであろうと言いうる。(たとえば、文字に表した時の語形の短さにおいて、漢語は外来語にはるかに勝る。新聞やテレビの画面文字がカタカナ語ばかりで書かれることはまず考えられない。)

後者については、外来語の問題を、外来語だけの問題として処理するのには限界があるということである。外来語

の増加は日本が欧米化した結果であり、決して原因ではない。欧米化の現実を無視して、外来語のみをとがめるのは無理である。

日本人は猿真似の天才とも言われるが、むしろ、外の文化を借りてきて、それを自分のものに同化する天才と言うべきであろう。今では日本語扱いされている漢語も、もとは外国語であり、それが永年の経過のうちに日本語に同化させられてしまったものである。先にも述べたように、西洋からの外来語は、まだ歴史が浅いから、漢語と比べるとどうしても外国語然としたものが多いが、将来それらが現在の漢語と同等ないしそれ以上の地位に上ることも全然予想できないわけではない。日本が近代化にあたり、漢文化の伝統をあまりにもいさぎよく捨て、全面的な西洋文明の採用に踏み切ったために、外来語の主流も漢語から西洋語へと必然的に転換せざるをえなかったのである。このように単純に考えておいてよいのではなかろうか。

外来語が今後さらに増えることにより、将来の日本語が現在のものとはまったく違ったものになってしまうことは十分ありうる。しかし、それは日本の文化や社会、そして日本人そのものが、昔と今とではすっかり変わってしまったというのと、ほとんど同じ意味においてであるにすぎない。いかに変化しても日本人が日本人である以上、どんなに外来語が増えても日本語は日本語でしかありえないであろう。外来語の問題は、単にことばの問題としてだけでなく、日本文化全体とのかかわりにおいて、社会や個人の生活のあり方の問題としても、考えられなければならないと思われる。

(1)『朝日新聞』、一九七六年一月九日。
(2) 同上、一九七六年五月二四日。
(3)『現代雑誌九十種の用語用字 (3)』国立国語研究所、一九六四年、五八—五九頁。

(4)『電子計算機による新聞の語彙調査（Ⅱ）』国立国語研究所、一九七一年、一六―一八頁。
(5) 前掲『現代雑誌九十種の用語用字 (3)』、六二頁。
(6) もっとも、実際には、送り手といえども、すべての領域で送り手であることはめったになく、自分の専門や関心のある領域に関しては送り手であるが、それ以外では受け手となるのがむしろ普通である。
(7) 一九七四年九月、ＮＨＫ総合放送文化研究所で開催した座談会中の発言による。
(8) 石野博史「外来語はどれだけ理解されているか」(『文研月報』一九七四年二月号)。
(9) 宮本悦也『流行学』ダイヤモンド社、一九七二年、三八頁。
(10) 大野晋『対談集　日本語の探究』集英社、一九七六年、七三―七四頁。
(11) 同上、三七頁。
(12) 東山節子「日本語における英語からの借用語」(『東京女子大学付属比較文化研究所紀要』34、一九七三年)三七―五八頁。
(13) 柴田武「外来語の再生産」(『日本語教育』15、一九七〇年)一〇―一二頁。
(14) 鈴木孝夫『閉ざされた言語・日本語の世界』新潮社、一九七五年、九七―一〇二頁。
(15) 柳父章『翻訳語の論理』法政大学出版局、一九七二年、四五―四六頁。

8　新聞用語・放送用語

菅野　謙

一　新聞用語・放送用語への要請

1　近代新聞の成立期

二〇世紀の初頭、一九〇一年は、日本では明治三四年にあたる。その前年、後に〝平民宰相〟と言われ、内閣総理大臣になった原敬が、『大阪毎日新聞』に「漢字減少論」を発表している。[(1)]
当時の日本は、〝眠れる獅子〟として世界に恐れられていた大国清国(今日の中華人民共和国)に対し日清戦争で勝利を収め、義務教育の強化なども含め、富国強兵の政策をおし進めていた時代である。
一方、マスコミの分野は、〝近代新聞の成立期〟にあたり、明治憲法発布後も藩閥内閣が続く中で、政党政治の機運を盛り上げていくための民間の言論機関として、新聞が読者数を飛躍的に伸ばしていた時期にあたる。
原敬の「漢字減少論」のうち、新聞のことばづかいに関する部分は、

新聞紙の如きは多数の人に閲読せしむることを目的とし、また多数の人に閲読せらるゝでなければ、如何なる議論を主張したる所で、その論旨を貫徹することが出来ない、また如何なる事項を記載したる所で、その事柄を伝播せしむることが出来ない、それ故に文章の平易を努むるは当然の事なり

という主張であり、自らが主筆をつとめていた『大阪毎日新聞』の紙面において、文章を平易にし、文章を組み立てる文字についても平易な漢字を選ぶように努めていることを内外に公表した。
義務教育の普及とともに、読字能力の次第に高まりつつあった当時の国民のあらゆる階層に言論を広めるために、

新聞社が、新聞紙面で用いる文章・用語の平易化に努めるのは当然であり、これに対して、荘重な文体と難解な用語で自己の言論を権威づけようとはかっていた一部の新聞は、歴史の流れの中で次第に姿を消していった。

2 放送の開始期

その当時からおよそ四半世紀遅れて、不特定多数の人々に情報を伝達するための電波を初めて日本の空に流した放送は、その中で使うことばについて、新聞と同様に、また、ある面ではそれ以上に苦心を要した。

放送で使うことばと新聞で使うことばとは一致する点も多いが、異なる部分も多い。両者が根本的に性格を異にする第一の点は、新聞の読者が、活字で印刷された文章を目で読むのに対して、放送を聞くラジオ聴取者(当初は、ラジオのみでテレビはない。)は、スピーカーから流れる音声を耳で聞く点である。放送の場では、日本語の書きことばの中で重要な役割を果たす漢字の表意性を利用できず、また、新聞の読者が各人の好みの速度で記事を読みうる(読み返しも自由)のに対して、放送の聴取者は、たとえばニュースを聞いている場合にも、アナウンサーの話す速度と異なった速度で聞くことはできない。また、もしわからない点があっても録音でもとらないかぎり聞き直すこともできない。このような点から、放送は新聞よりもいっそう、その中で使う一つ一つのことばや文章の組み立てに注意し、聞いただけですぐわかる文章にするための努力が必要であった。

次に、新聞と放送とが、ことばの面で異なる第二の点は、共通語とのかかわりである。放送発足当時の大正末期から昭和初期にかけては、書きことばについては、全国共通の国定教科書による義務教育の普及によって、全国どの地域の人でも、読めばわかる共通語が形成されていた。しかし、この教科書ことばは、書きことばが主体であり、次の例のような会話体の部分は一部にすぎない。また、会話体の部分も国定教科書の改定のたびに、できるだけ日常の話しことばに近づけようとしている努力のあとは見られるが、やはり、情報伝達に主眼を置いた文体であり、話しこと

ばの特徴である感情を伝える部分が欠落している。（次の例は、一九一八（大正七）年入学から一九三三（昭和八）年入学まで全国の小学校で使われていた『尋常小学国語読本』――通称〝ハナハト読本〟の巻二[2]から引用した）。

「コノ　山　ニハ、クリ　ノ　木　ガ　タクサン　アリマス。ユフベ　カゼ　ガ　フイタ　カラ、キット　クリ　ガ　オチテ　キマス。サガシテ　ミマセウ。」

「モウ　人　ガ　ヒロツタ　ノ　カ、サツパリ　アリマセン。」

「ソレ　デハ　ムカフ　ニ　大キナ　木　ガ　アリマス　カラ、アノ　木　ノ　下　へ　イツテ　ミマセウ。」

話しことばの共通語を持たなかった日本に、突如出現した放送は、当時の識者から、音声言語としての共通語を形成するための手段として大きな期待を寄せられた。当時の意見を二、三紹介しよう。

詩人の高村光太郎は、一九三二（昭和七）年五月の日本放送協会の研究調査機関誌『調査時報』に一文を寄せ、次のように放送への期待を述べている[3]。

日本にはまだ日本語の発音の標準というものが確立していないように見える。（中略）標準というほどのことでなくても、日本語の正しい発音と、正しい言葉づかいと、鋭い語感と、新鮮な言葉の適当な採用とによる日本語の不断の清算をしてくれるところを放送局に求めてはいけないものだろうか。（中略）日本語は今極度の混乱状態にあって、その中からどういう立派な国語が生まれてくるかが今後の重大な問題になっているような特殊な事情にあるときであるから、特にこれらの事を放送局が普通以上に考慮に入れて、日本語の新らしい美の建設に力をかしてもらいたい。

また、神保格は、

文字に書いた標準語は、国定教科書をはじめ、新聞や雑誌や書物の中で余程の程度まで出来上がってい、かつ広まっている。しかし、口に発し耳に響く発音の言葉としては、今日まで文字の勢力に伴なわないうらみがある。

微妙な抑揚調子緩急によって細かい心の動きまでをも表現することは発音によってのみできる……(中略) 発音の言葉こそ真の生きた言葉である。発音の言葉を広めるのは耳が先である。(中略) 標準語を普及させるにはなるべく頻繁になるべく多くの人に標準語を聞かせなければならない。ここにおいてラヂオの有難味が痛切に感ぜられる。

としている。(4)

発足当初から、ことばの面でこのように大きな期待を寄せられた放送局側では、「正しいことばで放送するためのよりどころが欲しい」という部内からの強い要求もあり、一九三四(昭和九)年一月、「放送用語並発音改善調査委員会」を作った。当初の委員は、岡倉由三郎、新村出、神保格、土岐善麿、長谷川誠也、服部愿夫、保科孝一であり、この委員会は、その後「放送用語委員会」という名称に変わったが、今日まで四〇年以上続き、その間絶えず変化している日本語の中での放送用語の基準の作成を続けている。

なお、このように、放送の初期に、放送が自国語の音声言語の共通化に与える影響を重視して、識者が集まり、放送用語の基準を作った例は、日本のみでなく、イギリス・ドイツなどにも見られる。(5)

3　新聞用語・放送用語への要請

現在、平均的な日本人は、一日に四時間弱放送に接し、(6) 推定およそ一万七五〇〇語のことばを放送で聞いている。また、平均的な東京都民の調査では、一日に新聞を男子が五八分、女子が三六分読んでいる。(7)

一日の生活の中で、文字を書いたり読んだりする時間や、人に会って話をする時間は人によって異なるが、平均的な日本人として考えると、放送を聞くことと新聞を読むことは、毎日のことばの生活の中で量的にも大きな比重を占めている。したがって、新聞・放送は、日本語に対する影響力を考え、ことばの面について慎重な心がまえが必要である。

第一に、国内のあらゆる地域、あらゆる階層の人々に情報を伝達する新聞・放送にとっては、新聞の読者・ラジオ・テレビの視聴者のひとりひとりすべてに容易に理解されることばを使うことを考えなければならない。
次に、放送の場合は、発足当初の国内の言語事情の面からも、ことばの正しさを強く求められたが、この点については、公共性を持つ新聞の場合もまったく同様である。
このほか、新聞用語・放送用語に対する要請として、親しみやすい表現・美しい表現・共感をうる表現・愛情のこもった表現・簡潔な表現などがあるが、相互に重なり合う部分もあるので、ここでは、わかりやすいことば・正しいことば・個々人に対する配慮の三項目に分け、次章以降できるだけ実例を付けて説明することにする。
なお、新聞・放送ともに、用語に対する態度は、新聞では、広告・投書・依頼原稿などよりも自社執筆原稿に、よりきびしく、放送では、コマーシャルや出演者の発言などよりもアナウンサー・解説委員・ニュースキャスター・放送記者など、自局の職員の発言部分に、よりきびしく反映している。以下の記述で、新聞用語・放送用語と言う場合には、特にことわらないかぎり、新聞については自社原稿、放送については、自局職員の発言部分に重点を置く。

二　わかりやすいことば

1　漢字と漢語の整理

新聞の読者をふやすためには、まず、新聞で使う用語や文章をやさしくすることが第一であり、義務教育が十分普及していなかった時期には、新聞紙面で使う漢字を少なくすることが第一歩であった。
明治初年には漢字廃止論、ローマ字論、カナ文字論、漢字制限論、漢字擁護論などが、それぞれの立場からはなば

なしく展開されたが、一八七三(明治六)年、小学校用の国語読本として、『文字之教』三冊を著した福沢諭吉は、

ムツカシキ漢字ヲバ成ル丈用ヒザルヤウ心掛ルコトナリ。ムツカシキ字ヲサヘ用ヒザレバ漢字ノ数ハ二千カ三千ニテ沢山ナル可シ。此書三冊ニ漢字ヲ用ヒタル言葉ノ数。僅ニ千ニ足ラザレトモ一ト通リノ用便ニハ差支ナシ。

として、国民教育の面から、漢字の制限を提唱している。[8]

また、後に『報知新聞』の社長となった矢野文雄(竜渓)も、一八八六(明治一九)年、『日本文体文字新論』を著し、「普通書ニ用フ可キ常用ノ字数ハ其ノ総数僅ニ三千以下ニテ充分ナルヘシ」とし、[9]翌一八八七(明治二〇)年には「三千字字引」を選定、自ら主筆をつとめる『郵便報知新聞』の紙面で、漢字の制限を実行した。

ここでいう「普通書」とは、「高尚ノ専門課ノ論文及ヒ専門書ノ類」などの「文学書」に対する分野で、

一、政府ノ布告及ヒ布令、布達、訓状ノ類

二、公私学校ニ用フル教育書ノ類

三、広ク人ニ読マシムルヲ主トスル新聞誌ノ類(但シ専門ノ雑誌類ヲ除ク)

四、日用ノ手紙類(是ノ事ニ就テハ別ニ論アレドモ先ツ一般ノ部類上ヨリ此処ニ入レタリ)

以上四項目の例を挙げている。[10]

その後、漢字を制限する具体的な試みは、文部省の「国語調査委員会」(後に、「臨時国語調査会」、「国語審議会」)で、「常用漢字表」、「標準漢字表」などいくつかの発表があり、新聞界もこれに協力する姿勢をとったが、その準備を完了しながらも実施直前に関東大震災に遭遇するという不運な事態もあり、終戦までは、新聞各社とも、国語施策に直接結びついた形での漢字制限は、紙面上では行なっていない。

戦後、一九四六(昭和二一)年の「当用漢字表」は、強制的な色彩が濃いという点で反対意見が出され、現在、国語審議会で字種の再検討が進められているが、社会一般で使用する漢字の大幅な整理が、戦後三〇年の間に社会にほぼ

定着しつつあるのは、実施の時期が、社会的な変動期にあたり、大幅な変更を受け入れやすかったことのほかに、新聞社の全面的な協力が大きな力となっている。

「当用漢字表」に全面的に協力するということは、「当用漢字表」に含まれない漢字を含むことばをすべて他の漢字で書き換えるか、他の表現に言いかえるか、かなで書くということである。

多くの新聞社(テレビ発足後は放送も含む)は、一九五四(昭和二九)年の「当用漢字表補正案」による二八字の修正以外については、かなり厳密に、「当用漢字表」に準拠している。

日本新聞協会発行の『新聞用語集』[11]を見ると、「当用漢字表」に含まれない漢字を含むことば、およそ一七〇〇語を示し、次のように、かな書き、書き換え、言い換えの指示をしている。

○かな書きにするもの　三一九

挨拶→あいさつ
生垣→生けがき
鵜飼→ウ飼い

○他の漢字に書き換えるもの　四〇三

艶歌師→演歌師
臆説→憶説
皆既蝕→皆既食

○他の表現に言い換えるもの　七四六

危殆→危険、危機
寓話→たとえ話

経綸──→政策、抱負、方針

以上は、かな書き・書き換え・言い換えのいずれか一つの方法によって、新聞での表記例を示したもので、三種類合わせて一四六八語あるが、このほかに、以上三種の方法を組み合わせた形で表記例を示し、この中からの自由な選択を利用者にゆだねているものが、次のように三種類、合わせて二四一語ある。

○かな書き、または、書き換え　一

緬羊──→綿羊、めん羊

○かな書き、または、言い換え　一八五

勾配──→傾斜、こう配

采配──→指揮、指図、さい配

嗜好品──→好物、し好品(物)、愛好品

○書き換え、または、言い換え　五五

叢書──→双書、シリーズ

煖炉──→暖炉、ストーブ

抽籤──→抽選、くじ引き

このような、かな書き・書き換え・言い換えによって、現在の新聞紙面で使われる漢字の種類は、戦前の新聞紙面にくらべて大幅に少なくなり、多くの人々に容易に読みやすい紙面となっていることについては、だれしも異存のないところであろう。

しかし、その反面、これに伴って、いくつかの見のがせない問題点も生じている。

その第一は、一つのことばを書き表わすのに、「暗きょ(暗渠)」、「位はい(位牌)」、「音さた(音沙汰)」、「軽べつ(軽

漠）」、「砂ばく（砂漠）」、「上ぞく（上簇）」、「真ちゅう（真鍮）」、「雌しべ（雌蕊）」などのように、漢字とかなをまぜる〝まぜ書き〟の傾向がふえることであり、この中でも、「あん馬（鞍馬）」、「かい書（楷書）」、「じん臓（腎臓）」、「ばい菌（黴菌）」、「はく製（剝製）」などのように、一語の中で、先に来る部分がかな書きになると、漢字かなまじりの文章の中で、直観的に一語としてとらえられる機能がはなはだしくさまたげられる。

さらに、「皙ら（皙邏）」、「し好品（嗜好品）」、「し体（肢体）」、「は握（把握）」、「や金（冶金）」、「ら針盤（羅針盤）」などのように、かなにする部分が「し」、「は」、「や」、「ら」のように、漢字の直後につくと、ほかの意味にとられやすいことばはもっとも注意を要する。

新聞の文章の中でも、また、放送のテレビ画面に出る文字表現の文章の中でも、このようなまぜ書きのことばを使うときには、読みとりの効果を十分考慮して、前後の文脈の関係でふさわしくないと判断されれば、ほかのことばに言いかえなければならず、表記の面から表現上の制約が加わることになる。

漢字を制約するために生ずる問題点の第二は、言いかえなければならないことばをあまりたくさん作りすぎ、それを厳密に守ろうとすると、場合によっては、日本語の表現の豊富さに圧迫を加えるおそれがあることである。逆に、言いかえの方向を制限し、大部分の人には意識されない細かいニュアンスの違いのために必要性のないことばを温存することは、多くの人に容易に理解されることばをめざす新聞用語・放送用語にとっては、むしろ伝達のさまたげになる。新聞用語・放送用語にとっては、一般の人にわかりにくいことばはできるだけ言いかえるというのが基本原則となっている。

このように、ことばの言いかえについては、表現の豊富さの面と伝達効果の面の両面から慎重に考えていかなければならない。

先ほど示した『新聞用語集』を例にとると、この中に、言いかえ例を示していることばが九八六語ある。その中、

二四〇語には、言いかえ例のほかに、かな書き例または書きかえ例が示されているので、場合に応じて選択する余地が残されている。残りの言いかえ例のみを示している七四六語は、この『新聞用語集』の指示に厳密に従うかぎり、少数の例外を除いて、新聞紙面では、死語になりつつあることばと言ってよい。

ことばは絶えず変化し、社会の必要に応じて新しいことばが生まれ、それに伴い、必要性の薄れた古いことばは自然に消えていく。社会的な要求の変化を絶えず見つめ、この七四六語の中でも、必要性が次第に強くなって来たものは復活し、また、これ以外のことばの中でも必要性の薄れたことばを追加していく柔軟な姿勢が必要であろう。(最近の新聞紙面では、『新聞用語集』で言いかえを指示されながら、言いかえずに使われていることばとして、「制覇」、「ら致」などが目につく。)

なお、この漢字の制約は、マスコミで使う外来語の量にも影響を及ぼしている。新聞・放送とも、外来語については、「適切な訳語のある場合は、外来語を使わず、言いかえる。」という方針を採っているが、この漢字の制約にともなう言いかえによって、マスコミで使う外来語がふえていることは否定できない。

共同通信社編の『新・記者ハンドブック』[12]には、漢字の制約によって言いかえを指示された例の中に、次のように、外来語を含むものが三八項目ある。

間諜──→スパイ、回し者、間者

拳闘──→ボクシング

叢書──→双書、シリーズ

これら三八項目に関連のある言いかえ外来語の新聞での使用頻度を、国立国語研究所の新聞の語彙調査の報告[13]で見ると、同調査の調査単位の語頭に現れたものに限定しても、七三六回あり、言いかえ外来語がかなり多いことがわかる。(外来語の問題は、別項で詳しく扱われているので、ここでは、これ以上ふれない。)

2　学校教育との一致

義務教育の普及している日本では、国民の国語能力の多くの部分が学校教育で形成されている。したがって、学校教育で使うことばと、新聞・放送で使うことばは、学校での教育内容と、マスコミの伝達内容にはかなり異なる部分もあるので、完全に一致させることは無理であるにしても、両者に共通する基礎的な用語については、なるべく一致させることが、わかりやすい新聞、わかりやすい放送の第一歩となる。新聞・放送ともに、用語を検討するさいには、学校教育での用語を尊重し、できるだけ一致させるように努力している。

学校教育の用語と新聞・放送の用語の関連については、国語表記法の問題と、外国地人名の扱いについてふれる必要があろう。

第一の国語表記法の問題については、「当用漢字表」、「同音訓表」、「同字体表」、「現代かなづかい」、「送りがなの付け方」など戦後の一連の国語施策に、両者とも準拠しているので、ほぼ完全に一致していると言ってよい。ただ若干異なる点として、「当用漢字補正案」に対する態度と「当用漢字表外字」の字体の問題がある。

「当用漢字補正案」は、一九五四(昭和二九)年三月に、国語審議会が、新聞界の要望に基づいて「当用漢字表」を再検討した結果、将来「当用漢字表」の補正を決定するさいの基本的な資料となるものとして、「当用漢字表」から、「且・丹・但・劾・又」など二八字を削り、「亭・俸・偵・僕・厄」など二八字を加える案として、発表したものである。現在、多くの新聞・放送は、この「補正案」を含めて「当用漢字表」を考えているが、学校教育では、まだ、この「補正案」を認めていない。

国語表記法に関する第二点の「当用漢字表外字」の字体の問題は、簡単な例を示せば、「辻」(一点シンニュウ)か「辻」(二点シンニュウ)かという問題である。学校教育では、「当用漢字表外字」の字体は、原則として旧字体を使っ

ている。（したがって「辻」）これに対して、多くの新聞・放送は「辻」を使っている。これは、学校教育で必要とする表外字の種類数にくらべ、新聞・放送で使う表外字の種類数が圧倒的に多いことにも関係があるが、なによりも、シンニュウ一つとりあげても、その漢字が「当用漢字表」にあるかないかを確かめなければ「一点シンニュウ」か「二点シンニュウ」かわからず、正しい書き方ができなくなるという不合理を避けたためである。

なお、「当用漢字表外字」の字体を「当用漢字」の字体に準ずるという方針をとると、「縄」と「縄」、「覇」と「覇」、「塚」と「塚」のように、個々の漢字について、個別的に選択を迫られることになるが、これらについて、NHKの場合で言うと、いずれも「放送用語委員会」で検討した結果、「縄」、「覇」、「塚」を採用することとしている。

その理由は、次に示す国語審議会総会での安藤正次主査委員長の報告[14]で、具体的に説明されている「当用漢字」の字体の選定基準を重視したものである。

単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案でありましょう。しかし本主査委員会におきましては、わが国における、国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体の選定のめやすを上記の点においたのであります。……

……字体の整理という問題は、単に漢字そのものにおける点画の組合せに即してばかり考えられるべきではありません。国字として長く漢字を使用して来た国民の過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。……

次に、学校教育の用語との関連での第二の問題点である外国地人名の扱いについては、日本では、古くは、外国の地人名の書き表し方にはかなり個人差があり、ドイツの詩人「ゲーテ」の場合には、漢字・ひらがな・カタカナの別も加えると三三とおりもの書き表し方があったということである。[15]

しかし、一九〇二(明治三五)年の文部省「外国地名人名ノ称ヘ方及書キ方」以降、原音に基づくカタカナ表記が主

流となり、その後、一九五八(昭和三三)年に、文部省が、『地名の呼び方と書き方(社会科の手びき)』を刊行し、その後編集される学校教科書は、すべてこれに準拠することになったため、外国地名については、急速に統一の方向に向かった。新聞・放送は、これに対して、若干の修正を要望したうえで、ほぼ全面的にこれに準拠することになり、ギリシャ・ペルシャ(教科書では、ギリシア・ペルシア)など若干の例外を除き、主要な外国地名(中国・朝鮮を除く)については、学校とマスコミだけでなく、多くの印刷物でも現在はほとんど一致している。

ただし、外国の地人名の場合でも、中国・朝鮮の地人名については事情が異なる。一九〇二(明治三五)年以降、外国の地人名は原音に基づくカタカナ表記が主流となったことは、先にもふれたが、中国・朝鮮の地人名に関しては、日本では長い間、漢字で書き、日本語の音で読む慣習が強く、一九〇二年以降も、この慣習は変わっていない。

しかし、現在四〇歳代以上の方の中には、終戦後、ラジオで「ヤンツーガワ(河)」という発音を耳にした記憶を持つ方が多いに違いない。これは、終戦後、外国の地人名は相手の国のことばで発音するのが礼儀であるという主張と、カタカナで書けば漢字が減り、国語政策の趣旨にも合致するという主張とが一致して、朝日・毎日・読売の新聞三社と共同通信社・NHKが共同して「ヤンツー河方式」を検討したのが契機となっている。

当時、朝日新聞社と毎日新聞社とは、社内で慎重論が大勢を占めたために、結局、「ヤンツー河方式」にふみきったのは、読売新聞社・共同通信社・NHKの三者となったが、共同通信社は加盟地方紙に通信を送っているので、一時は全国でおよそ八〇の新聞とNHKの放送で「ヤンツー河方式」が実行された。

しかし、この方式は、当時の毎日新聞社の世論調査[16]でもきわめて不評であり、日本での長い間の漢字表記の慣習には勝てず、朝鮮戦争で細かい地名が大量にニュースに登場するようになったのがきっかけとなり、各社ともこれまでの慣用である漢字表記日本語音読みに復帰した。

現在、学校教科書地図が中国・朝鮮の地名についてカタカナ表記を主にしている点、国際交流が盛んになっている

点、漢字の面から見ても朝鮮民主主義人民共和国・大韓民国とも多くの漢字の字体が日本の漢字の字体と異なってしまった点などを総合的に考えると、新聞・放送界でも、将来再びカタカナ表記に移る機運が生ずることはほぼ必然と考えてよい。しかし、言語の慣用の強固さを考えると、従来の漢字表記から再びカタカナ表記に移行するさいには、前回の失敗の経験を十分に反省材料として、読者・視聴者の合意を得たうえで、全マスコミ界が一致してカタカナ表記に移行することが重要であると考えられる。

3　読者・視聴者の用語との一致

新聞・放送で使うことばのうち、学校教育で使われていることばは、それに一致させることが、多くの人にとってことばのわかりやすさに結びつくことが多い。これに対し、学校教育でほとんど使われていないことばの中にも、新聞・放送で必要なことばが多く、これらのことばは、読者・視聴者の日常使っていることばにできるだけ合わせることが、わかりやすさにつながり、同時に新聞・放送に対し親しみやすさをますことになる。

書きことばの分野の新聞でも、古く、漢語を多用し、文語調の多かった文章が、最近では、できるだけ漢語を避け、会話体に近い口語体の文章を使っているのもそのためである。『新聞用語集』の中には、次のような漢語を和語に言いかえる例が五七七例も示されている。

愛撫──→かわいがる
咽喉──→のど
迂遠──→回りくどい

また、当初、新聞の文章に近かった放送のニュース文体が、次第に日常会話の要素をとり入れ、現在では、NHKの「ニュースセンター九時」や、TBSテレビの「ニュースコープ」など、各放送局のニュースキャスターが、でき

るだけ親しみやすく日常会話に近づけた話しかけ調をとるニュース番組が生まれているのも同じ理由である。

新聞・放送が読者・視聴者のことばにできるだけ近づけようとする際に問題となるのは専門用語である。専門用語の一部は一般の日常会話にも用いられるが、大部分は日常会話で普通に使うことばではない。また、個々の専門用語について見ていくと、専門分野での定義が一般の人にわかりにくいものも少なくない。

しかし、新聞・放送の報道分野が次第に多岐にわたり、各種の専門的な知識を必要とする内容も報道の表面に表れるにつれ、その事がらを正確に伝達し、また、解説するためには、一般の人々にはわかりにくいと思われる専門用語も使用せざるを得ない場合も生ずる。

新聞用語・放送用語の立場から見ると、専門用語は、次の三つに大別できよう。

A　それまで、新聞・放送ではあまり使われなかったことばで、多くの人々が、初めて、あるいは、忘れかけたところに再び見聞きする専門用語。

B　一般の人がかなりよく知っていることばであるが、専門分野で使っている意味内容と異なって理解している専門用語。

C　一般の人がかなりよく知っている専門用語で、日常用語と言ってもよい程度の専門用語。

Aに含まれる専門用語は、新聞では、かこみの解説などによく登場する。朝日新聞の「ことば」欄・読売新聞の「ミニ解説」欄、日本経済新聞の「きょうのことば」欄、サンケイ新聞の「応答室」欄などが、かこみ解説の典型的な例であり、最近の項目では、「鉱工業生産動向」、「国債の銀行窓口販売」、「国鉄監査委員会」、「国家公務員上級職」、「財形貯蓄」、「政府演説」、「プルトニウム」などがあり、それぞれについて、最近のニュースを理解するうえで必要な知識を詳しく説明している。

新聞を読む読者は、記事を読み、その中に含まれるわかりにくい専門用語についての解説を読み、再びもとの記事

にもどって、解説を頭に入れながら読み返すことができるが、放送を聞く視聴者には、それができない。

このような場合、放送では、ニュースの時間の一部を割いたり、解説の時間を利用したりして、新しいことばの説明をするほか、一回一回のニュースで、このような専門用語を使うたびに、その部分だけを聞いている視聴者にも十分理解してもらえるように説明をつけることになっている。

Bに含まれる専門用語は、「バトンタッチ」などである。小学校の運動会などでも使われる、リレー競技の「バトンタッチ」ということばは、現在の日本陸上競技連盟のルールブックでは、「バトンパス」となっている。日本陸上競技連盟審判部佐々木吉三氏の談(一九六九(昭和四四)年)によると、[17]従来は、陸連の規則も「バトンタッチ」であったが、東京オリンピックの時に、国際陸連と用語の統一をはかった。その後、学校教育も含め体育関係者の間に「バトンパス」という用語を普及し、関係者の間で定着したと認められた段階で、一九六九年版以降のルールブックで「バトンパス」にしているということである。つまり、「バトンタッチ」は「バトンパス」の行為の中の一部分ということになる。

NHKでは、専門用語については専門分野の慣用を尊重するという立場から、陸上競技リレーレースの放送のさいには、説明を付けながら「バトンパス」ということばを使うことにした。しかし、日常会話でのひゆ的な用法としての「バトンタッチ」という慣用を尊重し、「政権のバトンタッチ」などの場合には、「バトンパス」とせず、「バトンタッチ」ということにしている。

Cに含まれる専門用語は、「念仏」、「定石」、「脳出血」、「ホームラン」などであり、これらについては解説を付ける必要もなく、新聞・放送の用語として、問題はない。

4　音声言語としての放送の特殊事情

漢字の表意性を利用できる新聞用語の場合には、ほとんど問題にならず、もっぱら耳に頼る放送用語の場合に大きな問題となる点は、日本語に、同音語・類音語が多い点である。

『大漢和辞典』におよそ五万字ある漢字も当用漢字では一八五〇字にしぼられているが、それでも、同音のもっとも多い「ショウ」の音を持つ漢字が、当用漢字(「当用漢字補正案」を含む)だけで、「小・升・少・召・正・生・匠・床・抄・肖」など六三字(『大漢和辞典』では一六一九字)あり、「ショウ」に次いで同音の多い「コウ」の音を持つ漢字は、当用漢字だけで、「口・工・公・孔・功・巧・広・甲・交・光」など六二字(『大漢和辞典』には二六一九字)ある。

この「ショウ」と「コウ」の組み合わせでできることばは、必ずしも六三の六二倍で三九〇六語(当用漢字のみ)になるわけではないが、それでも『日本国語大辞典』を見ると、「ショウコウ」が、「焼香・商工・昇降・商港・小康・症候・将校」など四六語、「コウショウ」が、「交渉・考証・高尚・公傷・公称・工匠・口承・高笑・公娼」など八四語収録されている。

これらの同音語は、同じような文脈の中で使われることがほとんどないものは、多くの場合、放送でそのまま使っても伝達のさまたげになるようなことはないが、「カンセイをあげる」(歓声・喚声)や「コウゼンとパレードする」(公然・昂然)などの場合には、同一の文脈で使われる同音語であり、場合に応じて、「喜びの声」、「わめき声」、「おおっぴらに」、「意気高らかに」などと言いかえる必要が生じる場合もある。

また、耳で聞くことばとしては、音が全く等しい同音語だけでなく、音がにかよっている類音語にも注意が必要である。

「ヤクゴジューヘクタール」は、「約五〇ヘクタール」であるが、「一五〇ヘクタール」と聞き誤られるおそれもあり、放送では、「約」は絶対使わず、必ず「およそ」と言いかえることにしている。

耳で聞くことばとしての、このほかの注意点としては略語がある。日本語は、書きことばの面では、漢字の表意性を活用して長い名称を簡略に示す略語は非常に便利である。しかし、このような略語は、多くの場合、発音の面については全然考慮されず、単に漢字の意味の面のみを考えて作られているために、耳で聞いただけではわかりにくいものが多い。また、「ホーヒコン」(放批懇)などのように、思わぬ連想を生ずるものも作られる。耳で聞くことばとしての放送用語では、「国鉄」、「総評」などのように、そのことばが作られた時は略語であっても、現在では略語のほうがわかりやすくなったものは略語を使うが、一般には、必ず略さない正式名称を少なくとも一回は使うということにしている。

三　正しいことば

1　判断基準の多元性

放送発足当初、放送で使うことばに対して正しいことばを使うようにと強く要請されたことはすでに述べたが、新聞用語も同様であり、語法・表現・表記法(放送の場合には、発音・アクセントも加わる)など、ことばについてのあらゆる面にわたって、新聞社・放送局には、「正しいことば」を使うようにというきびしい投書がたえず寄せられる。しかし、「正しいことば」と言っても、ことばの面での「正しさ」は、数学などでの「正しさ」と異なり、複雑な要素を含んでいる。

一九五五(昭和三〇)年度に、国立国語研究所が、ゆれのあるアクセント・発音・語法の合計一〇〇項目について、標準となる語形を確立するために、国語学者などことばに関心を持つ有識者にアンケート調査をしている。(18) この調査

では一項目ごとに「標準となる語形を選んだ理由」つまり「標準語形の判断基準」を回答者に選択させているが、ことばの「正しさ」を考えるうえで、この「判断基準」は大変参考になる。
その時に選択された「判断基準」を選択者数の多いものから並べると次のようになる。（カッコ内は対立概念）
①一般的だ（特殊的だ）　②共通語的だ（地方語的だ）　③語感がよい（……悪い）　④聞きわけやすい（……にくい）　⑤言いやすい（……にくい）　⑥使用地域が広い（……狭い）　⑦意味を区別する（……しない）　⑧望ましい体系を作る（……作らない）　⑨本来の形だ（くずれた形だ）　⑩口頭語的だ（文章語的だ）　⑪増加の傾向にある（減少の……）　⑫変化の傾向にそう（……さからう）　⑬口語的だ（文語的だ）　⑭規範に合う（……合わない）　⑮日本語的だ（外国語的だ）　⑯論理的だ（非……）　⑰伝統的だ（新奇すぎる）　⑱教養層が使う（非……）　⑲本来の日本語調だ（翻訳調だ）　⑳よい表現を加える（悪い……）　㉑おぼえやすい（……にくい）　㉒簡潔だ（……でない）　㉓ていねいだ（……すぎる・ぞんざいだ）　（以下略）
以上の順位は、アクセント・発音・語法の三部門にわたっての平均化された「判断基準」の順位であり、一〇〇語の調査語の一つ一つを見ていくと、語の種類によって、適用される基準が異なっているのがわかる。
①の「一般的」は、ほとんどすべての分野にわたって標準語形を判断する場合の有力な基準として使われ、特にアクセントの判断基準としては、調査語三〇語のうち「午後」を除く二九語について、「一般的」がもっとも有力な判断基準として使われている。
これに対して、②の「共通語的」、④の「聞きわけやすい」、⑤の「言いやすい」、⑥の「使用地域が広い」、⑩の「口頭語的」、⑬の「口語的」などは、アクセントの判断基準としては一回も使われていない。
アクセントを除く、発音・語法の分野、特に発音の分野で、①の「一般的」に次いで守備範囲の広い判断基準は、⑨の「本来の形」と、⑤の「言いやすい」である。⑨の「本来の形」は、「ピアノ・ファン・かつて《嘗》・新宿・ほ

ほえむ・あそこ・かゆい・出発・輪出・先生・ゆでる」の発音と、「なさった・察する」の語法の判断基準として、もっとも多くの支持者を集め、また、⑤の「言いやすい」は、「バイオリン・はえ《蠅》・ほお《頰》・入口・研究所・菓子・良い・十銭」の発音と、「読めます・おからだにお気をつけて」の語法の判断基準として、もっとも多くの支持者を集めたことを、この調査報告は示している。

また、平均化された順位では一七位という低位にある「伝統的だ」という判断基準は、アクセントの部面には一項目にも現れず、語法の部と、和語・漢語の発音の部で判断基準として現れているが、漢音と呉音の選択にかかわる「発足(ホッソクかハッソクか)」というような例では、ほかの基準をおさえて、もっとも支持者の多い判断基準となっている。

この調査報告からも汲み取れることであるが、「ことばの正しさ」を判断する場合には、判断すべきことばの性格によって、適用すべき基準が変わり、また、判断すべき対象が同一の場合にも、複数の判断基準が適用され、それぞれの尺度で得られた値が総合的に判断される。

放送用語の場合には、一九三五(昭和一〇)年に「放送用語並発音改善調査委員会」が「放送用語の調査は、ラヂオ聴取者の共通理解を基準として、美しい語感に富む「耳のコトバ」を建設し、放送効果の充実をはかることを目的とする。」という理想をかかげて、「放送用語の調査に関する一般方針」を作成しているが、この中に、「語彙・句法の選択に当たっては、一般的準則として、なるべく左の諸項によること。」として、やはり、多元的な判断基準を示している。

(イ) 現代の口語を第一とする。
(ロ) 現代の最も普通な発音による。
(ハ) 現代の最も普通な意味による。

(ニ)　耳に聞いてすぐわかるものをとる。
(ホ)　音と調子との美しいものをとる。
(ヘ)　同音語(又は類音語)の少ないものをとる。
(ト)　聴き取りにくい音(特にマイクロホンを通しての)を避ける。
(チ)　音の上から悪い連想を起すおそれのあるものを避ける。
(リ)　忌詞、その他、各種の差障りのあるものを避ける。
(ヌ)　純日本語の表現形式を尊重する。

以下の節で具体例を二、三紹介しよう。

2　地名・人名の表記と発音

「ことばの正しさ」から見ると、地名・人名の表記と発音については、地名は現地の、また、人名は本人の表記と発音に従えばよいという、簡単な原則で割り切れるように考えられる。しかし、新聞・放送ともに、それだけでは割り切れない問題をかかえている。

発音の面のみに限って見ても、地名・人名には、漢字の読み方のむずかしいものや、二とおり以上の読み方を持つものが多く、報道の実務面では、本人または当事者に、その正確な発音を確認する余裕がない場合が多いからである。

○読みにくいもの

四月一日(ワタヌキ)

○二とおり以上の読み方のあるもの

神戸(カンベ・コーベ・コード・ゴード・ジンゴ)

英子（エーコ・テルコ・ヒデコ・ハナコ）

発音の問題は新聞ではさほど問題にならないが、放送では重要な問題であり、「放送用語並発音改善調査委員会」では、発足当初から、次のように固有名詞の発音を示す参考資料を次々に作成している。

『尊号および年号の読例』（一九三五（昭和一〇）年一月）『宮廷敬語』（同四月）『難読姓氏』（同八月）『雅楽語彙』（同八月）『謡曲狂言曲名一覧』（同八月）『難読駅名』（同一〇月）『演劇外題要覧』（同一一月）『神宮及官国幣社一覧』（付録、全国難読神社名）（一九三七（昭和一二）年八月）『難読仏教語彙』（同九月）『難読町村名』（一九三九（昭和一四）年三月）

このように、地名・人名の発音に難解なものが多い例は外国にもあり、イギリスではBBCの発足当初に、アナウンサーのための『地名発音辞典』を作り、伝統的な発音や地域的な発音を残し普通名詞の発音法則によらない地名の発音に注意をうながしている。

また、地名・人名など固有名詞の大部分については、本人・現地・当事者から、正しい発音と表記を確認し、それをあらかじめ資料として整備しておき、新聞記事や放送アナウンスのさいに活用できればよいのではないかという考えも生ずるが、本人・現地・当事者に確認するだけでは解決しない問題もある。

問題となるのは、本人・現地・当事者が統一した表記や発音を用いていない場合である。このような例は、人名の場合には比較的少ないが、それでも、土井晩翠が、「正しくはツチイであるが、一般世間にはドイというほうがとおりがよいので、放送ではドイと呼んでもさしつかえない」と言われた例や、原敬の「タカシ」と「ケイ」のように、歴史的な人物の場合も含めると、このような例は決して少ない数ではない。

人名に比較して、地名になると、表記や発音のゆれの生ずる割合が多くなる。地名の公式名称としては、市町村名などの自治体の名称の場合には、自治省に届け出られた名称を公式名称と、また、山や川など自然物の名称の場合に

は、国土地理院に提出された「地名調書」に起載された名称を公式名称と考えてよい。しかし、山や川など、大きな地域にまたがる自然物名の場合には、山の東側と西側、川の上流と下流など、地域によって名称の異なるものが少なくない。（たとえば、島根県の「江川」は「ゴーガワ」とも「ゴーノガワ」とも呼ばれ、上流では「可愛川（エノカワ）」とも呼ばれている。）

また、当事者が一体であるはずの市町村名の場合にも、公式名称を自治省に届け出た時期の古いものの中には、その公式名称と、現在その市町村で一般に使われている名称とが異なるものがある。これに方言音と共通音の違い（「イバラギ」と「イバラキ」、「マッサカ」と「マツザカ」）の問題なども加えると、判断基準の立て方がもっとも簡単であると思われがちな、地名・人名の場合にも、さまざまな問題を含んでいる。

このような場合、新聞・放送ともに、必ずしも公式名称にとらわれることなく、現在の時点での当事者の意志を尊重すること、また、地域により名称の異なるものについては、全国を対象とする紙面・番組ではできるだけ統一した名称を使うこととしているが、地域ごとの新聞紙面・放送番組では、その地域での呼称をできるだけ尊重する態度をとっている。

3　ことばの変化と伝統性

地名・人名の場合には、その名称に特に関係の深い本人・現地・当事者などが特定されるが、地名・人名以外のことば全般について考えると、日本語を組み立てていることばの一つ一つ、また、音韻体系や文法体系のすべてが、日本人全体が平等に発言権を持つ共通財産と考えてよい。

ここで問題となるのは、「ことばのゆれ」であり、タイ国の首都を「バンコク」と言うか「バンコック」と言うかというような発音のゆれ、「発足」を「ホッソク」と読むか「ハッソク」と読むかというような漢字の読みのゆれ、

「赤とんぼ」を「アカトンボ」(「カ」と「ト」を高く発音する)と言うか、「アカトンボ」(「ア」を高く発音する)と言うかというようなアクセントのゆれ、「ギウン」を「気運」と書くか「機運」と書くかというような表記法のゆれ、「見る」の可能形を「見られる」と言うか「見れる」と言うかというような語法のゆれ、「小鳥にえさをやる」と言うか「……えさをあげる」と言うかというような敬語に関する表現のゆれなど「ことばのゆれ」は、ことばのさまざまな面に現れる。

この「ことばのゆれ」は、世代間の差・居住地域の差・生活経験の差・所属グループの差などの間に生ずるが、一つ一つの現象を見ていくと、「ことばの変化」の一つの過程としてとらえられるものが多い。「見られる」と「見れる」の例で言えば、伝統的な「見られる」という形に対して、新しく「見れる」という形が生じ、次第に広まりつつあるのが現状である。かりに、将来、「見られる」という形が消えてしまえば、「ことばの変化」としてとらえられる。また、逆に、「見れる」という形が消えてしまえば、伝統的な形のほうが強かったということになる。

この「ことばのゆれ」は、個人と個人との間の会話の場合には、学校・家庭などでの教育的な配慮からの是正を除き、多くの場合、さほど問題にならない。

しかし、新聞・放送の場合には、国民全体を対象としているために、伝統的な立場を強くとりすぎると、若い世代から「年よりくさいことばづかい」として反発を受け、また、逆に新しいものをとり入れすぎると、「日本語を乱している」という抗議を受ける。

新聞・放送では、新しい現象を報道するために、新しいことばを使わざるを得ない場合があり、また、新しく社会で活躍を始める若い世代の共感を得ることばづかいが必要な分野もある。しかし、ことばの変化の多くの部分については、国民大多数の理解と共感を得るということを第一に考え、ことばの変化に対しては、やや保守的な態度をとっ

ている。

四　読者・視聴者個々人に対する配慮

新聞・放送ともに、多数の人に対して同一の情報を同一の表現で伝達している。したがってその中で使うことばのわかりやすさ、正しさを判断する場合には、新聞を読み、放送を聞く国民大多数にとってわかりやすいと思われることば、大多数の人に正しいと考えられていることば、という点が判断基準となる。

しかし、新聞・放送の情報は、送り出す時点では一対多数であるが、これを受ける時点では、常に一対一の関係でコミュニケーションが成立している。新聞・放送の用語の選択に、大多数に対する配慮と同時に、読者・視聴者の一人一人に対する十分な配慮が必要になるのはこのためである。

よく知られているように、「おわい屋・おんぼう・小僧・小使い・女工・女中・つんぼ・丁稚・土人・バタ屋」などの用語は、現在、社会の表面から追放されたと見てよい。

ただし、このような用語は、単に新しいことばに変えるだけでは何の解決にもならない。表面的なことばの問題にとどめることなく、すべての人の人格を尊重し、特に社会的な弱者に対しては、愛情をこめた態度を持つことが必要であろう。現代の社会は、戦前の社会から見ると、身体的な欠陥や職業などに対する偏見は大幅に少なくなっているが、新聞・放送の社会的な影響力から見ても、この点について十分な配慮が必要である。

(1)　『大阪毎日新聞』一九〇〇年一月二一一〇日、二月五—七日（西尾実・久松潜一監修『国語国字教育 史料総覧』国語教育研究会、一九六九年による）。

(2) 文部省『尋常小学国語読本　巻二』(東京書籍株式会社、一九二六年による)。
(3) 髙村光太郎「日本語の新らしい美を」(『調査時報』Ⅱ・10、一九三二年)。
(4) 神保格「ラヂオによる国語統一」(『調査時報』Ⅰ・6、一九三一年)。
(5) 佐藤孝「ＢＢＣの国語標準化活動」(『放送』Ⅸ・10、一九三九年)。
(6) 宇井英俊「各国放送の国語純化活動」(『放送』Ⅸ・10、一九三九年)。
(7) ＮＨＫ放送世論調査所編『図説日本人の生活時間―１９７５―』日本放送出版協会、一九七六年。
(8) 日本新聞協会編『日本新聞協会三十年史』一九七六年。
(9) 福沢諭吉『文字之教』一八七三年(西尾実・久松潜一監修前掲書による)。
(10) 矢野文雄『日本文体文字新論』一八八六年(西尾実・久松潜一監修前掲書による)。
(11) 同上。
(12) 日本新聞協会新聞用語懇談会編『新聞用語集　改定版』一九七六年。
(13) 共同通信社編『新・記者ハンドブック――用字用語の正しい知識』一九七五年。
(14) 国立国語研究所『国立国語研究所報告 48　電子計算機による新聞の語彙調査 (Ⅳ)』一九七三年。
(15) 文部省『国語審議会の記録』、一九五二年。
(16) 藤本光「外国地名人名の表記統一」(『言語生活』一九六八年一一月号)。
(17) 『毎日新聞』、一九四五年一〇月一日。
(18) 「放送用語ノート(16)」(『文研月報』一九六九年一一月号)。
(19) 「語形確定のための基礎調査」(『昭和三〇年度国立国語研究所年報―7―』、一九五六年)。

9　国語国字問題の由来

武部良明

一　問題点と時代区分

日本語そのものの現状やそれを書き表す文字の現状に満足していれば、国語国字問題というものは起こらない。しかし、実際には、必ずしも満足すべき状態でない、何とかしなければいけない、ということになった。現状に満足できなければ、そこに問題意識を持ち、その解決に向かって努力が行われたとしても、それは当然のことである。

こうして、現状にどういう問題があるのか、その解決にはどうすればよいのか、などについて、いろいろの論が行われた。仮名文字専用にすべきだという論、ローマ字で書き表すべきだという論、漢字を節減すれば十分だという論などがこれである。これらの中には、単なる論に終わらず、特定の団体が社会運動として推進したものもある。また、文部当局によって国語教育の中に取り上げられ、あるいは、政府の国語政策として実行に移されたものもある。したがって、そういう経緯をたどれば、そこに国語国字問題の歴史をまとめることが可能なわけである。

ところで、このような形で国語国字問題を取り上げる場合、その最初に来るのが、慶応二(一八六七)年一二月、前島密(我が国郵便制度の確立者として著名)が将軍徳川慶喜に奉った建白書「漢字御廃止之議」である。そこには、論を尽くして漢字の害が説かれ、漢字廃止、仮名専用が主張されている。そうして、その後現在まで一一〇年、その流れの中で最も画期的なことといえば、現代表記の実施である。すなわち、一九四六(昭和二一)年に「当用漢字表」と「現代かなづかい」が内閣訓令・告示となり、ここに現代表記が出発した。明治以来いろいろと試みられながらも実施に至らなかった大改革が、公用文・新聞・教科書を通じ、国民一般に普及した。その点で一九四六年を一つの区切りとし、それ以前を旧表記の時代、それ以後を現代表記の時代と、大きく二つに分けることが可能である。

さらにそれぞれの中を分けるとすれば、次のような出来事が区切りになる。まず、一九〇〇(明治三三)年に「小学校令施行規則」が改正されたこと。これによって、平仮名および片仮名の字体が確立し、字音仮名遣いが発音式になり、漢字が一二〇〇字に制限された。それは小学校教育という限られた範囲ではあったが、政府による解決策実施の最初であり、大きな関心と論議を呼ぶことになった。それから、一九二一(大正一〇)年、文部省に臨時国語調査会が設置されたこと。これが国語審議会の前身であり、問題解決の中心的存在となった。ローマ字専用を目ざす「東京ローマ字学会」が「日本ローマ字会」となったのも同じ年、片仮名専用を目ざす「カナモジカイ」の前身「仮名文字協会」の設立がその前年末。こうして、国語国字問題解決への活動が一段と活発になったのである。

なお、現代表記のほうを見ると、現在は反省検討期に入っている。その点では、一九六六(昭和四一)年に文部大臣が国語審議会に対し「国語施策の改善の具体策について」という新たな諮問を行っている。これによって、一九四六年以来の現代表記が再検討され、手直しされることになった。その点で一九六六年は、現代表記の時代を分ける一つの区切りである。

以下、一八六七年以来一九七六年現在までについて四つの区切りを設定し、全体を五つに分けて取り上げたいと思う。これによって国語国字問題の由来につき、歴史的展望を試みるのがこの小論である。

二 問題意識の発生

1 仮名文字とローマ字

国語国字問題を歴史的に取り上げる場合、その最初に来るのが「漢字御廃止之議」[1]である。文書の日付は慶応二年

一二月、筆者は幕府開成所の反訳筆記方前島密。開成所の頭取を介して将軍徳川慶喜に差し出された。前島は、大政奉還後の一八六九(明治二)年には、明治政府の議政機関・集議院にあて「国文教育之儀ニ付建議」を提出している。また、一八七三(明治六)年には、学制公布を機に、右大臣岩倉具視（いわくらともみ）と文部卿大木喬任（おおきたかとう）にあて、「学制御施行ニ先チ国字改良相成度卑見内申書」を提出している。なお、前島には、政府建議のために書き上げた「興国文廃漢字議」という論説も残っている。

　これらを通じて見ると、前島が問題にしたのは、漢字仮名交じりの日本文ではなく、当時の公用文としての「漢文(または漢文訓読体)」であった。漢文をもってしては、新しい知識を正確に記述することができない、教育も素読に終わり、真の知識が身に付かない、これを改めるには、ぜひとも日常の日本語を用い、それを平仮名で書くべきである、そうすれば、教育が普及し、文字学習の時間も節減される、というわけである。前島は函館開成所で航海術を学んだが、後に長崎で米人宣教師のウイリアムという人から大きな感化を受けたという。それは、中国に滞在したことのあるその宣教師が、中国が劣るのは漢字を用いているためであり、日本人の知識が進歩しないのも、仮名がありながら漢字を用いているためだと論じたからである。

　ところで、当時、日本語の言葉や文字を改めるべきだと考えた人の中には、ローマ字にすべきだという主張も見られた。その最初が、一八六九(明治二)年五月、大学頭山内容堂（やまのうちようどう）に提出した南部義籌（なんぶよしかず）(終生ローマ字運動に尽力)の「修国語論」である。大学頭というのは明治政府の学問所を統括した長官であり、南部はそこの学生として漢学を学んでいた。しかし、幕府の開成所で蘭学を学んだこともあり、その面からローマ字の利点に感服していた。南部はこれを、一八七一(明治四)年に設置の文部省にも建議し、翌年には「文字ヲ改換スルノ議」というのも建議している。これらを通じて見ると、南部もまた、当時の公用文「漢文」を問題にしているのである。すなわち、日本は中古以来、漢制をまね、漢文でなければ用が足りない、日本語のほうは方言に分かれて通じなくなり、文明国ということができない、

このままでは漢文や西洋語が栄え、日本語が分からなくなってしまう、これを防ぐには、日本語を整えてローマ字で書き表し、日本語によって学問を修めやすくすべきだ、というわけである。

前島の場合も南部の場合も、共通するのは、漢文を公用語とし、漢文をもって教育を行うという実情に不満を持ったということである。ただし、それに代わるべき日本語については、方言に分かれて乱れ、必ずしも満足な状態ではなかった。これについての前島の案は、まず文法書・辞書を作る、師範学校を設けてこれを学ばせる、洋書・漢籍を翻訳して教科書を作る、こうして各府県の学校へ派出すれば一〇年で成功する、というのである。南部の案も、まず子音・母音を明らかにして発音を整える、文章を解剖して語の種類と文法を整え、辞書と文法書を作る、重要な書物を書き直して学校で教える、その際に、やむをえないものには当分漢字を残してもよい、こうして五年もたてば辞書も完成し、それによって書物を書くようになる、こうすれば、一〇年たたないうちに一切の漢字をなくしても支障がなくなる、というのである。

これを要するに、最終的に平仮名を使用するかローマ字を使用するかで、両者の目標は異なっている。しかし、漢文に代わるものとして標準の日本語を定めようとする点は共通している。そこには、日本人のための日本語を育て上げようという強い意志が見られるのである。ただ、それを表音文字としての平仮名またはローマ字で書き表すことは、西洋語が表音文字で書かれていることを優れたものとし、それをまねるべきだというわけである。その点では、西洋のものこそ優れたものという、文明開化の流れが感じられるのである。

2 仮名文字論の発展

前島密が「国文教育之儀ニ付建議」を集議院に提出し、「学制御施行ニ先チ国字改良相成度卑見内申書」を文部卿等に提出したことは、前節で述べたとおりである。その前島が、一八七三(明治六)年に啓蒙社を起こし、『まいに

ち ひらかな しんぶんし』という日刊紙を発行している。それは当時の群小新聞の一つで、その発行も同年二月から翌年五月に至るわずかの期間である。しかし、縦書き平仮名(ただし、数字は漢数字)ということは、自らの説を実行に移したものであり、理想実現の第一歩であった。

また、一八七四(明治七)年には、我が国石版術の創始者清水卯三郎(しみずうさぶろう)が、化学入門の翻訳書『ものわり の はしご』を著した。これは副題に「また の な せいみ の てびき」とあるとおり「舎密の梯」を「ものわり の はしご」としたものである。本文にも、「ほのけ(空気)・すいね(酸素)・いしずみ(石炭)」などの訳語が用いられている。同年『明六雑誌』七号に載せたその論説「平仮名ノ説」によれば、平仮名こそ国民一般に最も普及している文字であり、知識の普及を図るには、平仮名専用を心掛けるべきだというのがその持論であった。

ところで、このような平仮名論は、教育の普及に役立つとともに、明治維新の復古主義とも一致していた。そのため、広く教育者や知識人の間に支持を得るに至った。そうして、社会運動としては、政党結成の自由民権運動に刺激され、文化団体結成へと進んだ。「かなのとも」「いろはくわい」「いろはぶんくわい」「いつらのおん」などがこれである。また、これらの大同団結へと進んだのが、一八八三(明治一六)年七月、有栖川宮威仁(ありすがわのみやたけひと)親王を会長に結成の「かなのくわい」であった。この会の目的は、その規則第一条に掲げられているとおり、学問普及のために耳で聞いて分かりやすい言葉を用いることであり、それを仮名文字で書くことだというのである。

「かなのくわい」の意図するこのような仮名文の問題点については、『朝野新聞』『郵便報知新聞』などに載った一〇数編の批判論と、そのつど行われた大槻文彦(おおつきふみひこ)の反論にこれを見ることができる。大槻は、国語辞書『言海』の編者として著名であるが、同会発起人の一人であり、評議役兼編輯掛であった。そこに現れた問答の要点を幾つか取り上げると、次のようになる。まず、仮名ばかりで書くと読みにくいという批判であるが、これは、語の間を明け、句読点を加え、濁音には濁点を打つから読みやすくなるという。人名・地名を仮名書きにすると用が足りないという点で

あるが、これについては、耳で聞いて分かる言葉が仮名で書いて分からないはずはないという。同じ表記の語が多くなって困るという点は、漢字でも同じ表記で読みの異なる語が多いから同じだという。口に言うとおり書けば何のことか分からないという点は、語法・文法を定めて全国の教育に及ぼすから心配ないという。それは要するに、現在のままの日本語を仮名書きにするのではなく、仮名ばかりで書いて分かる日本語を作り上げることが前提となっていた。その点で仮名文字論は、国字問題だけでなく、国語問題にも及んでいたのである。

しかしながら、そのような点で大同団結へと進んだ「かなのくわい」も、その内部は、どのような仮名遣いを用いるかの点で、大きく二つに分かれていた。出発当初の「つきのぶ」というのは、仮名遣いを従来のまま(歴史的仮名遣い)とし、『かなのみちびき』という機関誌を出した。「ゆきのぶ」というのは仮名遣いを改める(発音式仮名遣い)もので、『かなのまなび』を出した。他に、仮名文字の数を増す「はなのぶ」というのもあった。翌年三部が廃され、機関誌も『かなのしるべ』一誌になったが、その翌年には、「もとのとも」と「かきかたかいりようぶ」に分かれ、それぞれ『かなしんぶん』『かなのざつし』を出した。こうして、どのような仮名遣いを用いるかの対立は、仮名文字論の中の二つの大きな流れとして残るのである。

3 ローマ字論の発展

一八七二(明治五)年六月、米国駐在中の政治家森有礼(もりありのり)は、イェール(Yale)大学の言語学教授、W・D・ホイットニー(William Dwight Whitney)にあてて書簡を送った。その内容については、日本語を廃止し英語を採用するというふうに伝えられているが、実は、漢文の代わりに英語を採用するものであった。それも、学習の障害となるつづりや文法上の不規則を改めた簡易英語ということであった。これに対し、ホイットニーは日本語のローマ字化を勧めている。それは、言語の本体は口頭のほうであってそれを改めることはできないが、文字は言語を書き表す道具にすぎな

いから、不便ならば改めてもよいということであった。

日本語のローマ字書きは、一八六九(明治二)年の南部義籌「修国語論」以来、欧化主義の知識人に大きな支持を得ていた。その利点につき、哲学者西周(にしあまね)は、一八七四(明治七)年『明六雑誌』一号に載せた論文「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」において、次のようにまとめている。すなわち、ローマ字を採用すれば日本語が整い、話し言葉と書き言葉が同じになる、二六字を知ればだれでも書物を読むことができ、意見を書くことができる、算用数字を併用することができ、外国語も学びやすくなる、学術用語も原語のまま用いることができ、著述・翻訳が便利になる、印刷が簡便になり、外国製の機械をそのまま用いることができる。西のこのような論に対し、教育家西村茂樹(にしむらしげき)は「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」を同じ号に掲げているが、西村の論も、西論の全面否定ではないのである。

ところで、ローマ字論者のほうもまた文化団体結成へと進んだが、その契機となったのが、外山正一(とやままさかず)の「羅馬字を主張する者に告ぐ」(『東洋学芸雑誌』三四号)という一文であった。外山は、文部大臣、東京帝国大学総長なども務めた社会学者であるが、「かなのくわい」の評議役でもあった。一八八四(明治一七)年一一月には同会の会合で「漢字破という講演を行い、漢字の害悪を説いている。その外山であるが、漢字に代わる文字としては、仮名文字だけでなく、ローマ字もある、今こそ漢字を攻撃するために、ローマ字の会も起こすべきだと論じた。こうして、ローマ字論者の団結を図ったのが、翌年一月に結成の「羅馬字会」であった。

「羅馬字会」の目的は、その規則第一条に掲げられているとおり、日本語を書くのにこれまで用いてきた文字を廃し、ローマ字をもってこれに替えるというのである。しかし、その場合の敵は「かなのくわい」ではなく、漢字そのものだというのが外山の主張であった。漢字という強敵の前で両論者が争うのは同士打ちと同じだということを強調し、「羅馬字会」は「かなのくわい」と共存する存在となったのである。しかし、そこには「羅馬字会」を内部から分裂させる大きな問題が起こった。それは、ローマ字で書き表すに当たり、どのようなつづり方を採用するかという

ことであった。
「羅馬字会」は、書方取調委員を選んで案を進めたが、その際に、和英辞書『和英語林集成』の著者、J・C・ヘボン[2](James Curtis Hepburn)の説を取り入れた。それは、子音の用い方を英語式にし、母音の用い方をイタリア語式にするものであり、これを基本に拗音の書き方も整理し、簡略にした。そうして、仮名遣いによらず発音に従うこと、その発音も普通の教育を受けた東京人の発音を標準とすること、これが"Rōmaji nite Nihongo no Kakikata"という羅馬字会式つづり方であった。ヘボンもこれをその第三版(一八八六年)で全面的に取り入れたため、このつづり方がヘボン式と呼ばれるようになった。後の標準式がこれである。そうして、これに反対して別のつづり方をまとめたのが、新進の物理学者、田中館愛橘であった。
田中館は、早速「羅馬字用法意見」を『理学協会雑誌』一六号に寄せ、その主張を述べた。すなわち、一つ一つの発音の違いをローマ字で表そうとすれば、確かに羅馬字会式になるかもしれない、しかし、それでは書き方が複雑になり、正しい発音のできない人は正しく書けない、これに対し、日本語の音の体系に基づいたローマ字つづりにすれば、なまりを超えて日本語そのものを書き表すことができる、動詞の活用も規則正しくなり、語の構造も明らかになる。これが五十音表に基づくローマ字のつづり方であり、後に日本式と名づけられたのがこれである。
田中館は、この改正意見を一八八六(明治一九)年の総会に提出したが、十分な討論もなく否決されてしまった。そこで、田中館は羅馬字新誌事務所を設け、「羅馬字会」の機関誌"Rōmaji Zasshi"とは別に"Rōmazi Sinsi"を発行した。その後も長く続くローマ字論二派の対立は、このようにして生まれたのである。

4 振り仮名と言文一致

慶応義塾の創立者、福沢諭吉は、西洋式の読本に範を取り、『文字之教』という読書・作文の入門書を著した。一八

七三（明治六）年のことである。福沢も漢籍の素読を無意義なこととし、また、仮名がありながら漢字を交ぜ用いるのは不都合だと考えた一人である。しかし、漢字を廃止するには時機を待つより仕方がないとし、難しい漢字をなるべく用いないのがよいとした。そうして、漢字の数は二〇〇〇か三〇〇〇で足りるとし、それへの入門として、一〇〇〇に足りない漢字（実際は九二八字という）をもって、教科書とした。福沢のように漢字の字種を減らす行き方に対しては、漢字節減論と呼ぶのが一般である。

漢字節減論の実行に当たっては、使用漢字の選択が必要なこと、言うまでもない。その点では、一八七一（明治四）年七月に設置された文部省も、その翌年、教育上の立場から「新撰字書」の編集を企てている。それは、文部卿大木喬任が国学者田中義廉らに命じたものであるが、田中らは世間最も普通の漢字三一六七字を選び出したという。しかし、当時文部省が実際に編集した教科書は、漢字の使用を制限したものではなかった。例えば、一八七二（明治五）年の『単語篇』三巻であるが、「一」と「二」は、数・方・形・色などの部門に分けて日常生活に必要な漢字を掲げたもので、こういう語が必要ならばそれを書く漢字が必要だという選び方であった。その方針は、歴代天皇のご追号と年号、それに一般の姓氏を集めた「三」において一層顕著であった。

漢字で書くことが必要な言葉をすべて漢字で書く。これは、当時の新聞についても言えるのである。そうして、その場合に記者の作文力と一般の人の読書力との隔たりを埋めるのが、漢字に振り仮名を付ける方法であった。一八八四（明治一七）年には三遊亭円朝の人情ばなし『怪談牡丹燈籠』が速記され、[3] 出版されたが、それも振り仮名付きであった。そのために一般の人は、寄席に行かなくても人情ばなしが聞けることになり、好んで円朝の口調をまね、高座のように朗読した。これが評判になり、その後も講談速記は、単行本として、新聞連載として、広く歓迎される存在となったのである。

その円朝の速記本であるが、これが一方では、言文一致運動の推進力ともなった。自分の口からわき出るままを書

くべきだという主張を言文一致と名づけたのは、一八八六（明治一九）年、国学者物集高見の著『言文一致』が最初とされている。そこには、理論とともに、文末を口語形とすることにより、口語体文章の成り立つことが工夫例示されている。そうして、ロシア文学の写実性に魅せられた二葉亭四迷が口語体を試みたとき、坪内逍遙は『怪談牡丹燈籠』を示して激励したという。[4] やがて、わが国最初の近代小説『浮雲』が新しい文体で世に出たが、同じころ山田美妙、饗庭篁村、嵯峨の屋御室なども、独自の立場で言文一致を工夫した。これら作家の努力が、文語体こそ真の文章という伝統を破ることになったのである。

ところで、速記のほうであるが、一八八四（明治一七）年に初めて埼玉県会の議事記録に用いられたときは、最終的に文語体に書き改められた。それは、公文書はすべて文語体という、当時の伝統に従わざるをえなかったからである。この伝統の破られたのが一八九〇（明治二三）年の第一回帝国議会の議事速記録であるが、それは、政争の場での発言に公平を期するためには発言のままの逐語記録が最良だという、貴族院書記官長金子堅太郎の英断によるものであった。[5] また、そのような逐語記録に耐える堂々たる発言が行えるようになったのは、福沢諭吉が同志と「演説」なるものを試み、用語・文体・発声法・身振りに、種々の工夫を凝らしたからであった。

こうして、話すまま書いたのでは何のことか分からないと言われた日本語も、書き言葉、話し言葉の両面から、新しい日本語へと脱皮していった。その点では、「かなのくわい」や「羅馬字会」の意図した文章改革の方向へ進んできたと言えるのである。しかし、それを書き表す文字のほうは、依然として漢字無制限使用の漢字仮名交じり文であった。ただ、それにもかかわらず一般の人が印刷物に親しむことができたのは、漢字に振り仮名が付いていたからにほかならないのである。そうして、このような形による印刷物の普及が、仮名文字論、ローマ字論の、それ以上の発展を妨げたとも言えるのである。[6]

三　教育面をめぐって

1　小学校課程での推進

明治二七、八年戦役の大勝利は、教育振興を促す世論となった。貴衆両院は、清国から得た賠償金を普通教育の振興に充てることを建議した。そこで、政府は教育基金を設定し、「小学校令」を改正した。この改正は、尋常小学校の教育年限を四年に統一し、教科目を整理統合する大改革であったが、国語国字問題の立場から見ても、時代を画するものとなった。それは、一九〇〇(明治三三)年八月二一日の文部省令第一四号、「小学校令施行規則」の第一六条に付随して三つの表が掲げられ、小学校において教授に用いる仮名、仮名遣い、漢字が規定されたからである。これにより、小学校課程の範囲に限定されたとはいうものの、平仮名および片仮名の字体を統一し、字音の仮名遣いを発音式に改め、尋常小学校四年間に教える漢字の字種を一二〇〇字の範囲に制限したのである。

まず、平仮名および片仮名の字体であるが、この点について当時の実情を見ると、必ずしも一定していなかった。例えば、一八七二(明治五)年に文部省の編集した『単語篇』では、平仮名の字体として、「〓お　〓え　〓ゆ　〓し　〓も」を掲げていた。「かなのくわい」の「ゆきのぶ」が一八八四(明治一七)年にまとめた『ぶんの　かきかた』には、「〓は　〓に　〓ふ　〓わ　〓な　〓こ　〓ゆ　〓し」などを掲げていた。また、一八九一(明治二四)年に完結した大槻文彦編の国語辞書『言海』は、和語と漢語の見出し平仮名字体に「な〓す・〓こ〓」などの区別をし、語頭と語構成の頭に「〓」、その他に「し」、副詞・接続詞の語尾に「〓・〓」、その他に「に・は」、助詞に「〓」を用いるなどの書き分けを行っていた。「帝国教育会[7]」の国字改良部が一九〇〇(明治三三)年一〇月に仮名の字体を各一種ずつに

限定した際にも、少数意見として、助詞に「おが　よに」、語頭に「志」、語中・語末に「し」を用いることなどを付記していた。このような実情にもかかわらず、表音文字としては各一種ずつ(現行の仮名字体と同じ)に統一することが実用面での運用を容易にするとし、これを実行に移したのである。

次に、字音の仮名遣いであるが、これが極めて複雑であった。例えば、「コー」と読むものに「かう・かふ・こう・こふ・くわう」があり、「キョー」に「きやう・きよう・けう・けふ」が見られた。しかも、字音の場合には、低学年で用いる仮名書きが、後に漢字書きを習得するまでの過渡的な書き方であり、その点でも、仮名遣いの習得がいたずらに教育上の負担を増すものと考えられた。[8] このようなことから、「ゐ・ゑ・を」を「い・え・お」に統合するとともに、「コー」と読むものはすべて「こー」、「キョー」は「きょー」とするなど、長音にはすべて長音符号「ー」を採用した。この仮名遣いが「棒引き仮名遣い」と呼ばれたのはこのためである。ただし、この仮名遣いは、漢字を音読した場合に適用され、漢字を訓読した場合その他の和語一般(これを国語仮名遣いと称した)には及ばなかったのである。

最後に、漢字の字種であるが、一八八七(明治二〇)年に文部省の編集した『尋常小学読本』(四年間で使用)には、新出漢字として約二〇〇〇字(実際は一九八五字という)が掲出されていた。しかし、それでも漢字を教えることに終わって徳育、知育に及ぶことができず、しかも、習得したはずの漢字が確実でなく、応用も利かない、その欠陥を防ぐには、漢字の字種を日常必要なものに限って習熟させるのがよいとのことで、字種一二〇〇字を選び出して掲げた。その際に、備考として、人名・地名・物名で特に漢字で示す必要のあるものは教えてもよいとなっているが、一二〇〇字というのは、実用面を考えると相当大胆な漢字制限表であった。

以上が施行規則三表の概要であるが、これを立案上申したのが、新進の国語学者保科孝一(ほしなこういち)、言語学者藤岡勝二(ふじおかかつじ)、国語国語教育学者岡田正美(おかだまさよし)の三人であった。東京帝国大学卒業後間もないこの三人は、一八九八(明治三一)年二月、国語国

字問題研究調査のために文部省嘱託となっていた。中でも保科は、その後五〇余年の長きにわたり、文部省にあって、国語政策にその生涯をささげることになった。終戦後の「当用漢字表」「現代かなづかい」など一連の国語審議会答申にも、幹事長としての保科の献身的な尽力を見逃すことができないのである。(9)

2　国語調査委員会とその成果

一九〇〇(明治三三)年一月、「帝国教育会」は「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を貴衆両院に提出した。それは、国字・国語・国文を改良して実行に移すため、政府においてその方法の調査に着手することを望むというものであった。これを採択した貴衆両院は、「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」とし、国家の事業として調査討究し、実行を期すべきことが刻下の一大急務であるとした。そこで、文部省は前島密を委員長に国語調査委員を嘱託して準備を進め、これが一九〇二(明治三五)年三月、国語に関する事項を調査するための「国語調査委員会官制」として実を結んだ。この委員会が、その後一〇余年にわたり、国語国字問題を扱う中心的な存在となったのである。

国語調査委員会は、枢密顧問官加藤弘之(かとうひろゆき)を委員長に会議を重ね、七月にその調査方針を発表している。これを見ると、「文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコト、シ、仮名・羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」とあり、それに関連して、言文一致体の採用、音韻組織の調査、標準語の選定という三項目が掲げられている。また、目下の急に応じる調査として、漢字の節減、文体の整理、仮名遣い、外国語の写し方など六項目が取り上げられている。これらは、保科の解説「国語調査委員会決議事項について」(『言語学雑誌』七月号)にも明らかなとおり、漢字廃止を当然のことと し、漢字節減もそこに至る経過措置としていたのである。そうして、こういう考え方の基礎となったのが、東京帝国大学教授上田万年(うえだかずとし)の学説とその主張であった。

上田は、東京帝国大学において英人B・H・チャンブレン(Basil Hall Chamberlain)から国語学・博言学(今の言語

学)を学び、卒業後は国語国字問題解決のために文部省の命を受け、ドイツに留学した。帰国後は東京帝国大学において博言学を講じたが、その新鮮な講義は、当時の学生、保科孝一らを特に引き付けたという。上田は、国運の隆盛は国語国字の改善がその基礎となることを主張し、一八九八(明治三一)年、同志と「国字改良会」を組織したが、これが後の「帝国教育会国字改良部」となり、前記請願へと進んだのである。こういう点に関し上田のドイツ留学で得た近代言語学の理論は、その論集『国語のため』(一八九五(明治二八)年)に見られるところである。それは、文字は言語を写す手段にすぎないこと、表音文字は表意文字よりも優れていること、の二つに要約することができる。手段にすぎない文字は、必要に応じて取り替えることが可能であり、表音文字が優れている以上、漢字を節減し、表音文字の表音的使用へと進むに越したことはないという。前節で扱った「小学校令施行規則」の三表もこの学説に基づいたものであり、国語調査委員会の調査方針の第一に音韻文字の採用が掲げられたのもこのためであった。[10]

国語調査委員会は、一九〇四(明治三七)年の『国字国語改良論説年表』を初めとして、数多くの業績を残したが、それらのうち、国語国字問題解決の指針となったものが二つある。それらは、一九〇五(明治三八)年一二月の文部省告示「文法上許容スベキ事項」と、一九〇七(明治四〇)年三月発表の「送仮名法」の二つである。まず「許容事項」であるが、これは、従来破格または誤りとされていた文語文法のうち、慣用の広い一五項目につき、妨げなしとしたものである。ここにそれらのうち幾つかを示すと、「居り・恨む・死ぬ」の四段活用化、「せさす・せらる」に当たる「さす・さる」、連体形に助詞「の」を付けて名詞に続ける形、列挙の最終語に付ける「と」の省略、「とも・ども」の代わりに用いる「も」、「といふ」の代わりに用いる「なる」、などである。

次に「送仮名法」であるが、これは、公用文・教科書等の送り仮名が不統一な点を解決しようとしたものである。すなわち、これを統一することが国家の体面上からも必要だとの考えの下に、諸家の送り仮名法と従来の慣例を参照して規定したとされている。送り仮名については、すでに一八八九(明治二二)年に内閣官報局の「送仮名法」が、官

報に用いる送り仮名を統一するために発表されていた。今これと対比すると、幾つかの点で、送り仮名の多くなった部分が目に付く。それは、活用語の活用しない部分に他の語の活用形を含む場合にそれを送り仮名としたこと、活用語が複合した場合にそれぞれに送り仮名を付けたこと、などによるものである。

ところで、このような内容の「許容事項」と「送仮名法」であるが、これが、文部省告示や国語調査委員会発表となったことは、その内容を権威づけたことにもなるのである。そうして、これが国語教育面での規範となっていったわけであるが、この二つが、当時としてあまり論議の対象にならなかったことも事実である。それは、急進的な改革ではなく、現状再確認の形をとったからでもあるが、実は、一方に仮名遣い改定という急進的な改革をめぐり、大論争が行われていたからでもある。これについては、節を改めて取り上げることにする。

3　仮名遣い改定をめぐって

一九〇〇(明治三三)年八月の「小学校令施行規則」に掲げられた字音仮名遣いは、翌年四月から小学校の教科書に実施された。しかし、実施の経験から幾つかの問題が起こった。それは、国語(和語)と字音で仮名遣いの異なることが教育上の障害となったこと、小学校教育のみに実施したことが中学校教育との間に統一を欠いたこと、社会に出て通用しないものを小学校で教える形となったこと、などであった。また、平仮名の体系に組み込まれたことのない長音符号「ー」の持つ違和感、え列の長音に「い」を用いながら、う列・お列の長音に「ー」を用いる不均衡なども非難の対象となった。

その後、一九〇四(明治三七)年に至り、文部省は小学校教科書修正の必要から教科書調査会を設けたが、同調査会は仮名遣い問題の解決が先決であるとし、「国語仮名遣改定案」をまとめるに至った。それは、本案と別案とから成り、本案は字音仮名遣いと同じく長音符号を用いるもの(ただし、活用語尾を除く)、別案は字音仮名遣いも改定し、

う列・お列の長音に「う」を用いるものであった。そこで、文部大臣は、この「仮名遣改定案」を高等教育会議、国語調査委員会等に諮問した。

ところが、これを機に反対論が盛り上がり、一九〇五(明治三八)年三月には、枢密顧問官東久世通禧を会長に「国語会」が結成された。反対の論拠を要約すると、次のようになる。すなわち、歴史的仮名遣いは語法を保存し、同音語のために起こる混乱を防いでいる、これを変更することは、国語の尊厳を棄損し、古来の文字を攪乱する、というのであった。そうして、国学者物集高見らは、『日本新聞』や『国学院雑誌』に反対論を掲げた。これに対し、上田万年らが反論に努めた。

そこで、高等教育会議も、事の重大性にかんがみ、国語調査委員会の答申を待って決するむね答申した。国語調査委員会は、会議を重ねて審議し、一一月に修正案を可決答申した。それは、う列・お列の長音に「う」を用いる、「ュー・キュー」等を「いう・きう」等とする、助詞の「は・へ・を」を許容または例外とする、「ぢ・づ」を二語の連合と同音の連呼の場合に残す、などの点において歴史的仮名遣いを保存するものであった。その点では、現行の「現代かなづかい」の源流を、このあたりに見ることができるわけである。これについて、文部大臣は改めて高等教育会議に諮問し、同会議はこの案を可決答申した。

しかしながら、このような成り行きに反対するため、新たに「国語擁護会」も生まれた。一九〇七(明治四〇)年三月には、貴族院において文部大臣に質問書が提出された。続いて貴族院は、不穏当な点が少なくないとし慣例に背かない範囲でさらに整理することを望むむね建議した。そこで、文部大臣は、小学校教科書の修正を見合わせるとともに善後策を講じることになった。そうして、翌年五月に臨時仮名遣調査委員会を設置し、仮名遣改定案を教科書に許容する可否について諮問した。同委員会の速記録を見ると、これについて大槻文彦ら四氏が賛成し、森鷗外ら四氏が反対している。

今、その要点を対比すると、次のようになる。すなわち、賛成論は、発音が変われぱつづりも変えるのが当然であるとし、反対論は、つづりは元来保守的なもので、みだりに変えてはいけないとする。前者は、歴史的仮名遣いが必ずしも社会で正しく用いられていないことを強調し、後者は、明治維新とともに復古仮名遣いが確立しているとする。前者は、仮名遣いは手段であるから便利なように変えるべきだとし、後者は、歴史的仮名遣いこそ国語本来の姿であるから、永遠に守るべきだとする。こうして六月から七月にかけて五回の委員会が開かれたが、結論には至らなかった。ところが、審議未了のうちに内閣が更迭し、諮問案が撤回された。そうして、九月七日、文部省令をもって「小学校令施行規則」の第一六条と、それに付随する三つの表が削除され、新しい教科書は、歴史的仮名遣いで編集されることとなったのである。

これについては『読売新聞』が「文相の妄断」という社説を掲げ、仮名遣いの復旧は、文部大臣が学者・実務家を軽視し、自己一片の好悪をもって国家百年の大計を誤るものと攻撃した。また、当事者であるはずの保科孝一らが教育時事大会を開き、文部省問責の熱弁を振るった。文部省の通達にも、仮名遣いは時勢の進歩に伴って整理すべきではあるが、なお慎重な研究を積んで目的を達したい旨が述べられていた。仮名遣い問題は、解決したのではなく、その解決が次の時代へと引き延ばされたのである。

4 教育制度との関連

国語調査委員会は一九一三(大正二)年六月、行政整理のために廃止された。しかし、一九一五(大正四)年一〇月に至り、文部大臣の諮問機関、教育調査会から建議が出された。それは、国語・国字・国文を平易簡明にするために有力な調査研究機関の設置を望むものであった。これにこたえたのが、翌年五月文部省に設置の国語調査室であった。

教育調査会が右の建議を行ったのは、当時の世論の一つ、教育年限短縮と結び付いていた。それは、大学教育を終

わるまでの年限において日本は欧米より二年ないし三年長く、このことは国家的見地から大きな損失になる、ついては教育制度を改め、年限短縮を図るべきだ、ということであった。ところが、調査会としては、学力を低下させることなく年限を短縮することは不可能だとの結論に達した。それとともに、文章や文字を整理すれば、ある程度の年限短縮も可能になるとの見通しが生まれた。この点については、保科孝一が調査会の調査事務を担当していたことも見逃せない。これよりさき、保科は国語国字問題調査のため欧米に出張したが、各国の事情を調べた結果、特につづり字の改定が国語教育の向上に役立つことを痛感していた。保科の帰国は国語調査委員会廃止後となったが、たまたま発足の教育制度調査会委員を委嘱され、明治以来の国語国字問題や欧米の国語国字問題について報告書をまとめた。これが、教育年限短縮の可能性を示唆していたわけである。

ところで、教育調査会委員の中には、国字問題の解決にローマ字の採用を主張する者も見られ、別の建議も提出された。ローマ字論については、国語調査委員会がその調査項目の中に掲げていたが、その実現には民間団体による推進が痛感されていた。そこで一九〇五(明治三八)年一〇月に結成されたのが、西園寺公望を会頭とする「ローマ字ひろめ会」であった。それは明治三七、八年戦役の勝利によって世界の一流国に伸し上がったときでもあり、国際感覚を持つローマ字論が、新たな脚光を浴びたのである。

この「ローマ字ひろめ会」は、ローマ字論の実現を目ざして機関誌"Rômaji"を発行し、また、二回にわたって、小学校でローマ字を教えることを文部大臣に建議している[11]。しかし、使用するローマ字のつづり方にヘボン式を採用することとなったため、日本式ローマ字を主張する田中館愛橘、田丸卓郎らは独立し、「日本のろーま字社」を設立して"Rômazi Sekai"を発行した。ローマ字論者の主義主張は、田丸の名著『ローマ字国字論』に詳しいが、このようなローマ字論が、教育調査会の建議ともなったのである。

なお、新たに設置された国語調査室のほうであるが、保科孝一を主任とし、調査研究が進んだ。保科は、修業年限

短縮に寄与するためには国語・国字・国文の簡易化によって学習負担を軽減することが急務であるとした。そうして、まず漢字の問題を取り上げ、その字体の簡略化を図ることとした。これについては、漢学者服部宇之吉を中心に調査を進め、その成案を一九一九(大正八)年に「漢字整理案」として発表した。そこには、各種教科書に見られる二六〇〇字ほどにつき、活字体と筆記体との一致、字画の簡易化、運筆の能率化、字形の整理、小異の統合が行われている。その点では、このあたりに、現行「当用漢字字体表」の源流を見ることができるのである。また、保科は、国語教育面での国語国字問題を広く論議するため、一九一六(大正五)年に雑誌『国語教育』を創刊したが、これがその後も長く、この方面での中心的存在となったのである。

四　国語政策への発展

1　常用漢字の経緯

一九一八(大正七)年九月に原敬内閣が成立したことは、国語国字問題の歴史に一時期を画することとなった。国語審議会の前身ともいうべき臨時国語調査会が、このときに設置されたからである。

原は、国語国字問題の解決に一見識を持っていたが、そのことは、大阪毎日新聞社長時代に同紙に載せた幾つかの論説にも見ることができる。それらのうち、「教育方針と漢字減少」「漢字減少論」などは漢字節減の必要性を説いたものであり、「振仮名改革論」は振り仮名の仮名遣いを発音式に改める利点について説いたものである。原は、文部大臣に中橋徳五郎、文部次官に南弘を迎えたが、両氏は、文部省の訓令に口語体を用い、口語文用例集をまとめるなど、積極的に進んだ。国有鉄道や郵便局など、一般社会と接する部門の掲示が口語体に改められたのもこのころであ

る。そうして、一九二一(大正一〇)年六月に臨時国語調査会が設置されたのも、この面で実行力のある機関が必要だという、原・中橋の考えに基づくものである。

臨時国語調査会の目的については、その官制の第一条に、普通に使用する国語に関する事項を調査するとなっている。その点については、国語調査委員会が学問的研究に傾きすぎたことに対する反省も含まれている。同委員会が、『周代古音考』『仮名源流考』『仮名遣及仮名字体沿革史料』『疑問仮名遣』『平家物語につきての研究』などの業績を残したことはそれ自体高く評価されているが、当面の問題解決に役立つとは言えなかったからである。そこで、臨時国語調査会のほうであるが、七月七日の初会合において文部大臣は、国民の教育や日常の生活で調査整理を要する問題から取り決め、これを実行に移したいとした。そうして、三つの事項を取り上げたが、それは、漢字の節減に関する件、仮名遣いの改定に関する件、口語文の整理に関する件、の三項目であった。調査会としては、まず第一の漢字の問題から取り上げることとなったのである。

ところで、国語国字問題の解決に新聞の果たす役割の大きいことは言うまでもないが、漢字節減そのものは、新聞社にとっても望ましい方向であった。そのことについて、一九二一(大正一〇)年三月には、東京・大阪一四新聞社の一六名が発起人となり、全国の新聞社に対し、漢字制限について協議したいと呼び掛けていた。それは、漢字の字種の無制限使用や漢語使用の煩雑なことが新聞製作上の時間と費用に影響し、一般読者の理解にも支障を及ぼしている、その点で考えられるのが漢字制限であり、このことは、国民の教育、文化の普及のためにも役立つので、同業各社の協力を仰ぎたい、という趣旨のものであった。臨時国語調査会が、強力な実行力を持つために有力新聞社の代表を委員に加えたのも、新聞方面でのこのような要望にこたえるものであった。こうして、一九二三(大正一二)年五月の総会で可決されたのが、「常用漢字表」一九六二字(実字数一九六〇字)[12]であった。

この「常用漢字表」については、審議の経過からも見られるとおり、新聞各社がその実行に積極的であった。七月

には新聞・雑誌・印刷等の関係者がその実行促進を目的に「漢字整理期成会」を結成し、実行を宣言している。同月三省堂は『文部省国語調査会査定常用漢字の字引』を刊行、八月六日には、東京・大阪の有力新聞社が、九月一日から漢字制限を実行するという共同宣言を発表した。ところが、こうして準備も整い、いよいよ実行というその日に、関東大震災が起こった。これによって在京新聞社は大きな損害を受け、しばらくは新聞の発行そのものも不可能になったのである。

もっとも、漢字制限が新聞社にとって有利な方向であることは、前にも述べたとおりである。そのため、一九二五(大正一四)年には有力七社が協議し、「常用漢字表」に一七九字を加え三一一字を削り、独自の漢字表を作成している。そうして、他社にも呼び掛け、六月一日に「漢字制限に関する宣言」を発表し、実行を約している。また、漢字制限は漢語の整理を伴うため、各社は、範囲外の漢字を用いる漢語の処置について検討を行っている。この点については、臨時国語調査会も調査を重ね、その案を一三回にわたって官報に発表した。また、漢字の字体についても検討を加え、一九二六(大正一五)年には、大幅に略字体を取り入れる「字体整理案」を発表した。その後、漢字表そのものにも検討を加え、一九三一(昭和六)年に至り修正案を発表した。それは、漢語整理の進行、新聞方面での実施の成果、時勢の推移などの点から、「常用漢字表」(実字数一九六〇字)から一四七字を削り、新たに四五字を加え、計一八五八字としたものである。

しかしながら、新聞社での事情は一変した。一九三一(昭和六)年九月に、満州事変というものが起こったからである。そうして、中国の地名・人名を含む報道のために、漢字制限の実行が事実上不可能となったのである。

2　再び仮名遣いをめぐって

臨時国語調査会の調査事項に仮名遣いの改定に関する件が見られたことは、前節で述べたとおりである。そこで、

「常用漢字表」のあと、仮名遣いの改定についても審議を行うことになった。こうして、一九二四(大正一三)年一二月の総会で可決されたのが、仮名遣いの改定案であった。

今回の改定案は、「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣改定案」の二部から成り立っている。しかし、それらを貫く考え方として、現代の言葉を書き表すための標準を現代の発音に求めた点は、国語調査委員会の案と同じである。また、その点では、一歩を進め、「ぢ・づ」をすべて「じ・ず」とし、「ュー・キュー」を「ゆう・きゅう」とし、促音に転じたものをすべて小文字の「っ」とした。そうして、え列の長音に「い」、う列・お列の長音に「う」を用い、助詞の「は・へ・を」を例外とした。調査会としては、さきに発表した「常用漢字表」と合わせて文字の使用を容易にし、国民教育の発達、国家文運の進展に寄与することを目ざしたわけである。

しかしながら、仮名遣いの改定については、前回の場合にも増して、反対論が盛り上がった。中でも、国語学者山田孝雄が雑誌『明星』に発表し、小冊子としても刊行した論説「文部省の仮名遣改定案を論ず」は、反対論に理論的根拠を与えるものとなった。これを含め、当時の反対論を要約すると次のようになる。すなわち、文字言語は自然の推移に待つべきものであって、政府の力、法令の力で改廃すべきものではない、文字は社会的、歴史的の所産であって、国民の精神生活が付着しているから改革してはならない、音声は流動的でも文字は固定的であるから、両者の隔たりを避けることは永久にできるはずがない、という。また、個々の点については、「ぢ・づ」「ゐ・ゑ」「くわ・ぐわ」の廃止によって生じる矛盾、助詞「は・へ・を」を例外としながら助詞の「さへ」を「さえ」とした矛盾、などを指摘し、痛烈を極めた。そのため、文部大臣も衆議院において、教育上に用いる意思のないことを言明せざるをえなくなったのである。

こうして、反対論も一応は収まったが、指摘を受けた個々の点については、調査会でも取り上げて審議を進めた。そうして、一九三一(昭和六)年六月に至り、修正案を可決発表した。それは、国語調査委員会の案と同じく「ぢ・

づ」を二語の連合と同音の連呼の場合に残すこと、新たに、「ぢ・づ」を連声によって濁る「智・茶・中・通」と呉音によって濁る「地・治」にも残すこと、という例外の追加であった。そうして、文部省は、これを翌年からの国定教科書に実施することとし、準備を始めたわけである。

このことは、当然のことながら、反対論を再び活発にさせるきっかけとなった。特に『国学院雑誌』は四回にわたって特集したが、その中には、仮名遣いの改定を思想問題と結び付けるものまで現れた。すなわち、仮名遣改定論者の思想の根底は伝統の破壊である、悪思想流行の今日、伝統破壊の改定案は不適当である、歴史的仮名遣いは国語の王政復古である、改定仮名遣いは不謹慎不敬もはなはだしく、これらこそ危険思想を助長する一派である、などと痛烈を極めた。こうして、仮名遣いの改定は、国史、国民道徳、国家の伝統破壊につながる危険思想と決めつけられたのである。

これを要するに、改定論のほうは、文字を言語に従属する二次的な手段と考え、合理的な方向に改めようとしている。反対論のほうは、文字を国民道徳、国民思想伝達の手段と考え、その改定を国家伝統の革命と見ている。そうして、当時としては、後者の見方に反対する者が国賊とまでののしられたのである。そのため、仮名遣いの改定は、一方に多くの賛成論者を得ていたにもかかわらず、その実施を見合わせるより仕方がなかった。文部省は、小学校の教科書を歴史的仮名遣いによって編集せざるをえなかったのである。

3　民間団体の活動

一九二〇(大正九)年一一月一日、当時住友商事会社の理事をしていた山下芳太郎(やましたよしたろう)は、「カナモジカイ」の前身、「仮名文字協会」を設立し、『国字改良論』を出版した。ここに仮名文字論は、明治時代のそれと異なり、全く新しい観点から盛り上がることになった。

山下は、青年時代に外交官として海外諸国の任地にある間に、日本文化の後進性が文字に原因していることを痛感するに至った。一九一五(大正四)年には漢字仮名交じり文の邦文タイプライターが発明され実用に供されたが[13]、欧文タイプライターの能率には遠く及ばなかった。そこで、山下は、事務能率の増進には横書き片仮名の採用が最良であるとし、片仮名字体の改良と片仮名タイプライターの製作について研究を進めた。こうして、片仮名の字体はローマ字のように語形のまとまる形に整えられ[14]、タイプライターのほうも、米国アンダーウッド(Underwood)社の協力を得て、一九二三(大正一二)年に完成した。

「カナモジカイ」は、機関誌『カナノヒカリ』を発行し、横書き片仮名採用による事務能率の増進を目標に進んだ。しかし、急進的な改革を避け、漢字制限、略字体採用、仮名遣い改定などの推進にも協力した。臨時国語調査会の仮名遣改定案に対しては「発音式仮名遣期成同盟」を結成し、賛成論を盛り上げた。また、一九三五(昭和一〇)年一年間の新聞紙面を資料に使用漢字の実態を調査し、義務教育における漢字習得の実態調査とも合わせ、漢字五〇〇字制限案をまとめて出版物に実行した。こうして、「カナモジカイ」は、国語国字問題の解決を目標に、積極的な活動を続けたのである。

一方、ローマ字論のほうであるが、つづり方の違いから、ヘボン式の「ローマ字ひろめ会」と日本式の「日本のろーま字社」とに分かれたことは、前章末で述べたとおりである。その後ヘボン式のほうは、中等学校における英語教育の分野に多くの共鳴者を得て進んだ。しかし、官庁方面でのローマ字使用は、むしろ日本式に傾いていった。一九一三(大正二)年には中央気象台が地名の表記を日本式に改め、続いて陸軍陸地測量部の地図の地名、海軍水路部の海図の地名も日本式に改められた。また、一九二八(昭和三)年に陸軍省、翌年には海軍省が日本式を採用した。これよりさき、日本式ローマ字の実行団体として一九一四(大正三)年九月に「東京ローマ字学会」が設立されていたが、これが一九二一(大正一〇)年一月に「日本ローマ字会」へと発展した。そうして、田中館・田丸を中心に「日本のろー

ま字社」の"Rômazi Sekai"を引き継ぎ、積極的な活動を続けた。

このような情勢に対し、ヘボン式を守り続けた鉄道省は、一九二七(昭和二)年、あらためてヘボン式の採用を確認したが、これに対し「日本ローマ字会」は、「駅名ノローマ字綴リ方ニ関スル建議」を鉄道大臣に提出した。一方、「ローマ字ひろめ会」は、ローマ字つづり方に関する調査会の設置を文部大臣に要望した。政府もローマ字つづり統一の必要を痛感し、一九三〇(昭和五)年一一月、文部省に臨時ローマ字調査会を設置した。

臨時ローマ字調査会は、国語のローマ字つづり方に関する事項を調査することを目的に委員を委嘱した。その範囲は、政府関係者、日本式論者、ヘボン式論者、中立の学識経験者に及び、六年にわたって討論・審議を重ねた。その間、日本式側は、日本語のローマ字つづりは、日本語の音韻組織、文法組織に基づくべきだとし、ローマ字の読み方が言語によって異なる以上、日本語独自の使用法で差し支えないと主張した。ヘボン式側は、日本語のローマ字化に当たっても、ローマ字使用の慣用を無視してはならないとし、その場合の慣用としては英語が国際語である以上、英語の慣用に従うべきだと主張した。しかし、最終的には、賛成大多数をもって、日本式に近い原案が可決答申された。こうして、一九三七(昭和一二)年九月二一日、内閣訓令をもって「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」(いわゆる「訓令式」)が発表され、公用文においては、これによることとなったのである。鉄道省も翌年三月には、使用するローマ字をこの訓令式に改めている。

また、一方、「日本ローマ字会」が訓令式の採用を宣言し、「ローマ字ひろめ会」が反対を宣言したことと言うまでもない。しかし、時勢は、このような対立そのものを無意味にする方向へと進んだ。同年七月に起こった蘆溝橋事件は日中戦争へと拡大し、「治安維持法」が強化された。言語手段の民衆への解放を目ざすローマ字運動も、思想運動の一つと見られるまでに至った。これよりさき一九三〇(昭和五)年には、文部省の国語調査事業に協力して国民の自覚を促すために、近衛文麿(このえふみまろ)を会長とする「国語協会」が設立されていた。これが同種の団体を吸収合併し、文部省の補

助金を受けて機関誌『国語運動』を発行した。また、「国語協会」と「カナモジカイ」は、共催で講演会・展示会を催す等、しばしば協力した。しかし、そのような場合にも、ローマ字論は積極的な参加を拒まれたのである。やがて、太平洋戦争に突入すると、敵国の文字を使用するローマ字論は、迫害を受けるまでに至ったのである。

4　漢字制限とその障害

一九三四(昭和九)年一二月、臨時国語調査会が廃止され、代わりに国語審議会が設置された。前者は、その名の示すとおり臨時のものであり、予算の裏付けも不安定であった。また、調査機関にすぎないため、その成果を文部大臣に報告しても、文部大臣としてそれを実行に移す責任はなかった。そこで、このような点を改めて常置の機関とし、文部大臣に実行の責任を負わせる諮問機関とすることが望まれるようになった。そうして、このことが、臨時国語調査会会長南弘(枢密顧問官)の熱意によって実現した。こうして生まれたのが、国語国字問題審議の中心的存在として現在につながる、国語審議会である。

国語審議会の目的は、その官制第一条にうたわれているように、文部大臣の諮問に応じて国語に関する事項を調査審議することであり、必要に応じ関係各大臣に建議することも可能であった。そうして、設立の翌年三月に行われた諮問が、国語の統制、漢字の調査、仮名遣いの改定、文体の改善、という四項目に関する各件であった。これに応じて審議会は幾多の調査審議を重ね、何回か可決答申している。しかし、その審議にも、新たな障害が加わることになった。それは国体擁護につながる漢字観の台頭であって、ここに国語国字問題の解決は、大幅な後退を余儀なくされたのである。

このことを端的に物語る事件の一つとして、ここでは文部大臣平生釟三郎(ひらおはちさぶろう)の貴衆両院における国字論を取り上げることにする。それは一九三六(昭和一一)年五月のことであった。かつて『漢字廃止論』を刊行したことのある平生は、

その所信を問われ、堂々と持論を展開した。しかし、その論は、詔勅の文字に手を付けることは天皇の尊厳を傷つける不敬行為である、文字と思想は密接不可分のものであり、漢字の廃止は日本精神の否定につながる、漢字の廃止は東亜における日本の使命遂行に逆行する、などの点から論破された。これについて平生は、貴族院においても衆議院においても、持論の再検討と放棄を約することになったのである。

そこで、このような情勢の下では、国語審議会も漢字の審議に関し、特別の考慮を払わなければならなかった。一九三七(昭和一二)年の「漢字字体整理案」において二種類の字体を採用したのもこのためである。すなわち、「関・辞・変・継」など、国定教科書その他一般に使用する字体が第一種、「關・辭・變・繼」など、特別の場合に使用する字体が第二種であった。また、漢字表そのものも大幅に増補せざるをえなかった。そこで、漢字制限の理念を守る立場から、新たに「標準漢字表」という名称を用いた。そうして、三段階に分ける形で審議を進め、国民の日常生活に関係が深く一般の使用程度の高いものを常用漢字とした。他に、日常生活に関係が薄く一般の使用程度も低い準常用漢字、皇室典範・帝国憲法・歴代天皇のご追号・詔勅などの文字で前記以外のものを特別漢字とした。こうして、常用漢字一一三四、準常用漢字一三二〇、特別漢字七四、計二五二八字の「標準漢字表」を可決答申したのが、一九四二(昭和一七)年のことである。

この「標準漢字表」の使用に当たっては、仮名で書いて不明な場合に、漢字を用いて振り仮名を付けることとなっていた。皇室典範・帝国憲法・歴代天皇のご追号・詔勅を印刷または書写する場合には、簡易字体を使用しないこととなっていた。それでも論議をおそれた文部省は、三種の別を廃するとともにさらに増補し、計二六六九字の「標準漢字表」として発表した。そうして、その前書きにおいては、漢字の尊重を強調するほどであった。一九四一(昭和一六)年に刊行された大西雅雄(おおにしまさお)の『日本基本漢字』が三〇〇〇字に及んでいたことを思えば、漢字制限も、実際上は有名無実となってしまったのである。

五　現代表記の成立

1　新しい漢字表と仮名遣い

一九四六(昭和二一)年一一月一六日、「当用漢字表」と「現代かなづかい」が内閣訓令・告示となり、ここに現代表記が成立した。このことは、国語国字問題の歴史において全く画期的なことであるが、この間の事情を取り上げると、次のようになる。

すなわち、その契機となったのが、一九四五(昭和二〇)年八月の終戦である。これによってすべての過去が否定され、すべての価値観が変わり、民主主義による文化国家の建設へと進んだ。そうして、こういう情勢の下で一一月二七日に戦後初めての国語審議会が招集された。文部大臣は、新生日本再建のために徹底的な改革が必要なこと、国語国字問題の解決がすべての改革の基礎になることを強調した。諮問は、「標準漢字表」の再検討という形で行われたが、その理由は、漢字の複雑かつ無制限な使用が文化進展の妨げになるからであった。当時は連合国最高司令部の間接統治下にあったが、幹事長の保科孝一は、最高司令部から文部当局に対し、教科書の漢字数を一五〇〇字ぐらいにせよとの申し入れもあったと付け加えている。[15]こうして、国語審議会は、新時代に対処するための新しい第一歩を踏み出したのである。

まず、「標準漢字表」再検討に関する漢字主査委員会であるが、元中外商業新報社長、梁田鈫次郎(やなだきゅうじろう)を委員長に、一二月から翌年四月にわたって審議した。それは、一九四二(昭和一七)年答申「標準漢字表」の中の常用漢字一一三四字を基礎に、必要な加除を行うという形で進んだ。そうして、四月二七日の総会に一二九五字の「常用漢字表案」を

提出した。

ところが、これよりさき、最高司令部の要請によって米国教育使節団が来日し、三月三一日に報告書を提出していた。問題はその中の「第二章　国語の改革」であるが、そこには漢字の学習が教育上の大きな障害であること、この面で従来から漢字制限論、仮名文字論、ローマ字論があることなどが扱われている。そうして、普通一般の書き言葉においていずれ漢字が全廃され、表音文字が採用されるものと信ずるむね結論されている。(16)この結論が、国語審議会の審議の方向に大きな影響を与えたのである。

国語審議会としては、教育面だけでなく、一般社会に実行可能な漢字制限案を早急にまとめて実行すべきだとの結論に達した。そうして、その面から一二九五字案を検討すると、教育用としては多過ぎ、一般社会用としては少な過ぎるということになり、新たに漢字に関する主査委員会を設けることになった。また、この総会では、漢字制限実施の際の仮名遣いも問題となった。それは、漢字の使用を制限すると、今まで漢字で書かれていた語を仮名で書くことになるが、その際に歴史的仮名遣いによるのでは、あまりにも煩雑だという点であった。これについては幹事長の保科孝一が、字音も国語も発音式に改めたいという意向を漏らしたが、こうして新たに、かなづかいに関する主査委員会も設けられることになった。

漢字に関する主査委員会は、作家の山本有三(やまもとゆうぞう)を委員長としたが、それは山本が、戦前には振り仮名廃止を自分の作品で実践し、戦後は新憲法の口語化推進をはじめ、国語の民主化に異常な熱意を示していたからであった。委員には関係各省、新聞通信社からの代表も加えられたが、このことは成案の実施に当たり、教科書だけでなく、法令その他の公用文や新聞報道関係にも協力を求める布石であった。審議のほうは、理想案として字数の少ない漢字表を別に作ることを予定し、当面案としては、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で実行可能という点から審議を進めた。そのため、一二九五字の「常用漢字表案」を基礎に各方面からの希望漢字を積極的に増補することとし、最終的

には一一月三日に公布された新憲法の漢字もすべてを含めることとした。これが一一月五日の総会において可決答申した、一八五〇字から成る「当用漢字表」である。

一方、かなづかいに関する主査委員会であるが、このほうは国語学者の安藤正次を委員長とした。安藤は元台北帝国大学総長で、戦後早く山本の設立したミタカ国語研究所の所長となり、『国語国字の問題』という啓蒙書を出すなど、この方面に熱意を燃やしていた。委員には国語学者・言語学者のほか、国語国字問題関係各団体の代表も加わったが、それは仮名遣いが長い論争の背景を持つからであった。国語審議会としては、一九四二(昭和一七)年に「国語ノ横書ニ関スル件」[17]とともに表音的な「新字音仮名遣表」を可決答申していたが、それは、「ぢ・づ」を、連声によって濁る「智・茶・中・通」と呉音によって濁る「地・治」に残すほかは、すべて発音によって整理し、う列・お列の長音に「う」を用いるものであった。そこで、これを基礎に審議を進めることとし、字音だけでなく国語にも及ぼすこととした。また、臨時国語調査会案のように二本建てとすることがかえって複雑になるのをおそれ、全体を一つにまとめる方向で問題点を審議した。そうして、「ぢ・づ」の例外を二語の連合と同音の連呼の場合に限ること、助詞の「は・へ・を」を例外とすること、などを定めた。これが「現代かなづかい」であり、「当用漢字表」よりも早く、九月二一日の総会において可決答申されたわけである。[18]

二つの答申を受けた文部大臣は、これを閣議に諮り、やがて一一月一六日に内閣訓令・告示となった。これが現行の「当用漢字表」と「現代かなづかい」である。この二つが公用文・新聞・教科書を通じて一般にも普及したこと、周知のとおりである。[19]

2　現代表記の整備

国語審議会は、「当用漢字表」をまとめたあと、さらに別の漢字表を審議し、「当用漢字別表」をまとめた。また、

各漢字の音訓の範囲、字体の整理も行い、これを「当用漢字音訓表」「当用漢字字体表」にまとめた。

まず、「当用漢字別表」であるが、ここに掲げられた八八一字は、当面案としての「当用漢字表」一八五〇字に対し、理想案としての性格を持つものであった。その点で別表のほうは、漢字のうち永久的なものを選び出す形で審議されたが、このことは、漢字制限の強化という印象を伴うことにもなった。そこで、一九四七(昭和二二)年九月の答申に当たっては、義務教育の期間において読み書き共に指導する漢字という説明が加えられた。この別表が「教育漢字」と呼ばれるのはこのためである。

次に、「当用漢字音訓表」であるが、このほうは、「当用漢字表」に掲げられた各漢字について、その使用する音訓の範囲を制限したものである。それは、字種のみを制限しても、その運用に当たって無制限に音訓を許したのでは、簡易化の目的が達せられないとされたからである。こうして、二〇〇六の音と一一一六の訓、計三一二二の音訓をまとめたのが「当用漢字音訓表」で、同じく九月に可決答申されている。そうして、前記「当用漢字別表」とこの「当用漢字音訓表」とが、いずれも一九四八(昭和二三)年二月一六日に訓令・告示となったのである。

最後に「当用漢字字体表」であるが、これについては、まず文部省内に、印刷関係各代表から成る活字字体整理に関する協議会が設けられた。それは、字体の不統一が、教育上だけでなく印刷上にも大きな支障となっていること、また、戦災のため活字の字母を新しく造る必要が多く、活字字体を整理統一する好機だということであった。漢字の字体については、国語調査室のときに「漢字整理案」があり、国語審議会になってから「漢字字体整理案」があった。それらに対し、今回は、特に活字体を筆記体に近づけるとともに、簡易字体の積極的な採用が進められた。こうして一応まとまった案につき、国語審議会の字体整理に関する主査委員会において審議が行われた。これが、一九四八(昭和二三)年六月に可決答申の「当用漢字字体表」であり、翌年四月二八日に訓令・告示となったのである。

ところで、これよりさき、一九四八(昭和二三)年一二月には、文部省の付属機関として、国立国語研究所が設置さ

れた。その目的は、国語と国民の言語生活に関する科学的な調査を行い、国語合理化の基礎を築くことであった。その設置については、米国教育使節団の報告書にも要望されており、国語審議会も文部大臣に建議していた。そうして、その設置を機に国語審議会のほうも改組され、各界の学識経験者、関係各省庁の関係者から成る建議機関となった。ここに、国語の改善と国語教育の振興について調査審議する、新しい国語審議会が生まれたのである。[20]

新しい第一期の国語審議会は、話し言葉、敬語、公用文、漢字などの部会を設け、すべての委員がいずれかの部会に属する形で審議を進めた。そうして、幾多の建議・報告を行ったが、そのうちの一つ「人名用漢字別表」は、現代表記を緩和する第一歩でもあった。それは、次のような経緯によるものである。

すなわち、一九四八(昭和二三)年施行の「戸籍法」であるが、その第五〇条で、子の命名に常用平易な文字を用いることを義務づけていた。また、その範囲を「戸籍法施行規則」の第六〇条で、「当用漢字表」に掲げる漢字と片仮名・平仮名(変体仮名を除く)に限定していた。その趣旨は、社会生活の基礎となる人名に社会で通用しない文字を用いることは、個人にとっても社会にとっても不利だということであった。しかし、このことは、国民一般に対して表現の自由を制限したことになり、文化政策を国民の命名にまで強制すべきではないという反論を生むことになった。そうして、一九五一(昭和二六)年に衆議院の法務委員会がこれを取り上げ、「当用漢字表」を基準として注意はするが強制はしないという内容の改正案を上程した。これが三月三〇日に衆議院を通過したのである。

このような動向に対し、これを無視できないとした国語審議会は、同年三月九日に人名用漢字の問題を処理するための固有名詞部会を設け、別途この問題を審議することになった。そうして、従来人名に用いることの多かった漢字の中から、「当用漢字表」に掲げられなかった漢字九二字を選び出した。これが「人名漢字に関する建議」で、五月一四日に可決し、法務総裁と文部大臣に建議した。また、参議院の法務委員会は文部委員会と連合で五月二二日に参考人から意見を聴いたが、その際も何らかの制限を加えることは当然との意見が強く、その中に「当用漢字表」のわく

を広げるべきだという意見も見られた。そこで閣議も、このような情勢を踏まえて国語審議会の建議を採択し、五月二五日にこれを「人名用漢字別表」として訓令・告示した。同時に法務府令によって「戸籍法施行規則」の一部を改正し、その第六〇条(常用平易な文字の範囲)に「人名用漢字別表に掲げる漢字」を加えたのである。

3 ローマ字教育の実現

以上が漢字節限を主とする現代表記の経緯であるが、終戦はローマ字論のほうにも大きな進展をもたらした。一九四七(昭和二二)年四月一日に発足の六・三・三の新学制が、小学校と中学校の国語科にローマ字教育を組み入れたからである。こうして、ローマ字論者多年の要望の一つ、義務教育におけるローマ字教育が実現したが、これも一九四六(昭和二一)年三月三一日の米国教育使節団報告書に基づくものであった。

この報告書は、非常に謙虚な書き方ではあるが、ある方式のローマ字を一般に使用するように提案するとともに、学校や社会にローマ字を取り入れるための委員会設置を提案していた。そこで、文部省はローマ字教育対策懇談会を開いて準備し、ローマ字教育協議会を設置した。そうして、この協議会がローマ字教育を行うについての意見とローマ字教育の指針をまとめた。この報告書が教育刷新委員会の議を経て、前記の実施となったのである。

ところで、問題はその際に用いるローマ字つづりの方式であるが、当時使用のローマ字つづりは、英文官報、進駐軍関係文書、鉄道駅名、都市名、街路名など、すべてヘボン式であった。このことは、一九四五(昭和二〇)年九月に連合国最高司令部が、英文中の都市名の表記にヘボン式の採用を指示したことによるものであった。また、民間でのローマ字使用にもヘボン式が行われたが、それは主として英語系進駐軍関係者が対象となっていたことを思えば、当然のことでもあった。このような情勢が、ヘボン式を支持するほうのローマ字論に、有利に働いたわけである。

しかし、ローマ字のつづり方については、すでに十分な審議の末にまとめられた内閣訓令「国語ノローマ字綴方ニ

関スル件」があり、訓令式として行われたこと、前章で述べたとおりである。そこで、次官会議も、進駐軍関係および鉄道駅名等のローマ字表記はヘボン式としながらも、国内関係には訓令式を用いるように取り決めていた。前記ローマ字教育協議会も、義務教育で教えるローマ字つづり方について、訓令式を用いることを上申していた。この点については、「日本ローマ字会」の有志が早くも一九四六(昭和二一)年四月にローマ字運動本部を組織し、積極的に活動していたことも見逃せない。そうして、こういうことが、ヘボン式を支持する「ローマ字ひろめ会」有志の反対運動を引き起こし、ここに両派の争いが再現したのである。

そのため、義務教育で用いるローマ字の方式については、訓令式を基礎とするがヘボン式の採用も自由とされた。一九四八(昭和二三)年七月に刊行された文部省著作のローマ字教科書も、第一種(訓令式)、第二種(ヘボン式)の二種類となり、選択は採用者側に任された。[21] しかも、本来の日本式は訓令式とも若干異なるところから、他に日本式の選択も許された。[22] こうして、民間で発行される教科書は、事実上三方式となったのである。

しかしながら、米国教育使節団報告書も、日本の学者、教育指導者、政治家から成る委員会がローマ字つづりを審議決定するように提案していた。また、ローマ字教育協議会も、そういう機関の設置を提案した。そこで文部省は、一九四七(昭和二二)年一二月にローマ字調査委員会準備会を開いて、委員選出の方法、会の運営方法等を協議し、翌年一〇月、ローマ字調査会設置へと進んだ。これがその翌年七月にローマ字調査審議会へと発展し、ローマ字教育、ローマ字つづり方などについて審議を重ねたのである。

この審議会は、一九五〇(昭和二五)年四月、国語審議会に吸収されてローマ字調査分科審議会となったが、これは、類似の事項を審議する各省審議会の整理統合という政府の方針に基づいたもので、審議のほうはそのまま継続された。そうして、一九五三(昭和二八)年三月、国語審議会は、「ローマ字つづり方の単一化について」を可決建議した。これに基づいて翌年一二月九日に訓令・告示となったのが、「ローマ字のつづり方」である。

この告示は、訓令式を第一表とし、ヘボン式、日本式の書き方でそれに漏れたものを第二表としたものである。そうして、第一表は一般に国語を書き表す場合に用い、国際的関係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第二表によっても差し支えないとしている。その点でこの告示は、長い間争われてきた二つの方式の妥協の上に成り立つと言えるものである。そうして、一九三七(昭和一二)年の訓令が廃止され、義務教育におけるローマ字のつづり方も、これによることとなった。ただし、その場合の通達には、第一表をそのよりどころとし、第二表についての知識も併せ学習させるように指示されている。そうして、一九五五(昭和三〇)年から、この通達の趣旨に基づいた教科書が、検定発行されたのである。

4　国語問題と国字問題

国語審議会としては、「人名用漢字別表」のあとも、「公用文改善の趣旨徹底について(公用文作成の要領)」「公用文の左横書きについて」「法令用語改善について(法令用語改正例)」などについて可決建議した。また、「これからの敬語」「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」なども可決建議した。しかし、一九五四(昭和二九)年三月の総会において審議された二つの重要な国字問題に関する規範、「当用漢字表補正資料」と「外来語の表記」は、建議の形を取らなかった。この間の事情を説明すると、次のようになる。

まず、「当用漢字表補正資料」を含む「当用漢字表審議報告」であるが、これは「当用漢字表」に掲げられた漢字の字種の入れ替えを意図したものである。「当用漢字表」の性格については、名称の「当用」が示すように、当座の社会情勢に応じて数年ごとに修正することが予定されていた。(23) そこで、第二期国語審議会は漢字部会を設けてこの点を再確認し、「当用漢字表」の中から必要欠くべからざる漢字を選択する作業から始めた。そうして、「日本新聞協会」のまとめた「当用漢字補正に関する新聞社の意見の集計」を取り上げ、追加漢字、削除漢字の検討を続けた。その結

果、日常生活に必要な漢字を加え、日常生活であまり使われない漢字、使われても言い換え、書き換えの可能な漢字を削る方向で進んだ。こうして、二八字の追加、二八字の削除などをまとめたのが「審議報告」であった。
しかし、「当用漢字表」の補正そのものは、影響する方面や範囲が広く深いので、部会としても建議を希望せず、総会もこれを認めた。そうして、将来「当用漢字表」の補正を決定する際の基本的な資料として、文部大臣に報告することになった。ただし、その際に、一般の批判を求めるとともに、新聞社などがこれを取り上げて実験的に用いることを希望した。そこで、新聞方面では、この「補正資料」によって「当用漢字表」を補正し、紙面に使用した。
問題は、この場合の増減が、共に二八字と同数になったことである。これについては全くの偶然であると報告されているが、総会においても、一八五〇字のわくが意識されていたという批判が出ている。それは、全体として字種が減ることになれば、次第に減らして仮名文字専用またはローマ字まで持っていく一段階と受け取られるからである。また、逆に全体として字種が増えることになれば、次第に増やして、ついには旧に復する一段階とも受け取られるからである。その点で、漢字部会としては、字種の総数を変えるべきではないということが、暗黙の了解事項になっていたとも考えられるのである。
なお、この「当用漢字表補正資料」は、「当用漢字表」の内容を変更したものではないのである。したがって、法令および教育の上での取り扱いは従来と同じである。こういう点を明らかにしたのが、文部省通知「当用漢字表の補正資料について」であるが、これにより、新聞と教科書との間に、漢字使用上の差異が見られるに至ったわけである。そうして、このことは、現代表記の規範を分裂させる結果ともなったのである。[24]
次に、「外来語の表記」であるが、このほうは、外来語を表記する際の仮名遣いをまとめたものである。仮名遣いの規範についてはすでに「現代かなづかい」があるが、これは、国語と字音の仮名遣いを定めたものであって、外来語は除かれている。しかし、外来語の表記については、一九五二(昭和二七)年に、学術用語の制定を審議している学

術用語分科審議会から国語審議会にあてて照会が行われていた。これについて、国語審議会は、術語部会・表記部会合同で審議し、一二月に回答した。それらは、外来語の表記に必要な原則の一部にとどまっていたが、その際、外来語および外国の地名・人名の表記の一般方針については、今後なお審議する予定であると付け加えた。そうして、両部会合同で審議を続け、全体を一九の原則にまとめたのが「外来語の表記について」という審議報告であった。

この報告については、部会としては国語審議会建議とし、「当用漢字表」「現代かなづかい」と同じく、内閣訓令・告示とすることが最終目標であった。しかし、総会で審議した結果、仮名の用い方に外国語風の表記を取るか国語風の表記を取るかなどで未解決な点が指摘され[25]、このままで建議すべきではないということになった。そこで、新聞社、教科書出版社などの強い要望を考慮し、広く社会に普及実行されることが望ましいとの希望を添え、文部大臣に報告する形を取ったわけである。そうして、新聞や教科書は、他によるべき基準がないところから、おおむねこれを用いることになったのである。

ところで、国語審議会としては、その次の第三期も積極的に審議を続けた。しかし、そのようにしてまとめられた「正書法について[26]」も「同音の漢字による書きかえ」も、一九五六(昭和三一)年七月の総会では可決建議とならず、報告の形にとどまった。この総会で建議したのは、「話しことばの改善について」のほうであった。このような点で、国語審議会としては、国字問題より国語問題の面に積極性を示すようになったとも言えるのである。国語審議会がこのような方向を取ったのは、戦後の現代表記整備をめぐる積極的な活動に対し、次第に批判が高まってきたことと無関係ではないのである。

5　送り仮名をめぐって

一九五六(昭和三一)年一二月に成立した第四期国語審議会は、正書法部会を設けて送り仮名を取り上げた。それは、

現代表記として整えるためには、未審議の問題に送り仮名の付け方が残っていると考えたからである。こうして審議を重ね、一九五八(昭和三三)年一一月に可決建議されたのが、翌年七月一一日に内閣訓令・告示となった「送りがなのつけ方」である。

それまでの送り仮名であるが、これには二つの大きな流れが見られた。一つは送り仮名の多い方式で、国定教科書に始まり、教育面に用いられていた。これに対し、一般社会では送り仮名の少ない方式が用いられていた。公用文については一九四六(昭和二一)年、内閣通達「公文用語の手びき」の送り仮名があり、国語審議会建議に基づく「公用文作成の要領」にも、当分の間ということで受け継がれていたが、これも送り仮名の少ない方式であった。これに対し、正書法部会の審議は、教科書・公用文・一般社会の送り仮名を一致させる方向で進んだ。そうして、結果的には誤読・難読のおそれのないようにするという点が重んじられた。そのため、全二六の通則にまとめられた全体を通観すると、送る部分の多い送り仮名となっていた。

送り仮名というのは、元来が漢字の読み方を助ける補助的なものであった。そのため、読む力の低い人にとっては多く送るほうが読みやすいのに対し、読む力の高い人には送り仮名が少なくてもよいという傾向が見られた。したがって、読む力がまちまちで一致しない以上、すべての人を満足させる送り仮名の付け方など、まとまるはずがないという考え方も行われていた。国語審議会の運営に大きな支えとなっていた保科孝一もそういう考えであった。送り仮名の付け方が第四期の国語審議会で取り上げられたのも、保科の死去(一九五五(昭和三〇)年七月)と無関係ではないのである。そうして、多く送る教科書の方式を基本にしたことが、読む力の高い人々に大きな不満をもたらすことになった。これが、送り仮名だけでなく、政府の国語政策そのものに対する不満を盛り上げたのである。

政府の国語政策に対する不満は、当然のことながら、伝統的な表記を守ろうとする人々の間に蓄積されていた。それが対日平和条約の発効とともに表面化したが、そのうちの一つに「現代かなづかい」をめぐるものがあった。それ

は一九五三(昭和二八)年二月『文芸春秋』に載った小泉信三(慶応義塾大学総長)の「日本語」という論説がきっかけであった。小泉は、言語こそわれわれの守るべき第一の文化財であり、特に書く言語は不変であるべきだとし、仮名遣いの改定を批判した。これに対し、桑原武夫(京都大学教授)が「みんなの日本語」(『文芸春秋』四月号)、金田一京助(国語審議会委員)が「現代仮名遣い論」(『中央公論』四月号)で反論した。桑原は、日本人の読み書き能力が低いのは表記法が難しいからであり、社会の近代化のために表記法を改良すべきだとした。金田一は、時代を異にすれば表記も異なるのは自然であるとし、明治維新に国学者の押し付けた古代仮名遣いを守るべきではないとした。後者が雑誌『知性』を舞台に評論家福田恆存との論争に発展し、特に一般知識人の関心を高めていた[27]。そうして、内閣告示「送りがなのつけ方」が、この種の論争を蒸し返すことにもなったのである。

この「送りがなのつけ方」において送り仮名の多い形が目立つこと、前にも触れたとおりである。しかし、「聞く・聞こえる」「晴れる・晴れやかだ」のように漢字の受け持つ部分を一定にすることは、漢字の表意性を無視し、漢字を表音的に用いることでもあった。そのことは、やがて日本語の表記そのものを全面的に表音化する前提とも解釈することができた。一九五八(昭和三三)年四月に設立された「言語政策をはなしあう会」(後に「言語政策の会」と改称)が、国語審議会の多くの委員を発起人としていながら、漢字の弊害を表面に出していたことも問題であった。こういう情勢の下で翌年一一月に結成されたのが、政府の国語政策に反対する人々を発起人とする「国語問題協議会」であった。民間団体としてのこの二つに代表される考え方について、「表音派」「表意派」という呼び名が行われたのも、このころからである。

ところで、国語審議会のほうであるが、表音派の委員が多数を占めていることも事実であった。このことが、第五期国語審議会の最後の総会において、大きな波乱を引き起こした。それは、次期委員を推薦する推薦協議会委員の互選をめぐってであるが、その方法を改めない限り表音派多数の現状は打開できないという意見が出て紛糾した。そう

して、改組して公正な国語審議会を作り、これまでの国語政策を批判すべきだという意見へと発展した。また、これが入れられないと見た表意派委員舟橋聖一(ふなばしせいいち)ら五氏が会議中に退場し、国語審議会を改組せよとの声明を発表した。それは、一九六一(昭和三六)年三月のことであり、これがきっかけとなって、次期国語審議会の委員については、大幅な入れ替えが行われた。そうして、一九六二(昭和三七)年四月には国語審議会そのものも改組され、文部大臣の諮問機関へと生まれ変わったのである。

六　現代表記の再検討

1　新音訓表と新送り仮名

一九六六(昭和四一)年六月一三日、文部大臣は、諮問機関としての第八期国語審議会[28]に対し、国語施策の改善の具体策について諮問した。この諮問において検討すべき問題点として指摘されたのが、「当用漢字表(別表を含む)」「当用漢字音訓表」「当用漢字字体表」「送りがなのつけ方」「現代かなづかい」「その他これに関連する事項」であった。諮問を受けた国語審議会は、戦後国語政策の成果について、積極的な再検討へと進んだのである。

問題はその際の対処の仕方であるが、この点は、諮問機関に改組されて以来、大きく変わっていた。それは、現代表記の推進に積極的な数期連続委員の後退したことが、表音派の減少、表意派の進出となったからである。そうして、これによって審議の方向が転換したことは、第六期末の報告「国語の改善について」にも現れている。そこに、相異なる二つの考え方を対等に取り上げているのがこれである。その一つは、教育上、社会生活上の負担を軽減することによって、文化水準の向上に資するという従来の考え方である。これに対し、もう一つのほうが、文化の伝承や創造

を重んじる立場から、性急な改革を行うべきではないとする考え方である。このことは、一九五〇(昭和二五)年六月の報告「国語問題要領(国語白書)」の内容と対比するとき、一段と明らかである。このほうは、義務教育を容易にすること、一般の言語生活を能率化することが、審議基準の中心となっていたからである。

ところで、諮問を受けた国語審議会であるが、諮問事項のうち、まず、「当用漢字音訓表」と「送りがなのつけ方」を取り上げることとし、それぞれに部会を設けて審議を進めた。そうして、第八期の終わりに中間報告、第九期の終わりに具体案をまとめ、さらに第一〇期は一般からの意見を求めて修訂した。こうして、六年間の審議を経て、一九七二(昭和四七)年六月に可決答申したのが、「当用漢字改定音訓表」と「改定送り仮名の付け方」であった。そうして、この二つが、翌年六月一八日に内閣訓令・告示となったのである。

まず、新しい音訓表であるが、これは、一九四八(昭和二三)年の音訓表に、新たに「体…からだ、緒…チョ」など三五七の音訓を加えたこと、付表として「田舎…いなか、為替…かわせ」など一〇六語の熟字訓等を加えたことが、主な改定の内容である。それとともに、現代表記の性格やその適用範囲を改めたことも見逃してはならない。すなわち、その前書きにおいて従来の「制限」という考えを改め、これを「目安」としている。そうして、科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではないとし、その適用範囲を法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活に限定したわけである。

次に、送り仮名のほうであるが、これは、一九五九(昭和三四)年の通則全二六を大きく七つの通則にまとめ直すとともに、大幅な許容を設けたものである。許容というのは、その前書きにもあるとおり、本則による形とともに慣用として行われていて、本則以外にこれによってよいものである。この中には「表す・行う」に対する「表わす・行なう」など送り仮名の多くなるものもあるが[29]、その大部分は送り仮名の少なくなる形である。これによって、「聞こえる・晴れやかだ」の他に「聞える・晴やかだ」も許され、「届け・祭り」の他に「届・祭」も許されている。また、

複合語の場合にも、「申し込む・向かい合わせる」の他に「申込む・向い合せる」が許され、「聞苦しい・待遠しい」などに及んでいる。なお、適用範囲が前書きにおいて限定されたことも、改定音訓表の場合と同じである。

これを要するに、音訓が増補されたということ、送り仮名が少なくなったということは、それだけ旧表記が復活したことである。そのうえ、適用範囲が限定されたことも、旧表記の使用をそれだけ自由にしたことである。この点では、表音派の考え方が後退し、表意派の考え方が進出したと言えるわけである。「言語政策の会」がこれを改悪と評価し、「国語問題協議会」がこれを改善と評価したのもこのためである。

2 最近の情勢をめぐって

一九七二(昭和四七)年一一月に、第一一期国語審議会が成立した。この期は、前記文部大臣の諮問のうち、「当用漢字表(別表を含む)」と「当用漢字字体表」を取り上げて検討を進めた。そうして、二年後の会期末に、基本方針などをまとめて文部大臣に報告したが、それは、次のようなものである。

まず、「当用漢字表」であるが、漢字表そのものは必要であるとの前提を確認し、具体的な方針へと進んでいる。それは、制限的なものとしないこと、適用範囲を改定音訓表などと同じく一般の社会生活に限ること、急激な変化を避けること、などである。また、「当用漢字字体表」についても、字体表そのものは必要であること、現行字体表の矛盾を部分的に修正すること、社会に通用している略字体を採用すること、などの方針が掲げられている。なお、中国の簡体字との関係であるが、これについては、参考にする必要はあるが、文字生活の実態や漢字簡略化の考え方の違いから、一般的な関連を考えることは困難との結論に達している。(30)

こうして、国語審議会としては、一二期に当たる今期二年間で漢字表とその字体の具体案をまとめて一般の意見を求め、次の一三期二年間で最終答申を行うことを目標に審議を進めている。そのあとに残るのが「現代かなづかい」

の再検討である。

以上が国語審議会の最近の動向であるが、国語国字問題の解決が、すべて国語審議会に任されているわけではないのである。例えば学術用語であるが、これについては、早く一九四七（昭和二二）年二月に、当時の学術研究会議の中に分科会として設けられている。これがその後幾度かの機構改革を経て学術審議会の学術用語分科会となり、現在に至っている。そうして、一九五四（昭和二九）年三月の「数学編」など五冊を最初に、二〇余冊に及んでいるが、これらはいずれも、現代表記の実際への適用を示したものである。また、文部省としては、教育分野での必要から幾つかの規範をまとめている。「筆順指導の手びき」「教科書体活字の字体」[31]「学年別漢字配当表」「地名の呼び方と書き方」[32]などがこれである。[33]

このうち「学年別漢字配当表」は『学習指導要領』の一部となっており、一九六八（昭和四三）年七月に、備考漢字一一五字が追加されている。これは漢字についての読み書き同時学習を読み先習に改めて範囲を広げるに当たり、教育漢字八八一字以外の当用漢字から選び出したものである。しかし、この備考漢字も国語審議会の議を経たものではなく、また、内閣告示「当用漢字別表」を改めたものでもないのである。また、国語審議会の議を経ない漢字表としては、「人名用漢字追加表」もその一つである。このほうは、法務省が出生届で不許可となった文字のうち出度の高いもの七八字を対象に人名用漢字問題懇談会を設けて諮り、二八字を選び出したものである。これについては国語審議会の了承を求めたにとどまり、内閣告示「人名用漢字別表」とは別に、一九七六（昭和五一）年七月に内閣訓令・告示「人名用漢字追加表」となっている。同時に法務省令によって「戸籍法施行規則」の第六〇条（常用平易な文字の範囲）にこれが加えられ、一般の希望に応じることになったのである。

ところで、国語国字問題の解決に新聞・放送の占める役割が大きいこと、言うまでもない。新聞については、「日本新聞協会」が新聞用語懇談会を設け、また大新聞は独自の委員会を設けている。放送については、「日本放送協会」

が総合放送文化研究所の中に放送用語委員会を設け、民間放送のほうでも「日本民間放送連盟」が専門部会を設けている。これらは、いずれも国の国語政策に協力する形でその実際への適用を審議実行しているが、また、独自の立場から国語審議会等へも資料を提供しているわけである。

なお、国語国字問題解決のための資料提供は、国立国語研究所の役割でもある。また、国語審議会の事務を処理し、資料の収集整理、政策の企画普及を行うのが文化庁の国語課である。前者は、年報、国語年鑑のほか、月刊の『言語生活』を編集し、研究報告もすでに六〇余点に及んでいる。後者は、『国語シリーズ』『ことばシリーズ』を編集し、また、国語問題研究協議会、国語施策の改定に関する説明会などを催している。その他、一般への理解と関心を深める点では、民間団体としての「カナモジカイ」「日本ローマ字会」「言語政策の会」「国語問題協議会」などの活動も大きいわけである。

顧みれば、明治以来一〇〇余年、幾多の曲折を経て現在に及び、なお解決に至らないのが我が国の国語国字問題である。そうして、国語そのものが国民の共有財産である以上、その問題解決に国民全体の理解と協力が必要なこと言うまでもない。この小論が国語国字問題の理解を深める上で多少とも役に立てば、筆者の幸いとするところである。

（1）この論文で資料とした論説や諸案は、そのほとんどが末尾所載の資料集等の中に復刻または転載されているので、そのつどの指摘は省略する。

（2）アメリカの宣教師で医者、一八五九(安政六)年来日、一八六七(慶応三)年、我が国最初の和英辞書『和英語林集成』を編修した。一八七二(明治五)年再版、一八八六(明治一九)年三版。

（3）田鎖綱紀(たくさりこうき)が英語速記方式グラハム(Graham)式に基づいて日本語速記方式を創案し、一八八二(明治一五)年一〇月、東京で講習会を開いた。『怪談牡丹燈籠』の速記は、そのときの受講生、若林玵蔵(わかばやしかんぞう)・酒井昇造(さかいしょうぞう)の手に成るものである。

（4）『怪談牡丹燈籠』には、坪内も「春のやおぼろ」の名で、作家の文語体より優れているという内容の序文を書いている。

(5)　このあたりの事情、詳しくは武部良明「国語速記の初期に見られた国語観について」(『国語学』五二集、一九六三年)。
(6)　一八八六(明治一九)年に『日本文体文字新論』を著した矢野竜渓は、郵便報知新聞主筆となったのを機に一八八七(明治二〇)年一二月からの紙面に漢字三〇〇〇字制限を実行した。しかし、記者からの不満が多く、不成功に終わったという。
(7)　「帝国教育会」は一八八三(明治一六)年に「大日本教育会」として設立された民間機関であるが、一八九九(明治三二)年には前島密を部長に国字改良部を設けている。
(8)　発音式仮名遣いについては、一八七八(明治一一)年、千葉師範学校長那珂通世が同校で採用実施したことがある。
(9)　保科については、著書に『国語問題五十年』(三養書房、一九四九年)があり、自叙伝を兼ねている。
(10)　上田は、文部省のローマ字調査委員として新しいローマ字つづりもまとめている。これが一九〇〇(明治三三)年一一月に文部省から発表された「羅馬字書方調査報告」で、無声母音を省略し、チャ行を〃C〃とする、など独自の行き方をしたが、ローマ字論者からの反対が強く、立ち消えになっている。
(11)　ローマ字を小学校で教えることについての建議は、一八七四(明治七)年九月、広島師範学校長久保田譲が文部大臣に提出したのが最初とされている。文部省は、一八七六(明治九)年に羅馬字掛図七枚を刊行したが、ローマ字とその用い方を一覧にした掛図で、国語を書くためのものではなかった。
(12)　本表に掲げられたのは一九六二字であるが、略字体の採用によって「辨・辯」が「弁」、「余・餘」が「余」となるため、実字数は一九六〇字となる。
(13)　邦文タイプライターは、逓信省技手の杉本京太が活字を拾って打つ方法を考案した。そうして、一九一五(大正四)年に日本書字機商会を設立し、製造販売を行った。
(14)　「カナモジカイ」は、一九二五(大正一四)年に、報知新聞の後援を得て横書き用カタカナ活字の字体を懸賞募集するなど、活字字体の改良に努めた。
(15)　連合国最高司令部は、日本民主化の手段として国語国字問題を重視し、民間情報教育局に言語改革課を置いていた。また、国語審議会の総会には、関係の係官がオブザーバーとして出席したこともある。
(16)　一九四五(昭和二〇)年一二月には、「国語協会」「カナモジカイ」「日本ローマ字会」が連合して国語問題解決案を連合国最高司令部に提出している。また、翌年六月には、「カナモジカイ」と「日本ローマ字会」が、協力して漢字全廃に進むこと

につき、共同声明を発表している。これらのことも、教育使節団の報告書と無関係ではない。

(17) 一九四二(昭和一七)年当時は、左横書きについても、日本古来の伝統を破るとの反対論が行われた。現代表記となってからは、内閣の公用文改善協議会が一九四九(昭和二四)年に「公用文の改善」という報告書をまとめた際に横書きの推進を提案した。これが閣議了解となり、各省の公用文も横書きへと進んだ。

(18) 新憲法は旧仮名遣いで書かれているが、これは憲法改正案が帝国議会に提出された段階では当然のことであった。最終的に仮名遣いを改めるには新たに改正案を提出しなければならず、実際問題として不可能であった。

(19) なお、公用文の文体の口語化は、一九四六(昭和二一)年四月の次官会議で「各官庁における文書の文体等に関する件」として決定した。同年五月の臨時議会召集の詔書が初めて平仮名交じりの平易な文体となり、開院式の勅語も口語体となった。同年一二月の次官会議で「公文用語の手びき」が決定したが、その第三分冊に『口語化語例集』があった。

(20) 改組された国語審議会は、新たに委員の任期を設けたが、それが二年となっていたため、二年を一期として区切られることになった。

(21) このときのローマ字教科書の表題は、小学校用が第一種“TARÔ SAN”第二種“TARÔ SAN”中学校用が第一種“WATAKUSITATI NO MATI”第二種“WATAKUSHITACHI NO MACHI”である。

(22) 本来の日本式には、連濁に当たるdi du dya dyu dyoの採用など、訓令式と異なる部分があった。

(23) 一九四六(昭和二一)年一〇月一日の主査委員会で「当用」という名称が決まった。その際、この「当用漢字表」は、社会情勢に応じて数年ごとに修正し、将来は別に作る教育漢字表の線にまで近づけたいという、委員長の希望が述べられている。

(24) その他、補正資料では、「当用漢字字体表」の「燈」が「灯」に改められ、「人名用漢字別表」の「龍」が「竜」となっている。したがって、新聞などで用いているのは、「灯・竜」のほうである。

(25) 例えば、「シェ・ジェ」の音をなるべく「セ・ゼ」と書くことについては、「シェ・ジェ」は日本人に可能な音なので、むしろ「シェ・ジェ」と書くほうを原則とすべきではないか、などの指摘が行われた。

(26) この中では、「現代かなづかい」の適用で紛らわしい「じ・ぢ」「ず・づ」などに、現代日本語の語意識という考え方が導入され、「いちにちじゅう」「こぢんまり」、「さしずめ」「ひづめ」などが例示されている。

(27) 福田「国語改良論に再考をうながす」(『知性』一九五五年一〇月号)、金田一「かなづかい問題について」(『知性』一二月

号)、福田「再び国語改良論についての私の意見」(『知性』一九五六年二月号)、金田一「福田恆存氏のかなづかい論を笑う」(『中央公論』五月号)、髙橋義孝(九州大学教授)「国語改良論の「根本精神」をわらう」(『中央公論』六月号)、福田「金田一老のかなづかひ論を憐れむ」(『知性』七・八月号)。このとき『知性』編集部が読者の参加を求めたところ、投稿三九通に上った(「かなづかい論争に寄せられた読者の声」『知性』一〇月号)。

(28)　その前の第七期においては「当用漢字表」と「送りがなのつけ方」が再検討されたが、最終結論には達しなかった。

(29)　これを許容とした理由は、他の送り仮名の少ないほうの許容と異なっている。それは前回の告示に「表わす・行なう」などの形のみが掲げられていたため、これを誤りとすることが、教育上好ましくないと考えられたからである。

(30)　一九七五(昭和五〇)年二月には、文化庁派遣中国文字改革等調査団が北京・上海を訪れ、中国文字改革委員会等と情報を交換した。

(31)　新聞などに用いる明朝体活字の字体と小学校の教科書に用いる字体との間に「北・北」「令・令」「近・近」のような差異が見られるのは、これによるものである。

(32)　この中の「一般外国の地名」の細則には、国語審議会報告「外来語の表記」の中の原則と異なるものがある。地名としての「ミッドウェー」と一般語としての「ハイウェー」において「ェ」の大きさが異なるなどもこのためである。

(33)　一九四八(昭和二三)年、文部省国語課編「現代かなづかいの要領」もその一つである。この中に、「あるいは・ねがわくは」など、助詞「は」を適用する範囲が示されているからである。

参考文献

菊沢季生『国字問題の研究』岩波書店、一九三一年。
日下部重太郎『現代国語精説』中文館書店、一九三二年。
日下部重太郎『現代国語思潮』正・続、中文館書店、一九三三年。
明治書院編『国語科学講座』一二「国語問題」明治書院、一九三三年。
朝日新聞社編『国語文化講座』一「国語問題篇」朝日新聞社、一九四一年。
平井昌夫『国語国字問題の歴史』昭森社、一九四八年。

保科孝一『国語問題五十年』三養書房、一九四九年。
白石大二『終戦後における国語改良の動向』社会社、一九五二年。
天沼寧・浮田章一『国語・国字問題小史』立明社、一九六一年。
時枝誠記『国語問題のために』東京大学出版会、一九六二年。
塩田紀和『日本の言語政策の研究』くろしお出版、一九七三年。
安藤正次『言語政策論考』(「安藤正次著作集」六)雄山閣、一九七五年。
読売新聞社会部編『日本語の現場』第一―三集、読売新聞社、一九七五―一九七六年。

資料集等

平岡伴一編『国字国語問題文献目録』岩波書店、一九三二年。
吉田澄夫・井之口有一編『国字問題論集』冨山房、一九五〇年。
文部省編『国語審議会の記録』文部省、一九五二年。
文部省・文化庁編『国語審議会報告書』一―一一、秀英出版(一―四)・大蔵省印刷局(五―一一)、一九五二―一九七五年。
吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国字問題諸案集成』風間書房、一九六二年。
吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題論集』風間書房、一九六四年。
文部省編『現行の国語表記の基準』帝国地方行政学会、一九六七年。
西尾実・久松潜一監修『国語国字教育 史料総覧』国語教育研究会、一九六九年。
文化庁国語課監修『国語表記実務提要』帝国地方行政学会、一九六九年。
吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題諸案集成』上・下、風間書房、一九七二・一九七三年。
文化庁編『公用文の書き表し方の基準』大蔵省印刷局、一九七四年。
文化庁編『改定 現行の国語表記の基準』帝国地方行政学会、一九七四年。
国語問題協議会編『国語問題協議会十五年史』国語問題協議会、一九七五年。

〈執筆者紹介〉

千野栄一（ちの　えいいち）1932年生　東京外国語大学外国語学部助教授
野元菊雄（のもと　きくお）1922年生　国立国語研究所日本語教育センター長
辻　哲夫（つじ　てつお）1928年生　東海大学工学部教授
林　大（はやし　おおき）1913年生　国立国語研究所所長
林　巨樹（はやし　おおき）1924年生　青山学院大学文学部教授
寿岳章子（じゅがく　あきこ）1924年生　京都府立大学文学部教授
石野博史（いしの　ひろし）1937年生　日本放送協会総合放送文化研究所員
菅野　謙（かんの　けん）1930年生　日本放送協会総合放送文化研究所主任研究員
武部良明（たけべ　よしあき）1920年生　早稲田大学語学教育研究所教授

岩波講座　日本語 3　国語国字問題
第3回配本　（全12巻　別巻 1）　¥2000

1977年1月10日　第1刷発行

発行所：〒101　東京都千代田区一ツ橋 2-5-5　株式会社 岩波書店　電話 03-265-4111　振替 東京 6-26240

印刷・精興社　　製本・牧製本